

全 児 相

(通巻第116号 別冊)

「児童虐待相談のケース分析に関する調査」

報告書

令 和 7 年 9 月

全 国 児 童 相 談 所 長 会

令和 6 年度全国児童相談所長会定例調査

「児童虐待相談のケース分析に関する調査」
調査結果報告書

令和 7 年 3 月 31 日

令和6年度全国児童相談所長会定例調査
「児童虐待相談のケース分析に関する調査」報告書

目次

I 調査の目的	- 2 -
II 方法	- 2 -
1. 調査票の種類と調査内容	- 2 -
2. 集計方法	- 2 -
3. 倫理的配慮	- 2 -
4. 調査検討委員会	- 3 -
III アンケート調査の結果	- 4 -
III-I 機関調査	- 4 -
1. 児童相談所	- 4 -
(1) 児童相談所数	- 4 -
(2) 中央児童相談所	- 5 -
2. 児童福祉司	- 5 -
(1) 児童福祉司の配置人数	- 5 -
(2) 児童虐待相談に関与している児童福祉司	- 6 -
(3) 児童福祉司虐待対応の割合	- 6 -
3. 児童心理司	- 7 -
(1) 児童心理司配置人数	- 7 -
(2) 児童虐待相談に関与している児童心理司	- 8 -
(3) 児童心理司虐待対応の割合	- 9 -
4. 相談員	- 9 -
(1) 相談員配置人数	- 9 -
(2) 児童虐待相談に関与していた相談員	- 11 -
(3) 相談員児童虐待対応の割合	- 11 -
5. 虐待対応専任部署の設置	- 12 -
6. 家族支援専任部署設置	- 14 -
7. アセスメントシートの利用	- 14 -
8. 保護者支援プログラムの実施状況	- 15 -
(1) 保護者支援プログラム	- 15 -
(2) 保護者支援プログラム実施における市区町村との連携	- 17 -
(3) 保護者支援プログラムにおける民間団体との連携	- 18 -
9. ソーシャルワークにおける家族に対するアプローチ方法	- 19 -
(1) サインズ・オブ・セイフティ	- 19 -
(2) パートナリング・フォー・セイフティ	- 19 -

(3)ファミリーグループ・カンファレンス	20 -
(4)ラップアラウンド	20 -
(5)各種アプローチ方法の実施比較	21 -
10. 児童相談所から市町村送致を行う具体的なルールの有無	21 -
小括	22 -
III-Ⅱ 被虐待児童調査(ケース調査)	24 -
【I-I】被虐待児童について(受理時の状況)	24 -
1. 被虐待児の性別	24 -
2. 受理時の被虐待児の年齢	25 -
3. 被虐待児の在学状況等	30 -
4. 本ケースを児童相談所へ通告・送致・相談した者(機関)	32 -
4-1. 通告のうち児童本人からの申し出を受けたもの	38 -
4-2. 市区町村こども家庭センターまたは市区町村児童相談部門における送致	39 -
5. 児童相談所から市区町村へただちに送致したもの	40 -
【I-II】被虐待児童について	41 -
6. 虐待の有無	41 -
7. 虐待の種別	43 -
7-1. ネグレクト(同居人等による虐待の放置)	45 -
8. 虐待の重症度	46 -
9. 家族構成	48 -
10. 乳幼児健診の受診状況	49 -
11. 母子健康手帳の交付	51 -
12. 被虐待児童が属する世帯の経済状況	52 -
小括	53 -
【II】虐待を行った者について	54 -
13. 虐待を行った者の続柄等	54 -
13-1. 被虐待児と同居	56 -
13-2. 妊婦健康診査の受診	56 -
13-3. 出産時の状況	57 -
14. 虐待を行った者の年齢(受理時)	57 -
15. 虐待を行った者の就労状況(受理時)	58 -
16. 虐待を行った者の精神障害・知的障害やその疑いの有無	59 -
16-1. 精神障害・知的障害の治療・相談	59 -
16-2. 精神障害・知的障害の種類	60 -
17. 主な虐待を行った者自身の生育時の状況や体験(複数回答)	62 -
18. 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方	63 -
小括	65 -

【Ⅲ】 虐待の要因、結果について	66 -
19. 被虐待児童の生育歴等の状況	66 -
20. 被虐待児童が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況	68 -
21. 虐待により生じたと思われる被虐待児童の現在の精神症状	73 -
小括	79 -
【Ⅳ】 児童相談所の対応について	80 -
22. このケースの受理について	80 -
23. 子どもとの面接の有無	81 -
24. 児童心理司と子どもとの面接の有無	83 -
25. 保護者との面接の有無	84 -
26. 主たる虐待者との面接の有無	86 -
27. 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議開催の有無	87 -
28. 子どもに対する地域の具体的サービスの導入	89 -
29. 保護者への地域の具体的なサービスの導入	91 -
30. 調査時点での支援後の保護者の状況	93 -
31. 支援後の子どもの心身のダメージについて	95 -
32. 調査時点でのケースの取り扱い状況について	98 -
32-1. 児相が行っている援助(調査時点で援助中の事例)	100 -
32-2. 終結した理由	103 -
32-3. 相談終結の形	104 -
小括	105 -
【Ⅴ】 一時保護について	108 -
33. 一時保護の実施	108 -
34. 一時保護を行わなかった理由	110 -
35-1. 一時保護の場所	113 -
35-2. 一時保護委託先	114 -
35-3. 一時保護期間	115 -
35-4. 保護者の一時保護への同意の有無	117 -
35-5. 一時保護を行った理由	119 -
36. 一時保護終了時の解除の理由	121 -
小括	122 -
【Ⅵ】 このケースに対する援助内容について	124 -
37. 子どもと家族に対する援助プランについて	124 -
38. 虐待を行った者の児相の援助に対する態度	125 -
39. 児相による援助の状況について	128 -
39-1. 保護者への援助の実施方法	131 -
39-2. 保護者援助における児童相談所での対応者	132 -

39-3. 子どもへの援助の実施方法.....	- 132 -
39-4. 子どもへの援助における児童相談所での対応者.....	- 133 -
40. 保護者、子ども、保護者と子ども(同席)へ実施したプログラム.....	- 134 -
小括	- 138 -
IV 考察	- 139 -
1. 機関調査.....	- 139 -
2. 被虐待児童調査(ケース調査)	- 139 -
(1)相談を受理した子どもの年齢について.....	- 140 -
(2)通告経路について.....	- 140 -
(3)子ども本人からの申し出について.....	- 140 -
(4)児童相談所から市区町村への直接送致について	- 141 -
(5)虐待重症度について.....	- 141 -
(6)虐待を行った者の状況や家庭・家族の状況について.....	- 141 -
(7)受理及び面接について.....	- 143 -
(8)一時保護の実施について.....	- 143 -
(9)児童相談所による援助内容について.....	- 144 -
(10)子どもと保護者の改善度について	- 145 -
(11)児童相談所が行っている援助について.....	- 145 -
資料編	- 147 -

発刊にあたって

全国児童相談所長会は、児童相談所の機能強化に資するよう数々の調査を全国的規模で行い、報告書を発刊してまいりました。

令和6年度は「児童虐待相談のケース分析に関する調査」を実施いたしました（主任研究者：明星大学人文学部福祉実践学科川松亮教授）。

当会では、平成20年から全国の児童相談所が受けた虐待相談について5年ごとの調査を実施しており、今回は4回目の調査となります。児童虐待相談の内容や児童相談所の対応の在り方について継続的かつ全国規模の調査を行うことは、今後の児童相談所における相談援助方法を検討するうえで貴重な資料となることと存じます。

この報告書を多くの関係者の皆様の業務にご活用いただくことで、児童相談所のさらなる虐待相談体制の強化につながることを切に願っております。

報告書の発刊にあたり、お忙しい中、調査にご協力頂いた全国の児童相談所職員の皆様に深く感謝いたします。また、ご執筆いただいた研究者の皆様のご尽力に改めて敬意を表し、心からお礼を申し上げます。

令和7年9月

全国児童相談所長会 会長 西尾 寿一

I 調査の目的

全国の児童相談所が対応した虐待相談について、これまで数回にわたり全国レベルの調査が実施されてきた。2008 年(平成 20 年)からは全国児童相談所長会が主体となって、5 年に 1 回の間隔で悉皆による事例調査を実施してきた。前回 2018 年(平成 30 年)調査からは 6 年が経過したが、この間にも児童相談所の虐待相談対応件数は増え続けている。その事例内容の変化に応じて、児童相談所の相談対応のあり方も再検討していく必要がある。現時点での虐待相談内容がどのように変化し、それに応じて児童相談所の対応がどのように変わってきているのかを把握し、これからの虐待相談対応のあり方を検討することが引き続き求められている。

そこで、2024 年(令和 6 年)に全国の児童相談所が受理した児童虐待相談事例について、その特徴や背景を明らかにするとともに受理後の対応及び援助経過を調査し、過去の調査に見られた虐待相談の特徴や児童相談所の対応との変化を把握して、今後の子どもや家庭への援助方法を検討する上での一助とするために本調査を実施した。

II 方法

1. 調査票の種類と調査内容

調査は全国の児童相談所(支所・分室・相談室は本所に一括して回答)に調査票を送付して回答を求める方法により、以下の 2 種類の調査を行った。

(1) 機関調査

児童虐待相談に対する児童相談所の対応体制について、全国の児童相談所ごとに質問紙により調査。

(2) 被虐待児童調査(ケース調査)

2024 年(令和 6 年)5 月 13 日から 5 月 24 日までに、全国の各児童相談所が受理した全ての児童虐待相談事例(再受理を含む)について、2024 年(令和 6 年)10 月 1 日時点での状況を各事例の担当児童福祉司が質問紙に回答する方法により調査。

2. 集計方法

機関調査では Web フォームまたは Excel での回答を回収して Excel 表に集計した。また、被虐待児童調査(ケース調査)では 1 事例ごとに Excel で回答したものを各児童相談所においてとりまとめて提出を求め、回収した回答を Excel 表に入力して集計した。明らかに疑義のある回答については該当児童相談所に確認をし、数値を修正した。

回答は、2024 年(令和 6 年)10 月 1 日時点の全国 235 児童相談所全てから得られ、回収率は 100%であった。

3. 倫理的配慮

調査は選択肢による数値的な回答を求め、統計的に処理をすることで個人が特定できないようにした。機関調査では個別事例について回答を求めず、児童相談所の対応体制について回答を求め、統計的に処理したため児童相談所名が特定されることはない。被虐待児童調査票(ケース調査票)では各児童相談所であらかじめ割り当てた番号に基づいて各 Excel 表に回答を依頼し、結果を統計的に処理したため児童相談所名や個別事例が特定される可能性はない。なお、本調査

の調査内容と調査票について、全国児童相談所長会倫理委員会において審査を受けて承認された。

4. 調査検討委員会

調査を遂行するために、有識者と全国児童相談所長会とからなる検討会を設置し、調査方針の検討や調査項目の設計及び調査結果の分析を行った。検討会の構成員は以下のとおりである。

(所属・肩書は 2024 年度(令和 6 年度)のもの)

	氏名	所属
主任研究者	川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 常勤教授
共同研究者	影山 孝	東京都児童相談センター 児童相談専門員
	金沢 知子	東京都児童相談センター 児童心理専門課長
	久保 樹里	日本福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 准教授
	小平 かやの	東京都児童相談センター 治療指導課長
	妹尾 洋之	神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 所長
	千賀 則史	日本福祉大学 教育・心理学部心理学科 准教授
	根岸 弓	東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科社会福祉学教室 助教
事務局	木村 総司	東京都児童相談センター 次長 全国児童相談所長会 事務局長
	加藤 夕起子	東京都児童相談センター 事業課長

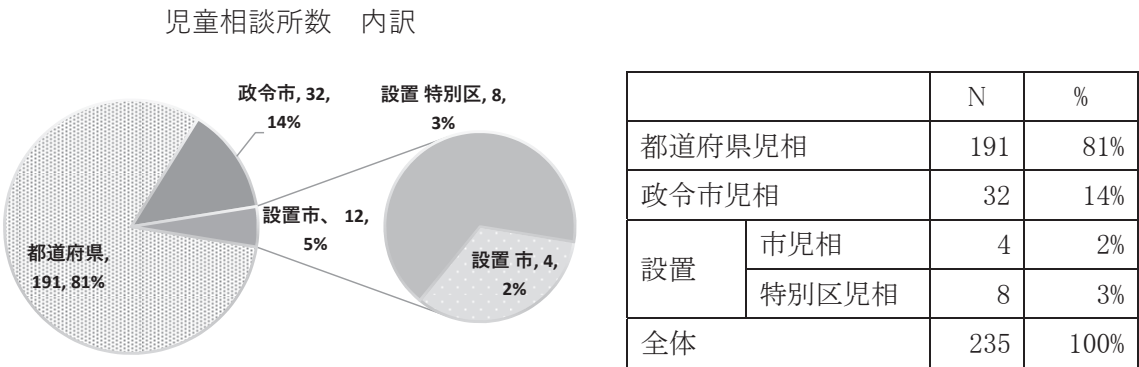
Ⅲ アンケート調査の結果

Ⅲ-Ⅰ 機関調査

1. 児童相談所

(1) 児童相談所数

今回調査を行った児童相談所数は、235 児童相談所(支所・分室除く)であった。このうち、都道府県設置が 191 所、政令指定都市設置が 32 所、設置市(特別区含)が 12 所であった。こども家庭庁の全国児童相談所一覧では、234 児童相談所(令和 6 年 4 月 1 日現在)であるが、令和 6 年 6 月 1 日に東京都練馬児童相談所が開設されたことにより、調査実施の令和 6 年 11 月現在 235 児童相談所となっている。



図表 1 全国の児童相談所数内訳

【過去調査との比較】

全国の児童相談所数は、平成 20 年度実施調査(全国児童相談所における虐待の実態調査全国児童相談所長会実施 財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究事業 以下「平成 20 年度調査」と記す)の調査時に比べて 38 所増え、平成 25 年度実施調査(児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究 全国児童相談所長会実施 一般財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究事業 以下「平成 25 年度調査」と記す)の調査時に比べても 28 所増え、平成 30 年度実施調査(児童相談所の実態に関する調査「1 児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査」筑波大学医学医療系社会精神保健学森田展彰准教授取りまとめ 子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業 以下「平成 30 年度調査」と記す)に比べて 24 所増えている。

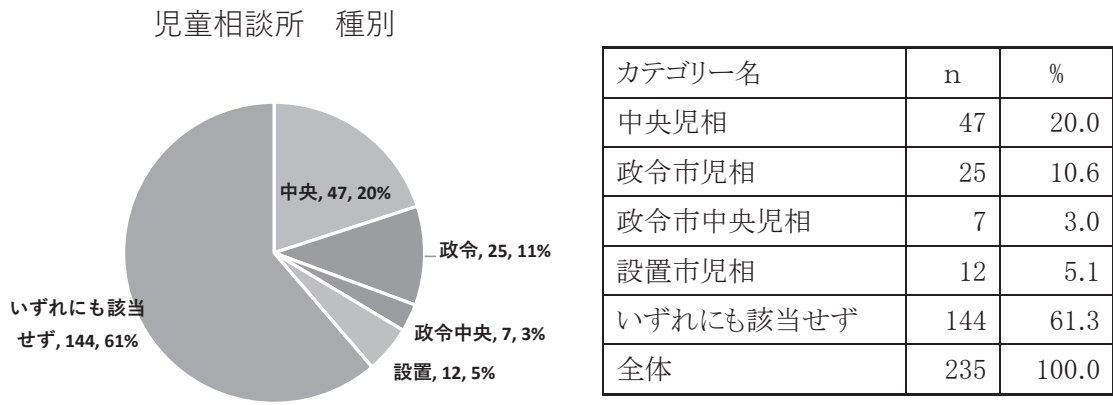
	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	今回 (令和 6 年度)
児童相談所数 (支所分室除く)	197 所	207 所	211 所	235 所
増加数	—	10 所	4 所	24 所
増加率	—	105.1%	102.0%	111.4%

図表 2 児童相談所数の推移

(2) 中央児童相談所

都道府県知事は、児童福祉法施行規則に基づき児童相談所の一つを中央児童相談所に指定することができる。中央児童相談所は、当該都道府県内の児童相談所を援助し、その連絡を図るものとされている。

都道府県が指定した中央児童相談所は 47 所、複数の児童相談所を設置している政令市の中央児童相談所が 7 所で、中央児童相談所と指定されている児童相談所が 54 所である。



図表 3 中央児童相談所種別

2. 児童福祉司

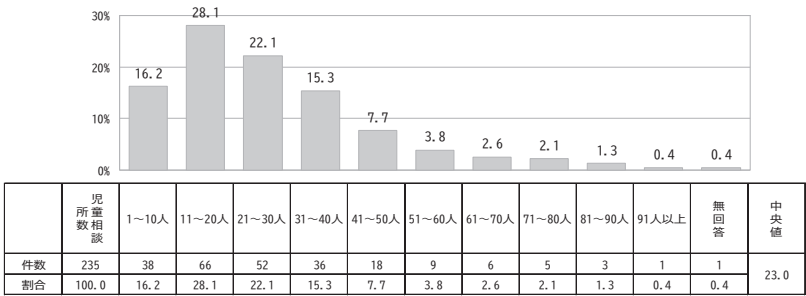
(1) 児童福祉司の配置人数

児童福祉司の総数は、令和 6 年 4 月 1 日現在全体で 6,336 人(無回答 1 所あり)であった。最も多い児童相談所で 98 人、最も少ない児童相談所で 3 人であり、中央値は 23 人、平均値は 27.08 人であった

児童福祉司の各所配置人数は、11～20 人の配置児童相談所が 66 所(28.1%)であり、次いで 21～30 人が 52 所(22.1%)であり、約半数(50.2%)の児童相談所が 11～30 人の児童福祉司配置であった。

合計	6336.00
平均	27.08
分散(n-1)	331.95
中央値	23.00
標準偏差	18.22
最大値	98.00
最小値	3.00
無回答	1
全体	234

児童福祉司



図表 4 児童福祉司の配置人数

【過去調査との比較】

児童福祉司は、平成 20 年度に比べて約 2.7 倍に増加している。増加率では、平成 25 年度調査で約 20.6%増、平成 30 年度調査で約 16.8%増、今回調査で約 91.6%増であり、平成 30 年度に比しての今回調査期間が他の調査期間より 1 年長いことを考慮しても、伸び率が著しく、1.9 倍に増加している。

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	今回 (令和 6 年度)
児童福祉司数	2,294 人 (196 所)	2,766 人 (207 所)	3,229 人 (200 所)	6,185 人 (235 所)
児童福祉司数増加率	—	120.6%	116.8%	191.6%
平均人数	11.76 人	13.4 人	16.1 人	27.1 人
平均人数増加率	—	114%	120.2%	167.7%

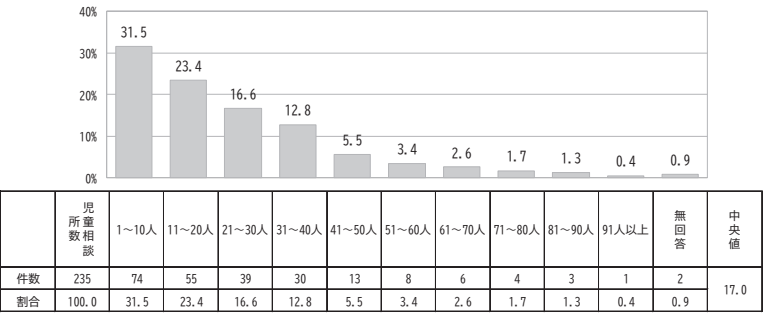
図表 5 児童福祉司数の推移

(2) 児童虐待相談に関与している児童福祉司

児童福祉司の内、児童虐待相談に関与している人数は 5,471 人(無回答 2 所あり)であり、児童福祉司総数の 86.4%であった。1～10 人の児童相談所が 74 所(31.5%)、次いで 11～20 人の児童相談所が 55 所(23.4%)で、1～20 人で約半数(54.9%)を超えていた。

合計	5471.00
平均	23.48
分散(n-1)	364.78
標準偏差	19.10
中央値	17.00
最大値	98.00
最小値	3.00
無回答	2
全体	233

内、虐待相談に関与している職員の数



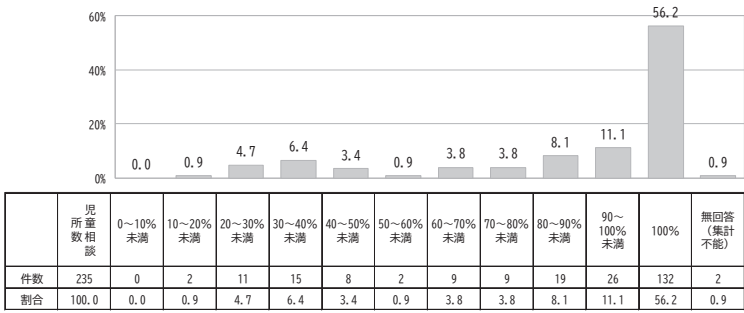
図表 6 児童虐待相談に関与する児童福祉司(内数)

(3) 児童福祉司虐待対応の割合

児童福祉司が児童虐待相談に対応している割合では、全員が虐待対応している児童相談所が 132 所(56.2%)と半数を超えており、次いで 90～100%未満が 26 所(11.1%)、80～90%未満が 19 所(8.1%)となり、80%以上が 75.4%と、およそ 4 分の 3 であった。一方、10～50%未満が 34 所(15.4%)あるなど、虐待相談に半数以上の児童福祉司が対応していない児童相談所もある。

No.	カテゴリー名	n	%
1	0～10%未満	0	0.0
2	10～20%未満	2	0.9
3	20～30%未満	11	4.7
4	30～40%未満	15	6.4
5	40～50%未満	8	3.4
6	50～60%未満	2	0.9
7	60～70%未満	9	3.8
8	70～80%未満	9	3.8
9	80～90%未満	19	8.1
10	90～100%未満	26	11.1
11	100%	132	56.2
	無回答(集計不能)	2	0.9
	全体	235	100.0

虐待対応の割合 児童福祉司



図表 7 児童福祉司が児童虐待に対応する割合

3. 児童心理司

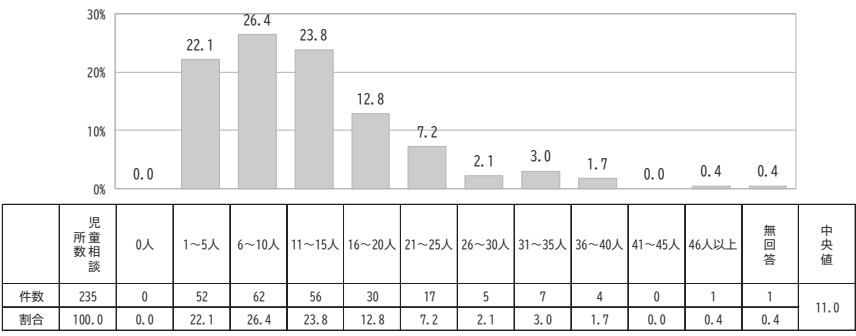
(1) 児童心理司配置人数

児童心理司の総数は、令和 6 年 4 月 1 日現在全体で 2,881 人(無回答 1 所あり)であった。最も多い児童相談所で 48 人、最も少ない児童相談所で 1 人であり、中央値は 11 人、平均値は 12.31 人であった。

児童心理司の各所配置人数は、6～10 人の配置児童相談所が 62 所(26.4%)であり、次いで 11～15 人が 56 所(23.8%)であり、約半数(50.2%)の児童相談所が 6～15 人の児童心理司配置であった。

合計	2881.00
平均	12.31
分散(n-1)	67.36
標準偏差	8.21
中央値	11.00
最大値	46.00
最小値	1.00
無回答	1
全体	234

児童心理司



図表 8 児童心理司の配置人数

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	今回 (令和 6 年度)
児童心理司数	1,046 人 (196 所)	1,231 人 (207 所)	1,307 人 (200 所)	2,881 人 (235 所)
児童心理司数増加率	—	117.7%	106.2%	220.4%
平均人数	5.39 人	5.94 人	6.07 人	12.31 人
平均人数増加率	—	110.2%	102.2%	202.8%

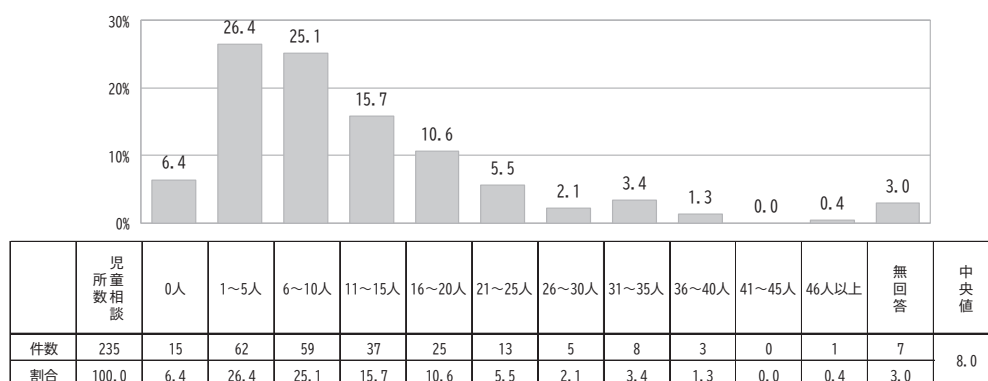
図表 9 過去調査との比較

(2) 児童虐待相談に関与している児童心理司

児童心理司の内、虐待相談に対応している人数は 2,433 人であり、児童心理司総数の 84.5% であった。1～5 人の児童相談所が 62 所(26.4%)、次いで 6～10 人の児童相談所が 59 所(25.1%) で、1～10 人で約半数(51.5%)を超えていた。

合計	2433.00
平均	10.67
分散(n-1)	78.20
標準偏差	8.84
中央値	8.00
最大値	46.00
最小値	0.00
無回答	7
全体	228

内、虐待相談に関与している職員の数



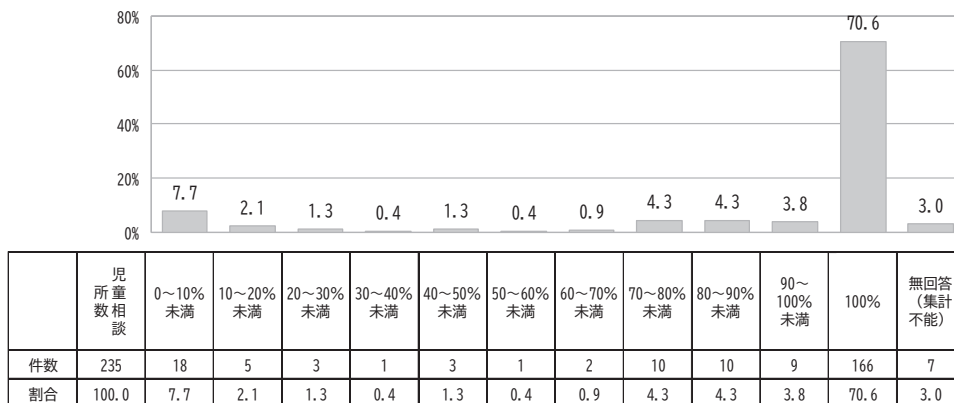
図表 10 児童虐待相談に関与する児童心理司(内数)

(3) 児童心理司虐待対応の割合

児童心理司が児童虐待相談に対応している割合では、全員が虐待相談に対応している児童相談所が 166 所(70.6%)と 3 分の 2 を超えており、次いで 0～10%未満が 18 所(7.7%)となるなど、虐待相談へのかかわり方は、多くの児童相談所で児童心理司が虐待相談にかかわる一方、関わっている児童心理司の割合が 1 割以下の所も 18 所(7.7%)あった。

No.	カテゴリー名	n	%
1	0～10%未満	18	7.7
2	10～20%未満	5	2.1
3	20～30%未満	3	1.3
4	30～40%未満	1	0.4
5	40～50%未満	3	1.3
6	50～60%未満	1	0.4
7	60～70%未満	2	0.9
8	70～80%未満	10	4.3
9	80～90%未満	10	4.3
10	90～100%未満	9	3.8
11	100%	166	70.6
	無回答(集計不能)	7	3.0
	全体	235	100.0

虐待対応の割合 児童心理司



図表 11 児童心理司が虐待相談に対応する割合

4. 相談員

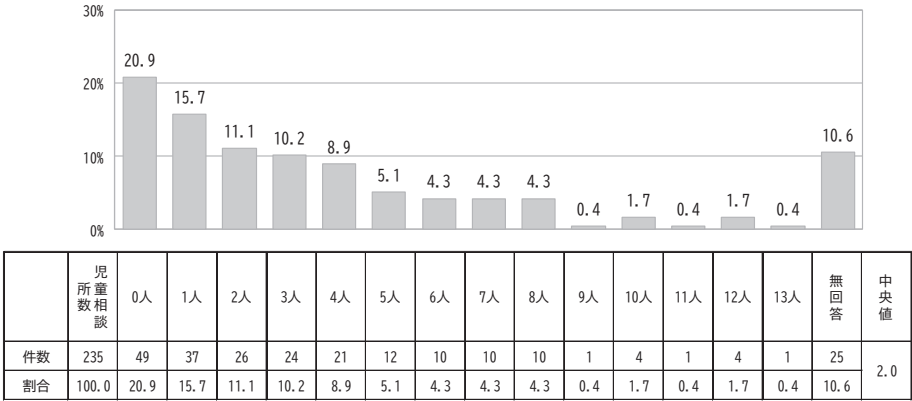
(1) 相談員配置人数

相談員の総数は、令和 6 年 4 月 1 日現在全体で 636 人であった。(無回答 25 所除く) 最も多い児童相談所で 13 人、最も少ない児童相談所で 0 人であり、中央値は 2 人であり、平均値は 3.03 人であった。相談員の各所配置人数は 0 人の配置児童相談所(配置無し)が 49 所(20.9%)であり、次いで 1 人が 37 所(15.7%)、2 人が 26 所(11.1%)、3 人が 24 所(10.2%)であった。なお、

無回答の児童相談所が 25 所(10.6%)あり、無回答の児童相談所では配置されていないことも考えられ、0 人配置と無回答を合わせると 74 所(31.5%)であった。

合計	636.00
平均	3.03
分散(n-1)	9.11
標準偏差	3.02
中央値	2.00
最大値	13.00
最小値	0.00
無回答	25
全体	210

相談員



図表 12 相談員配置人数

【過去調査との比較】

相談員の総数は、平成 20 年度から平成 25 年度にかけて 376 人増加していたが、平成 30 年度に平成 25 年度調査より 351 人の減少となり、令和 6 年度でも平成 30 年度調査より 103 人減少している。但し、平成 20・25 年度調査では「児童福祉司・児童心理司以外の相談担当職員」としての質問に対する回答であるので、あくまで参考としての比較となる。

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	今回 (令和 6 年度)
相談員数	714 人 (174 所)	1,090 人 (170 所)	739 人 (187 所)	636 人 (161 所)
相談員数増減率	—	152.70%	67.80%	86.10%
平均人数	4.1 人	6.4 人	4.0 人	3.03 人
平均人数増減率	—	156.10%	62.50%	75.80%

図表 13 相談員数の推移

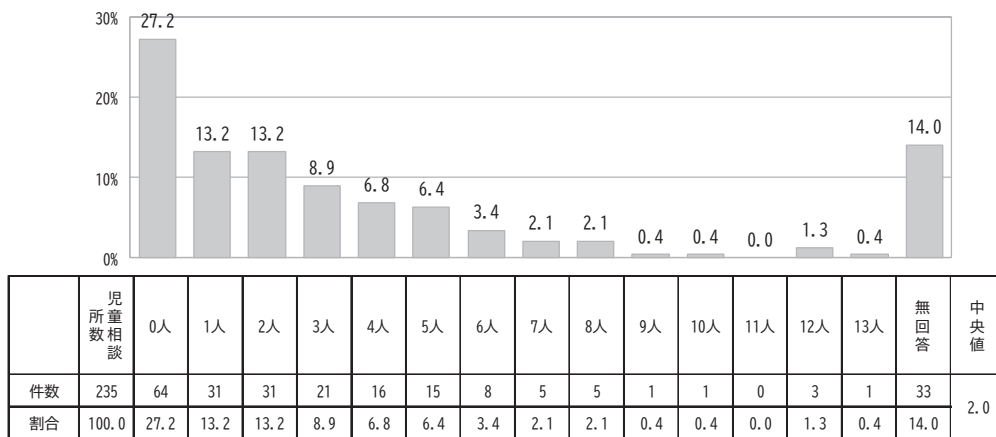
(2) 児童虐待相談に関与していた相談員

① 単純集計

相談員の内、虐待相談に関与している人数は 486 人であり、相談員総数の 76.4% であった。1 人の児童相談所が 31 所(13.2%)、2 人の児童相談所が 31 所(13.2%)であった。

合計	486.00
平均	2.41
分散(n-1)	7.17
標準偏差	2.68
中央値	2.00
最大値	13.00
最小値	0.00
無回答	33
全体	202

内、虐待相談に関与している職員の数



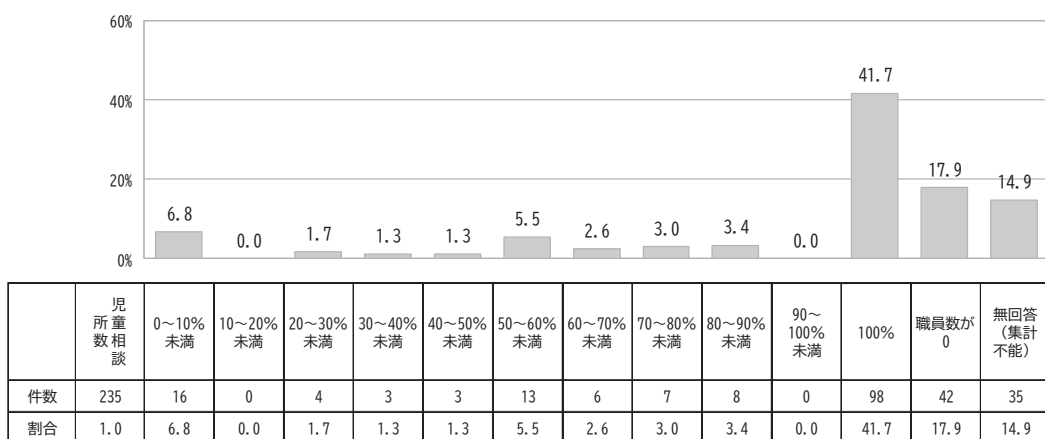
図表 14 虐待相談に関与している相談員(内数)

(3) 相談員児童虐待対応の割合

相談員が児童虐待相談に対応している割合では、全員が虐待相談に対応している児童相談所が 98 所(41.7%)となり、一方で 0～10%未満が 16 所(6.8%)となるなど、多くの児童相談所で相談員が虐待相談に対応する一方、対応している相談員の割合が 1 割以下の所もあった。なお、相談員が配置されていない児童相談所 42 所、無回答の 35 所を除き、相談員が配置されていることが明らかな児童相談所 156 所から割合をみていくと、相談員全員が虐待相談に対応している児童相談所の割合は 62.8%となり、0～10%未満の所は 10.3%の割合となる。

No.	カテゴリー名	n	%
1	0～10%未満	16	6.8
2	10～20%未満	0	0.0
3	20～30%未満	4	1.7
4	30～40%未満	3	1.3
5	40～50%未満	3	1.3
6	50～60%未満	13	5.5
7	60～70%未満	6	2.6
8	70～80%未満	7	3.0
9	80～90%未満	8	3.4
10	90～100%未満	0	0.0
11	100%	98	41.7
12	職員数が0	42	17.9
	無回答(集計不能)	35	14.9
	全体	235	100.0

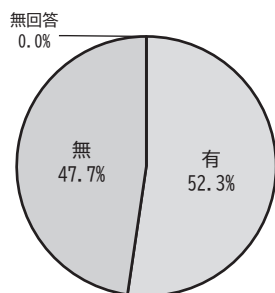
虐待対応の割合 相談員



図表 15 児童虐待相談に対応する相談員の割合

5. 虐待対応専任部署の設置

虐待対応専任部署が設置されている児童相談所が 123 所(52.3%)で、未設置が 122 所(47.7%)と、ほぼ半々であった。



	児童相談所	有	無	無回答
件数	235	123	112	0
割合	100.0	52.3	47.7	0.0

図表 16 虐待対応専任部署設置の有無

【過去調査との比較】

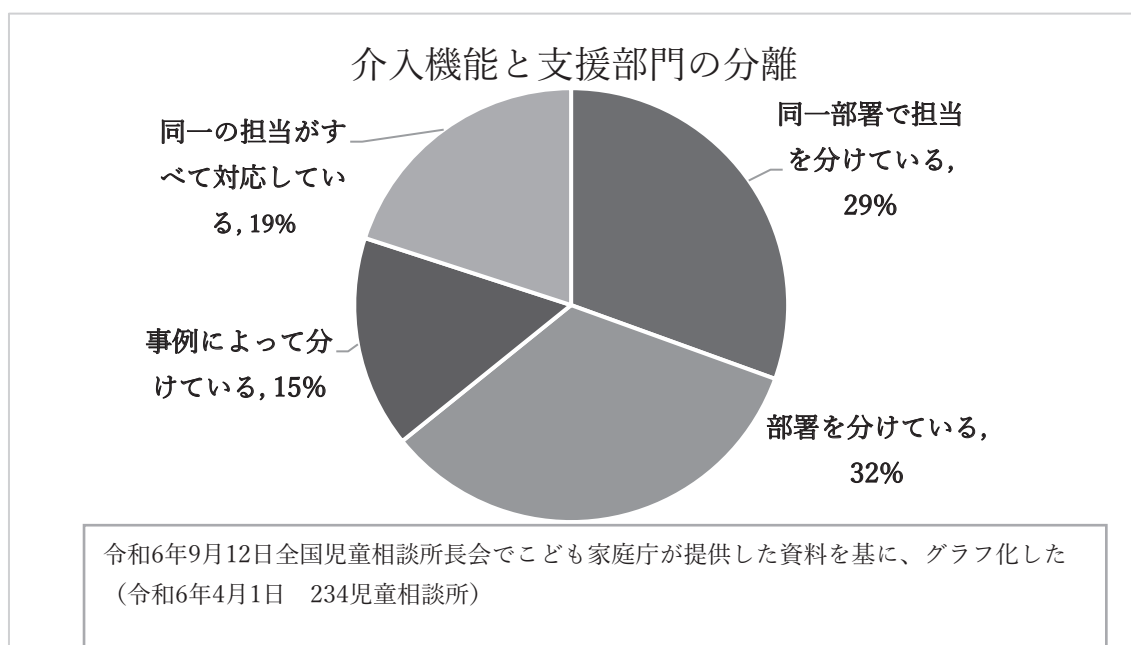
虐待対応専任部署は、平成 20・25 年度調査共に、おおむね 5 割強の設置率であった。

	平成20年度	平成25年度	今回 (令和6年度)
虐待対応専任部署設置	101所 (195所)	108所	123所 (235所)
設置割合	51.80%	52.20%	52.30%
設置児童相談所増加率	—	106.90%	113.80%

図表 17 虐待対応専任部署設置数の推移

平成 30 年度調査では、虐待対策専任部署の設置は調査していないため記載していない。

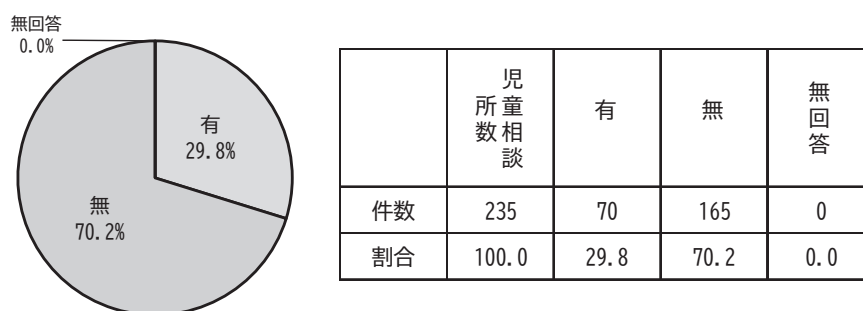
こども家庭庁が行った調査集計(令和 6 年 9 月 12 日に開催した全国児童相談所長会議で報告した「児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況について」)によれば、虐待相談対応における介入と支援の分離については、虐待対応専任部署を設置している児童相談所が約 3 割、同一部署内で担当を分けている児童相談所が約 3 割、事例によって分けている児童相談所が約 15%、担当を分けていない児童相談所が約 2 割であった。



図表 18 【参考】虐待相談における介入と支援の分離

6. 家族支援専任部署設置

家族支援専任部署が設置されている児童相談所が 70 所(29.8%)で、未設置が 165 所(70.2%)と、約 3 割の設置率であった。



図表 19 家族支援専門部署設置の有無

【過去調査との比較】

家族支援専任部署の設置は、平成 25 年度調査は平成 20 年度調査に比べ 18 所増え(設置割合は 7.8 ポイント増)、今回調査では平成 25 年度調査に比べて 21 所増えて(6.1 ポイント増)いる。

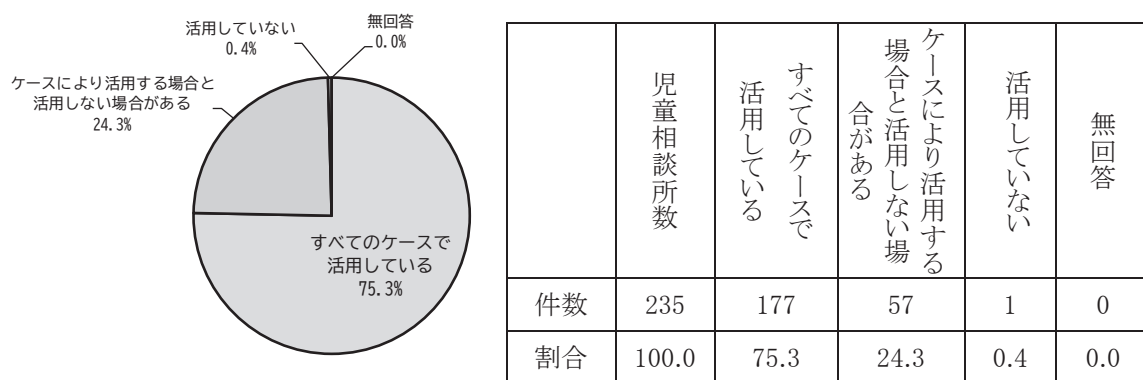
	平成20年度	平成25年度	今回(令和6年度)
家族支援専任部署設置	31所 (195児相)	49所 (207児相)	70所 (235児相)
設置割合	15.90%	23.70%	29.80%
設置児相増加率	—	158.10%	142.90%

図表 20 家族支援専任部署設置の推移

平成 20 年度・平成 25 年度調査では「親子再統合に関わる専管組織」としての質問に対する回答であるので、あくまで参考としての比較となる。また、平成 30 年度調査では「家庭支援専任部署の設置」についての調査は行われていないため記載していない。

7. アセスメントシートの利用

アセスメントシートの利用については、全てのケースで利用している児童相談所が 177 所(75.3%)と 4 分の 3 で全てのケースで利用されており、ケースによって利用する児童相談所が 57 所(24.3%)で、利用されていない児童相談所は 1 所(0.4%)だけであった。アセスメントシートはほとんどの児童相談所で活用されており、すべてのケースで活用している割合が 177 所(75.3%)と多い。一方で、4 分の 1 の児童相談所ではケースによって活用する場合や活用しない場合があり、必ずしもシートを用いたアセスメントが徹底されているわけではない。アセスメントシートの内容については今回調査を行っていない。



図表 21 アセスメントシートの活用状況

8. 保護者支援プログラムの実施状況

(1) 保護者支援プログラム

① 単純集計

保護者支援プログラム(親子関係再構築支援のためのプログラムを含む)の実施状況は、実施している児童相談所が 171 所(72.8%)約 4 分の 3 で実施されていた。



図表 22 保護者支援プログラム実施の有無

【過去調査との比較】

保護者支援プログラム実施については、平成 25 年度調査では平成 20 年度調査に比べて 49 所増え(実施割合は 21.3 ポイント増)、今回調査では平成 25 年調査に比べて 43 所(実施割合は 11 ポイント増)増えている。

	平成20年度	平成25年度	今回 (令和6年度)
保護者支援 プログラムの実施	79所 (195児相)	128所 (207児相)	171所 (235児相)
実施割合	40.50%	61.80%	72.80%
実施児相の増加率	—	162.00%	133.60%

図表 23 保護者支援プログラム実施の推移

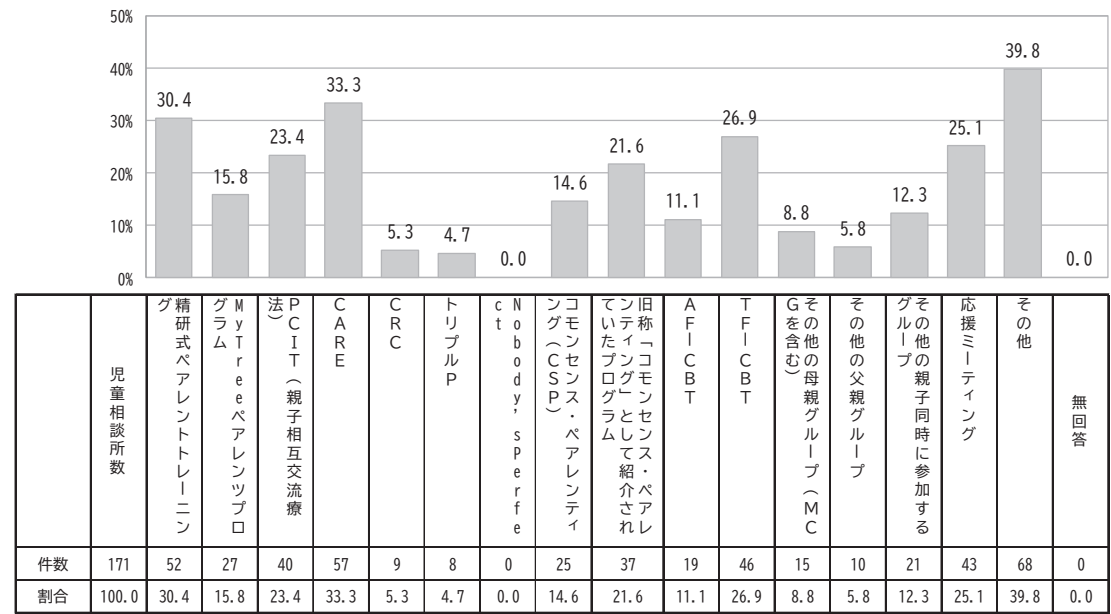
平成 20 年度調査及び平成 25 年度調査の比較では(平成 20 年度・平成 25 年度調査では「親子再統合又は(ないしは)家族援助プログラムの有無」としての質問に対する回答であるので、あくまで参考としての比較となる。また、平成 30 年度調査では「保護者支援プログラム」についての調査は行われていないため記載していない。

②クロス集計

保護者支援プログラムの実施と実施プログラム名

保護者支援プログラムを実施している児童相談所での実施プログラムについては、「CARE」が 57 所(33.3%)、「精研式ペアレントトレーニング」が 52 所(30.4%)、「TF-CBT」が 46 所(26.9%)、「応援ミーティング」が 43 所(25.1%)、「PCIT」が 40 所(23.4%)、「旧称 コモンセンス・ペアレンティングとして紹介されていたプログラム」が 37 所(21.6%)、「MyTree ペアレンツプログラム」が 27 所(15.8%)、「コモンセンス・ペアレンティング(CSP)」が 25 所(14.6%)、「その他の親子同時に参加するグループ」が 21 所(12.3%)「AF-CBT」が 19 所(11.1%)、「その他の母親グループ(MCG を含む)」が 15 所(8.8%)、「その他の父親グループ」が 10 所(5.8%)、「CRC」が 9 所(5.3%)、「トリプル P」が 8 所(4.7%)行われていた。

また、例示したプログラム以外の活用が「その他」68 所(39.8%)と最も多く実施されていた。「その他」を選んだ児童相談所の多くで実施されていたプログラムとしては、ペアレントトレーニング(12 所)、カウセリング(8 所)、家庭復帰(家族再統合)プログラム(8 所)、八策系(6 所)、愛知県虐待防止プログラム(6 所)、セカンドステップ(3 所)、CPA(3 所)が行われており、それ以外にも独自のプログラムが行われていた。



図表 24 保護者支援プログラムの実施と実施プログラム名

(2) 保護者支援プログラム実施における市区町村との連携

① 単純集計

保護者支援プログラムを実施する際に、市区町村と連携して実施していた児童相談所は 35 所 (20.5%) で、連携実施がなかった児童相談所が 135 所 (78.9%) で、連携実施割合は約 2 割であった。

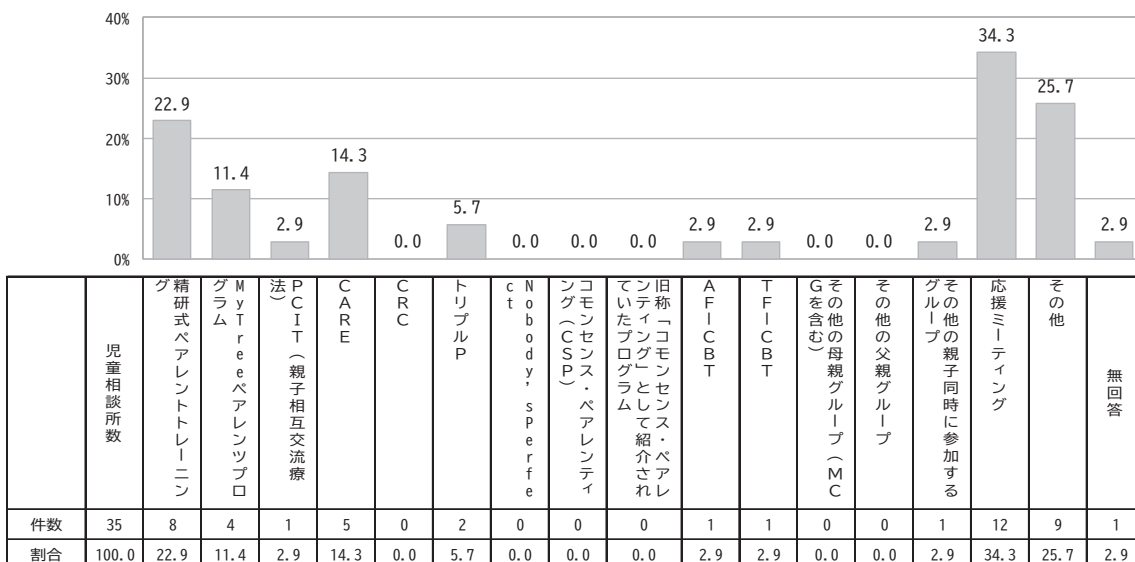


図表 25 保護者支援プログラム実施における市区町村との連携の有無

② クロス集計

市区町村と連携して実施されていたプログラム

市区町村と連携実施していた 35 児童相談所では、「応援ミーティング」が 12 所 (34.3%)、「精研式ペアレントトレーニング」が 8 所 (22.9%)「CARE」が 5 所 (14.3%)、「MyTree ペアレンツプログラム」4 所 (11.4%)、「トリプル P」2 所 (5.7%)「PCIT」「AF-CBT」「TF-CBT」「その他の親子同時に参加するグループ」が各々 1 所 (2.9%) であった

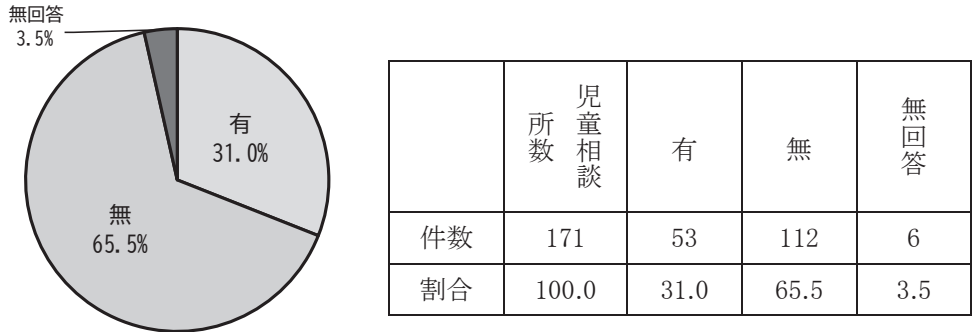


図表 26 市区町村と連携実施されたプログラム

(3)保護者支援プログラムにおける民間団体との連携

① 単純集計

保護者支援プログラムの実施における民間団体との連携が行われていた児童相談所が 53 所 (31.0%) で、連携が行われていなかった児童相談所は 112 所 (65.5%) であった。



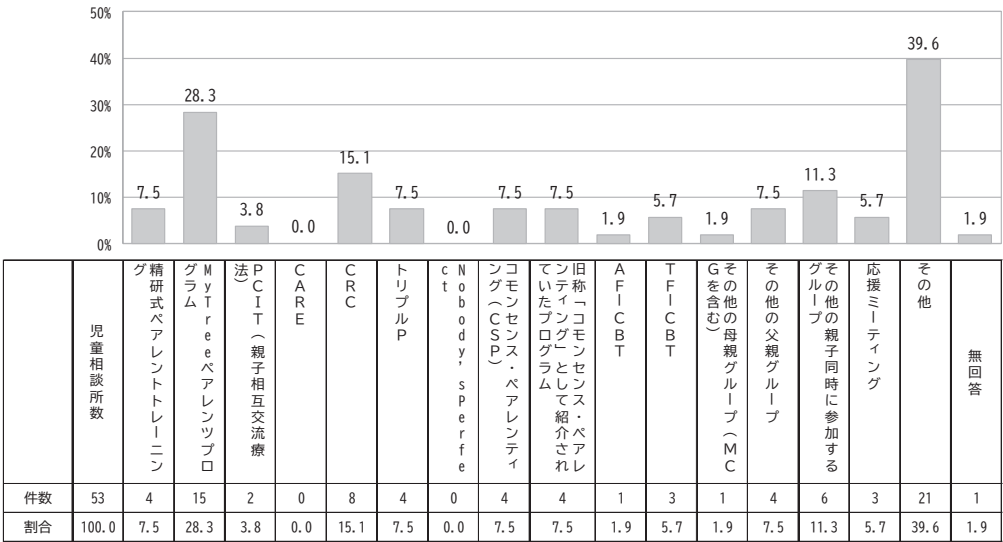
図表 27 保護者支援プログラムにおける民間団体との連携の有無

②クロス集計

民間団体と連携して実施したプログラム

民間団体と連携実施していた 53 児童相談所では、「MyTree ペアレンツプログラム」が 15 所 (28.3%)、「CRC」が 8 所 (15.1%)、「その他の親子同時に参加するグループ」が 6 所 (11.3%)、「精研式ペアレントトレーニング」「トリプル P」「コモンセンス・ペアレンティング (CSP)」「旧称コモンセンス・ペアレンティングとして紹介されていたプログラム」「TF-CBT」「応援ミーティング」が各々 3 所 (5.7%)「PCIT」が 2 所 (3.8%)、「AF-CBT」「その他の母親グループ (MCG 含)」が各々 1 所 (1.9%)で行われていた。

「MyTree ペアレンツプログラム」では、実施されている 27 児童相談所のうち、民間団体との連携していたのは 15 児童相談所であり、連携割合は 55%であった。「CRC」については、実施している児童相談所が 9 所で、そのうち民間団体との連携が 8 所と連携割合が 87.5%と民間団体の連携率が非常に高かった。

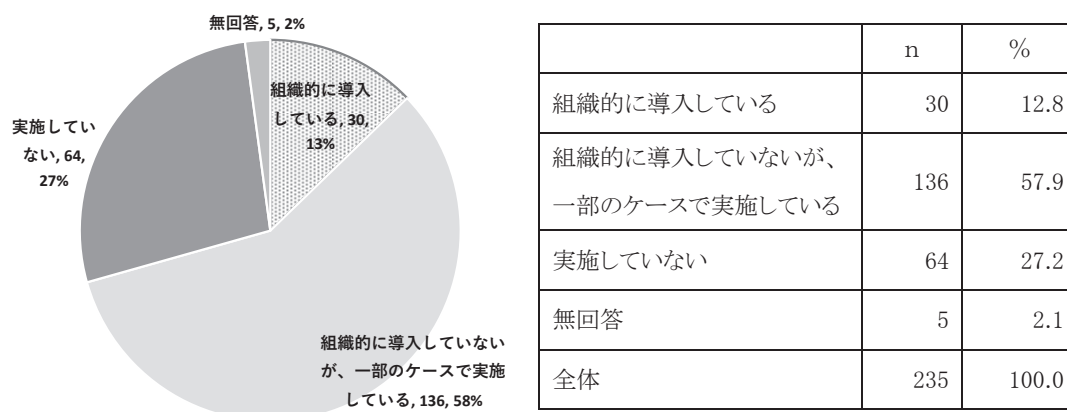


図表 28 民間団体と連携して実施したプログラム

9. ソーシャルワークにおける家族に対するアプローチ方法

(1) サインズ・オブ・セイフティ

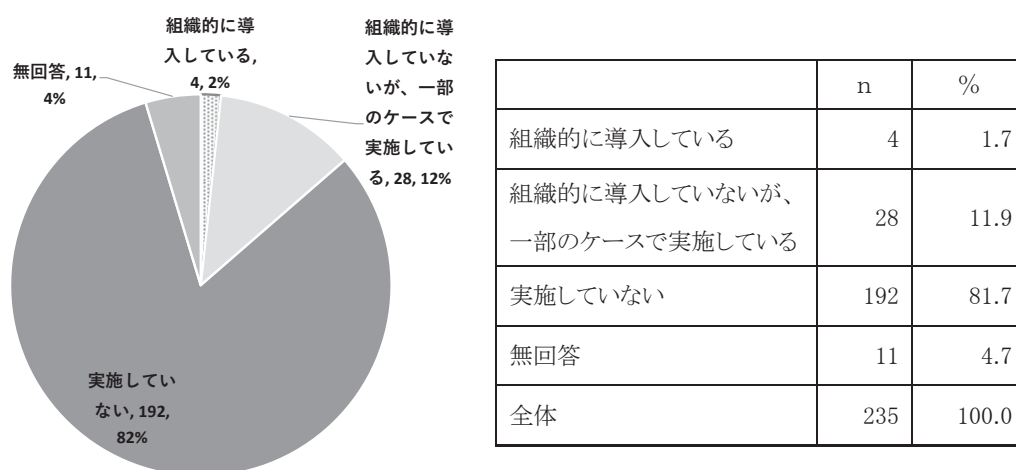
サインズ・オブ・セイフティの活用状況については、「組織的に導入している児童相談所」が 30 所(12.8%)、「組織的に導入していないが、一部のケースで実施している児童相談所」が 136 所(57.9%)で、一部でも実施している児童相談所が 166 所(70.7%)であり、実施していない児童相談所は 64 所(27.2%)で、約 7 割の児童相談所で一部のケースも含めて、活用されていた。



図表 29 サインズ・オブ・セイフティ活用状況

(2) パートナリング・フォー・セイフティ

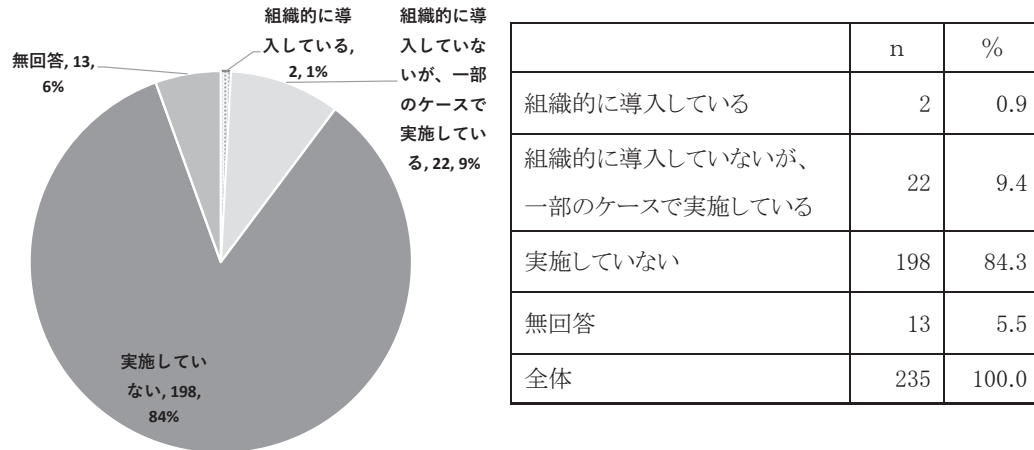
パートナリング・フォー・セイフティの活用状況については、「組織的に導入している児童相談所」が 4 所(1.7%)、「組織的に導入していないが、一部のケースで実施している児童相談所」が 28 所(11.9%)で、一部でも実施している児童相談所が 32 所(13.6%)であり、実施していない児童相談所は 192 所(81.7%)で、約 1 割の児童相談所で一部のケースも含めて、活用されていた。



図表 30 パートナリング・フォー・セイフティ活用状況

(3) ファミリーグループ・カンファレンス

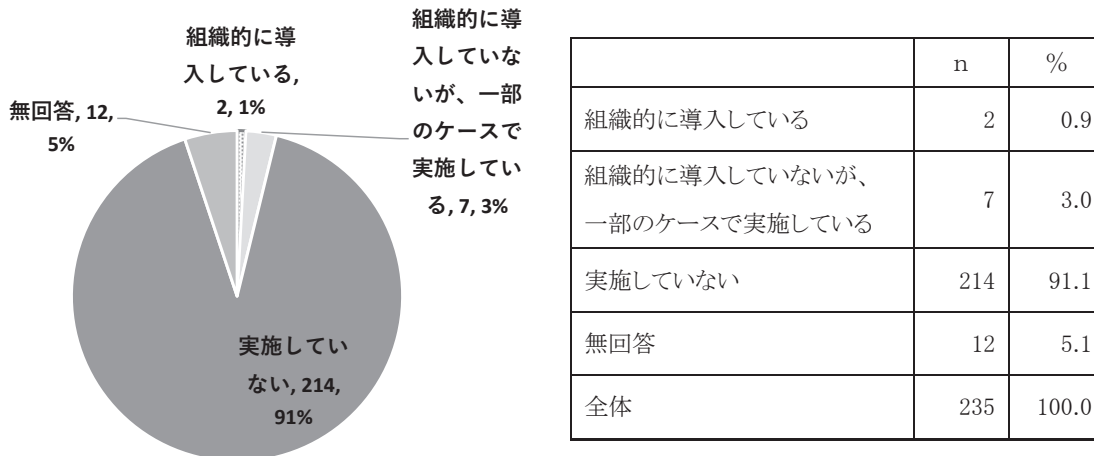
ファミリーグループ・カンファレンスの活用状況については、「組織的に導入している児童相談所」が2所(0.9%)、「組織的に導入していないが、一部のケースで実施している児童相談所」が22所(9.4%)で、一部でも実施している児童相談所が24所(10.3%)であり、実施していない児童相談所は198所(84.3%)で、約1割の児童相談所で一部のケースも含めて、活用されていた。



図表 31 ファミリーグループ・カンファレンス活用状況

(4) ラップアラウンド

ラップアラウンドの活用状況については、「組織的に導入している児童相談所」が2所(0.9%)、「組織的に導入していないが、一部のケースで実施している児童相談所」が7所(3.0%)で、一部でも実施している児童相談所が9所(3.9%)であり、実施していない児童相談所は214所(91.1%)であった。

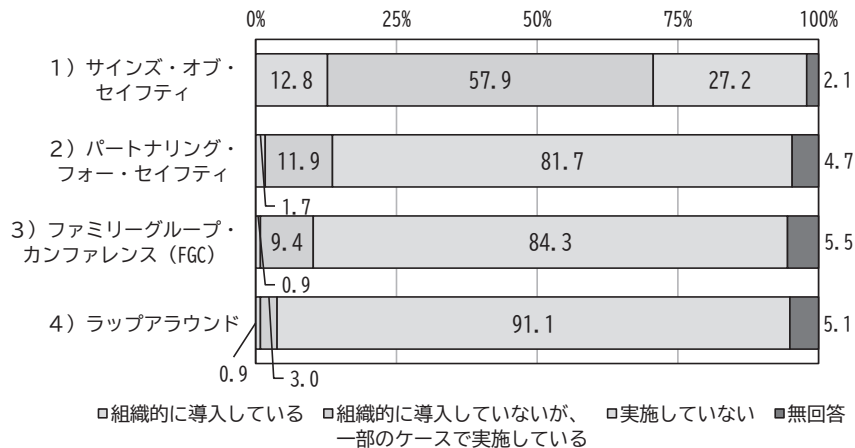


図表 32 ラップアラウンド活用状況

(5) 各種アプローチ方法の実施比較

家族に対するアプローチ方法について調査結果を、一覧として比較したものである。サインズ・オブ・セイフティ以外は、活用している児童相談所が2割以下であった。

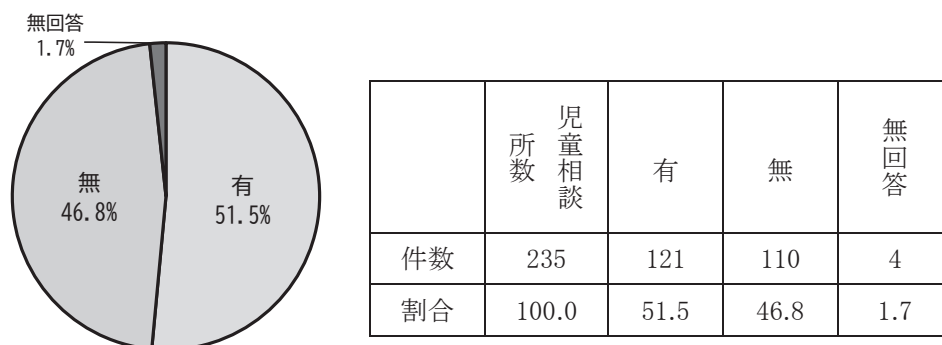
		児童相談所数	組織的に導入している	組織的に導入していないが、一部のケースで実施している	実施していない	無回答
1) サインズ・オブ・セイフティ	件数	235	30	136	64	5
	割合	100.0	12.8	57.9	27.2	2.1
2) パートナリング・フォー・セイフティ	件数	235	4	28	192	11
	割合	100.0	1.7	11.9	81.7	4.7
3) ファミリーグループ・カンファレンス (FGC)	件数	235	2	22	198	13
	割合	100.0	0.9	9.4	84.3	5.5
4) ラップアラウンド	件数	235	2	7	214	12
	割合	100.0	0.9	3.0	91.1	5.1



図表 33 各種アプローチの比較

10. 児童相談所から市町村送致を行う具体的なルールの有無

児童相談所から市区町村に送致を行う際の具体的なルールの有無については、ルール有は121所(51.3% 無回答を除くと52.4%)で、ルール無しが110所(46.8% 無回答を除くと49.3%)で、約半数でルールがあった。



図表 34 児童相談所から市区町村送致時のルールの有無

小括

児童相談所の設置数が、平成 30 年度調査時に比べ、24 所増加しているが、増加原因は都道府県や政令市児童相談所の分割再編や設置市児童相談所開設によるものであり、2016 年(平成 28 年)児童福祉法改正により東京都特別区にも児童相談所を設置できることとなり、2020 年(令和 2 年)に 3 特別区の児童相談所が新設され、2025 年(令和 7 年)3 月 1 日現在、東京都特別区での児童相談所は 9 児童相談所が設置されている。また、重大な児童虐待事件の検証等を踏まえ、児童相談所の管轄人口をおおむね 50 万人程度とする法令改正が 2019 年(令和元年)に行われ、管轄人口 100 万人を超える大規模児童相談所については分割再編が行われており、今回調査実施時には 235 児童相談所が設置されており、いくつかの特別区や中核市で児童相談所新設も計画されており、大規模児童相談所の再編と併せて、しばらくは増加するものと思われる。

児童相談所の職員数は、厚生労働省が「児童相談所強化プラン」(2016 年(平成 28 年)4 月)、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議による「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(2018 年(平成 30 年)12 月)、厚生労働省による「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(2022 年(令和 4 年)12 月)等で、児童相談所等の体制拡充計画が相次いで出されたことにより、児童福祉司の配置数は、2008 年(平成 20 年)度に対して 2024 年(令和 6 年)度までの 16 年間で 2,294 人から 6,185 人に約 2.7 倍に増えた。しかし、児童相談所の児童虐待受付件数は 2008 年(平成 20 年)度が 42,738 件であったが、2023 年(令和 5 年)度には 218,356 件と約 5.1 倍になっており、児童虐待相談の伸び率には追いついていない。(福祉行政報告例は、2025 年 5 月現在 2023 年(令和 5 年)度まで公表されている)。

児童心理司についても、国の体制強化プラン等により増員が図られており、児童心理司は 2008 年(平成 20 年)度 1,046 人から 2024 年(令和 6 年)度 2,881 人と約 2.8 倍に増えた。

児童福祉司に対する児童心理司配置割合は、平成 20 年度調査 50.0%→平成 25 年度調査 44.5%→平成 30 年度調査 40.5%→今回調査 46.6%と推移しており、おおむね 2 対 1 の配置ではあるが、平成 20 年度に 50%だったが以降は 50%を割っている。児童虐待対応について児童心理司が虐待を受けた子どもの心理診断やケアを行うとともに、後述するように保護者支援プログラムを実施している児童相談所が増え、児童心理司が同プログラムも中心的に担っていると考えられ、虐待対応件数の急拡大に十分に追いついていないことが推測される。

相談員については、平成 20 年度調査の 714 人から平成 25 年度調査の 1,090 人に増加したが、平成 30 年度調査では 739 人と平成 25 年度調査に比し減少し、さらに今回調査では 636 人と平成 30 年度調査に比し減少している。厚生労働省の「児童相談所等における専門性強化の取り組みの促進について」(2018 年(平成 30 年)7 月)や様々な児童相談所強化対策の中で、児童福祉司任用前研修の拡充等が図られ、相談員等で一定の資格や経験を持った職員が、児童福祉司の任用資格を取得するとともに、児童相談所職員の増員計画で、各児童相談所設置自治体が経験者採用等で実践力を持った職員採用を行うなど、職員採用チャンネルの多様化によって、相談員だった者が採用・異動等で児童福祉司となっている者が相当数いるのではないだろうか。また、児童相談所の児童福祉司等の拡充により、相談員が担っていた業務を増員した児童福祉司が担うようになったことも考えられる。

虐待対応専任部署の設置については、2019 年(令和元年)の児童福祉法等改正により、「保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に

係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならないこと」(児童虐待防止法 11 条 7 項)とされ、いわゆる介入と支援の分離が法律上明確にされた。しかし、虐待専任部署の設置割合は大きく増加しておらずほぼ横ばいである。2024 年(令和 6 年)度のこども家庭庁資料からもわかるように、必ずしも介入部署と支援部署を分けることなく、担当者の変更や事例によって介入と支援が分けられていると考えられる。

家族支援専任部署については、平成 25 年度調査より 21 所増加し、設置割合でも 6.1 ポイントの増加している。こうしたことから、児童相談所においては家族支援に向けた組織的な取り組みが重視されていると考えられる。法改正による児童虐待対応における介入と支援の分離によって、一時保護等を行った児童福祉司以外の者による保護者援助の実施が求められたことにより、家族支援専任部署の設置が進んだ一つの要因と考えることができる。

保護者支援プログラムはおよそ 7 割近くで実施されており、今回調査では平成 25 年度調査よりも 43 所増え、実施割合も 11.0 ポイントの増加であった。実施されているプログラムは具体的なプログラムの中では「CARE」が最も多く、次いで「精研式ペアレントトレーニング」「TF-CBT」が多く実施されていたが、選択肢に示したプログラム以外でも、様々なプログラムを活用し、各児童相談所において工夫しながら対応していることが分かった。また、民間団体と連携して保護者支援プログラムを実施している児童相談所が 53 所(31%)あり、市区町村と連携している 35 所(20.5%)よりも連携割合が高いなど、民間との連携が図られていることが分かった。

家族に対するアプローチ方法については、「サインズ・オブ・セーフティ」が約 7 割の児童相談所で活用されていたが、組織的に導入しているのは 20 所(12.8%)であり、担当者やケースの状況において活用している場合が多いものと考えられる。「パートナーリング・フォー・セーフティ」については、組織的な導入が 4 所(1.7%)、「一部のケースで実施」28 所(11.9%)を合わせても、32 所(13.6%)あり、「ファミリーグループ・カウセリング」は「組織的に導入」が 2 所(0.9%)「一部でも実施」22 所(9.4%)を合わせても 24 所(10.3%)であった。さらに「ラップアラウンド」については「組織的に導入」2 所(0.9%)、「一部でも実施」7 所(3%)を合わせても 9 所(3.9%)であった。このようにサインズ・オブ・セーフティ以外のアプローチ方法の活用はあまり行われていない。

児童相談所と市区町村の役割分担を明確にし、それぞれの機関が適切に対応できるように、2016 年(平成 28 年)に児童福祉法改正が行われ、児童相談所から市区町村へ事案送致する仕組みが盛り込まれた。児童相談所から市区町村へ送致を行うルールについては半数の児童相談所で具体的なルールが設けられていた。

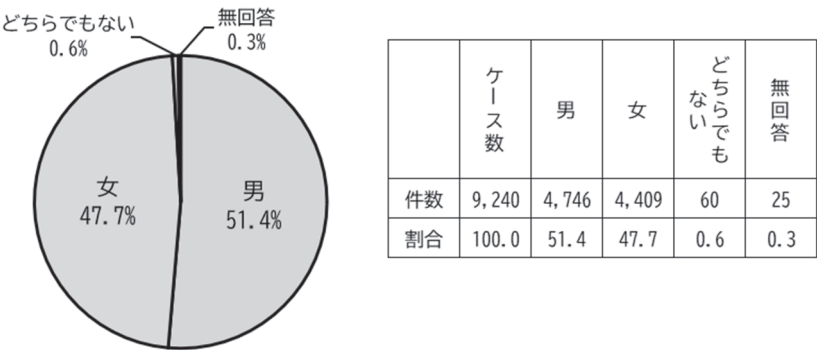
Ⅲ-Ⅱ 被虐待児童調査(ケース調査)

【Ⅰ-Ⅰ】被虐待児童について(受理時の状況)

1. 被虐待児の性別

(1)単純集計

総ケース数 9,240 件のうち、「どちらでもない」「無回答」を除く有効回答における被虐待児の性別は、男児が 4,746 人(51.4%)、女児が 4,409 人(47.7%)であり、男児の割合が 3.7 ポイント高かった。



図表 35 被虐待児の性別

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査では、全 7,636 件中、無回答を除いた 7,568 件において、男児が 52.5%、女児が 46.6%であり、男児が 5.9 ポイント上回っていた。今回調査では男女差は縮小しているものの、男児がやや多い傾向に変化は見られない。

(2)クロス集計

ア 被虐待児の性別と受理時の年齢のクロス

「1 歳未満」では性別による差はみられないが、「1～5 歳」では男児の割合が 32.7%、女児が 29.1%と、男児がやや多い傾向にある。一方、「15 歳以上」では男児 8.8%に対し女児 12.8%と、女児の割合が高くなる傾向が見られた。

		Q2受理時の年齢_年齢						
		合計	1 歳未満	1 ～ 5 歳	6 ～ 11 歳	12 ～ 14 歳	15 歳以上	不明
Q1性別	全体	9,240	495	2,840	3,373	1,454	986	17
		100.0	5.4	30.7	36.5	15.7	10.7	0.2
	男	4,746	256	1,553	1,790	710	418	2
		100.0	5.4	32.7	37.7	15.0	8.8	0.0
	女	4,409	232	1,281	1,576	740	566	0
		100.0	5.3	29.1	35.7	16.8	12.8	0.0
	どちらでもない	60	7	4	3	1	1	15
		100.0	11.7	6.7	5.0	1.7	1.7	25.0

図表 36 被虐待児の性別と受理時の年齢のクロス表

イ 男女別と虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）とのクロス

「児童本人」からの通告は男児 0.8%、女児 1.5%と、女児の割合がやや高かった。また「学校」からの通告は男児 5.5%に対し、女児は 11.2%と倍近い差が見られ、学校による発見・通告においては女児が多い傾向がある。

		Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか																		
		合計	虐待を行った本人	その他の家族・親族	児童本人	近隣知人	民生・児童委員・主任児童委員	市区町村の児童相談部門	保健所・保健センター	福祉事務所	保育所・認定こども園	幼稚園	学校	児童館	放課後児童クラブ	放課後等デイサービス	学習塾等の学校外の教育機関	児童発達支援センター	里親	
Q1性別	全体	9,240 100.0	291 3.1	587 6.4	103 1.1	1,139 12.3	13 0.1	640 6.9	24 0.3	18 0.2	125 1.4	29 0.3	914 9.9	6 0.1	15 0.2	19 0.2	1 0.0	11 0.1	1 0.0	
	男	4,746 100.0	139 2.9	303 6.4	38 0.8	583 12.3	9 0.2	335 7.1	15 0.3	7 0.1	64 1.3	17 0.3	418 8.8	5 0.1	8 0.2	11 0.2	0 0.0	9 0.2	0 0.0	
	女	4,499 100.0	152 3.4	284 6.4	64 1.5	556 12.4	4 0.1	303 6.8	8 0.2	11 0.2	61 1.4	12 0.3	496 11.2	1 0.0	7 0.2	8 0.2	1 0.0	2 0.0	1 0.0	
	どちらでもない	60 100.0	0 0.0	3 5.0	1 1.7	48 80.0	0 0.0	2 3.3	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

		Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか											
		合計	児童家庭 支援セン ター	その他の 児童福祉 施設	医療機関	警察	家庭裁判 所	子ども食 堂などの 民間の居 場所	NPO等民 間団体が開 設する電話 相談	地域子育 て支援拠 点	当該の児 童相談所 職員	その他	無回答
Q1性別	全体	9,240	14	23	184	4,582	1	0	3	2	98	377	20
		100.0	0.2	0.2	2.0	49.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	4.1	0.2
	男	4,746	8	8	96	2,440	0	0	0	1	51	176	5
		100.0	0.2	0.2	2.0	51.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	3.7	0.1
	女	4,409	6	15	88	2,129	1	0	3	1	47	200	3
		100.0	0.1	0.3	2.0	48.3	0.0	0.0	0.1	0.0	1.1	4.5	0.1
	どちらでもない	60	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0

図表 37 被虐待児の性別と通告者（機関）とのクロス表

ウ 被虐待児の性別と虐待の種別_最も主たる虐待種別のクロス

「身体的虐待」に関しては、男児 1,022 人 (27.0%)、女児 801 人 (22.5%)と男児が多く、一方「性的虐待」では男児 16 人 (0.4%)、女児 89 人 (2.5%)と、女児に多く見られる傾向が明らかとなった。

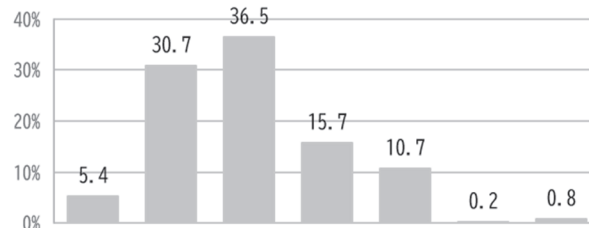
		Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別							
		合計	身体的虐待	ネグレクト（3を除く）	ネグレクト（同居人等による虐待の放置）	性的虐待	心理的虐待（6を除く）	心理的虐待（主としてDV目撃）	無回答
Q1性別	全体	7,376	1,829	1,013	106	107	1,872	2,423	26
		100.0	24.8	13.7	1.4	1.5	25.4	32.8	0.4
	男	3,783	1,022	510	46	16	926	1,248	15
		100.0	27.0	13.5	1.2	0.4	24.5	33.0	0.4
	女	3,558	801	490	60	89	940	1,170	8
		100.0	22.5	13.8	1.7	2.5	26.4	32.9	0.2
	どちらでもない	24	2	12	0	2	4	1	3
		100.0	8.3	50.0	0.0	8.3	16.7	4.2	12.5

図表 38 被虐待児の性別と虐待の種別_最も主たる虐待種別虐待種別のクロス表

2. 受理時の被虐待児の年齢

(1) 単純集計

ケース数(9,240 件)における被虐待児の平均年齢は 7.8 歳(標準偏差 4.9)であり、最小は 0 歳 0 か月、最大は 18 歳であった。年齢は「1 歳未満」「1－5 歳」「6－11 歳」「12－14 歳」「15 歳以上」の 5 区分で分析したところ、「6－11 歳」が最も多く 36.5%を占め、「1－5 歳」30.7%とあわせて、小学校就学前後の年代が約 7 割を占めていた。



	ケース数	1歳未満	1～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	不明	無回答
件数	9,240	495	2,840	3,373	1,454	986	17	75
割合	100.0	5.4	30.7	36.5	15.7	10.7	0.2	0.8

図表 39 受理時の被虐待児の年齢

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査では、平均年齢は 7.25 歳（標準偏差 4.83）であり、「1～5 歳」が最も多く 36.0%、「6～11 歳」は 33.4%であり、中学就学時までの児童が7割を占めた。今回の調査では「6～11 歳」が最も多くなっており、また「15 歳以上」の割合も増加している。

(2)クロス集計

ア 受理時の年齢と虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）とのクロス

全ての年齢層において、通告者の約半数は「警察」であった。その他の通告者については年齢により傾向が異なる。「1 歳未満」では「医療機関」や「近隣・知人」からの通告が多く、「6～11 歳」では「学校」からの通告が目立つ。「15 歳以上」では「学校」の他に「児童本人」からの申し出も増加している。このように、子どもの所属機関や接触する大人の属性によって、通告者の傾向に差が生じていると考えられる。

		Q4虐待のいも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか																		
		合計	虐待を行った本人	その他の家族・親族	児童本人	近隣知人	民生・児童委員・主任児童委員	市区町村子ども家庭センター又は市区町村の児童相談部門	保健所・保健センター	福祉事務所	保育所・認定こども園	学校	児童館	放課後児童クラブ	放課後等デイサービス	学習塾等の学校外の教育機関	児童発達支援センター	里親		
Q2受理時の年齢_年齢	全体	9,240	291	587	103	1,139	13	640	24	18	125	29	914	6	15	19	1	11		
		100.0	3.1	6.4	1.1	12.3	0.1	6.9	0.3	0.2	1.4	0.3	9.9	0.1	0.2	0.2	0.0	0.1		
	1歳未満	495	14	24	0	45	1	40	6	0	10	2	8	0	0	0	0	0		
		100.0	2.8	4.8	0.0	9.1	0.2	8.1	1.2	0.0	2.0	0.4	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	1～5歳	2,840	112	162	1	419	3	227	8	7	93	21	98	4	4	3	0	4		
		100.0	3.9	5.7	0.0	14.8	0.1	8.0	0.3	0.2	3.3	0.7	3.5	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1		
	6～11歳	3,373	101	227	19	452	7	259	8	5	20	6	451	2	9	11	1	6		
	100.0	3.0	6.7	0.6	13.4	0.2	7.7	0.2	0.1	0.6	0.2	13.4	0.1	0.3	0.3	0.0	0.2			
12～14歳	1,454	45	104	41	117	2	81	1	1	1	0	234	0	1	3	0	1			
	100.0	3.1	7.2	2.8	8.0	0.1	5.6	0.1	0.1	0.1	0.0	16.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1			
15歳以上	986	18	65	42	53	0	31	1	5	0	0	123	0	1	2	0	0			
	100.0	1.8	6.6	4.3	5.4	0.0	3.1	0.1	0.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0			
不明	17	0	2	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	100.0	0.0	11.8	0.0	76.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

		Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか												
		合計	児童家庭支援センター	その他の児童福祉施設	医療機関	警察	家庭裁判所	子ども食堂などの民間の居場所	NPO等民間団体が開設する電話相談	地域子育て支援拠点	当該の児童相談所職員	その他	無回答	
Q2受理時の年齢_年齢	全体	9,240	14	23	184	4,582	1	0	3	2	98	377	20	
		100.0	0.2	0.2	2.0	49.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	4.1	0.2	
	1歳未満	495	1	1	33	278	0	0	0	0	4	28	0	
		100.0	0.2	0.2	6.7	56.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	5.7	0.0	
	1～5歳	2,840	3	3	52	1,469	1	0	0	0	32	112	2	
		100.0	0.1	0.1	1.8	51.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	3.9	0.1	
	6～11歳	3,373	7	8	49	1,539	0	0	3	1	41	137	3	
		100.0	0.2	0.2	1.5	45.6	0.0	0.0	0.1	0.0	1.2	4.1	0.1	
	12～14歳	1,454	0	4	28	728	0	0	0	1	15	46	0	
		100.0	0.0	0.3	1.9	50.1	0.0	0.0	0.0	0.1	1.0	3.2	0.0	
	15歳以上	986	3	7	19	558	0	0	0	0	6	51	1	
		100.0	0.3	0.7	1.9	56.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	5.2	0.1	
	不明	17	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
		100.0	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 40 受理時の年齢と児童虐待の疑いも含めて通告・送致・相談した者（機関）とのクロス表

イ 受理時の年齢と通告元が「児童本人」からの申し出を受けての通告についてのクロス

「15 歳以上」が 24.5%、「12－14 歳」が 20.0%、「6－11 歳」が 12.3%と年齢が高いほど、本人からの申し出が多くなっている傾向がある。

「児童本人」を通告者としたケースを除き、他の通告者が児童本人の申し出を受けて通告した割合は、年齢が高くなるにつれて増加傾向にあった。具体的には、「15 歳以上」で 24.5%、「12－14 歳」で 20.0%、「6－11 歳」で 12.3%であった。

		合計	Q4-1 Q4で「3. 児童本人」以外を選択した場合で、当該通告元は児童本人からの申出を受けて通告していますか			
			はい	いいえ	不明	無回答
全体		9, 117	1, 049	6, 713	640	715
		100. 0	11. 5	73. 6	7. 0	7. 8
Q2受理時の年齢_年齢	1 歳未満	495	6	429	26	34
		100. 0	1. 2	86. 7	5. 3	6. 9
	1 ～ 5 歳	2, 837	114	2, 334	172	217
		100. 0	4. 0	82. 3	6. 1	7. 6
	6 ～ 1 1 歳	3, 351	411	2, 439	236	265
		100. 0	12. 3	72. 8	7. 0	7. 9
	1 2 ～ 1 4 歳	1, 413	283	888	131	111
		100. 0	20. 0	62. 8	9. 3	7. 9
	1 5 歳以上	943	231	574	57	81
		100. 0	24. 5	60. 9	6. 0	8. 6
	不明	17	1	8	7	1
		100. 0	5. 9	47. 1	41. 2	5. 9

図表 41 被虐待児の年齢と児童本人以外の通告で児童本人からの申し出を受けての通告

ウ 受理時の年齢と児童相談所では調査等を行わずにただちに市区町村に送致したものとのクロス

「1 歳未満」で 12.1%、「1－5 歳」で 10.8%、「6－11 歳」で 9.1%のケースが、児童相談所での調査なしに市区町村に送致されていた。市町村側で継続的に対応しているケースも含まれると考えられるが、送致に関する判断基準の明確化が求められる。

			Q5このケースは市区町村が初期調査や安全確認を行うことが適していると判断し、児相では調査等を行わずにただちに市区町村に送致しましたか		
			合計	はい	いいえ
	全体	9,240 100.0	871 9.4	8,369 90.6	0 0.0
Q2受理時の年齢_年齢	1歳未満	495 100.0	60 12.1	435 87.9	0 0.0
	1～5歳	2,840 100.0	308 10.8	2,532 89.2	0 0.0
	6～11歳	3,373 100.0	306 9.1	3,067 90.9	0 0.0
	12～14歳	1,454 100.0	102 7.0	1,352 93.0	0 0.0
	15歳以上	986 100.0	55 5.6	931 94.4	0 0.0
	不明	17 100.0	4 23.5	13 76.5	0 0.0

図表 42 虐待児の年齢と児童相談所では調査等を行わずにただちに市区町村に送致したものとのクロス表

エ 受理時の年齢と虐待の重症度とのクロス

「1 歳未満」においては、「重度虐待」7.3%、「生命の危険あり」2.9%と、他年齢より深刻な評価が多かった。他の年齢では、いずれも 66%前後が「軽度虐待」、約 2 割が「中度虐待」となっている。いずれの年齢においても「生命の危険あり」という評価がなされている児童がいることに注意が必要である。

		合計	Q8虐待の重症度 について、評定してください						
			虐待の危 惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危 険あり	不明	無回答
Q2受理時の年 齢_年齢	全体	7,376	654	4,826	1,428	258	25	105	80
		100.0	8.9	65.4	19.4	3.5	0.3	1.4	1.1
	1歳未満	384	51	208	72	28	11	11	3
		100.0	13.3	54.2	18.8	7.3	2.9	2.9	0.8
	1～5歳	2,206	221	1,456	404	70	7	28	20
		100.0	10.0	66.0	18.3	3.2	0.3	1.3	0.9
	6～11歳	2,696	216	1,794	545	81	2	26	32
		100.0	8.0	66.5	20.2	3.0	0.1	1.0	1.2
	12～14歳	1,226	88	801	256	51	2	16	12
		100.0	7.2	65.3	20.9	4.2	0.2	1.3	1.0
	15歳以上	824	69	554	147	27	3	13	11
		100.0	8.4	67.2	17.8	3.3	0.4	1.6	1.3
	不明	8	1	1	0	0	0	6	0
		100.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0

図表 43 受理時の年齢と虐待の重症度とのクロス表

オ 受理時の年齢と援助方針決定後の援助とのクロス

すべての年齢で「継続指導」が最も多く選択されていた。「15 歳以上」では「自立援助ホームへの入所」が 7.9%であり、年齢に応じた支援内容の多様化が見られる。

		合計		Q32・Q32で「2. 援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている」と回答された方にお尋ねします現時点でどのような援助を行っていますか											
		継続指導	児童福祉司指導（2号措置）	児童委員指導（2号措置）	市町村指導（2号措置）	児童家庭支援センター指導（2号措置）	知的障害者福祉司指導、社会福祉士指導（2号措置）	障害者等相談支援事業者を行う者の指導（2号措置）	厚生労働省令で定める者への指導の指導（2号措置）	児童福祉施設入所措置（27条1項3号）、指定発達支援医療機関委託（27条2項）	里親、小規模住居型児童養育事業委託（27条1項3号）	自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅱ型・Ⅲ型含む）への入所	その他	無回答	
全体		1,546	1,107	253	0	6	12	1	0	0	97	28	13	81	1
		100.0	71.6	16.4	0.0	0.4	0.8	0.1	0.0	0.0	6.3	1.8	0.8	5.2	0.0
Q2受理時の年齢_年齢	1歳未満	90	58	15	0	0	2	0	0	0	17	2	0	3	0
		100.0	64.4	16.7	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	18.9	2.2	0.0	3.3	0.0
	1～5歳	395	289	64	0	3	2	1	0	0	23	9	0	17	0
		100.0	73.2	16.2	0.0	0.8	0.5	0.3	0.0	0.0	5.8	2.3	0.0	4.3	0.0
	6～11歳	599	430	101	0	2	6	0	0	0	38	7	0	33	0
		100.0	71.8	16.9	0.0	0.3	1.0	0.0	0.0	0.0	6.3	1.2	0.0	5.5	1.0
	12～14歳	291	216	48	0	0	2	0	0	0	11	6	0	18	0
		100.0	74.2	16.5	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	3.8	2.1	0.0	6.2	0.0
	15歳以上	164	113	22	0	1	0	0	0	0	7	2	13	10	0
		100.0	68.9	13.4	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	1.2	7.9	6.1	0.0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 44 受理時の年齢と援助方針決定後の援助とのクロス表

カ 受理時の年齢と援助方針決定し終結ケースの終結状況とのクロス

終結ケースの大半は「助言指導」で終結していた。「1 歳未満」「1～5 歳」「6～11 歳」では「他機関へのあっせん」も比較的多かった。

		合計	Q32 Q32で「3. 援助方針を決定し、すでに終結している」と回答された方にお尋ねしますどのような形で終結しましたか										
			助言指導	継続指導 終結	他機関 あっせん	訓戒、誓 約措置	2号措置解 除	3号措置解 除（児童 福祉施設 退所）、 27条2項措 置解除 （指定発 達支援医 療機関委 託解除）	3号措置解 除（里親 委託等解 除）	市町村へ の事案送 致(第26条 第1項第3 号)	自立援助 ホームへ の入所を 解除	その他	無回答
全体		4,747	3,913	474	104	1	6	0	0	122	1	74	52
		100.0	82.4	10.0	2.2	0.0	0.1	0.0	0.0	2.6	0.0	1.6	1.1
Q2受理時の年 齢_年齢	1 歳未満	243	192	27	11	0	0	0	0	7	0	4	2
		100.0	79.0	11.1	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	1.6	0.8
	1～5 歳	1,487	1,196	158	46	0	1	0	0	57	0	20	9
		100.0	80.4	10.6	3.1	0.0	0.1	0.0	0.0	3.8	0.0	1.3	0.6
	6～11 歳	1,703	1,431	161	32	1	1	0	0	38	0	13	26
		100.0	84.0	9.5	1.9	0.1	0.1	0.0	0.0	2.2	0.0	0.8	1.5
	12～14 歳	736	631	69	2	0	0	0	0	11	0	16	7
		100.0	85.7	9.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	2.2	1.0
	15 歳以上	554	450	58	13	0	4	0	0	8	1	13	7
		100.0	81.2	10.5	2.3	0.0	0.7	0.0	0.0	1.4	0.2	2.3	1.3
	不明	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 45 受理時の年齢と援助方針決定し終結ケースの終結状況とのクロス表

キ 受理時の年齢と一時保護を実施しなかったケースとのクロス表

「12～14 歳」「15 歳以上」では、「子どもが一時保護に同意しなかった」ことによる未実施割合が高かった。年齢が上がることで、子どもの意思を尊重することと、子どもの理解を得ることの難しさが現れている。

			Q34Q33で「3.一時保護は行っていない」と回答された方にお尋ねします一時保護を行わなかった理由について								
		合計	虐待はあったが、一時保護が必要であるとの判断に至らなかった	虐待はあったが、問題が解消した	虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた	子どもが一時保護に同意しなかった	調査中である	接触が取れない、あるいは行方不明	保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つかなかった	その他	無回答
	全体	6,397 100.0	4,743 74.1	546 8.5	483 7.6	92 1.4	190 3.0	36 0.6	0 0.0	240 3.8	67 1.0
Q2受理時の年齢_年齢	1 歳未満	332 100.0	230 69.3	44 13.3	27 8.1	0 0.0	11 3.3	2 0.6	0 0.0	13 3.9	5 1.5
		1～5 歳	1,960 100.0	1,481 75.6	175 8.9	148 7.6	2 0.1	60 3.1	6 0.3	0 0.0	66 3.4
	6～11 歳		2,342 100.0	1,729 73.8	195 8.3	198 8.5	34 1.5	60 2.6	15 0.6	0 0.0	88 3.8
		12～14 歳	1,033 100.0	780 75.5	76 7.4	69 6.7	32 3.1	32 3.1	6 0.6	0 0.0	29 2.8
	15 歳以上		697 100.0	513 73.6	54 7.7	41 5.9	24 3.4	24 3.4	5 0.7	0 0.0	28 4.0
		不明	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 100.0

図表 46 受理時の年齢と一時保護を実施しなかったケースとのクロス表

ク 受理時の年齢と子どもへの援助に携わる援助者とのクロス

いずれの年齢層でも「児童福祉司」が 8～9 割のケースに関与していた。「児童心理司」は 1 歳以上の援助で関与割合が増加し、「医師」は「6～11 歳」「12～14 歳」で一定数関与していた。

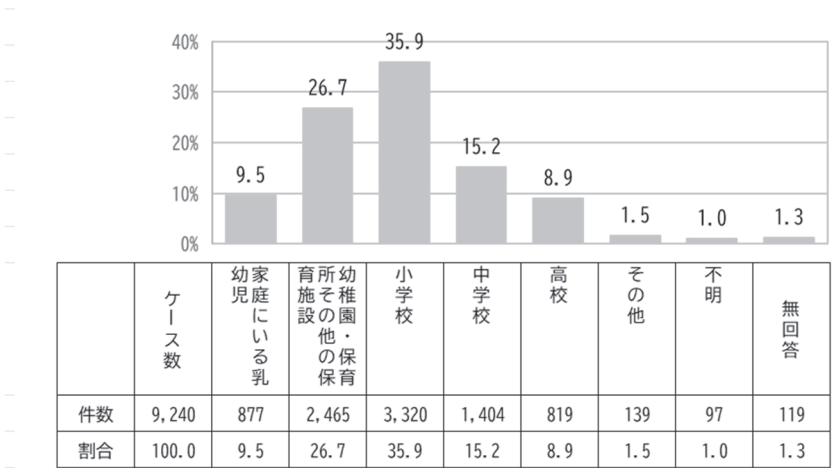
		合計	Q39～4Q39で「2. 子どもに対して援助を行っている」「3. 保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」を選択した方にお尋ねします子どもへの援助では、誰が対応しましたか					
			児童福祉 司	児童心理 司	医師	家族支援 のための 専任担当 者	その他	無回答
全体		2,092	1,732	958	58	14	90	48
		100.0	82.8	45.8	2.8	0.7	4.3	2.3
Q2受理時の年 齢_年齢	1歳未満	75	68	14	1	2	9	5
		100.0	90.7	18.7	1.3	2.7	12.0	6.7
	1～5歳	461	382	182	8	3	26	10
		100.0	82.9	39.5	1.7	0.7	5.6	2.2
	6～11歳	851	709	411	25	5	24	22
		100.0	83.3	48.3	2.9	0.6	2.8	2.6
	12～14歳	430	349	224	19	2	17	5
		100.0	81.2	52.1	4.4	0.5	4.0	1.2
	15歳以上	271	221	125	5	2	14	6
		100.0	81.5	46.1	1.8	0.7	5.2	2.2
	不明	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 47 受理時の年齢と子どもへの援助の援助者ケースとのクロス表

3. 被虐待児の在学状況等

(1) 単純集計

ケース数 9,240 件のうち、「小学生」が 35.9%と最も多く、「幼稚園・保育所その他の保育施設」が 26.7%、「中学校」が 15.2%、「家庭にいる乳幼児」が 9.5%、「高校」が 8.9%、と続いている。



図表 48 被虐待児の在学状況等

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査においても、最も多かったのは「小学生」で 33.5%、次に「保育所その他の保育施設」と「幼稚園」を併せると 27.2%で今回調査とほぼ同様であった。「家庭にいる乳幼児」が

15.1%、「中学校」が 13.5%と続いたが、今回調査ではそれが逆になっている。また「高校」は平成 30 年調査では 6.8%であったが、今回の調査では 8.9%と増加傾向にある。

(2)クロス集計

ア 被虐待児の在学状況等と本ケースを児童相談所へ通告・送致・相談した者とのクロス

警察からの通告等がおおよそ半数を占めるが、所属がある児童では、所属機関からの通告等が多い。また「家庭にいる乳幼児」の場合、「近隣知人」に次いで、「市区町村子ども家庭センター又は市区町村の児童相談部門」からが多く、「その他家族・親族」「虐待を行った本人」と続く。「近隣知人」からの通告は中学年齢以上では減少する傾向がある。反対に「児童本人」からの通告等は小・中・高校と増える傾向がある。

		Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか																		
		合計	虐待を行った本人	その他の家族・親族	児童本人	近隣知人	民生・児童委員・主任児童委員	市区町村子ども家庭センター又は市区町村の児童相談部門	保健所・保健センター	福祉事務所	保育所・認定こども園	幼稚園	学校	児童館	放課後児童クラブ	放課後等デイサービス	学習塾等の学校外の教育機関	児童発達支援センター	里親	
Q3在学状況等	全体	9,240	291	587	103	1,139	13	640	24	18	125	29	914	6	15	19	1	11	1	
		100.0	3.1	6.4	1.1	12.3	0.1	6.9	0.3	0.2	1.4	0.3	9.9	0.1	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	
	家庭にいる乳幼児	877	33	47	0	110	2	55	5	1	3	3	19	1	0	0	0	1	0	
		100.0	3.8	5.4	0.0	12.5	0.2	6.3	0.6	0.1	0.3	0.3	2.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
	幼稚園・保育所その他の保育施設	2,465	91	141	1	349	2	206	8	6	102	21	88	3	4	3	0	3	0	
		100.0	3.7	5.7	0.0	14.2	0.1	8.4	0.3	0.2	4.1	0.9	3.6	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	
	小学校	3,320	103	224	20	439	7	256	9	5	17	4	465	2	9	9	1	5	0	
		100.0	3.1	6.7	0.6	13.2	0.2	7.7	0.3	0.2	0.5	0.1	14.0	0.1	0.3	0.3	0.0	0.2	0.0	
	中学校	1,404	40	105	40	107	2	79	0	1	1	0	222	0	1	3	0	1	0	
		100.0	2.8	7.5	2.8	7.6	0.1	5.6	0.0	0.1	0.1	0.0	15.8	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	
高校	819	13	55	31	46	0	22	1	4	0	0	106	0	1	1	0	0	0		
	100.0	1.6	6.7	3.8	5.6	0.0	2.7	0.1	0.5	0.0	0.0	12.9	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0		
その他	139	7	5	8	8	0	16	1	1	1	0	7	0	0	3	0	1	0		
	100.0	5.0	3.6	5.8	5.8	0.0	11.5	0.7	0.7	0.7	0.0	5.0	0.0	0.0	2.2	0.0	0.7	0.0		
不明	97	2	3	1	63	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
	100.0	2.1	3.1	1.0	64.9	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

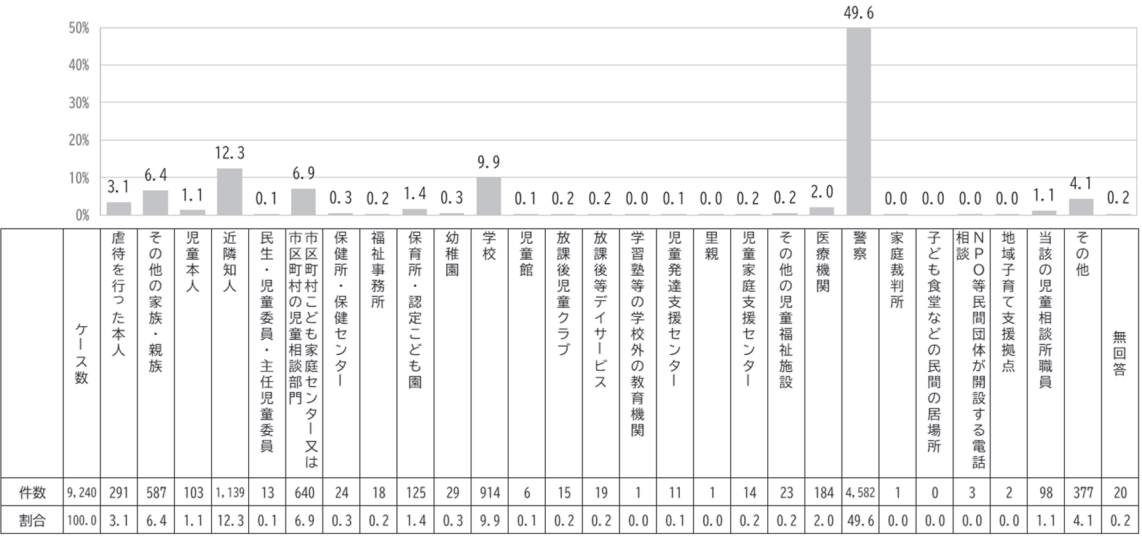
		合計	児童家庭支援センター	その他の児童福祉施設	医療機関	警察	家庭裁判所	子ども食堂などの民間の居場所	NPO等民間団体が開設する電話相談	地域子育て支援拠点	当該の児童相談所職員	その他	無回答
Q3在学状況等	全体	9,240	14	23	184	4,582	1	0	3	2	98	377	20
		100.0	0.2	0.2	2.0	49.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	4.1	0.2
	家庭にいる乳幼児	877	1	3	35	489	0	0	0	0	12	57	0
		100.0	0.1	0.3	4.0	55.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	6.5	0.0
	幼稚園・保育所その他の保育施設	2,465	3	1	45	1,284	1	0	0	0	28	75	0
		100.0	0.1	0.0	1.8	52.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	3.0	0.0
	小学校	3,320	7	7	49	1,509	0	0	2	1	38	132	0
		100.0	0.2	0.2	1.5	45.5	0.0	0.0	0.1	0.0	1.1	4.0	0.0
	中学校	1,404	0	4	25	709	0	0	0	1	14	49	0
		100.0	0.0	0.3	1.8	50.5	0.0	0.0	0.0	0.1	1.0	3.5	0.0
	高校	819	3	6	18	466	0	0	0	0	6	39	1
		100.0	0.4	0.7	2.2	56.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	4.8	0.1
	その他	139	0	1	10	59	0	0	1	0	0	10	0
		100.0	0.0	0.7	7.2	42.4	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	7.2	0.0
	不明	97	0	0	0	19	0	0	0	0	0	7	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	19.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.2	0.0

図表 49 被虐待児の在学状況等と本ケースを児童相談所へ通告・送致・相談した者とのクロス表

4. 本ケースを児童相談所へ通告・送致・相談した者(機関)

(1) 単純集計

本調査対象の 9,240 件のうち、児童相談所に対して通告・送致・相談を行った者(機関)として最も多かったのは「警察」であり、全体の 49.6%と半数を占めていた。次いで「近隣知人」12.3%、「学校」9.9%、「市区町村こども家庭センターまたは児童相談部門」6.9%、「その他の家族・親族」6.4%、「その他」4.1%、「虐待を行った本人」3.1%、「医療機関」2.0%、「保育所・認定こども園」1.4%、「児童本人」1.1%の順であった。



図表 50 通告者(機関)

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査でも「警察」の割合は 46.4%で最多となっており、今回も同様の傾向がみられた。また、「近隣知人」18.5%、「学校」8.2%、「その他の家族・親族」7.3%と続き、今回調査とほぼ同じ順位となっている。「市区町村の児童相談部門」「虐待を行った本人」「児童本人」からの通告はわずかに増加傾向にあった。

(2)クロス集計

ア 通告者(機関)と「児童本人」を除き児童本人の申し出により通告とのクロス

通告元が「児童本人」以外であっても、児童本人からの申し出を受けて通告されたケースが一定数確認された。とくに「学校」「幼稚園・保育園」「放課後児童クラブ」「児童館」など、子どもが日常的に関わっている大人を通じた通告が見られたことは、こうした接点の持つ役割の重要性を示している。

		合計	Q4・1 Q4で「3. 児童本人」以外を選択した場合で、当該通告元は児童本人からの申し出を受けて通告していますか			
			はい	いいえ	不明	無回答
全体		9,117	1,049	6,713	640	715
		100.0	11.5	73.6	7.0	7.8
Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか	虐待を行った本人	291	8	211	33	39
		100.0	2.7	72.5	11.3	13.4
	その他の家族・親族	587	50	415	61	61
		100.0	8.5	70.7	10.4	10.4
	児童本人	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	近隣知人	1,139	43	958	57	81
		100.0	3.8	84.1	5.0	7.1
	民生・児童委員・主任児童委員	13	0	13	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	市区町村こども家庭センター又は市区町村の児童相談部門	640	100	478	19	43
		100.0	15.6	74.7	3.0	6.7
	保健所・保健センター	24	2	18	0	4
		100.0	8.3	75.0	0.0	16.7
	福祉事務所	18	3	12	0	3
		100.0	16.7	66.7	0.0	16.7
	保育所・認定こども園	125	24	84	4	13
		100.0	19.2	67.2	3.2	10.4
	幼稚園	29	6	23	0	0
		100.0	20.7	79.3	0.0	0.0
	学校	914	347	480	32	55
		100.0	38.0	52.5	3.5	6.0
	児童館	6	5	1	0	0
		100.0	83.3	16.7	0.0	0.0
	放課後児童クラブ	15	3	12	0	0
		100.0	20.0	80.0	0.0	0.0
	放課後等デイサービス	19	5	9	2	3
		100.0	26.3	47.4	10.5	15.8
	学習塾等の学校外の教育機関	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	児童発達支援センター	11	0	11	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	里親	1	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
児童家庭支援センター	14	3	11	0	0	
	100.0	21.4	78.6	0.0	0.0	
その他の児童福祉施設	23	4	17	1	1	
	100.0	17.4	73.9	4.3	4.3	
医療機関	184	18	134	17	15	
	100.0	9.8	72.8	9.2	8.2	
警察	4,582	393	3,461	381	347	
	100.0	8.6	75.5	8.3	7.6	
家庭裁判所	1	0	1	0	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
子ども食堂などの民間の居場所	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
NPO等民間団体が開設する電話相談	3	0	3	0	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
地域子育て支援拠点	2	2	0	0	0	
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
当該の児童相談所職員	98	9	77	4	8	
	100.0	9.2	78.6	4.1	8.2	
その他	377	24	283	29	41	
	100.0	6.4	75.1	7.7	10.9	

図表 51 通告者(機関)と児童本人からの通告を除き児童本人の申し出を受けて通告したとのクロス表

イ 通告者(機関)と児童相談所が調査をなしに市町村に送致したものとのクロス

通告元別にみた場合、「近隣知人」からの通告のうち 14.7%、「警察」からの通告のうち 11.3%が、児童相談所による調査を経ることなく直接市区町村に送致されていた。これらはすでに市町村で継続対応中のケースである可能性も考えられるが、児童相談所と市町村の間の取り決めや送致の判断基準について、今後さらに検討が求められる。

		合計	Q5このケースは市区町村が初期調査や安全確認を行うことが適していると判断し、児相では調査等を行わずにただちに市区町村に送致しましたか		
			はい	いいえ	無回答
全体		9,240	871	8,369	0
		100.0	9.4	90.6	0.0
Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか	虐待を行った本人	291	7	284	0
		100.0	2.4	97.6	0.0
	その他の家族・親族	587	32	555	0
		100.0	5.5	94.5	0.0
	児童本人	103	3	100	0
		100.0	2.9	97.1	0.0
	近隣知人	1,139	167	972	0
		100.0	14.7	85.3	0.0
	民生・児童委員・主任児童委員	13	0	13	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	市区町村こども家庭センター又は市区町村の児童相談部門	640	54	586	0
		100.0	8.4	91.6	0.0
	保健所・保健センター	24	2	22	0
		100.0	8.3	91.7	0.0
	福祉事務所	18	0	18	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	保育所・認定こども園	125	6	119	0
		100.0	4.8	95.2	0.0
	幼稚園	29	2	27	0
		100.0	6.9	93.1	0.0
	学校	914	23	891	0
		100.0	2.5	97.5	0.0
	児童館	6	0	6	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	放課後児童クラブ	15	0	15	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	放課後等デイサービス	19	0	19	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	学習塾等の学校外の教育機関	1	0	1	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	児童発達支援センター	11	0	11	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	里親	1	1	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	児童家庭支援センター	14	0	14	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	その他の児童福祉施設	23	0	23	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	医療機関	184	4	180	0
		100.0	2.2	97.8	0.0
	警察	4,582	520	4,062	0
		100.0	11.3	88.7	0.0
	家庭裁判所	1	0	1	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	子ども食堂などの民間の居場所	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	NPO等民間団体が開設する電話相談	3	0	3	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	地域子育て支援拠点	2	0	2	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	当該の児童相談所職員	98	6	92	0
		100.0	6.1	93.9	0.0
	その他	377	27	350	0
		100.0	7.2	92.8	0.0

図表 52 通告者(機関)と児童相談所が調査なしに市区町村に送致したものとのクロス表

ウ 通告者(機関)と虐待の有無とのクロス

「警察」からの通告では約 9 割が「虐待あり」と判定されており、通告の精度の高さがうかがえる。一方、「その他の児童福祉施設」では「虐待あり」は 47.8%、「近隣知人」や「民生・児童委員・主任児童委員」からの通告では約 6 割が該当していた。他の機関からの通告では、7 割から 8 割が「虐待あり」となっていた。

		合計	Q6実際にこのケースに虐待はありましたか			
			虐待あり	不明（回答時点で虐待の有無が認定できていないケース）	調査の結果、虐待があったと確認できなかった	無回答
Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか	全体	8,369	6,883	493	979	14
		100.0	82.2	5.9	11.7	0.2
	虐待を行った本人	284	255	15	14	0
		100.0	89.8	5.3	4.9	0.0
	その他の家族・親族	555	413	49	92	1
		100.0	74.4	8.8	16.6	0.2
	児童本人	100	79	14	7	0
		100.0	79.0	14.0	7.0	0.0
	近隣知人	972	583	78	310	1
		100.0	60.0	8.0	31.9	0.1
	民生・児童委員・主任児童委員	13	9	0	4	0
		100.0	69.2	0.0	30.8	0.0
	市区町村子ども家庭センター又は市区町村の児童相談部門	586	460	49	77	0
		100.0	78.5	8.4	13.1	0.0
	保健所・保健センター	22	20	2	0	0
		100.0	90.9	9.1	0.0	0.0
	福祉事務所	18	15	1	2	0
		100.0	83.3	5.6	11.1	0.0
	保育所・認定こども園	119	86	12	21	0
		100.0	72.3	10.1	17.6	0.0
	幼稚園	27	21	2	4	0
		100.0	77.8	7.4	14.8	0.0
	学校	891	718	69	100	4
		100.0	80.6	7.7	11.2	0.4
	児童館	6	5	0	1	0
		100.0	83.3	0.0	16.7	0.0
	放課後児童クラブ	15	12	0	3	0
		100.0	80.0	0.0	20.0	0.0
	放課後等デイサービス	19	17	0	2	0
		100.0	89.5	0.0	10.5	0.0
	学習塾等の学校外の教育機関	1	1	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	児童発達支援センター	11	9	2	0	0
		100.0	81.8	18.2	0.0	0.0
	里親	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童家庭支援センター	14	14	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	その他の児童福祉施設	23	11	3	9	0
		100.0	47.8	13.0	39.1	0.0
	医療機関	180	132	15	33	0
		100.0	73.3	8.3	18.3	0.0
	警察	4,062	3,716	144	195	7
		100.0	91.5	3.5	4.8	0.2
	家庭裁判所	1	1	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	子ども食堂などの民間の居場所	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	NPO等民間団体が開設する電話相談	3	3	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	地域子育て支援拠点	2	2	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	当該の児童相談所職員	92	64	1	26	1
		100.0	69.6	1.1	28.3	1.1
	その他	350	236	35	79	0
		100.0	67.4	10.0	22.6	0.0

図表 53 通告者と虐待の有無とのクロス集計表

エ 通告者(機関)と主たる虐待種別とのクロス

「警察」からの通告は「心理的虐待(主として DV 目撃)」が最も多く、全体の約半数を占めていた。続いて「DV 目撃以外の心理的虐待」「身体的虐待」「ネグレクト」の順となっている。「虐待を行った本人」「その他の家族・親族」「児童本人」からの通告では「身体的虐待」が最も多く、実際に目に見える被害が通告のきっかけとなる傾向が読み取れる。

また「学校」「保育所・認定こども園」からの通告も「身体的虐待」が最多であり、子どもの日常の様子を継続的に観察できる立場からの発見が可能であることがわかる。「市区町村こども家庭センター」も同様に、「身体的虐待」の通告が多く、地域からの情報収集がしやすい環境があると考えられる。「医療機関」からは、「身体的虐待」と「ネグレクト」がほぼ同程度の割合で通告されており、診察場面で子どもの健康状態から虐待が疑われたと推察される。

		合計	Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別						
			身体的虐待	ネグレクト(3を除く)	ネグレクト(同居人等による虐待の放置)	性的虐待	心理的虐待(6を除く)	心理的虐待(主としてDV目撃)	無回答
Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者(機関)は誰でしたか	全体	7,376	1,829	1,013	106	107	1,872	2,423	26
		100.0	24.8	13.7	1.4	1.5	25.4	32.8	0.4
	虐待を行った本人	270	115	22	7	2	78	44	2
		100.0	42.6	8.1	2.6	0.7	28.9	16.3	0.7
	その他の家族・親族	462	129	80	13	14	120	104	2
		100.0	27.9	17.3	2.8	3.0	26.0	22.5	0.4
	児童本人	93	37	6	3	8	36	3	0
		100.0	39.8	6.5	3.2	8.6	38.7	3.2	0.0
	近隣知人	661	119	122	12	9	327	66	6
		100.0	18.0	18.5	1.8	1.4	49.5	10.0	0.9
	民生・児童委員・主任児童委員	9	2	0	0	0	7	0	0
		100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	77.8	0.0	0.0
	市区町村こども家庭センター又は市区町村の児童相談部門	509	200	110	14	22	103	58	2
		100.0	39.3	21.6	2.8	4.3	20.2	11.4	0.4
	保健所・保健センター	22	10	8	0	1	1	2	0
		100.0	45.5	36.4	0.0	4.5	4.5	9.1	0.0
	福祉事務所	16	4	3	0	0	7	2	0
		100.0	25.0	18.8	0.0	0.0	43.8	12.5	0.0
	保育所・認定こども園	98	43	17	1	1	27	9	0
		100.0	43.9	17.3	1.0	1.0	27.6	9.2	0.0
	幼稚園	23	8	5	0	0	9	0	1
		100.0	34.8	21.7	0.0	0.0	39.1	0.0	4.3
	学校	787	359	100	16	22	209	79	2
		100.0	45.6	12.7	2.0	2.8	26.6	10.0	0.3
	児童館	5	2	1	0	0	2	0	0
		100.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	放課後児童クラブ	12	3	3	0	0	5	1	0
		100.0	25.0	25.0	0.0	0.0	41.7	8.3	0.0
	放課後等デイサービス	17	10	2	0	0	4	1	0
		100.0	58.8	11.8	0.0	0.0	23.5	5.9	0.0
	学習塾等の学校外の教育機関	1	1	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童発達支援センター	11	5	0	0	0	6	0	0
		100.0	45.5	0.0	0.0	0.0	54.5	0.0	0.0
	里親	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童家庭支援センター	14	4	4	0	0	4	2	0
		100.0	28.6	28.6	0.0	0.0	28.6	14.3	0.0
	その他の児童福祉施設	14	3	3	0	2	3	3	0
		100.0	21.4	21.4	0.0	14.3	21.4	21.4	0.0
	医療機関	147	48	55	7	1	23	13	0
		100.0	32.7	37.4	4.8	0.7	15.6	8.8	0.0
	警察	3,860	654	406	31	19	803	1,936	11
		100.0	16.9	10.5	0.8	0.5	20.8	50.2	0.3
	家庭裁判所	1	0	0	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	子ども食堂などの民間の居場所	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	NPO等民間団体が開設する電話相談	3	1	1	0	0	0	1	0
		100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	地域子育て支援拠点	2	1	0	0	0	1	0	0
		100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	当該の児童相談所職員	65	11	9	0	4	26	15	0
		100.0	16.9	13.8	0.0	6.2	40.0	23.1	0.0
	その他	271	57	56	2	2	71	83	0
		100.0	21.0	20.7	0.7	0.7	26.2	30.6	0.0

図表 54 通告者(機関)と主たる虐待種別のクロス表

オ 通告者(機関)と虐待重症度のクロス表

「虐待を行った本人」「その他家族・親族」「児童本人」からの通告は「軽度虐待」が最も多い。その他の機関として、「市区町村こども家庭センターまたは市区町村児童相談部門」「学校」「保育所・認定こども園」なども「軽度虐待」が最も多い。

「医療機関」からの通告は「虐待の危惧あり」から「生命の危険あり」にまで広くなされているが、特に「生命も危険あり」の件数は多い。「警察」からの通告には「中度虐待」「重度虐待」「生命も危険あり」事例が含まれているが、やはり最も多いのは「軽度虐待」である。「軽度虐待の段階で重度化を阻止できるかの重要な時期であることがわかる。

		Q8虐待の重症度 について、評価してください							
		合計	虐待の危 惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危 険あり	不明	無回答
Q4虐待の疑い も含めて児相 に通告・送 致・相談した 者(機関)は 誰でしたか	全体	7,376	654	4,826	1,428	258	25	105	80
		100.0	8.9	65.4	19.4	3.5	0.3	1.4	1.1
	虐待を行った本人	270	27	199	35	7	1	1	0
		100.0	10.0	73.7	13.0	2.6	0.4	0.4	0.0
	その他の家族・親族	462	53	293	85	14	1	14	2
		100.0	11.5	63.4	18.4	3.0	0.2	3.0	0.4
	児童本人	93	4	63	15	6	0	3	2
		100.0	4.3	67.7	16.1	6.5	0.0	3.2	2.2
	近隣知人	661	93	430	88	15	0	20	15
		100.0	14.1	65.1	13.3	2.3	0.0	3.0	2.3
	民生・児童委員・主 任児童委員	9	0	9	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	市区町村こども家庭セ ンター又は市区町村の 児童相談部門	509	37	243	168	41	4	9	7
		100.0	7.3	47.7	33.0	8.1	0.8	1.8	1.4
	保健所・保健セン ター	22	2	8	9	0	3	0	0
		100.0	9.1	36.4	40.9	0.0	13.6	0.0	0.0
	福祉事務所	16	1	8	4	0	0	0	3
		100.0	6.3	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	18.8
	保育所・認定こども 園	98	7	59	29	0	0	3	0
		100.0	7.1	60.2	29.6	0.0	0.0	3.1	0.0
	幼稚園	23	1	19	0	1	0	0	2
		100.0	4.3	82.6	0.0	4.3	0.0	0.0	8.7
	学校	787	66	464	194	43	4	9	7
		100.0	8.4	59.0	24.7	5.5	0.5	1.1	0.9
	児童館	5	0	4	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	放課後児童クラブ	12	2	5	4	1	0	0	0
		100.0	16.7	41.7	33.3	8.3	0.0	0.0	0.0
	放課後等デイサービ ス	17	0	12	4	1	0	0	0
		100.0	0.0	70.6	23.5	5.9	0.0	0.0	0.0
	学習塾等の学校外の 教育機関	1	0	1	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童発達支援セン ター	11	0	5	6	0	0	0	0
		100.0	0.0	45.5	54.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	里親	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童家庭支援セン ター	14	0	6	8	0	0	0	0
		100.0	0.0	42.9	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の児童福祉施 設	14	3	5	3	2	0	0	1
		100.0	21.4	35.7	21.4	14.3	0.0	0.0	7.1
	医療機関	147	28	65	29	18	6	1	0
		100.0	19.0	44.2	19.7	12.2	4.1	0.7	0.0
	警察	3,860	283	2,739	658	100	5	38	37
		100.0	7.3	71.0	17.0	2.6	0.1	1.0	1.0
	家庭裁判所	1	0	1	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	子ども食堂などの民 間の居場所	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	NPO等民間団体が 開設する電話相談	3	0	2	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	地域子育て支援拠点	2	0	2	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	当該の児童相談所職 員	65	7	40	16	1	0	1	0
		100.0	10.8	61.5	24.6	1.5	0.0	1.5	0.0
	その他	271	40	141	71	8	1	6	4
		100.0	14.8	52.0	26.2	3.0	0.4	2.2	1.5

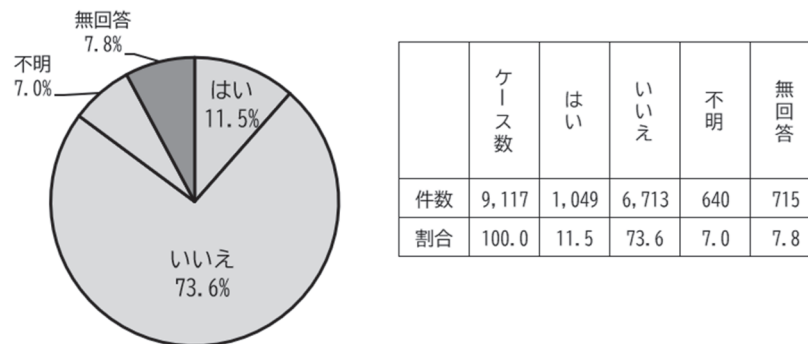
図表 55 通告者(機関)と虐待重症度のクロス表

4-1. 通告のうち児童本人からの申し出を受けたもの

Q4.本ケースを児童相談所へ通告・送致・相談した者（機関）のうち「児童本人」を除く
（9,117 ケース限定）

(1) 単純集計

「児童本人」からの通告を除く9,117 人のうち、児童相談所への通告において、通告元が「児童本人」からの申し出を受けて行ったものは「不明」「無回答」を除くと、「はい」が 11.6%、「いいえ」が 73.6%であった。



図表 56 通告元が「児童本人」からの申し出を受けての通告

【平成 30 年調査との比較】 本項目は今回初めての調査項目である。

(2) クロス集計

ア 児童の年齢と通告元が児童本人以外で児童本人からの申し出を受けての通告とのクロス表

6～11 歳が 12.3%、12～14 歳が 20%、15 歳以上が 24.5%と年齢が上がるにつれ、児童本人からの申し出を受けての通告が多くなる傾向がみられる。

		Q4-1 Q4で「3. 児童本人」以外を選択した場合で、当該通告元は児童本人からの申し出を受けて通告していますか			
	合計	はい	いいえ	不明	無回答
全体	9,117	11.5	73.6	7.0	7.8
1 歳未満	495	1.2	86.7	5.3	6.9
1 ～ 5 歳	2,837	4.0	82.3	6.1	7.6
6 ～ 11 歳	3,351	12.3	72.8	7.0	7.9
12 ～ 14 歳	1,413	20.0	62.8	9.3	7.9
15 歳以上	943	24.5	60.9	6.0	8.6
不明	17	5.9	47.1	41.2	5.9

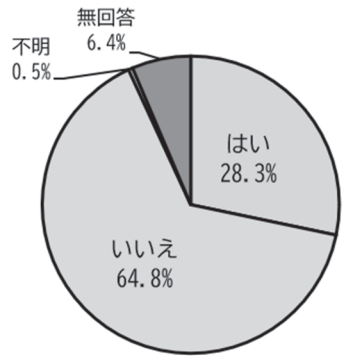
図表 57 年齢と通告元が「児童本人」からの申し出を受けて通告のクロス表

4-2. 市区町村子ども家庭センターまたは市区町村児童相談部門における送致

(Q4「市区町村子ども家庭センターまたは市区町村児童相談部門」回答 640 ケース限定)

(1) 単純集計

市区町村子ども家庭センターまたは市区町村児童相談部門で取り扱ったケース 640 件のうち、「送致」は 181 件 (28.3%) であった。



	ケース数	はい	いいえ	不明	無回答
件数	640	181	415	3	41
割合	100.0	28.3	64.8	0.5	6.4

図表 58 市区町村子ども家庭センターまたは児童相談部門における送致

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査の質問項目は「このケースは送致・援助要請・通知のどの取り扱いでしたか」であるため、比較しづらい点がある。平成 30 年調査ではケース 417 件のうち、「援助要請」が 50.8%と最も多く、「送致」28.8%、「通知」15.8%であった。「送致」を比較すると、本調査が 28.3%であり、ほぼ変わらない結果となった。

(2) クロス集計

ア 市区町村からの送致と虐待の重症度とのクロス表

「重度虐待」、「生命の危険あり」の場合、送致を行う傾向は高い。しかし、「生命の危険あり」であっても送致も通告等にもいたっていないケースがあることも見えてくる。

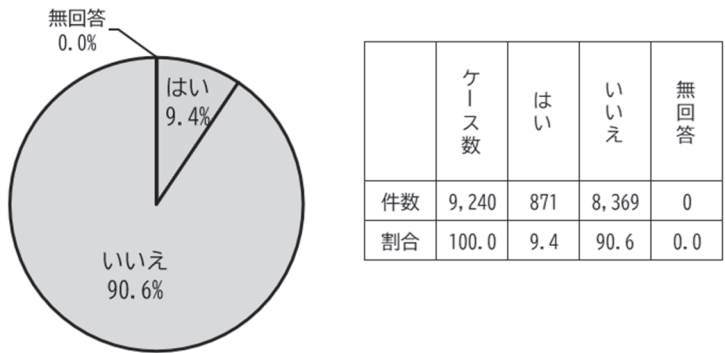
		合計	Q8虐待の重症度 について、評定してください						
			虐待の危険あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危険あり	不明	無回答
	全体	7,376 100.0	654 8.9	4,826 65.4	1,428 19.4	258 3.5	25 0.3	105 1.4	80 1.1
Q4・2Q4で「6.市区町村こども家庭センターまたは市区町村の児童相談部門」を選択した場合で、そのケースは市区町村からの送致でしたか	はい	146 100.0	11 7.5	58 39.7	56 38.4	18 12.3	3 2.1	0 0.0	0 0.0
		いいえ	341 100.0	24 7.0	175 51.3	105 30.8	22 6.5	1 0.3	9 2.6
	不明		3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

図表 59 市区町村からの送致と虐待の重症度とのクロス表

5. 児童相談所から市区町村へただちに送致したもの

(1) 単純集計

総ケース数 9,240 ケースのうち、児童相談所が調査等を行わずただちに送致したケースについて、「はい」は 871 件(9.4%)「いいえ」は 8,369 件(90.4%)であり、9 割のケースは児童相談所において、調査を行っていることがわかる。



図表 60 児童相談所から市区町村へただちに送致したケース

【平成 30 年調査との比較】

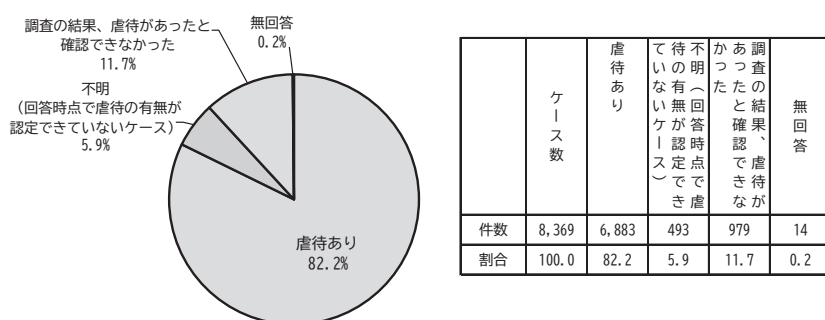
本項目は今回初めての調査項目である。

【Ⅰ-Ⅱ】被虐待児童について

6. 虐待の有無

(1) 単純集計

全 8,369 ケースについて(総ケース数から児童相談所が調査等を行わずただちに送致したケースを除いた数値)、実際にこのケースに虐待があったかどうかを尋ねたところ、「虐待あり」は 6,883 ケース(82.2%)であり、「調査の結果、虐待があったと確認できなかった」979 ケース(11.7%)の約 7 倍となった。



図表 61 虐待の有無

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、「虐待あり」は全体の 77.1%、「虐待なし」は 16.6%であり、「虐待あり」が「虐待なし」の 4 倍以上になるおおよその傾向は今回の調査でも踏襲され、かつその差は開いている。平成 30 年度調査で既に指摘されているとおり、「DV 目撃」が心理的虐待の一つとして通告されるようになったことが影響していると推測される。

(2) クロス集計

ア 虐待の有無と被虐待児童の性別とのクロス表

虐待「あり」とされたケースのうち、男児の占める割合は 51.4%、女児の占める割合は 48.4%で、男児の比率のほうがやや多かった。このことから、男児の方が虐待に曝されやすいといえそうであるが、「回答時点で虐待の有無が認定できていないケース」の男女の比率(男児 49.5%、女児 46.7%)、「調査の結果、虐待があったと確認できなかった」ケースの男女の比率(男児 51.2%、女児 47.5%)においても男児の方が多い点を考慮すると、男児の方が通告につながりやすい可能性も示唆される。この点は、Q8 の虐待重症度と性別とのクロス表で改めて検討する。

		合計	Q1性別			
			男	女	どちらでもない	無回答
全体		8,369 100.0	4,291 51.4	4,030 47.7	37 0.6	11 0.3
Q6実際にこのケースに虐待はありましたか	虐待あり	6,883 100.0	3,539 51.4	3,328 48.4	6 0.1	10 0.1
	不明(回答時点で虐待の有無が認定できていないケース)	493 100.0	244 49.5	230 46.7	18 3.7	1 0.2
	調査の結果、虐待があったと確認できなかった	979 100.0	501 51.2	465 47.5	13 1.3	0 0.0
	無回答	14 100.0	7 50.0	7 50.0	0 0.0	0 0.0

図表 62 虐待の有無と被虐待児童の性別

イ 虐待の有無と通告経路のクロス表

通告経路別に虐待の有無を検討したところ、多くの通告経路において 70～90%の範囲で「虐待あり」と判定されていた。子どもの生命と発達を保障するためには躊躇ない通告の第一歩が重要であり、子どもに対する見守り姿勢が浸透してきたといってよいだろう。

なお、「警察」経路による通告は 91.5% (3,716 ケース) が「虐待あり」判定となり、全ての「虐待あり」ケースの 54.0% (3,716 ケース) を占める。なお、警察からの通告は、「心理的虐待(主として DV 目撃)」(1,936 ケース) が約半数であり(50.2%)、警察は特に DV 目撃に関連して重要な通告経路となっている。

		合計	Q6実際にこのケースに虐待はありましたか			
			虐待あり	不明(回答時点で虐待の有無が認定できていないケース)	虐待があったと確認できなかった	無回答
全体		8,369 100.0	6,883 82.2	493 5.9	979 11.7	14 0.2
Q4虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者(機関)は誰でしたか	虐待を行った本人	284 100.0	255 89.8	15 5.3	14 4.9	0 0.0
	その他の家族・親族	555 100.0	413 74.4	49 8.8	92 16.6	1 0.2
	児童本人	100 100.0	79 79.0	14 14.0	7 7.0	0 0.0
	近隣知人	972 100.0	583 60.0	78 8.0	310 31.9	1 0.1
	民生・児童委員・主任児童委員	13 100.0	9 69.2	0 0.0	4 30.8	0 0.0
	市区町村の児童相談部門	586 100.0	460 78.5	49 8.4	77 13.1	0 0.0
	保健所・保健センター	22 100.0	20 90.9	2 9.1	0 0.0	0 0.0
	福祉事務所	18 100.0	15 83.3	1 5.6	2 11.1	0 0.0
	保育所・認定こども園	119 100.0	86 72.3	12 10.1	21 17.6	0 0.0
	幼稚園	27 100.0	21 77.8	2 7.4	4 14.8	0 0.0
	学校	891 100.0	718 80.6	69 7.7	100 11.2	4 0.4
	児童館	6 100.0	5 83.3	0 0.0	1 16.7	0 0.0
	放課後児童クラブ	15 100.0	12 80.0	0 0.0	3 20.0	0 0.0
	放課後等デイサービス	19 100.0	17 89.5	0 0.0	2 10.5	0 0.0
	学習塾等の学校外の教育機関	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	児童発達支援センター	11 100.0	9 81.8	2 18.2	0 0.0	0 0.0
	里親	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	児童家庭支援センター	14 100.0	14 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他の児童福祉施設	23 100.0	11 47.8	3 13.0	9 39.1	0 0.0
	医療機関	180 100.0	132 73.3	15 8.3	33 18.3	0 0.0
	警察	4,062 100.0	3,716 91.5	144 3.5	195 4.8	7 0.2
	家庭裁判所	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	子ども食堂などの民間の居場所	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	NPO等民間団体が開設する電話相談	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	地域子育て支援拠点	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	当該の児童相談所職員	92 100.0	64 69.6	1 1.1	26 28.3	1 1.1

図表 63 虐待の有無と通告経路

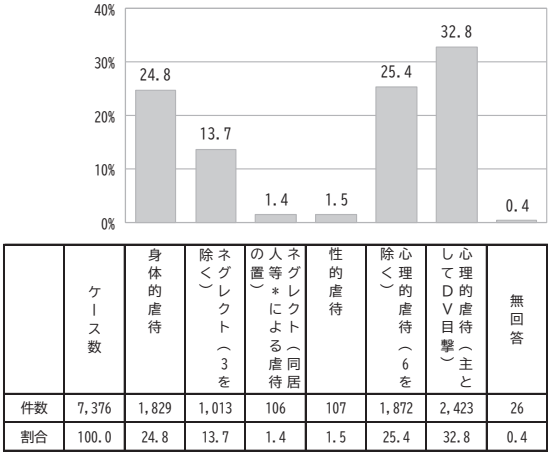
7. 虐待の種別

(1) 単純集計

ア 主たる虐待種別(複合的な虐待の場合には最も主たる虐待種別)

主たる虐待種別で最も多かったのは「心理的虐待」で、「主として DV 目撃」の心理的虐待が 2,423 ケース(32.8%)で最多、「DV 目撃以外」の心理的虐待も 1,872 ケース(25.4%)で 2 番目に多く、「心理的虐待」だけで全体の 58.2%を占めた。

その他の虐待種別では、多い順に、「身体的虐待」が 1,829 ケース(24.8%)、「ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)」が 1,013 ケース(13.7%)、「性的虐待」が 107 ケース(1.5%)、「ネグレクト(同居人等による虐待の放置)」が 106 ケース(1.4%)であった。



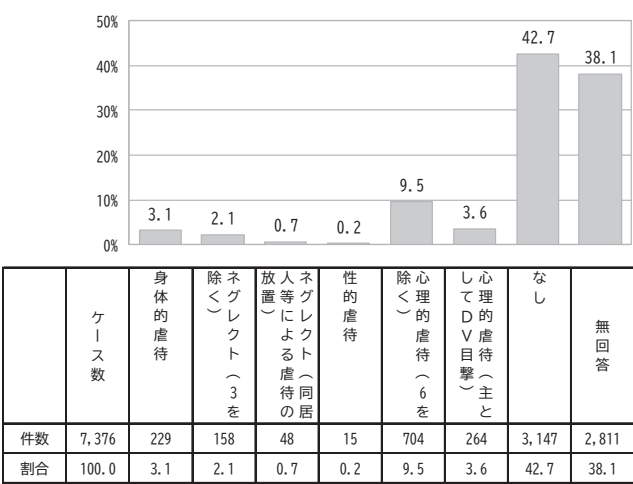
図表 64 主たる虐待種別(複合的な虐待の場合には最も主たる虐待種別)

イ 複合的な虐待における2番目に占める虐待種別

複合的な虐待の場合に 2 番目に占める虐待の種別は、「心理的虐待(DV 目撃を除く)」が 704 ケース(9.5%)で最も多く、次いで「心理的虐待(主として DV 目撃)」264 ケース(3.6%)であった。

(1) 最も主たる虐待種別、(2) 2 番目に占める虐待種別ともに、「心理的虐待」が最も多かった。

なお、2 番目に占める虐待種別では「なし」が 42.7%であり、「虐待あり」ケースの半数以上が特定の虐待種別で経験されている。



図表 65 複合的な虐待の場合の 2 番目に占める虐待種別

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、最も主たる虐待種別のみの調査であったが、多い順に、「心理的虐待（DV 目撃）」(2,111 ケース、33.5%)、「心理的虐待」(1493 ケース、23.7%)、「身体的虐待」(1,433 ケース、22.7%)、「ネグレクト」(1,043 ケース、16.6%)、「ネグレクト(同居人の虐待放置)」(126 ケース、2.0%)、「性的虐待」(61 ケース、1.0%)で、割合もおおよそ同じであり、身体的虐待が最も多かった平成 25 年度調査以降、同じ傾向が続いている。

なお、「性的虐待」の受理件数は、調査対象期間が 16 日間だった平成 30 年度調査が 61 ケースだったところ、調査対象期間 12 日間の今回調査では 107 ケースであり、調査期間が短くなったにもかかわらず多くなった。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と被虐待児童の性別とのクロス表

虐待種別ごとの男女比をみると、男児は「身体的虐待」において女児より 12.1 ポイント多く(男児 1,22 ケース、55.9%、女児 801 ケース、43.8%)、女児は「性的虐待」において男児より 68.2 ポイント多かった(男児 16 ケース、15.0%、女児 89 ケース、83.2%)。

また、「ネグレクト」をみると、保護者からネグレクトを受けている比率は男児が若干多いくらいだが(男児 510 ケース、50.3%、女児 490 ケース、48.4%)、同居人等による虐待が保護者によって見過ごされているケースでは、母数の違いに注意が必要であるものの、女児の方が約 13 ポイント多かった(男児 46 ケース、43.4%、女児 60 ケース、56.6%)。

		合計	Q1性別			
			男	女	どちらでもない	無回答
全体		7,376	3,783	3,558	24	11
		100.0	51.3	48.2	0.3	0.1
Q7虐待の種別 最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	1,022	801	2	4
		100.0	55.9	43.8	0.1	0.2
	ネグレクト（3を除く）	1,013	510	490	12	1
		100.0	50.3	48.4	1.2	0.1
	ネグレクト（同居人等* による虐待の置）	106	46	60	0	0
		100.0	43.4	56.6	0.0	0.0
	性的虐待	107	16	89	2	0
		100.0	15.0	83.2	1.9	0.0
	心理的虐待（6を除く）	1,872	926	940	4	2
		100.0	49.5	50.2	0.2	0.1
	心理的虐待（主として DV目撃）	2,423	1,248	1,170	1	4
		100.0	51.5	48.3	0.0	0.2
無回答		26	15	8	3	0
		100.0	57.7	30.8	11.5	0.0

図表 66 虐待種別と被虐待児童の性別

イ 虐待種別と被虐待児童の年齢とのクロス表

年齢区分の値は全回答における年齢分布の影響を受けるため、年齢区分ごとに受ける虐待種別に特徴があるかを確認した。「1歳未満」で保護者による「ネグレクト」が21.1%を占めるほか、「心理的虐待(主としてDV目撃)」が52.1%であった。「心理的虐待(主としてDV目撃)」は「1～5歳」でも40.1%あり、児童単独ではなく、低年齢児とDV被害親という「親子」を対象とする支援も必要性も高いといえそうだ。

		合計	07虐待の種別 最も主たる虐待種別						
			身体的虐待	ネグレクト(3を除く)	ネグレクト(同居人等*による虐待の放置)	性的虐待	心理的虐待(6を除く)	心理的虐待(主としてDV目撃)	無回答
全体		7,376	1,829	1,013	106	107	1,872	2,423	26
Q2受理時の年齢・年齢	1歳未満	384	32	81	3	2	65	200	1
		100.0	8.3	21.1	0.8	0.5	16.9	52.1	0.3
	1～5歳	2,206	350	361	25	14	566	885	5
		100.0	15.9	16.4	1.1	0.6	25.7	40.1	0.2
	6～11歳	2,696	783	352	41	34	701	781	4
		100.0	29.0	13.1	1.5	1.3	26.0	29.0	0.1
	12～14歳	1,226	388	126	26	29	314	337	6
		100.0	31.6	10.3	2.1	2.4	25.6	27.5	0.5
	15歳以上	824	271	78	11	26	215	216	7
		100.0	32.9	9.5	1.3	3.2	26.1	26.2	0.8
不明		8	0	7	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	87.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0

図表 67 虐待種別と被虐待児童の年齢

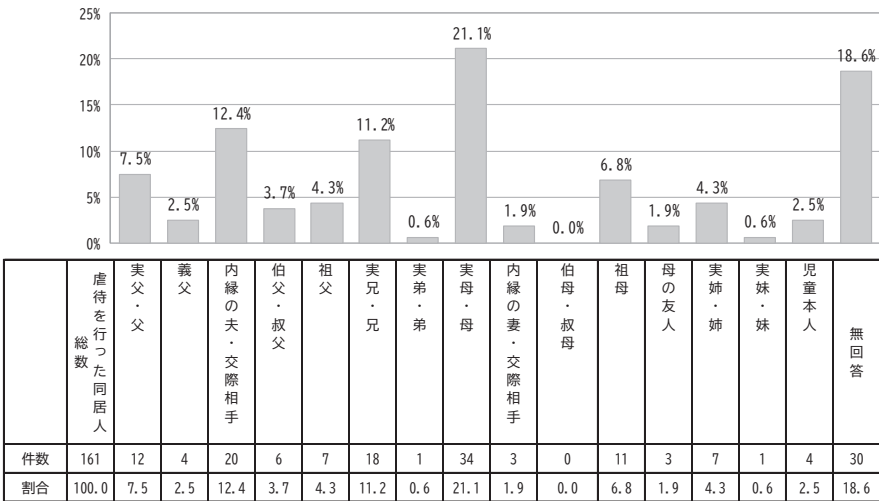
7-1. ネグレクト(同居人等による虐待の放置)

ア 虐待をおこなった同居人等と児童本人との関係

「主たる虐待種別」および複合的な虐待の場合に「2 番目に主たる虐待種別」に「ネグレクト(同居人等による虐待の放置)」が選択された 154 ケースについて、実際に虐待を行った者と児童本人との関係を自由記述で尋ねた。複数回答のため、実際に虐待を行った者の総数は 161 人である。

最も多かったのは「実母」21.1%(34 ケース)であり、次いで多かったのは「内縁の夫・交際相手」12.4%(20 ケース)であった。また、「内縁の妻・交際相手」には、実父の女性パートナーに加え、実母の女性パートナーも含まれている(2 ケース)。

なお、「実父・父」と「実母・母」の回答は、設問の性質上、もう一方の実親が「実父・父」あるいは「実母・母」による虐待を放置しているケースであるはずだが、誤回答の可能性も否定できず、留意が必要である。

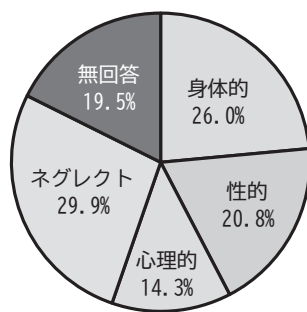


図表 68 「同居人等による虐待の放置」における実際に虐待を行った者

イ 同居人等がおこなった虐待の種別

保護者が放置した同居人等による虐待の種別は、多い順に、「ネグレクト」(46 ケース・29.9%)、「身体的虐待」(40 ケース・26.0%)、「性的虐待」(32 ケース・20.8%)、「心理的虐待」(22 ケース・14.3%)であった。

「性的虐待」は、虐待ありとされたケース全体においては 1.5%(107 ケース)で最も少ない種別の一つでありながら、保護者が放置した同居人等による虐待においては 20.8%(32 ケース)を占めた。



	ケース数	身体的	性的	心理的	ネグレクト	無回答
件数	154	40	32	22	46	30
割合	100.0	26.0	20.8	14.3	29.9	19.5

図表 69 同居人等による虐待の放置における実際に行われた虐待種別

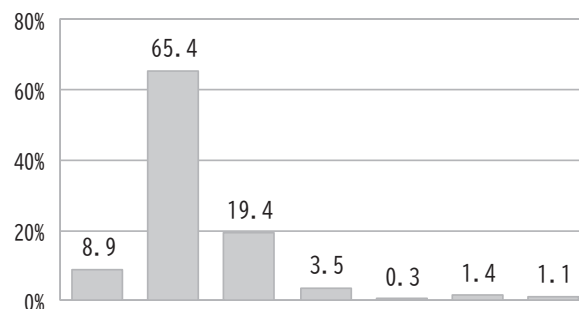
【平成 30 年度調査との比較】

本設問は、前回調査では扱っていない。

8. 虐待の重症度

(1) 単純集計

虐待の重症度については、「軽度虐待」が最も多く、4,826 ケース(65.4%)であった。「虐待の危険あり」(654 ケース、8.9%)と合わせると 74.3%にのぼり、7 割以上のケースが軽度であった。



	ケース数	虐待の危険あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危険あり	不明	無回答
件数	7,376	654	4,826	1,428	258	25	105	80
割合	100.0	8.9	65.4	19.4	3.5	0.3	1.4	1.1

図表 70 虐待の重症度

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、「虐待の危惧あり」が 1,184 ケース(18.8%)、「軽度虐待」が 2,972 ケース(47.2%)、「中度虐待」が 1,570 ケース(24.9%)で、前回調査に比べて今回調査は「虐待の危惧あり」と「中度虐待」が減少し、「軽度虐待」がボリュームゾーンとなった。ただし、「重度虐待」と「生命の危険あり」は、平成 30 年度調査ではそれぞれ 247 ケース(3.9%)と 27 ケース(0.4%)で今回調査も同じ水準であり、概観すれば重症度の傾向は前回調査から変化はないといえる。

(2)クロス集計

ア 虐待重症度と被虐待児童の性別とのクロス表

虐待重症度ごとに性別の比率をみると、「虐待の危惧あり」から「中度虐待」までは男児の方がやや高く、「重度虐待」・「生命の危険あり」になると男女の比率が転換して女児の方がやや高くなる。「生命の危険あり」は母数が少ないため、比率の値の判断には注意が必要であるが、ジェンダーにより女児／女性の被害が軽視されてきたこれまでの暴力の歴史をふまえるなら、引き続き注視が求められる。

		合計	Q1性別			
			男	女	どちらでもない	無回答
全体		9,240 100.0	4,746 51.4	4,409 47.7	60 0.6	25 0.3
Q8虐待の重症度について、評定してください	虐待の危惧あり	654 100.0	329 50.3	319 48.8	6 0.9	0 0.0
	軽度虐待	4,826 100.0	2,489 51.6	2,326 48.2	3 0.1	8 0.2
	中度虐待	1,428 100.0	743 52.0	682 47.8	1 0.1	2 0.1
	重度虐待	258 100.0	124 48.1	132 51.2	2 0.8	0 0.0
	生命の危険あり	25 100.0	11 44.0	14 56.0	0 0.0	0 0.0
	不明	105 100.0	51 48.6	42 40.0	11 10.5	1 1.0
	無回答	80 100.0	36 45.0	43 53.8	1 1.3	0 0.0

図表 71 虐待重症度と被虐待児童の性別

イ 虐待重症度と被虐待児童の在学状況とのクロス表

被虐待児童の在学状況別に虐待重症度をみると、「全体」の比率を基準とした場合、「家庭にいる乳幼児」は「虐待の危惧あり」(79 ケース、11%)と「重度虐待」(36 ケース、5.2%)・「生命の危険あり」(7 ケース、1.0%)がやや高くなっている。「幼稚園・保育所その他の保育施設」になると、「虐待の危惧あり」(197 ケース、10.3%)が「全体」よりやや高い比率を示していることに変わりはないが、「重度虐待」(58 ケース、3.0%)と「生命の危険あり」(4 ケース、0.2%)は「全体」の比率より低くなる。ここから、保育施設での見守り体制の効果が推察される。

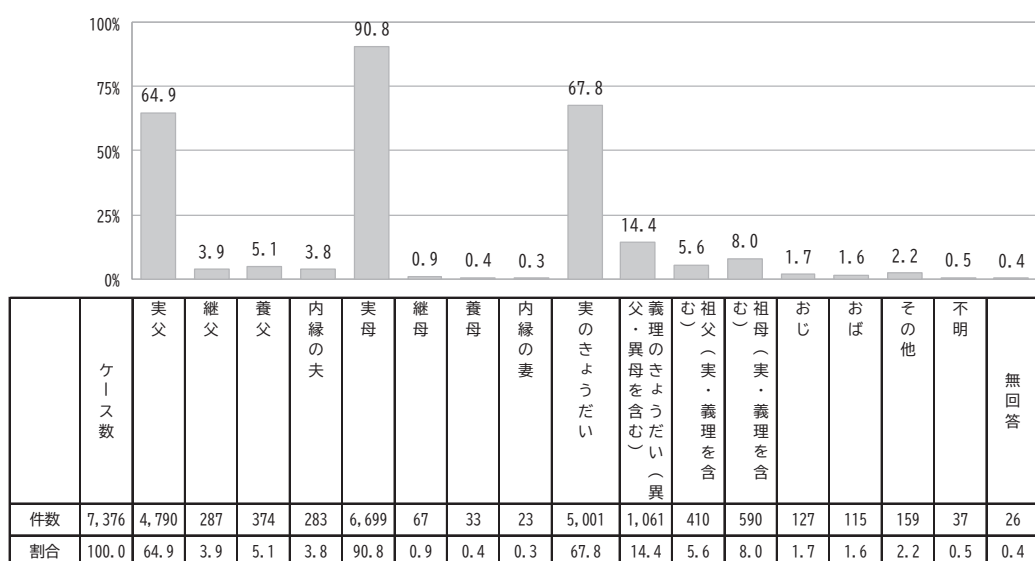
		合計	Q8虐待の重症度 について、評価してください						
			虐待の危険あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危険あり	不明	無回答
全体		7,376 100.0	654 8.9	4,826 65.4	1,428 19.4	258 3.5	25 0.3	105 1.4	80 1.1
Q3在学状況等	家庭にいる乳幼児	692 100.0	79 11.4	417 60.3	136 19.7	36 5.2	7 1.0	10 1.4	7 1.0
	幼稚園・保育所その他の 保育施設	1,920 100.0	197 10.3	1,282 66.8	340 17.7	58 3.0	4 0.2	22 1.1	17 0.9
	小学校	2,660 100.0	211 7.9	1,760 66.2	552 20.8	79 3.0	1 0.0	24 0.9	33 1.2
	中学校	1,197 100.0	86 7.2	775 64.7	255 21.3	49 4.1	3 0.3	18 1.5	11 0.9
	高校	686 100.0	57 8.3	467 68.1	117 17.1	24 3.5	2 0.3	9 1.3	10 1.5
	その他	109 100.0	12 11.0	58 53.2	22 20.2	9 8.3	6 5.5	2 1.8	0 0.0
	不明	35 100.0	4 11.4	10 28.6	1 2.9	1 2.9	0 0.0	18 51.4	1 2.9

図表 72 虐待重症度と被虐待児童の在学状況

9. 家族構成

(1) 単純集計

ケースの受理時点で判明している被虐待児童の同居家族は、「実母」が9割以上で最も多かった(6,699 ケース、90.8%)。次いで、「実のきょうだい」(5,001 ケース、67.8%)、「実父」(4,790 ケース、64.9%)であった。



図表 73 家族構成

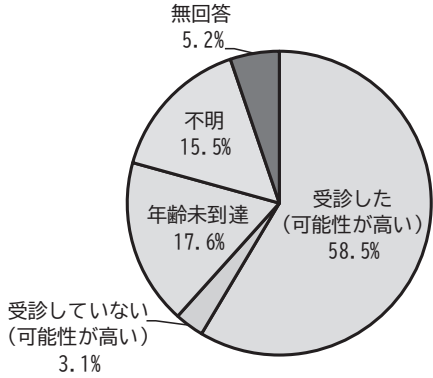
【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「実母」は 90.6%で、今回調査もほぼ同じ水準であった。また、平成 30 年度調査の「実父」は 61.0%、「実のきょうだい」は 62.6%で、今回調査では若干増加したものの、定位家族との同居が最多順位 3 位までを占める傾向に変化はない。

10. 乳幼児健診の受診状況

(1) 単純集計

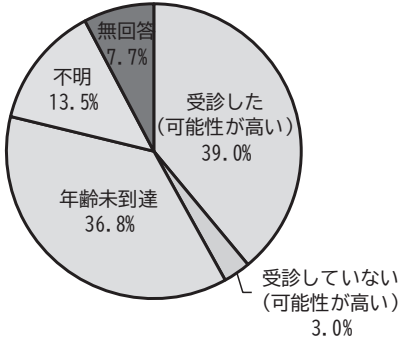
乳幼児健診の受診状況について、【A】「1歳6ヶ月健診」は、58.5% (1,529 ケース) が受診していた(受診した可能性を含む)。なお、「年齢未到達」が 17.6% (461 ケース)あり、これを除くと 71.1% が 1歳6ヶ月健診を受診している。



	ケース数	受診した (可能性が高い)	受診して いない (可能性が高い)	年齢未 到達	不明	無回 答
件数	2,612	1,529	81	461	405	136
割合	100.0	58.5	3.1	17.6	15.5	5.2

図表 74 1歳6ヶ月健診の受診状況

【B】「3歳児健診」については、39.0% (1,018 ケース) が受診していた(受診した可能性を含む)。なお、「3歳児健診」についても「年齢未到達」が 36.8% (962 ケース)あり、これを除くと 61.7% が 3歳児健診を受診していた。



	ケース数	受診した (可能性が高い)	受診して いない (可能性が高い)	年齢未 到達	不明	無回 答
件数	2,612	1,018	78	962	352	202
割合	100.0	39.0	3.0	36.8	13.5	7.7

図表 75 3歳児健診の受診状況

【A】「1歳6ヶ月健診」、【B】「3歳児健診」ともに、「受診していない(可能性が高い)」ケースの比率は 3%程度(年齢未到達のケースを除くと、【A】「1歳6ヶ月健診」は 3.8%、【B】「3歳児健診」は 4.7%)であるが、ケース数でみれば【A】「1歳6ヶ月健診」は 81 人の児童が、【B】「3歳児健診」は 78 人の児童が健診を受けていない(可能性を含む)。

【平成 30 年度調査との比較】

乳幼児健診に関する情報は、平成 30 年度調査までは全ケースを対象に回答を求め、「不明」が 4 割を超えていた(1歳6ヶ月健診で 42.0%、3歳児健診で 41.0%)。今回調査は、乳幼児ケース

のみを対象に回答を求め、「不明」は1歳6ヶ月健診で15.5%、3歳児健診で13.5%と大幅に減少した。

(2)クロス集計

ア 乳幼児健診の受診状況と虐待重症度のクロス表

乳幼児健診の受診状況と虐待重症度の関係について検討したが、記述統計のレベルでは「全体」の比率と比べて特筆すべき点はなく、乳幼児健診の受診有無が重症度と特別に関連しているようには見受けられない。

【A】1歳6ヶ月健診

		合計	Q10乳幼児健康診査の受診状況について 【A】1歳6ヶ月				
			受診した (可能性 が高い)	受診してい ない(可能 性が高い)	年齢未到 達	不明	無回答
全体		2,612 100.0	1,529 58.5	81 3.1	461 17.6	405 15.5	136 5.2
Q8虐待の重症度 について、 評価して ください	虐待の危機あり	276 100.0	156 56.5	5 1.8	62 22.5	36 13.0	17 6.2
	軽度虐待	1,699 100.0	1,017 59.9	58 3.4	255 15.0	269 15.8	100 5.9
	中度虐待	476 100.0	294 61.8	13 2.7	92 19.3	68 14.3	9 1.9
	重度虐待	94 100.0	36 38.3	4 4.3	37 39.4	16 17.0	1 1.1
	生命の危険あり	11 100.0	6 54.5	0 0.0	5 45.5	0 0.0	0 0.0
	不明	32 100.0	10 31.3	1 3.1	7 21.9	11 34.4	3 9.4

図表 76 1歳6ヶ月健診の受診状況と虐待の重症度

【B】3歳児健診

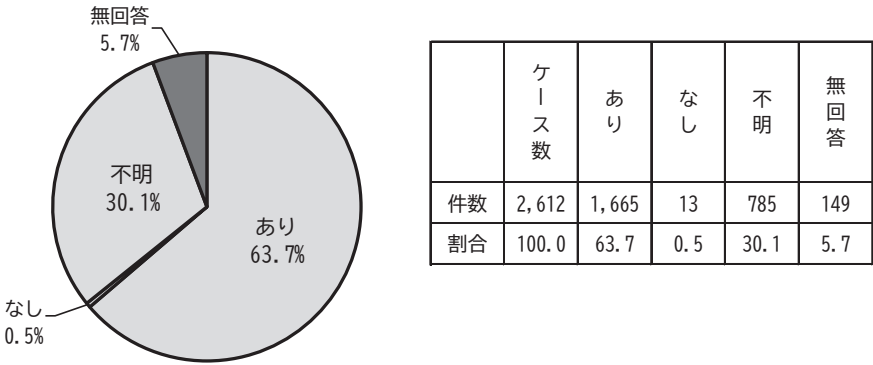
		合計	Q10乳幼児健康診査の受診状況について 【B】 3歳児健診				
			受診した （可能性 が高い）	受診してい ない（可能 性が高い）	年齢未到 達	不明	無回答
全体		2,612 100.0	1,018 39.0	78 3.0	962 36.8	352 13.5	202 7.7
Q8虐待の重症度 について、評価して ください	虐待の危機あり	276 100.0	103 37.3	1 0.4	116 42.0	30 10.9	26 9.4
	軽度虐待	1,699 100.0	688 40.5	53 3.1	579 34.1	236 13.9	143 8.4
	中度虐待	476 100.0	185 38.9	20 4.2	193 40.5	58 12.2	20 4.2
	重度虐待	94 100.0	21 22.3	3 3.2	53 56.4	14 14.9	3 3.2
	生命の危険あり	11 100.0	4 36.4	1 9.1	6 54.5	0 0.0	0 0.0
	不明	32 100.0	9 28.1	0 0.0	9 28.1	11 34.4	3 9.4

図表 77 3歳児健診の受診状況と虐待の重症度

11. 母子健康手帳の交付

(1) 単純集計

母子手帳は、1,665 ケース(63.7%)で交付を受けており、交付されていないケースは 13 ケース(0.5%)であった。なお、不明のケースが 785 件(30.1%)にのぼり、これを除くと、「あり」は 99.2%と高い割合を示している。



図表 78 母子健康手帳の交付状況

【平成 30 年度調査との比較】

本調査項目も「10 乳幼児健診の受診状況」と同様に、平成 30 年度調査まで全ケースを対象に回答を集約しており、乳幼児ケースのみを対象とする今回調査と単純に比較はできないが、平成 30 年度調査では、交付状況が「不明」のケースが 48.4%(3050 ケース)であったところ、今回調査では 30.1%であった。「不明」の割合が低下することで、より現状を把握できるようになったといえるだろう。

(2) クロス集計

ア 母子健康手帳の交付状況と虐待重症度のクロス表

母子健康手帳の交付状況と虐待の重症度の関係を比率でみると、交付「あり」に比べて、交付「なし」は「中度虐待」と「重度虐待」にも分布しているように見えるが、交付「なし」の母数が少ないため、傾向の指摘は控えたい。

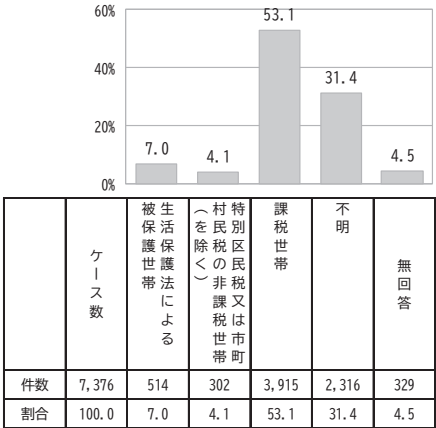
		合計	Q8虐待の重症度 について、評価してください					
			虐待の危険あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危険あり	不明
全体		2,612 100.0	276 10.6	1,699 65.0	476 18.2	94 3.6	11 0.4	32 1.2
Q11母子健康手帳の交付について	あり	1,665 100.0	175 10.5	1,061 63.7	330 19.8	70 4.2	11 0.7	8 0.5
	なし	13 100.0	1 7.7	6 46.2	3 23.1	3 23.1	0 0.0	0 0.0
	不明	785 100.0	81 10.3	524 66.8	134 17.1	19 2.4	0 0.0	20 2.5
	無回答	149 100.0	19 12.8	108 72.5	9 6.0	2 1.3	0 0.0	4 2.7

図表 79 母子健康手帳の交付状況と虐待重症度

12. 被虐待児童が属する世帯の経済状況

(1) 単純集計

被虐待児童が属する世帯の経済状況は、「課税世帯」が 3,915 ケース(53.1%)で全体の半数以上を占めた。一方で、「生活保護法による被保護世帯」(514 ケース、7.0%)と「特別区民税又は市町村民税の非課税世帯(被保護世帯を除く)」(302 ケース、4.1%)を合わせると 11.1%にのぼり、被虐待児童の 1 割強が経済状況の厳しい世帯で暮らしている。



図表 80 世帯の経済状況

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査でも、最も多い世帯状況は「課税世帯」(49.4%)であり、次いで「生活保護世帯」(10.0%)、「非課税世帯」(6.5%)であった。割合で見ると、今回調査は前回調査に比べて低所得世帯がやや減少し、課税世帯が微増しているように見えるが、全体の傾向に大きな変化はない。

(2) クロス集計

ア 世帯の経済状況と主たる虐待種別のクロス表

「全体」における世帯の経済状況ごとの比率を基準に、各虐待種別に占める各世帯の比率が、「全体」における比率より 5 ポイント以上多いものに注目すると、「生活保護世帯」および「非課税世帯」では「ネグレクト」と「ネグレクト(同居人等による虐待の放置)」が多く、「課税世帯」では「身体的虐待」と「性的虐待」が多かった。

		合計	Q12子どもが属する世帯の経済状況について				
			生活保護法による被保護世帯	特別区民税又は市町村民税の非課税世帯(を除く)	課税世帯	不明	無回答
全体		7,376	514	302	3,915	2,316	329
		100.0	7.0	4.1	53.1	31.4	4.5
Q7虐待の種別 最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	97	60	1,109	458	105
		100.0	5.3	3.3	60.6	25.0	5.7
	ネグレクト(3を除く)	1,013	142	93	381	360	37
		100.0	14.0	9.2	37.6	35.5	3.7
	ネグレクト(同居人等*による虐待の放置)	106	19	12	33	41	1
		100.0	17.9	11.3	31.1	38.7	0.9
	性的虐待	107	6	2	70	23	6
		100.0	5.6	1.9	65.4	21.5	5.6
	心理的虐待(6を除く)	1,872	114	52	976	647	83
		100.0	6.1	2.8	52.1	34.6	4.4
	心理的虐待(主としてDV目撃)	2,423	134	83	1,338	780	88
		100.0	5.5	3.4	55.2	32.2	3.6

図表 81 世帯の経済状況と主たる虐待種別

小括

被虐待児の性別では男児がやや多く(51.4%)、虐待種別においては「身体的虐待」「粗暴な行動」「多動傾向」が男児に、「性的虐待」は女児に顕著であり、性別による被害の傾向差が明らかとなった。また、女児は、同居人による虐待の放置および重症度においてもやや高く、見過ごされやすさが懸念される。

年齢別にみると「6～11 歳」が最も多く、虐待は小学生期の段階で多数発生していることが示された。平成 30 年調査と比較すると、「15 歳以上」の増加が目立ち、本人からの申告による通告もこの年代で高い割合を占めた。通告元としては、「警察」からの通告が最も多く(49.6%)、とくに「心理的虐待(DV 目撃)」に集中していた。対して、「学校」「保育所」「市町村部門」など、子どもと日常的に接する機関からは「身体的虐待」や「ネグレクト」が多く通告されており、虐待の発見傾向と機関の役割が対応していることが示された。なお、年齢が上がるにつれて「児童本人」からの申し出による通告が増加する傾向があり、子ども自身の訴えを受け止める体制の必要性が明らかとなった。

虐待の重症度と年齢の関係では、「1 歳未満」で「重度虐待」「生命の危険あり」と評価される割合が高く、早期対応の重要性が示唆された。援助方針との関連では、全体的に「継続指導」が中心であったが、「15 歳以上」では「自立援助ホームへの入所」が多く、年齢に応じた援助内容の多様化が求められることがわかった。終結状況においては、すべての年齢層で「助言指導」が多く、他機関へのあっせんも一部で実施されていた。

また、児童相談所が市町村に直接送致したケースの傾向も注目される。特に「1 歳未満」「1～5 歳」では送致の割合が高く、早期から市町村と連携した支援体制が構築されていることがうかがえる。市区町村からの送致においては、「身体的虐待」や「性的虐待」「重度虐待」で割合が高く、判断の重みが現れている。

なお、調査対象期間の間に児童相談所が対応した子どもたちの 11.1%は「生活保護法による非保護世帯」および「非課税世帯」で暮らしており、「課税世帯」が半数以上(53.1%)を占めるものの、虐待の側面からのみでは捉えることができない子どもたちの QOL についても注目が必要である。

以上の結果から、虐待の性質や被虐待児の特性に応じた個別的な対応が必要であるとともに、通告元との連携強化、特に子ども本人の声を起点とした支援体制の整備が求められる。児童相談所と市町村の間での調査・送致判断の在り方についても今後の検討が必要であり、虐待の重篤化を防ぐためには、全機関が早期から情報共有と支援に関与できる仕組みづくりが重要である。

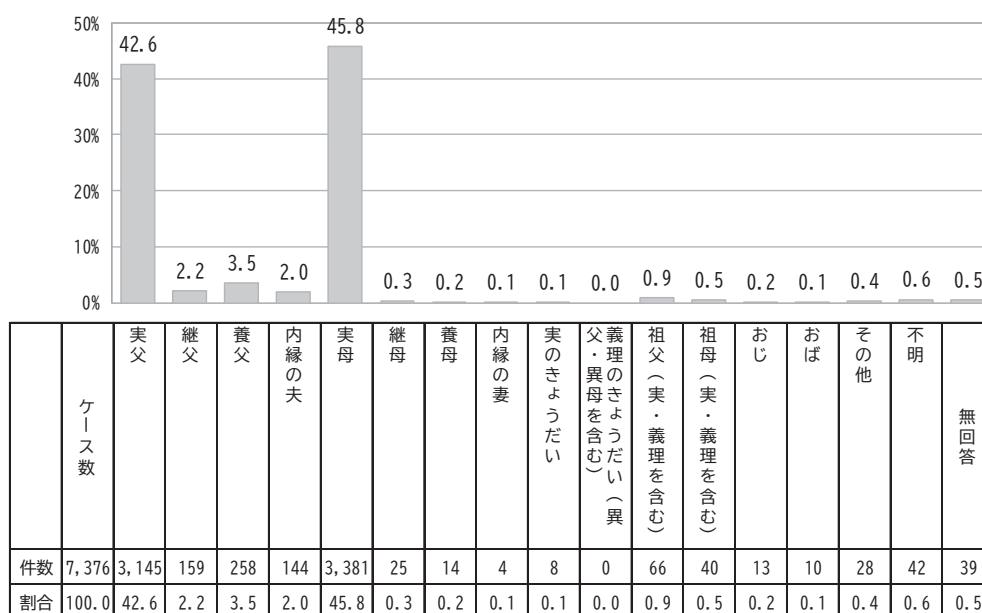
【Ⅱ】 虐待を行った者について

13. 虐待を行った者の続柄等

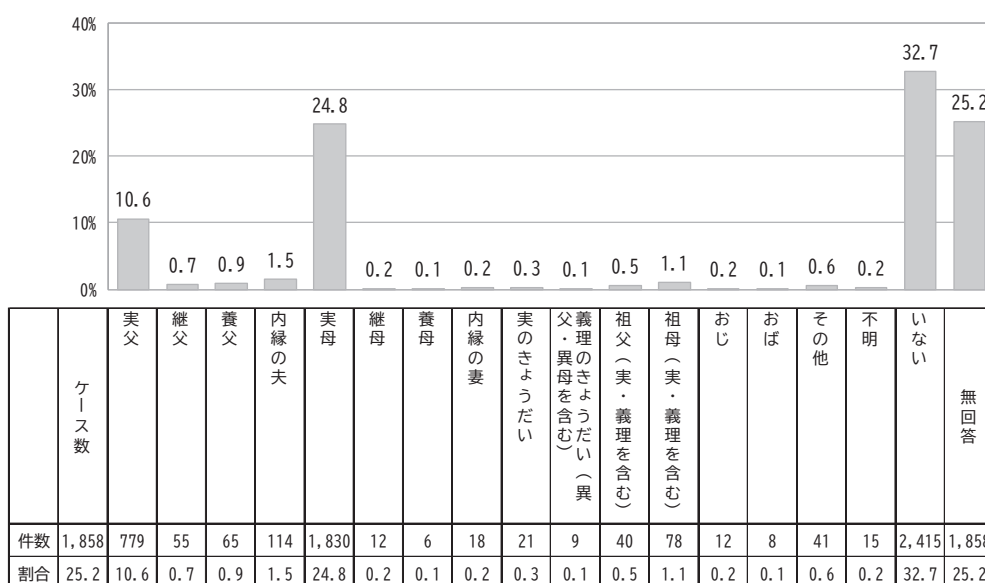
(1) 単純集計

虐待を行った「主たる者」は、「実母」が 3,381 件 (45.8%) と最も多く、次いで「実父」3,145 件 (42.6%) であり、実父母による虐待が 9 割近くを占めていた。複数の虐待を行った者を報告したケースは 3,103 件に及んだ。

虐待を行った「従たる者」では、「実母」1,830 件 (24.8%) 「実父」779 件 (10.6%) という順になっており、複数の虐待を行った者の少なくともどちらか一方に実父母がかかわる割合が高いことがうかがえる。



図表 82 虐待を行った「主たる者」



図表 83 虐待を行った「従たる者」

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、6,300 件のうち、虐待を行った「主たる者」は、実母が 2,904 件 (46.1%) と最も多く、次いで実父が 2,569 件 (40.8%) であった。「従たる者」についても、実母が 1,299 件 (20.6%)、実父が 507 件 (8%) であり、傾向としては大きな違いはみられなかった。

(2)クロス集計

ア 虐待を行った「主たる者」と虐待種別のクロス表

虐待を行った者と虐待種別の関係をみると、身体的虐待は、実母が 46.1%、実父が 41.8%であり、やや実母の方が高いものの、実母と実父の割合は同程度であった。その一方で、ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)は、実母が 78.0%、実父が 18.2%であり、実母の割合が極端に高い。実父の割合が高いものは、心理的虐待(主として DV 目撃)が 58.4%、性的虐待が 49.5%である。継父、養父、内縁の夫は全体において、2～3%程度に過ぎないが、性的虐待においては、養父が 14.0%、継父が 8.4%、内縁の夫が 4.7%とやや高い割合になっている。

		合計	Q13 虐待を行った者の続柄等 【A】主たる者					
			実父	継父	養父	内縁の夫	実母	その他・ 無回答
全体		7,376	3,145	159	258	144	3,381	289
		100.0	42.6	2.2	3.5	2.0	45.8	3.9
Q7 虐待の種別 最も主たる虐 待種別	身体的虐待	1,829	765	41	67	29	843	84
		100.0	41.8	2.2	3.7	1.6	46.1	4.6
	ネグレクト (同居人等による虐待 の放置を除く)	1,013	184	4	4	6	790	25
		100.0	18.2	0.4	0.4	0.6	78.0	2.5
	ネグレクト (同居人等による虐待 の放置)	106	11	0	0	4	65	26
		100.0	10.4	0.0	0.0	3.8	61.3	24.5
	性的虐待	107	53	9	15	5	19	6
		100.0	49.5	8.4	14.0	4.7	17.8	5.6
	心理的虐待 (主としてDV目撃を 除く)	1,872	707	33	54	29	983	66
		100.0	37.8	1.8	2.9	1.5	52.5	3.5
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	1,415	72	118	71	676	71
		100.0	58.4	3.0	4.9	2.9	27.9	2.9

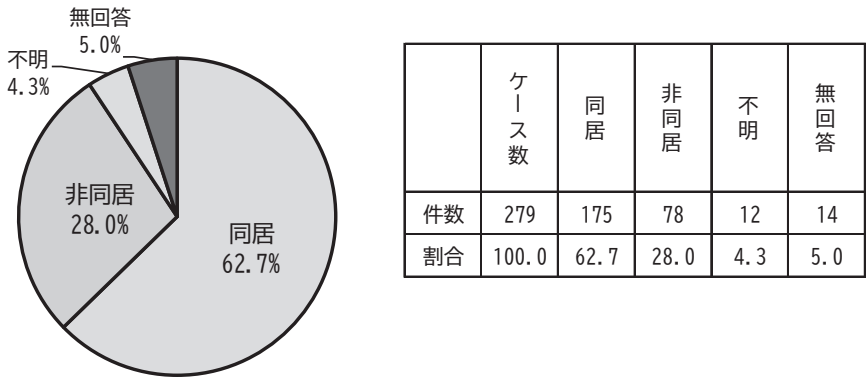
図表 84 虐待を行った「主たる者」と虐待種別のクロス集計表

13-1. 被虐待児と同居

(虐待を行った主たる者が「内縁の夫」または「内縁の妻」279 ケース限定)

(1) 単純集計

内縁の夫または内縁の妻が被虐待児と「同居」のケース数は 175 件(62.7%)、「非同居」は 78 件(28.0%)、「不明」が 12 件(4.3%)であった。同居していない内縁の夫または妻による虐待が 3 割程度に及んだ。



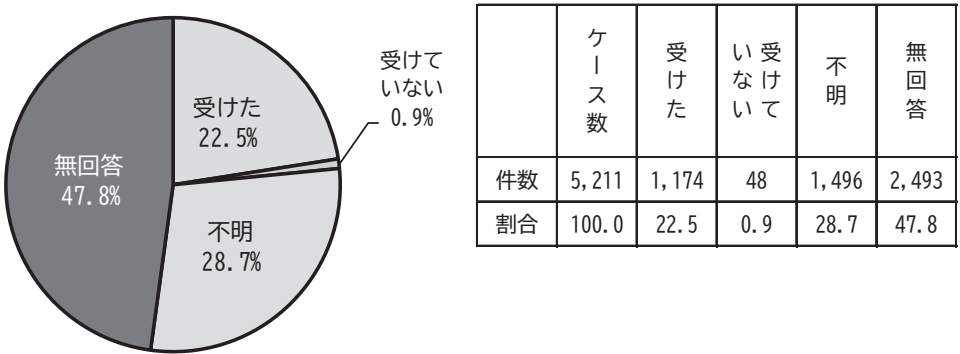
図表 85 被虐待児と同居(虐待を行った主たる者が内縁の夫または妻のケースのみ)

13-2. 妊婦健康診査の受診

(虐待を行った主たる者が「実母」5,211 ケース限定)

(1) 単純集計

「無回答」を除いた 2,718 件のうち「不明」が 1,496 件(55.0%)を占めていた。「不明」を除いた 1,222 件では、96%が妊婦健康診査を受診していた。年齢の高い児童のケースでは乳幼児期の十分な情報が得られていない面があると推察される。



図表 86 妊婦健康診査の受診(虐待を行った主たる者が実母のケースのみ)

【平成 30 年度調査との比較】

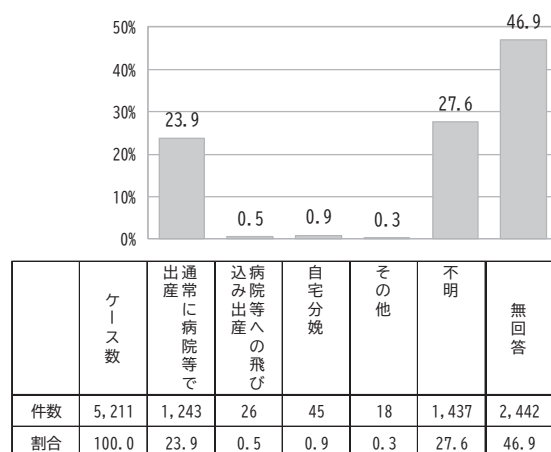
平成 30 年度調査でも「不明」が 64.7%と高く、それを除いた件数では 97%の母親が妊婦健康診査を受診していた。

13-3. 出産時の状況

(虐待を行った主たる者が「実母」5,211 ケース限定)

(1) 単純集計

「無回答」を除いた 2,769 件のうち、「不明」が 1,437 件(51.9%)と最も多く、「通常に病院等で出産」が 1,243 件 (44.9%)であった。「不明」を除いた 1,332 件では、「通常」は 93.3%と大半を占めた。



図表 87 出産時の状況(虐待を行った主たる者が実母のケースのみ)

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査でも、「不明」「無回答」を除いた 332 件のうち、「通常に病院等で出産」が 300 件(90.3%)と最も多く、今回の調査結果と同様の傾向であった

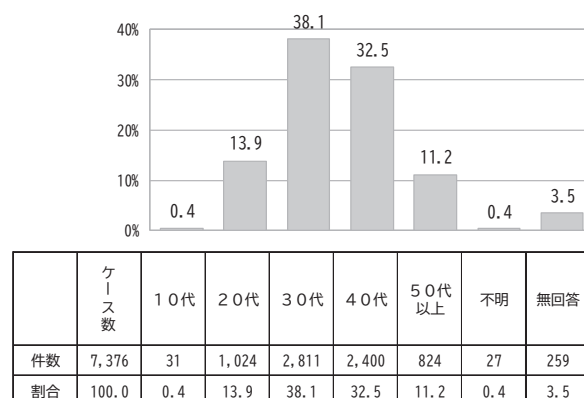
これ以降出てくる「虐待を行った者」は「主たる者」についての回答となる。

14. 虐待を行った者の年齢(受理時)

(1) 単純集計

主たる虐待者の平均年齢は 38.9 歳(標準偏差 9.2)であった。

30 代が 2,811 件(38.1%)と最も多く、次いで 40 代 2,400 件(32.5%)、20 代 1,024 件(13.9%)と続いており、20～40 代が 8 割以上を占めていた。



図表 88 虐待を行った者の年齢カテゴリー

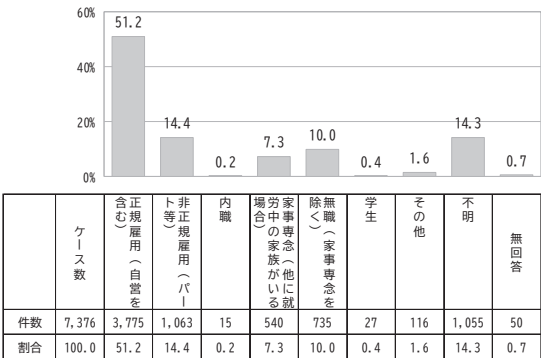
【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、30 代が 38.5%と最も高く、次いで 40 代が 28.7%、20 代が 19.5%と続いているのは同様の傾向である。しかし、20 代の割合がやや下がり、50 代以上の割合が増えており、平均年齢が 37.4 歳から 38.9 歳にあがった。

15. 虐待を行った者の就労状況(受理時)

(1) 単純集計

虐待を行った主たる者では、「正規雇用(自営を含む)」が 51.2%と最も多かった。



図表 89 虐待を行った者の就労状況

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査でも、「正規就労」が 45.2%と最も多かった。平成 25 年調査では、「正規就労」の割合が 35.1%であったことを考えると増加傾向にあると言える。虐待を行った主たる者における父親の割合が増加していることの反映だと考えられる。

(2) クロス集計

ア 虐待を行った者の就労状況と虐待種別のクロス表

虐待を行った者の就労状況と虐待種別を見たところ、身体的虐待・心理的虐待(主として DV 目撃)・性的虐待では「正規雇用」が、ネグレクトでは「無職」「非正規雇用」が多かった。

		合計	Q15虐待を行った者の就労状況(受理時)							
			正規雇用 (自営を含む)	非正規雇用 (パート等)	内職	家事専念 (他に就労中の家族がいる場合)	無職 (家事専念を除く)	学生	その他	不明
全体		7,376	3,775	1,063	15	540	735	27	116	1,055
		100.0	51.2	14.4	0.2	7.3	10.0	0.4	1.6	14.3
Q7 虐待の種別 最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	1,042	261	5	132	139	4	17	219
		100.0	57.0	14.3	0.3	7.2	7.6	0.2	0.9	12.0
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置を除く)	1,013	321	212	2	96	205	5	33	134
		100.0	31.7	20.9	0.2	9.5	20.2	0.5	3.3	13.2
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置)	106	29	29	0	8	18	3	0	19
		100.0	27.4	27.4	0.0	7.5	17.0	2.8	0.0	17.9
	性的虐待	107	65	10	0	6	3	2	5	15
		100.0	60.7	9.3	0.0	5.6	2.8	1.9	4.7	14.0
	心理的虐待 (主として DV 目撃を除く)	1,872	850	286	5	173	182	6	34	322
		100.0	45.4	15.3	0.3	9.2	9.7	0.3	1.8	17.2
	心理的虐待 (主として DV 目撃)	2,423	1,455	265	3	125	188	7	26	344
		100.0	60.0	10.9	0.1	5.2	7.8	0.3	1.1	14.2

図表 90 虐待を行った者の就労状況と主たる虐待種別のクロス集計表

イ 虐待を行った者の就労状況と虐待の重症度のクロス表

データ数が少ないため参考程度だが、就労状況が「無職」では、「生命の危険あり」の割合が28%と高かった。

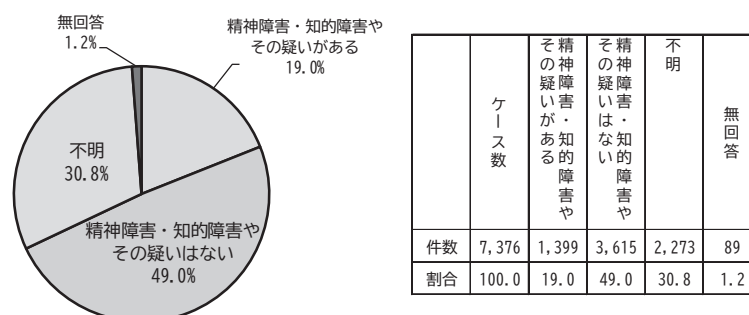
		Q15虐待を行った者の就労状況（受理時）									
		合計	正規雇用 (自営を含む)	非正規雇用 (パート等)	内職	家事専念 (他に就労中の家族がいる場合)	無職 (家事専念を除く)	学生	その他	不明	無回答
Q8虐待の重症度	全体	7,376	3,775	1,063	15	540	735	27	116	1,055	50
		100.0	51.2	14.4	0.2	7.3	10.0	0.4	1.6	14.3	0.7
	虐待の危険あり	654	312	90	5	57	75	7	10	96	2
		100.0	47.7	13.8	0.8	8.7	11.5	1.1	1.5	14.7	0.3
	軽度虐待	4,826	2,536	693	3	356	413	11	79	708	27
		100.0	52.5	14.4	0.1	7.4	8.6	0.2	1.6	14.7	0.6
	中度虐待	1,428	716	216	6	102	200	4	18	162	4
		100.0	50.1	15.1	0.4	7.1	14.0	0.3	1.3	11.3	0.3
	重度虐待	258	125	45	1	16	28	5	5	32	1
		100.0	48.4	17.4	0.4	6.2	10.9	1.9	1.9	12.4	0.4
	生命の危険あり	25	11	4	0	2	7	0	0	1	0
		100.0	44.0	16.0	0.0	8.0	28.0	0.0	0.0	4.0	0.0
	不明	105	40	6	0	4	5	0	1	46	3
		100.0	38.1	5.7	0.0	3.8	4.8	0.0	1.0	43.8	2.9

図表 91 虐待を行った者の就労状況と虐待の重症のクロス集計表

16. 虐待を行った者の精神障害・知的障害やその疑いの有無

(1) 単純集計

約半数(49.0%)が「精神障害・知的障害やその疑いはないと思われる」であったが、19.0%で「精神障害・知的障害やその疑いがある」と回答があった。



図表 92 虐待を行った者の精神障害・知的障害やその疑いの有無

【平成 30 年度調査との比較】

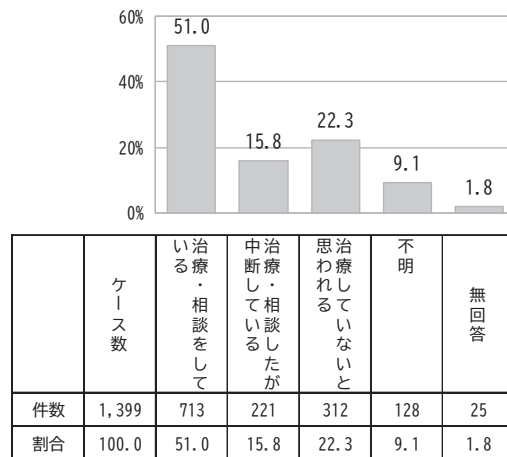
平成 30 年度調査では、精神障害の有無を尋ねる設問であったが、「精神障害はないと思われる」が53.9%、「精神障害又はその疑い」が18.9%であり、同様の傾向であった。

16-1. 精神障害・知的障害の治療・相談

(「精神障害・知的障害やその疑いがある」回答 1,399 ケース限定)

(1) 単純集計

精神障害・知的障害に対する治療・相談について回答のあった1,399件のうち、713件(51.0%)が治療・相談に行っていた。しかし、「不明」を含む「治療・相談したが中断している」「治療していないと思われる」ケースも半数近く占めていた。



図表 93 精神障害・知的障害の治療・相談

【平成 30 年度調査との比較】

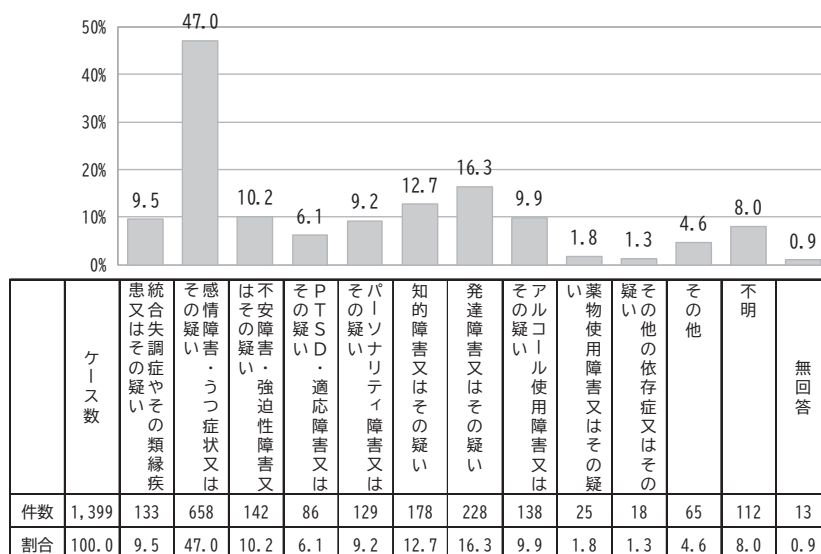
平成 30 年度調査では、41.6%が治療・相談に行っていた。今回の調査では、「知的障害」も併記されているため、単純な比較はできないが、治療・相談を受けている割合は増加傾向にあると捉えることができる。

16-2. 精神障害・知的障害の種類

(「精神障害・知的障害やその疑いがある」回答 1,399 ケース限定)

(1) 単純集計

報告が多い順に、「感情障害・うつ症状又はその疑い」が 47.0%、「発達障害又はその疑い」が 16.3%、「知的障害又はその疑い」が 12.7%、「不安障害・強迫性障害又はその疑い」が 10.2%、「アルコール使用障害又はその疑い」が 9.9%、「統合失調症」が 9.5%、「パーソナリティ障害」が 9.2%であった。また「不明」が 8.0%であり、診断の確認できないケースも少なくなかった。



図表 94 精神障害・知的障害の種類

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、「感情障害・うつ症状」が 39.6%、「パーソナリティ障害」が 13.2%、「発達障害」が 13.2%、「アルコール使用障害」が 11.1%、「知的障害」が 10.5%、「不安障害・強迫性障害」が 10.6%、「統合失調症」7.5%、「不明」が 7.2%であり、全体的な傾向としては同様であった。

(2)クロス集計

ア 精神障害・知的障害の種類と虐待種別のクロス表

精神障害・知的障害の種類と虐待種別の関係を見ると、「知的障害者又はその疑い」では、ネグレクトの割合が高かった。

		Q16-2 精神障害・知的障害やその疑いの種類													
		合計	統合失調症やその類縁疾患又はその疑い	感情障害・うつ症状又はその疑い	不安障害・強迫性障害又はその疑い	PTSD・適応障害又はその疑い	パーソナリティ障害又はその疑い	知的障害又はその疑い	発達障害又はその疑い	アルコール使用障害又はその疑い	薬物使用障害又はその疑い	その他の依存症又はその疑い	その他	不明	無回答
Q7虐待の種類 最も主たる虐待種別	全体	1,399	133	658	142	86	129	178	228	138	25	18	65	112	13
		100.0	9.5	47.0	10.2	6.1	9.2	12.7	16.3	9.9	1.8	1.3	4.6	8.0	0.9
	身体的虐待	308	23	138	37	19	33	36	56	23	7	5	13	28	5
		100.0	7.5	44.8	12.0	6.2	10.7	11.7	18.2	7.5	2.3	1.6	4.2	9.1	1.6
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置を除く)	272	26	122	31	28	23	65	38	21	7	2	12	18	5
		100.0	9.6	44.9	11.4	10.3	8.5	23.9	14.0	7.7	2.6	0.7	4.4	6.6	1.8
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置)	29	5	7	4	4	1	10	3	0	0	0	1	6	0
		100.0	17.2	24.1	13.8	13.8	3.4	34.5	10.3	0.0	0.0	0.0	3.4	20.7	0.0
	性的虐待	14	2	5	0	0	0	1	5	2	0	0	0	0	0
		100.0	14.3	35.7	0.0	0.0	0.0	7.1	35.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	心理的虐待 (主としてDV目撃を除く)	359	38	175	38	16	43	26	57	41	5	3	21	28	0
		100.0	10.6	48.7	10.6	4.5	12.0	7.2	15.9	11.4	1.4	0.8	5.8	7.8	0.0
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	416	39	211	32	18	29	40	69	51	6	8	18	32	3
		100.0	9.4	50.7	7.7	4.3	7.0	9.6	16.6	12.3	1.4	1.9	4.3	7.7	0.7

図表 95 精神障害・知的障害の種類と虐待種別のクロス集計表

イ 精神障害・知的障害の種類と虐待の重症度のクロス表

「知的障害者又はその疑い」では、「重度虐待」の割合が高かった。

		Q16-2 精神障害・知的障害やその疑いの種類													
		合計	統合失調症やその類縁疾患又はその疑い	感情障害・うつ症状又はその疑い	不安障害・強迫性障害又はその疑い	PTSD・適応障害又はその疑い	パーソナリティ障害又はその疑い	知的障害又はその疑い	発達障害又はその疑い	アルコール使用障害又はその疑い	薬物使用障害又はその疑い	その他の依存症又はその疑い	その他	不明	無回答
Q8虐待の重症度	全体	1,399	133	658	142	86	129	178	228	138	25	18	65	112	13
		100.0	9.5	47.0	10.2	6.1	9.2	12.7	16.3	9.9	1.8	1.3	4.6	8.0	0.9
	虐待の危険あり	108	12	52	13	9	13	15	16	7	0	0	1	7	0
		100.0	11.1	48.1	12.0	8.3	12.0	13.9	14.8	6.5	0.0	0.0	0.9	6.5	0.0
	軽度虐待	788	72	382	86	37	58	76	123	83	16	6	43	61	9
		100.0	9.1	48.5	10.9	4.7	7.4	9.6	15.6	10.5	2.0	0.8	5.5	7.7	1.1
	中度虐待	400	40	182	32	33	48	57	71	36	9	4	17	36	3
		100.0	10.0	45.5	8.0	8.3	12.0	14.3	17.8	9.0	2.3	1.0	4.3	9.0	0.8
	重度虐待	79	8	33	8	5	8	23	14	12	0	8	4	3	1
		100.0	10.1	41.8	10.1	6.3	10.1	29.1	17.7	15.2	0.0	10.1	5.1	3.8	1.3
	生命の危険あり	8	0	3	3	2	1	2	2	0	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	37.5	37.5	25.0	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0
	不明	15	0	6	0	0	1	5	1	0	0	0	0	4	0
		100.0	0.0	40.0	0.0	0.0	6.7	33.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	26.7	0.0

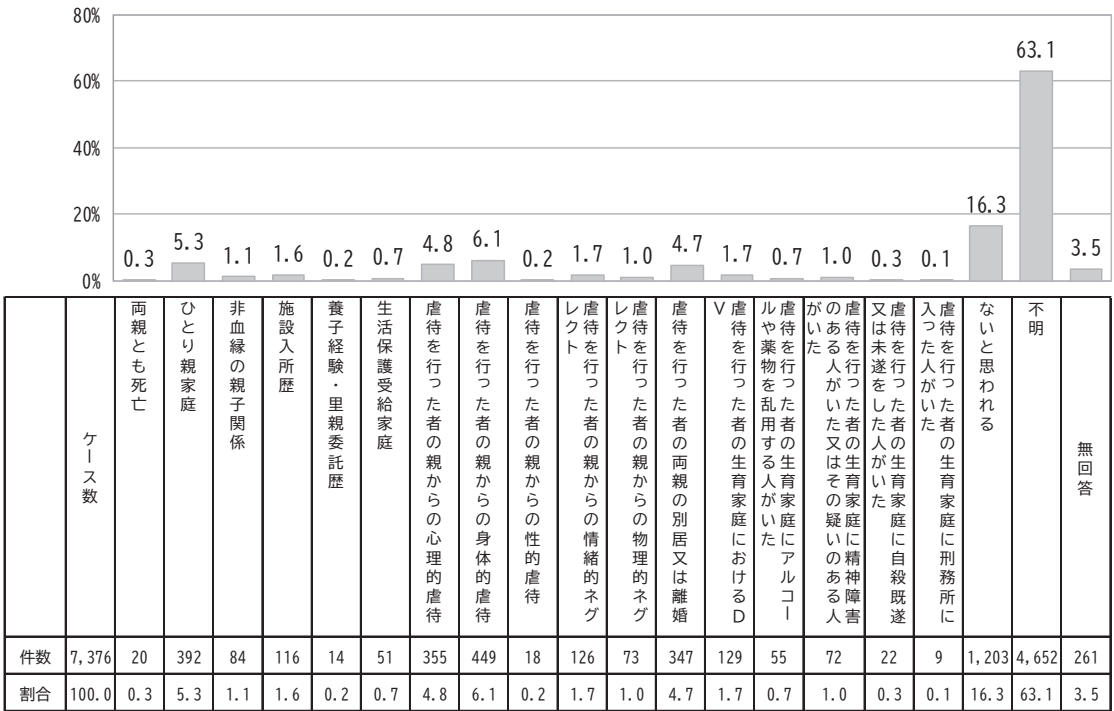
図表 96 精神障害・知的障害の種類と虐待の重症度のクロス集計表

17. 主な虐待を行った者自身の生育時の状況や体験(複数回答)

(1) 単純集計

虐待者の生育時の状況は、「不明」が 63.1%「ないと思われる」が 16.3%であり、両者で約 8 割を占めた。

具体的回答が得られた中では、「虐待を行った者の親からの身体的虐待」6.1%が最も多く、「ひとり親家族」5.3%、「虐待を行った者の親からの心理的虐待」4.8%、「虐待を行った者の両親の別居又は離婚」4.7%であった。



図表 97 主な虐待を行った者自身の生育時の状況や体験(複数回答)

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、「不明」が 67.1%「ないと思われる」が 12.5%を占め、具体的回答が得られた中では「ひとり親家族」が 6.9%、「親からの身体的虐待」が 5.4%、「両親の別居・離婚」が 4.3%、「親からの心理的虐待」が 4.2%であり、同様の傾向であった。

(2) クロス集計

ア 虐待を行った者自身の生育歴と虐待種別のクロス表

虐待を行った者の生育歴の回答の中で「不明」などに焦点を当ててクロス集計したところ、性的虐待の事例では、虐待を行った者自身の生育歴に関する情報が「不明」は 49.5%だが、「心理的虐待(主として DV 目撃)」では 69.3%であった。虐待種別によって、虐待を行った者への生育歴までを扱うのか否かに違いがあることが推察される。

		合計	Q17主な虐待を行った者自身の生育時（18歳未満）の状況や体験		
			ないと思われる	不明	無回答
全体		7,376	1,203	4,652	261
		100.0	16.3	63.1	3.5
Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	340	1,045	55
		100.0	18.6	57.1	3.0
	ネグレクト （同居人等による虐待の 放置を除く）	1,013	139	583	30
		100.0	13.7	57.6	3.0
	ネグレクト （同居人等による虐待の 放置）	106	9	74	5
		100.0	8.5	69.8	4.7
	性的虐待	107	24	53	5
		100.0	22.4	49.5	4.7
	心理的虐待 （主としてDV目撃を除く）	1,872	322	1,204	71
		100.0	17.2	64.3	3.8
	心理的虐待 （主としてDV目撃）	2,423	367	1,679	86
		100.0	15.1	69.3	3.5

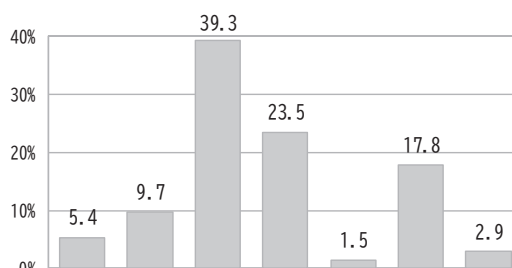
図表 98 虐待を行った者の生育歴と虐待種別のクロス集計表(不明等)

18. 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方

(1) 単純集計

「虐待を認めて、援助を求めている」ケースは 1,731 件(23.5%)であった。

虐待を認めないケースは合計 16.6%になり、「不明」を含め、「虐待を認めない」もしくは「支援を求めない」ケースが大半を占めていた。



	ケース数	行為も虐待も認めない	行為は認めないが、虐待	虐待は認めないが、援助を求めている	虐待を認めて、援助を求めている	虐待は認めないが、援助を求めない	不明	無回答
件数	7,376	396	712	2,901	1,731	110	1,313	213
割合	100.0	5.4	9.7	39.3	23.5	1.5	17.8	2.9

図表 99 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では、「虐待を認め、援助を求める」ケースが 18.7%、虐待を認めないケースが合計 21.4%であった。平成 25 年度調査では、「虐待を認め、支援を求める」が 21%、虐待を認めていないケースが 30.8%であったことを鑑みると、虐待の否認事例の割合としては減少している。

(2)クロス集計

ア 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と虐待種別のクロス表

虐待についての考え方と虐待種別の関係を見ると、「行為も虐待認めない」は、全体で 5.4%であるのに対して、「性的虐待」においては、21.5%と高かった。反対に、「虐待を認めて、援助を求めている」は、全体で 23.5%であったが、「性的虐待」においては、13.1%と低かった。このことから、性的虐待ケースでは、虐待を否認することが多いことが推察される。

		Q18受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方							
		合計	行為も虐待も認めない	行為は認めるが、虐待は認めない	虐待を認めているが、援助は求めている	虐待を認めて、援助を求めている	虐待を認めないが、援助は求めている	不明	無回答
	全体	7,376	396	712	2,901	1,731	110	1,313	213
		100.0	5.4	9.7	39.3	23.5	1.5	17.8	2.9
Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	127	208	563	582	30	261	58
		100.0	6.9	11.4	30.8	31.8	1.6	14.3	3.2
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置を除く)	1,013	73	124	376	247	27	141	25
		100.0	7.2	12.2	37.1	24.4	2.7	13.9	2.5
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置)	106	12	4	24	34	10	17	5
		100.0	11.3	3.8	22.6	32.1	9.4	16.0	4.7
	性的虐待	107	23	24	15	14	4	23	4
		100.0	21.5	22.4	14.0	13.1	3.7	21.5	3.7
	心理的虐待 (主としてDV目撃を除く)	1,872	90	210	702	439	30	338	63
		100.0	4.8	11.2	37.5	23.5	1.6	18.1	3.4
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	71	138	1,218	410	9	531	46
		100.0	2.9	5.7	50.3	16.9	0.4	21.9	1.9

図表 100 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と虐待種別のクロス集計表

イ 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と虐待の重症度のクロス表

「行為も虐待も認めない」では、「重度虐待」「生命の危険あり」の割合が高かった。

		Q18受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方							
		合計	行為も虐待も認めない	行為は認めるが、虐待は認めない	虐待を認めているが、援助は求めている	虐待を認めて、援助を求めている	虐待を認めないが、援助は求めている	不明	無回答
	全体	7,376	396	712	2,901	1,731	110	1,313	213
		100.0	5.4	9.7	39.3	23.5	1.5	17.8	2.9
Q8虐待の重症度	虐待の危険あり	654	49	44	231	164	15	136	15
		100.0	7.5	6.7	35.3	25.1	2.3	20.8	2.3
	軽度虐待	4,826	200	437	2,065	1,105	69	805	145
		100.0	4.1	9.1	42.8	22.9	1.4	16.7	3.0
	中度虐待	1,428	94	180	493	367	19	245	30
		100.0	6.6	12.6	34.5	25.7	1.3	17.2	2.1
	重度虐待	258	37	37	65	68	4	46	1
		100.0	14.3	14.3	25.2	26.4	1.6	17.8	0.4
	生命の危険あり	25	4	2	7	8	2	2	0
		100.0	16.0	8.0	28.0	32.0	8.0	8.0	0.0
	不明	105	8	8	8	6	1	72	2
		100.0	7.6	7.6	7.6	5.7	1.0	68.6	1.9

図表 101 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と重症度のクロス集計表

小括

虐待を行った者の続柄等は実父母の割合が多く、従たる者を含めると母親が虐待を行った者である割合が最も高い。虐待は単独ではなく複数で行われている事例も少なくない。継父、養父、内縁の夫の割合は少ないが、性的虐待においては割合がやや高くなる。被虐待児と非同居の事例も3割程度ある。これらは前回と同様の傾向であった。

前回と異なった点としては、虐待を行った者の年齢は平均 37.4 歳から 38.9 歳にあがっており、年代別で見ても、20 代の割合が減り、50 代以上の割合が増えている。また、虐待を行った者の就労状況としては、正規雇用の割合が増えている。これは虐待を行った者の父親の割合が増加していることの影響も大きい。虐待が貧困層など、特定の社会階層で起きるものではなく、いずれの社会階層でも起きることを反映していると言える。ただし、虐待の種別の傾向はあり、クロス集計によると、ネグレクトでは、「無職」「非正規雇用」が多く、貧困によるネグレクトが多いことが推察される。

虐待を行った者の精神障害・知的障害やその疑いがある割合が2割程度であり、精神障害や知的障害の疑いと虐待との関連は無視できない。障害の種類では、「感情障害・うつ症状又はその疑い」と「発達障害又はその疑い」が多い。さらには、「治療・相談したが中断している」「治療していないと思われる」ケースも半数近く占めている。関連する項目として、「虐待を認めて、援助を求めている」ケースは2割程度であり、「虐待を認めない」もしくは「支援を求めない」ケースが大半を占めている。こうした相談動機の低さが児相の援助を難しくさせている要因だと考えられる。これらは例年と同様の傾向であるが、平成 30 年度調査に比べると、治療につながっていない事例や虐待の否認事例の割合は減少している。

虐待を行った者の生育歴については、前回と同様に「不明」が6割以上である。虐待種別とのクロス集計を見ると、「心理的虐待(主としてDVの目撃)」では69.3%が不明であることから、虐待を行った者への丁寧な調査を行うことなく終結しているケースが多く含まれていることが推察される。しかし、性的虐待の事例であっても、虐待を行った者自身の生育歴に関する情報が「不明」は49.5%と高い水準である。虐待を行った者の生育歴と虐待行為への関連を見立てていくためには、児相の虐待対応において虐待を行った者をより理解するための詳細な調査が望まれる。

【Ⅲ】虐待の要因、結果について

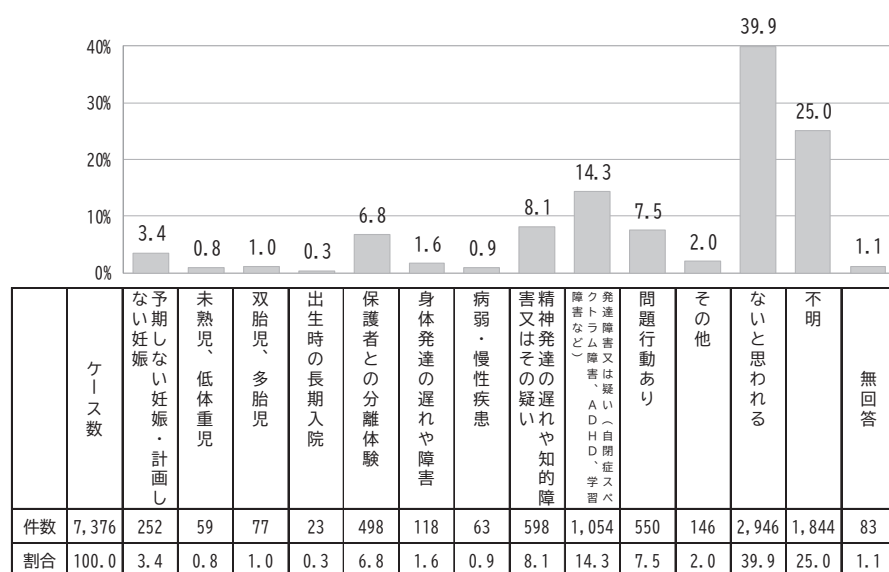
19. 被虐待児童の生育歴等の状況

(1) 単純集計

生育歴上の要因としては、上位から「発達障害又は疑い」が 14.3%、「精神発達の遅れや知的障害又はその疑い」が 8.1%、「問題行動あり」が 7.5%、「保護者との分離体験」が 6.8%、「予期しない妊娠・計画しない妊娠」が 3.4%の順であった。

「ないと思われる」が 39.9%と最多となっており、虐待に至る要因を想定するにあたり、約 4 割は生育歴上に起因する要因は見受けられない、と報告された。

「不明」が 25.0%と全体の 4 分の 1 を占めており、受理後数カ月を経過した時点でも生育歴の聴取に困難を来す状況があることが推察された。



図表 102 被虐待児童の生育歴等の状況

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査で生育歴上の要因として選択されたのは、「発達障害の疑い」「問題行動あり」「精神発達の遅れ等」「分離体験」「予期しない妊娠」の順で、上位項目は発生割合も含めて今回の調査でもほぼ同様の傾向を示している。

「ないと思われる」は 43.4%→39.9%で、生育歴上に何らかの要因が認められるものの割合が微増している。また「不明」は 25.5%→25.0%で同程度となっており、恒常的に4分の1程度、調査に困難を来す事案が存在することが推察された。

(2)クロス集計

ア 子どもの生育歴(複数回答)と性別のクロス

「発達障害又は疑い」「精神発達の遅れや知的障害又はその疑い」「問題行動あり」などでは男児の方が頻度が高く報告されており、「未熟児・低体重児」「身体発達の遅れや障害」「病弱・慢性疾患」などでは女児の方が高い傾向が見られた。生育歴上の要因は「ないと思われる」のも女児の方が高くなっている。

			被虐待児の生育歴等の状況													
		合計	予期しない妊娠・計画しない妊娠	未熟児、低体重児	双子児、多胎児	出生時の長期入院	保護者との分離体験	身体発達の遅れや障害	病弱・慢性疾患	精神発達の遅れや知的障害又はその疑い	発達障害又は疑い（自閉症スペクトラム障害、ADHD、学習障害など）	問題行動あり	その他	ないと思われる	不明	無回答
性別	全体	7,376	3.4	0.8	1.0	0.3	6.8	1.6	0.9	8.1	14.3	7.5	2.0	39.9	25.0	1.1
	男	3,783	3.8	0.5	1.0	0.3	6.6	1.4	0.7	8.9	18.3	8.6	1.9	37.4	24.1	1.2
	女	3,558	3.0	1.1	1.1	0.3	6.9	1.8	1.0	7.3	10.1	6.3	2.1	42.9	25.5	1.1
	どちらでもない	24	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	4.2	83.3	4.2

図表 103 子どもの生育歴と性別のクロス

イ 子どもの生育歴(複数回答)と在学状況のクロス

在学・学齢状況による変化について、学齢が上がるに従って報告頻度が上がる傾向にあるものとして「保護者との分離体験」、下がる傾向にあるものとして、「予期しない妊娠・計画しない妊娠」「未熟児、低体重児」「出生時の長期入院」「身体発達の遅れや障害」などが認められた。

「幼稚園・保育所その他の保育施設」時にピークを示しているものとして「双子児・多胎児」、「小学生」時にピークを示しているものに「精神発達の遅れや知的障害又はその疑い」「発達障害又は疑い」、「中学生」時にピークを示しているものに「問題行動あり」があり、それぞれの在学状況によって、虐待への結びつきやすさが変化することが示されている。

		合計	被虐待児の生育歴等の状況													
			予期しない妊娠・計画しない妊娠	未熟児、低体重児	双胎児、多胎児	出生時の長期入院	保護者との分離体験	身体発達の遅れや障害	病弱・慢性疾患	精神発達の遅れや知的障害又はその疑い	発達障害又は疑い（自閉症スペクトラム障害、ADHD、学習障害など）	問題行動あり	その他	ないと思われる	不明	無回答
	全体	7,376	3.4	0.8	1.0	0.3	6.8	1.6	0.9	8.1	14.3	7.5	2.0	39.9	25.0	1.1
在学状況等	家庭に いる乳幼児	692	6.8	2.2	1.0	0.7	1.3	2.2	2.5	4.2	4.6	0.7	2.3	52.5	24.7	0.6
	幼稚園・ 保育所 その他の 保育施設	1,920	4.5	1.0	1.6	0.3	4.4	1.8	0.7	7.3	10.1	2.7	1.8	45.2	25.2	1.1
	小学校	2,660	2.4	0.5	0.9	0.3	7.8	1.2	0.6	9.1	18.5	8.9	2.0	37.1	24.5	1.1
	中学校	1,197	2.3	0.3	0.6	0.2	8.9	1.3	1.0	7.7	17.1	13.5	2.0	35.3	23.8	1.3
	高校	686	0.9	0.3	0.3	0.3	10.1	1.3	0.4	8.2	14.4	11.4	2.0	36.6	27.8	1.0
	その他	109	14.7	3.7	2.8	1.8	13.8	6.4	2.8	25.7	20.2	12.8	2.8	21.1	11.9	0.9
	不明	35	2.9	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	88.6	2.9

図表 104 子どもの生育歴と在学状況のクロス

ウ 子どもの生育歴(複数回答)と重症度のクロス

いずれの重症度においても、「発達障害又は疑い」「精神発達の遅れや知的障害又はその疑い」は頻度が高い傾向が示された。

「予期しない妊娠・計画しない妊娠」については、重度化するにしたがって頻度が上がり、「生命の危険あり」に至ると突出して割合が高まっており、ひとたび虐待が発生すると生命の危険により直結しやすいことが示された。また「未熟児、低体重児」「出生時の長期入院」「身体発達の遅れや障害」「病弱・慢性疾患」についても、虐待が発生すれば重度化に結びつく可能性が高いことが示唆された。

			被虐待児の生育歴等の状況													
		合計	予期しない妊娠・計画しない妊娠	未熟児、低体重児	双胎児、多胎児	出生時の長期入院	保護者との分離体験	身体発達の遅れや障害	病弱・慢性疾患	精神発達の遅れや知的障害又はその疑い	発達障害又は疑い（自閉症スペクトラム障害、ADHD、学習障害など）	問題行動あり	その他	ないと思われる	不明	無回答
	全体	7,376	3.4	0.8	1.0	0.3	6.8	1.6	0.9	8.1	14.3	7.5	2.0	39.9	25.0	1.1
虐待の重症度	虐待の危機あり	654	2.1	0.9	1.2	0.3	5.5	1.7	1.1	6.0	9.8	7.6	2.0	43.4	27.2	0.8
	軽度虐待	4,826	3.1	0.7	0.9	0.1	6.2	1.3	0.7	7.2	13.9	6.7	2.0	40.7	26.3	1.0
	中度虐待	1,428	3.4	0.9	1.1	0.7	9.0	1.7	1.1	11.6	17.6	10.1	1.9	39.8	18.3	0.8
	重度虐待	258	10.9	1.9	1.9	1.2	6.6	5.0	1.6	12.4	18.6	9.7	3.5	30.2	19.8	0.4
	生命の危険あり	25	24.0	8.0	0.0	4.0	12.0	8.0	4.0	8.0	0.0	4.0	0.0	36.0	16.0	0.0
	不明	105	2.9	1.0	0.0	0.0	1.0	2.9	2.9	3.8	10.5	3.8	1.0	15.2	61.9	1.0

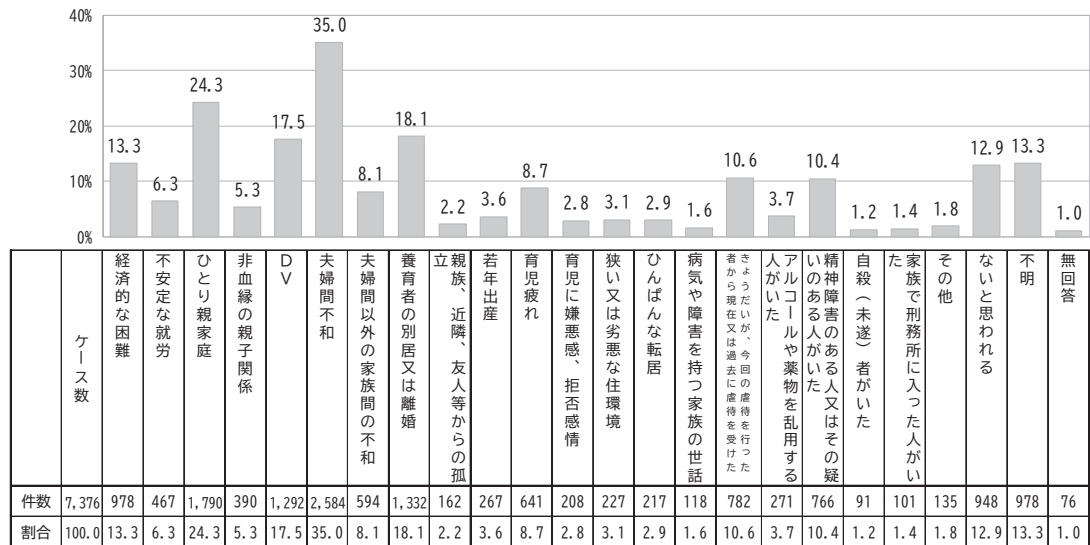
図表 105 子どもの生育歴と重症度のクロス

20. 被虐待児童が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況

(1) 単純集計

経験された家庭状況としては、上位から「夫婦間不和」が 35.0%、「ひとり親家庭」が 24.3%、「養育者の別居又は離婚」が 18.1%、「DV」が 17.5%であった。

「ないと思われる」は 12.9%で、生育歴上、虐待との関連が予想される家庭状況が見当たらない事案も一定数あることが示された。



図表 106 被虐待児童が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況

【平成 30 年調査との比較】

上位で選択された項目は同一、割合もほぼ同水準であったが、「DV」のみ 24.0%→17.5%へと減少が見られた。

その他、上位項目以外で変化が見られたのは、「非血縁の親子関係(ステップファミリー)」が 11.4%→5.3%に減少、「親族・近隣・友人等からの孤立」が 3.7%→2.2%に減少、「狭い又は劣悪な住環境」が 5.0%→3.1%に減少、などであった。

逆に増加が見られたのは、「育児疲れ」が 6.1%→8.7%、「夫婦間以外の家族間の不和」が 6.9%→8.1%等であった。

「ないと思われる」「不明」はほぼ同水準であった。

(2)クロス集計

ア 家庭・家族の状況(複数回答)と年齢のクロス

「若年出産」は受理時の年齢が低いほど高くなる傾向に、「ひとり親家庭」「非血縁の親子関係」「夫婦間以外の家族間の不和」「養育者の別居又は離婚」は受理時の年齢が高いほど高くなる傾向が示された。

「不安定な就労」「育児疲れ」は「1～5歳」の幼児期にピークを迎える傾向が示された。

		合計	被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況											
			経済的な困難	不安定な就労	ひとり親家庭	非血縁の親子関係	DV	夫婦間不和	夫婦間以外の家族間の不和	養育者の別居又は離婚	親族、近隣、友人等からの孤立	若年出産	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感情
受理時の年齢	全体	7,376	13.3	6.3	24.3	5.3	17.5	35.0	8.1	18.1	2.2	3.6	8.7	2.8
	1歳未満	384	13.5	6.0	12.2	2.3	16.4	37.2	6.0	7.8	1.8	6.0	8.3	3.4
	1～5歳	2,206	13.1	7.2	16.9	3.1	18.3	36.0	7.6	12.4	2.0	4.8	11.4	2.3
	6～11歳	2,696	13.5	6.8	27.2	5.9	17.4	34.8	7.7	20.8	2.3	3.8	8.9	3.1
	12～14歳	1,226	12.9	5.6	31.2	7.7	17.4	35.6	9.8	22.8	2.2	2.2	6.4	2.6
	15歳以上	824	13.7	3.6	30.3	7.0	17.0	32.8	9.2	22.2	2.4	0.8	4.7	3.3
	不明	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		合計	被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況											
			狭い又は劣悪な住環境	ひんぱんな転居	病気や障害を持つ家族の世話	きょうだいが、今回の虐待を行った者か現在又は過去に虐待を受けた	アルコールや薬物を乱用する人がいた	精神障害のある人又はその疑いのある人がいた	自殺(未遂)者がいた	家族で刑務所に入った人がいた	その他	ないと思われる	不明	無回答
受理時の年齢	全体	7,376	3.1	2.9	1.6	10.6	3.7	10.4	1.2	1.4	1.8	12.9	13.3	1.0
	1歳未満	384	2.1	2.3	0.5	5.5	2.9	8.1	1.3	1.3	1.6	15.6	13.3	1.3
	1～5歳	2,206	2.7	2.9	0.6	10.4	3.6	10.0	0.9	1.4	1.1	14.8	13.5	1.0
	6～11歳	2,696	3.6	3.1	1.7	11.4	3.3	11.0	1.2	1.2	2.1	12.2	13.2	0.9
	12～14歳	1,226	3.0	3.1	2.4	10.2	4.2	11.3	1.7	1.4	2.3	12.3	11.0	0.8
	15歳以上	824	3.0	2.4	3.2	11.7	4.7	9.6	1.5	1.9	2.3	9.7	14.1	1.2
	不明	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

図表 107 家庭・家族の状況と年齢のクロス

イ 家庭・家族の状況(複数回答)と児童本人からの相談のクロス

児童本人からの相談の頻度は、「ひとり親家庭」「非血縁の親子関係」「夫婦間以外の家族間の不和」「きょうだいが虐待を受けている」「養育者の別居又は離婚」「病気や障害を持つ家族の世話」「家族で刑務所に入った人がいた」などで高まっていることが示された。

逆に、「DV」「夫婦間不和」「狭い又は劣悪な住環境」「自殺(未遂)者がいた」などの場合、児童本人からの相談につながりにくくなる傾向が見受けられ、家庭・家族の状況によって、発信や受信の“し易さ”“し難さ”の差異が生じていることがうかがわれる。

		合計	被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況											
			経済的な困難	不安定な就労	ひとり親家庭	非血縁の親子関係	DV	夫婦間不和	夫婦間以外の家族間の不和	養育者の別居又は離婚	親族、近隣、友人等からの孤立	若年出産	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感情
児童本人からの相談	全体	7,376	13.3	6.3	24.3	5.3	17.5	35.0	8.1	18.1	2.2	3.6	8.7	2.8
	はい	955	13.9	6.4	32.8	7.5	13.1	31.5	9.7	24.2	2.8	3.1	8.5	3.2
	いいえ	5,258	13.5	6.4	22.9	5.1	18.9	36.2	8.0	17.4	2.3	4.0	9.1	2.6
	不明	514	8.6	4.7	18.5	4.5	13.2	32.7	5.6	15.6	0.0	1.8	4.7	3.1

		合計	被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況											
			狭い又は劣悪な住環境	ひんばんな転居	病気や障害を持つ家族の世話	きょうだいが、今回の虐待を行った者から現在又は過去に虐待を受けた	アルコールや薬物を乱用する人がいた	精神障害のある人又はその疑いのある人がいた	自殺（未遂）者がいた	家族で刑務所に入った人がいた	その他	ないと思われる	不明	無回答
児童本人からの相談	全体	7,376	3.1	2.9	1.6	10.6	3.7	10.4	1.2	1.4	1.8	12.9	13.3	1.0
	はい	955	2.1	3.5	3.5	13.0	3.4	10.6	0.8	2.2	2.2	15.0	8.2	0.9
	いいえ	5,258	3.3	3.0	1.4	10.8	3.9	10.9	1.4	1.3	1.8	12.3	13.0	0.9
	不明	514	2.1	2.5	0.4	8.2	1.8	6.8	0.0	0.8	2.1	11.9	26.1	1.0

図表 108 家庭・家族の状況と児童本人からの相談のクロス

ウ 家庭・家族の状況(複数回答)と虐待種別(主たる種別)のクロス

いずれの虐待種別も「夫婦間不和」「ひとり親家庭」といった状況下での発生が高くなっているが、「夫婦間不和」においては特に「心理的虐待(主としてDV目撃)」「性的虐待」の発生が、「ひとり親家庭」においては「ネグレクト(同居人による虐待の放置)」「ネグレクト(同居人等による虐待の放置以外)」の発生が、ひととき高く出現している。

「ネグレクト(同居人等による虐待の放置)」は、「ひとり親家庭」だけでなく「経済的な困難」「不安定な就労」「DV」「夫婦間以外の家族間の不和」「養育者の別居又は離婚」「親族・近隣・友人等からの孤立」「狭い又は劣悪な住環境」「病気や障害を持つ家族の世話」「精神障害のある人がいた」「家族で刑務所に入った人がいた」など、多項目において他の虐待種別よりも高い頻度で報告されている。

		被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況												
		合計	経済的な 困難	不安定 な就労	ひとり 親家庭	非血縁の親 子関係	DV	夫婦間不 和	夫婦間以 外の家族 間の不和	養育者の 別居又は 離婚	親族、近 隣、友人 等からの 孤立	若年出 産	育児疲 れ	育児に 嫌悪 感、拒 否感情
	全体	7,376	13.3	6.3	24.3	5.3	17.5	35.0	8.1	18.1	2.2	3.6	8.7	2.8
主 たる 虐 待 種 別	身体的虐待	1,829	11.8	6.3	26.6	6.4	13.4	27.4	7.7	20.9	2.4	3.3	12.1	4.9
	ネグレクト (下欄を除く)	1,013	28.6	10.9	41.9	6.2	14.1	25.1	7.1	26.3	4.1	8.7	10.2	4.4
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置)	106	33.0	19.8	52.8	4.7	19.8	25.5	14.2	27.4	6.6	2.8	7.5	4.7
	性的虐待	107	15.0	3.7	33.6	9.3	16.8	39.3	11.2	20.6	0.9	6.5	7.5	0.9
	心理的虐待 (下欄を除く)	1,872	10.0	5.5	22.3	4.4	11.9	29.2	8.0	14.9	1.8	1.9	9.4	2.8
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	9.6	4.7	15.1	4.7	26.5	50.1	8.3	14.6	1.4	3.0	5.0	0.6
		被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況												
		合計	狭い又は 劣悪な住 環境	ひんば んな転 居	病気や 障害を 持つ家 族の世 話	きょうだ いが、今 回の虐 待を行 った者 から現 在又は 過去に 虐待を 受けた	アルコー ルや薬物 を乱用す る人がい た	精神障害 のある人 又は その疑い のある人 がいた	自殺(未 遂)者が いた	家族で刑 務所に 入った人 がいた	その他	ないと 思われ る	不明	無回答
	全体	7,376	3.1	2.9	1.6	10.6	3.7	10.4	1.2	1.4	1.8	12.9	13.3	1.0
主 たる 虐 待 種 別	身体的虐待	1,829	2.1	2.7	2.0	11.3	2.6	8.9	0.5	1.2	2.5	15.4	12.6	1.0
	ネグレクト (下欄を除く)	1,013	8.3	6.6	3.1	8.3	5.2	13.7	1.2	2.1	2.0	10.8	12.8	0.6
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置)	106	9.4	5.7	4.7	7.5	1.9	19.8	0.9	2.8	7.5	2.8	5.7	0.0
	性的虐待	107	3.7	4.7	1.9	7.5	0.9	5.6	0.0	0.0	0.9	10.3	8.4	2.8
	心理的虐待 (下欄を除く)	1,872	2.5	2.0	1.4	12.6	3.6	10.3	2.2	1.1	1.9	15.6	17.2	0.6
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	1.8	2.1	0.7	9.9	4.1	9.9	1.0	1.4	1.1	10.2	11.5	1.1

図表 109 家庭・家族の状況と虐待種別(主たる種別)のクロス

エ 家庭・家族の状況(複数回答)と同居人の虐待種別(複数回答)のクロス

同居人からの虐待は、全体では高い順に『ネグレクト』『身体的虐待』『性的虐待』『心理的虐待』となっているが、個別の状況を見ると、「育児に嫌悪感、拒否感情」「きょうだいが、今回の虐待を行った者から現在又は過去に虐待を受けた」「親族、近隣、友人等からの孤立」をはじめ、多くの項目において『身体的虐待』頻度が高く報告されている。

『性的虐待』については、「親族、近隣、友人等からの孤立」「若年出産」「養育者の別居又は離婚」の順で高い割合が報告されている。

『心理的虐待』については、「育児に嫌悪感、拒否感情」「狭い又は劣悪な住環境」「きょうだいが虐待を受けた」の順で高い割合が報告されている。

「ネグレクト」は、「育児に嫌悪感、拒否感情」「経済的に困難」などで高まっているほか、サンプル数は多くないが「アルコールや薬物を乱用する人がいた」「家族で刑務所に入った人がいた」の全ケースに該当が見られた。

		合計	同居人が行った虐待の種別				
			身体的	性的	心理的	ネグレクト	無回答
被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況	全体	154	26.0	20.8	14.3	29.9	19.5
	経済的な困難	43	37.2	20.9	7.0	39.5	9.3
	不安定な就労	26	42.3	11.5	15.4	30.8	3.8
	ひとり親家庭	77	32.5	24.7	13.0	27.3	16.9
	非血縁の親子関係	15	40.0	26.7	33.3	20.0	13.3
	DV	25	48.0	20.0	12.0	32.0	12.0
	夫婦間不和	39	33.3	17.9	28.2	25.6	23.1
	夫婦間以外の家族間の不和	21	28.6	14.3	28.6	19.0	28.6
	養育者の別居又は離婚	48	29.2	29.2	18.8	20.8	16.7
	親族、近隣、友人等からの孤立	8	50.0	50.0	0.0	12.5	0.0
	若年出産	9	33.3	33.3	11.1	22.2	33.3
	育児疲れ	15	26.7	26.7	26.7	33.3	20.0
	育児に嫌悪感、拒否感情	10	70.0	20.0	50.0	40.0	0.0
	狭い又は劣悪な住環境	10	10.0	0.0	40.0	30.0	20.0
	ひんぱんな転居	11	36.4	18.2	9.1	9.1	36.4
	病気や障害を持つ家族の世話	7	42.9	28.6	0.0	14.3	14.3
	きょうだいが当該同居人から虐待を受けた	13	69.2	15.4	38.5	0.0	0.0
	アルコールや薬物を乱用する人がいた	3	0.0	0.0	33.3	100.0	0.0
	精神障害又はその疑いのある人がいた	31	38.7	9.7	19.4	29.0	25.8
	自殺（未遂）者がいた	2	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
	家族で刑務所に入った人がいた	3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	その他	12	25.0	25.0	0.0	41.7	8.3
	ないと思われる	8	12.5	37.5	0.0	25.0	25.0
	不明	7	0.0	14.3	0.0	28.6	57.1
	無回答	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 110 家庭・家族の状況と同居人の虐待種別のクロス

オ 家庭・家族の状況(複数回答)と重症度のクロス

「経済的な困難」「親族、近隣、友人からの孤立」「若年出産」では、『生命の危険』において割合が大きく高まっているのが示された。

その他にも、「不安定な就労」「ひとり親家庭」でも、重症度が高まるほど出現の割合が高まっていることが示されている。

一方、「DV」「夫婦間不和」では、『中度虐待』が頂点を示している。

		合計	被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況											
			経済的な困難	不安定な就労	ひとり親家庭	非血縁の親子関係	DV	夫婦間不和	夫婦間以外の家族間の不和	養育者の別居又は離婚	親族、近隣、友人等からの孤立	若年出産	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感情
虐待の重症度	全体	7,376	13.3	6.3	24.3	5.3	17.5	35.0	8.1	18.1	2.2	3.6	8.7	2.8
	虐待の危機あり	654	11.8	6.3	26.0	4.1	10.4	20.0	6.1	19.9	2.1	3.5	8.6	3.4
	軽度虐待	4,826	11.9	5.6	22.3	5.0	15.8	34.9	7.1	16.1	1.5	3.2	8.2	2.4
	中度虐待	1,428	17.7	8.8	28.9	6.8	25.9	44.6	11.0	23.5	4.1	4.4	10.8	3.7
	重度虐待	258	20.5	9.3	34.9	7.4	25.2	33.7	15.9	24.4	5.0	7.8	9.7	5.4
	生命の危険あり	25	36.0	12.0	36.0	0.0	20.0	20.0	12.0	16.0	16.0	16.0	8.0	8.0
	不明	105	8.6	0.0	13.3	2.9	11.4	21.0	3.8	8.6	1.0	3.8	2.9	1.0

		合計	被虐待児が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況											
			狭い又は劣悪な住環境	ひんぱんな転居	病気や障害を持つ家族の世話	きょうだいが、今回の虐待を行った者から現在又は過去に虐待を受けた	アルコールや薬物を乱用する人がいた	精神障害又はその疑いのある人がいた	自殺（未遂）者がいた	家族で刑務所に入った人がいた	その他	ないと思われる	不明	無回答
虐待の重症度	全体	7,376	3.1	2.9	1.6	10.6	3.7	10.4	1.2	1.4	1.8	12.9	13.3	1.0
	虐待の危機あり	654	1.7	3.7	2.8	8.6	1.4	7.5	1.2	2.8	1.7	16.5	18.5	0.6
	軽度虐待	4,826	2.8	2.4	1.4	9.4	3.7	9.0	1.1	1.3	1.8	14.3	13.4	0.9
	中度虐待	1,428	4.1	4.3	1.5	15.8	5.6	16.7	1.9	1.3	2.0	7.7	7.8	0.8
	重度虐待	258	6.2	4.7	1.9	14.3	1.9	12.8	0.8	1.6	1.6	8.5	12.4	0.4
	生命の危険あり	25	8.0	0.0	4.0	4.0	0.0	16.0	4.0	0.0	8.0	16.0	4.0	0.0
	不明	105	1.0	1.0	2.9	3.8	0.0	3.8	0.0	0.0	1.0	4.8	50.5	1.9

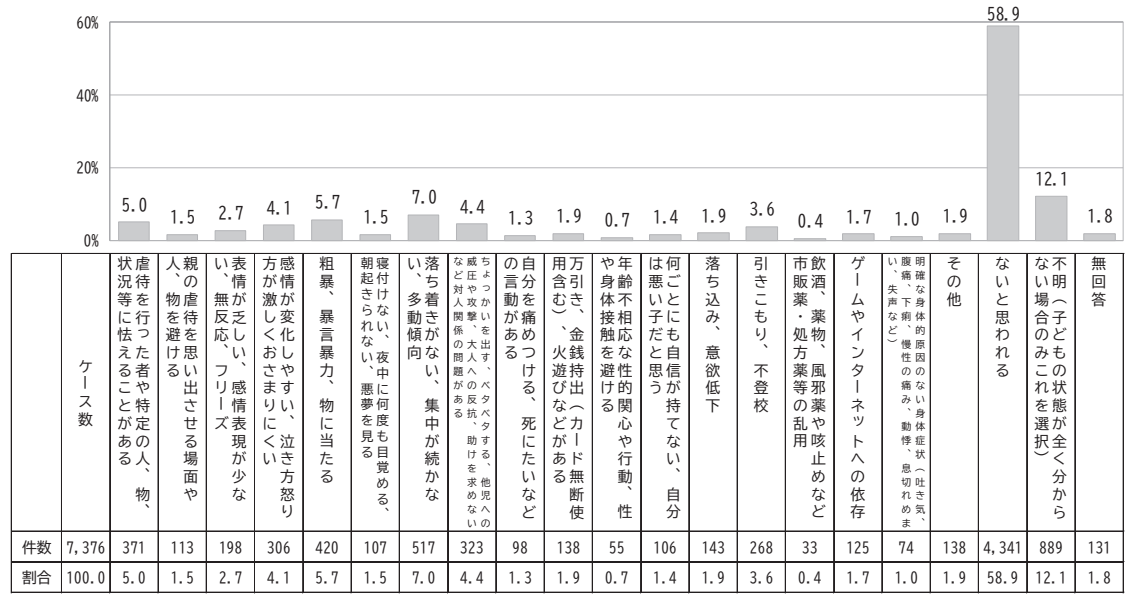
図表 111 家庭・家族の状況と重症度のクロス

21. 虐待により生じたと思われる被虐待児童の現在の精神症状

(1) 単純集計

虐待の影響により生じたと思われる精神症状は、上位から「落ち着きがない、集中が続かない、多動傾向」が 7.0%、「粗暴、暴言暴力、物に当たる」が 5.7%、「虐待を行った者や特定の人、物、状況等に怯えることがある」が 5.0%、「ちょっかいを出す、ベタベタする、他児への威圧や攻撃、大人への反抗、助けを求めないなど対人関係の問題がある」が 4.4%、「感情が変化しやすい、泣き方怒り方が激しくおさまりにくい」が 4.1%であった。

「ないと思われる」は 58.9%で、約 6 割の事案は、受理後数カ月の時点では、虐待の影響による精神症状は特段見られていない、と報告されている。



図表 112 虐待により生じたと思われる被虐待児童の現在の精神症状

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査では、設問上「未就学児」と「就学児」を区別していたため、単純な比較はできないが、上位を占めた項目は、①落ち着きのなさや集中困難、多動傾向（未就学児 6.1%、就学児 11.3%）、②感情コントロールが難しく人や物にあたる（未就学児 5.1%、就学児 5.7%）、③虐待者や特定の人、物、状況への怯え（未就学児 1.8%、就学児 7.2%）等となっており、傾向としては今回の調査と同様の結果が示されている。

精神症状が「ないと思われる」は、前回 61.3%でやや減少、「不明」は前回 7.9%で増加している。

(2)クロス集計

ア 子どもの精神症状(複数回答)と性別のクロス

男児においては、女児に比して「粗暴、暴言暴力、物に当たる」「落ち着きがない、集中が続かない、多動傾向」「ゲームやインターネットへの依存」の報告の割合が高くなっている。

女児においては、男児に比して「親の虐待を思い出させる場面や人、物を避ける」「表情が乏しい、感情表現が少ない、無反応、フリーズ」「感情が変化しやすい、泣き方怒り方が激しくおさまりにくい」「寝付けにくい、夜中に何度も目覚める、朝起きられない、悪夢を見る」「自分を痛めつける、死にたいなどの言動がある」「落ち込み、意欲低下」の報告の割合が高くなっている。

		虐待により生じたとと思われる被虐待児の現在の精神症状											
		合計	虐待を行なった者や特定の 人、物、状況等に怯える ことがある	親の虐待を思い出させる 場面や人、物を避ける	表情が乏しい、感情表現 が少ない、無反応、フ リーズ	感情が変化しやすい、泣 き方怒り方が激しくお さまりにくい	粗暴、暴言暴力、物に 当たる	寝付けにくい、夜中に 何度も目覚める、朝起 きられない、悪夢を 見る	落ち着きがない、集 中が続かない、多 動傾向	ちょっかいを出す、ベ タベタする、他児へ の威圧や攻撃、大人 への反抗、助けを求 めないなど対人関係 の問題がある	自分を痛めつけ る、死にたいなどの 言動がある	万引き、金銭持 出し、無断使用含 む）、火遊びなど がある	年齢に相 応な性的関 心や行動、性 や身体接触を 避ける
全体		7,376	5.0	1.5	2.7	4.1	5.7	1.5	7.0	4.4	1.3	1.9	0.7
性別	男	3,783	5.1	1.1	2.1	3.8	7.8	0.8	8.7	4.6	0.3	2.0	0.5
	女	3,558	5.0	2.0	3.3	4.6	3.5	2.2	5.3	4.2	2.4	1.7	1.0
	どちらでもない	24	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		虐待により生じたとと思われる被虐待児の現在の精神症状											
		合計	何ごとにも自信が持てない、自分は悪い子だと思う	落ち込み、意欲低下	引きこもり、不登校	飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用	ゲームやインターネットへの依存	明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動悸、息切れめまい、失声など）	その他	ないと思われる	不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）	無回答	
	全体	7,376	1.4	1.9	3.6	0.4	1.7	1.0	1.9	58.9	12.1	1.8	
性別	男	3,783	1.2	1.4	3.1	0.3	2.1	0.5	1.4	59.7	12.3	1.5	
	女	3,558	1.7	2.5	4.2	0.6	1.2	1.5	2.3	58.4	11.3	2.0	
	どちらでもない	24	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	12.5	79.2	4.2	

図表 113 子どもの精神症状と性別のクロス

イ 子どもの精神症状(複数回答)と年齢のクロス

精神症状が「ないと思われる」は、年齢が高くなるほど減少する傾向にあり、「12～14歳」が最も少なくなっている(12歳～14歳で最も精神症状が出現している)。

各年代の出現の割合を比較すると、「1歳未満」は精神症状の報告は多くないが、報告されたのは「感情が変化しやすい、泣き方怒り方が激しくおさまりにくい」「落ち着きがない、集中が続かない、多動傾向」などであった。

「1～5歳」より報告が増え、「6～11歳」が最も多くその後減少に転じる傾向を示すのは、「感情が変化しやすい、泣き方怒り方が激しくおさまりにくい」「落ち着きがない、集中が続かない、多動傾向」「ちょっかいを出す、ベタベタする、他児への威圧や攻撃、大人への反抗、助けを求めないなど対人関係の問題がある」であった。

同様に、年齢が高くなるにしたがって報告が増え、「12～14歳」が最も多くその後減少に転じる傾向を示すのは、「表情が乏しい、感情表現が少ない、無反応、フリーズ」「粗暴、暴言暴力、物に当たる」「何ごとにも自信が持てない、自分は悪い子だと思う」「引きこもり、不登校」「ゲームやインターネットへの依存」であった。

同様に、年齢が高くなるにしたがって報告が増え、「15歳以上」が最も多くなっているのは、「虐待を行った者や特定の人、物、状況等に怯えることがある」「寝付けない、夜中に何度も目覚める、朝起きられない、悪夢を見る」「自分を痛めつける、死にたいなどの言動がある」「万引き、金銭持出（カード無断使用含む）、火遊びなどがある」「落ち込み、意欲低下」「飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用」「明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性的痛み、動悸、息切れめまい、失声など）」「その他」であった。

			虐待により生じたとと思われる被虐待児の現在の精神症状										
			虐待を行った者や特定の人、物、状況等に怯えることがある	親の虐待を思い出さる場面や人、物を避ける	表情が乏しい、感情表現が少ない、無反応、フリーズ	感情が変化しやすい、泣き方怒り方が激しくおさまりにくい	粗暴、暴言暴力、物に当たる	寝付けない、夜中に何度も目覚める、朝起きられない、悪夢を見る	落ち着きがない、集中が続かない、多動傾向	ちょっかいを出す、ベタベタする、他児への威圧や攻撃、大人への反抗、助けを求めないなど対人関係の問題がある	自分を痛めつける、死にたいなどの言動がある	万引き、金銭持出（カード無断使用含む）、火遊びなどがある	年齢に相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける
	全体	7,376	5.0	1.5	2.7	4.1	5.7	1.5	7.0	4.4	1.3	1.9	0.7
受 理 時 の 年 齢	1歳未満	384	0.5	0.0	0.3	1.0	0.5	0.5	1.0	0.5	0.0	0.0	0.3
	1～5歳	2,206	3.4	0.8	1.8	3.4	3.8	1.0	7.1	2.6	0.3	0.2	0.2
	6～11歳	2,696	6.0	2.0	2.7	5.6	7.2	0.9	10.2	6.0	0.6	2.3	0.7
	12～14歳	1,226	6.2	1.9	5.3	3.4	7.9	2.9	5.3	5.5	3.1	2.9	1.5
	15歳以上	824	6.8	2.3	2.5	3.8	5.3	2.9	1.9	4.0	4.6	4.4	1.7
	不明	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

			虐待により生じたとと思われる被虐待児の現在の精神症状									
		合計	何ごとにも自信が持てない、自分は悪い子だと思う	落ち込み、意欲低下	引きこもり、不登校	飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用	ゲームやインターネットへの依存	明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性的痛み、動悸、息切れめまい、失声など）	その他	ないと思われる	不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）	無回答
	全体	7,376	1.4	1.9	3.6	0.4	1.7	1.0	1.9	58.9	12.1	1.8
受 理 時 の 年 齢	1歳未満	384	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	1.8	76.6	16.4	2.1
	1～5歳	2,206	0.4	0.2	0.2	0.1	0.5	0.1	1.5	67.6	12.5	1.7
	6～11歳	2,696	1.6	1.6	3.8	0.1	1.5	1.1	1.9	55.5	11.2	1.5
	12～14歳	1,226	2.6	4.2	9.1	0.9	4.2	2.0	2.0	50.0	10.8	1.9
	15歳以上	824	2.4	5.3	5.8	2.1	2.5	2.3	2.4	53.2	11.0	2.4
	不明	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

図表 114 子どもの精神症状と年齢のクロス

ウ 子どもの精神症状(複数回答)と虐待種別(主たる種別)のクロス

「身体的虐待」の場合に子どもの精神症状として報告が多いのは、「万引き、金銭持出(カード無断使用含む)、火遊びなどがある」「粗暴、暴言暴力、物に当たる」「自分を痛めつける、死にたいなどの言動がある」「何ごとにも自信が持てない、自分は悪い子だと思う」であった。

「ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)」の場合に報告が多いのは、「飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用」「年齢不相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける」であった。

「ネグレクト(同居人等による虐待の放置)」の場合に報告が多いのは、「年齢不相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける」「明確な身体的原因のない身体症状(吐き気、腹痛、下痢、慢性的の痛み、動悸、息切れめまい、失声など)」「寝付けない、夜中に何度も目覚める、朝起きられない、悪夢を見る」であった。

「性的虐待」の場合に報告が多いのは、「何ごとにも自信が持てない、自分は悪い子だと思う」「自分を痛めつける、死にたいなどの言動がある」「年齢不相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける」であった。

「心理的虐待(主としてDV目撃を除く)」の場合に報告が多いのは、「親の虐待を思い出させる場面や人、物を避ける」「落ち込み、意欲低下」「飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用」「寝付けない、夜中に何度も目覚める、朝起きられない、悪夢を見る」であった。

「心理的虐待(主としてDV目撃)」の場合に報告が多いのは、「虐待を行った者や特定の人、物、状況等に怯えることがある」「その他」「寝付けない、夜中に何度も目覚める、朝起きられない、悪夢を見る」であった。

		虐待により生じたと思われる被虐待児の現在の精神症状											
		合計	虐待を行 った者 や特定 の人、 物、 状況 等に 怯える こと がある	親の虐 待を思 い出さ せる場 面や 人、物 を避け る	表情が 乏しい 、感情 表現が 少ない 、無反 応、フ リーズ	感情が 変化し やすい 泣き方 怒り方 が激し くおさ まりに くい	粗暴、 暴言暴 力、物 に当た る	寝付け ない、 夜中に 何度も 目覚め る、朝 起きら れない 、悪夢 を見る	落ち着 きがな い、集 まらな い、中 が続き かな い、多 動傾向	ちょっ つかい を出す 、ベタ タベタ する、 他児へ の威圧 や攻撃 、大人 への反 抗、助 けを求 めない など対 人関係 の問題 がある	自分を 痛めつ ける、 死にた いなど の言動 がある	万引き 、金銭 持出 (カード 無断使 用含む) 、火遊 びなど がある	年齢不 相応な 性的関 心や行 動、性 や身体 接触を 避ける
	全体	7,376	5.0	1.5	2.7	4.1	5.7	1.5	7.0	4.4	1.3	1.9	0.7
主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	8.6	2.6	4.0	7.1	11.3	1.4	12.5	7.5	2.6	3.9	1.0
	ネグレクト (下欄を除く)	1,013	2.4	0.5	3.8	4.0	6.4	2.0	8.3	5.8	0.8	2.6	1.5
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置)	106	3.8	2.8	3.8	6.6	9.4	3.8	8.5	9.4	0.9	2.8	3.8
	性的虐待	107	14.0	5.6	6.5	7.5	1.9	6.5	5.6	9.3	8.4	0.9	4.7
	心理的虐待 (下欄を除く)	1,872	4.7	2.0	2.5	4.2	4.3	1.5	5.7	3.0	1.3	1.3	0.5
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	3.4	0.6	1.1	1.7	2.3	0.9	3.4	2.1	0.4	0.5	0.1

図表 115-1 子どもの精神症状と虐待種別のクロス

		虐待により生じたとされる被虐待児の現在の精神症状										
		合計	何ごとにも自信が 持てない、自分は悪い子 だと思う	落ち込み、意欲低下	引きこもり、不登校	飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用	ゲームやインターネットへの依存	明確な身体的原因のない身体症状 (吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動悸、息切れめまい、失声など)	その他	ないと思 われる	不明（子 どもの状 態が全く 分からない場合のみこれを選 択）	無回答
	全体	7,376	1.4	1.9	3.6	0.4	1.7	1.0	1.9	58.9	12.1	1.8
主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	2.7	2.7	4.6	0.4	3.0	1.6	2.6	47.0	9.0	1.4
	ネグレクト (下欄を除く)	1,013	1.1	1.8	6.0	1.1	2.2	1.3	1.8	57.3	12.5	1.0
	ネグレクト (同居人等による虐待の放置)	106	1.9	3.8	6.6	0.0	1.9	3.8	1.9	43.4	15.1	1.9
	性的虐待	107	9.3	7.5	6.5	0.9	0.9	2.8	2.8	40.2	9.3	3.7
	心理的虐待 (下欄を除く)	1,872	1.0	2.1	3.7	0.5	1.3	1.0	2.0	61.1	12.1	2.0
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	0.6	1.0	1.6	0.2	0.9	0.3	1.2	68.4	14.2	1.8

図表 115-2 子どもの精神症状と虐待種別のクロス

エ 子どもの精神症状(複数回答)と家庭・家族の状況(複数回答)のクロス

大半の家庭・家族状況に対して 子どもの精神症状として「落ち着きがない、集中が続かない、多動傾向」「粗暴、暴言暴力、物に当たる」「虐待を行った者や特定の人、物、状況等に怯えることがある」「ちょっかいを出す、ベタベタする、他児への威圧や攻撃、大人への反抗、助けを求めないなど対人関係の問題がある」が上位の頻度で報告されている。

家庭・家族状況が「親族、近隣、友人等からの孤立」「ひんぱんな転居」「育児に嫌悪感、拒否感情」「非血縁の親子関係」である場合、子どもの精神症状の出現を高める傾向が示されている。

家庭・家族状況「病気や障害を持つ家族の世話」において虐待が発生した場合、「引きこもり、不登校」「落ち込み、意欲低下」の出現が高まる傾向が示されている。

		合計	虐待により生じたと思われる被虐待児の現在の精神症状										
			虐待を行 った者や 特定の人、 物、状況等 に怯えるこ とがある	親の虐待を 思い出せる 場面や人、 物を避ける	表情が乏 しい、感情 表現が少な い、無反応、 フリーズ	感情が変化 しやすい、泣 き方怒り方 が激しくお さまりにく い	粗暴、暴言 暴力、物に 当たる	寝付けな い、夜中に 何度も目覚 める、朝起 きられない、 悪夢を見る	落ち着き がない、集 中が続か ない、多動 傾向	ちょっか いを出す、 ベタベタ する、他児 への威圧や 攻撃、大人 への反抗、 助けを求め ないなど対 人関係の問 題がある	自分を痛 めつける、 死にたいな どの言動が ある	万引き、金 銭持出し（ カード無断 使用含む）、 火遊びなど がある	年齢に相 応な性的関 心や行動、 性や身体接 触を避ける
生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況	全体	7,376	5.0	1.5	2.7	4.1	5.7	1.5	7.0	4.4	1.3	1.9	0.7
	経済的な困難	978	8.4	2.0	6.1	7.9	12.1	3.5	16.5	10.2	1.8	4.0	1.8
	不安定な就労	467	8.4	1.7	5.6	8.8	15.0	1.9	14.6	12.8	0.9	4.3	1.7
	ひとり親家庭	1,790	6.5	2.5	4.2	6.6	10.4	2.4	11.5	8.9	2.1	4.0	1.7
	非血縁の親子関係	390	10.0	2.6	4.4	7.7	13.1	3.8	14.1	13.6	4.1	4.4	2.8
	DV	1,292	9.4	1.9	4.0	7.0	10.7	2.8	10.9	6.5	1.9	2.3	0.8
	夫婦間不和	2,584	7.7	2.6	4.1	6.1	8.7	2.2	9.9	6.3	1.4	2.2	0.6
	夫婦間以外の家族間の不和	594	6.6	2.4	4.7	8.2	13.0	2.5	14.6	10.8	2.5	4.9	2.0
	養育者の別居又は離婚	1,332	8.1	2.6	4.6	9.0	11.3	3.0	15.2	11.0	2.5	4.4	2.0
	親族、近隣、友人等からの孤立	162	14.8	6.2	9.9	15.4	14.2	4.9	21.6	19.1	2.5	8.6	3.7
	若年出産	267	9.4	2.6	3.0	7.9	9.4	2.6	18.7	12.0	1.9	3.0	2.2
	育児疲れ	641	9.4	5.0	4.7	10.9	15.8	1.6	20.9	11.1	2.2	3.3	2.3
	育児に嫌悪感、拒否感情	208	11.1	5.8	7.2	14.9	20.7	2.9	22.1	18.3	3.8	8.2	4.8
	狭い又は劣悪な住環境	227	8.4	4.4	7.9	9.3	12.3	2.6	17.2	14.1	1.8	5.7	2.2
	ひんぱんな転居	217	12.9	3.2	11.1	12.4	12.0	2.3	17.5	16.1	1.4	4.1	2.8
	病気や障害を持つ家族の世話	118	6.8	0.8	3.4	6.8	7.6	6.8	8.5	7.6	3.4	3.4	0.8
	きょうだいが、現在又は過去に虐待を受けた	782	7.5	2.6	4.0	6.6	11.6	3.6	11.1	9.8	1.4	4.3	1.4
	アルコールや薬物を乱用する人がいた	271	4.1	1.1	5.5	7.4	15.1	3.3	11.8	3.3	3.0	3.3	1.1
	精神障害のある人又はその疑いのある人がいた	766	7.8	3.0	5.9	7.8	10.4	2.3	11.2	8.2	1.7	2.3	0.9
	自殺（未遂）者がいた	91	3.3	1.1	4.4	8.8	8.8	5.5	11.0	6.6	1.1	1.1	2.2
	家族で刑務所に入った人がいた	101	8.9	2.0	4.0	4.0	9.9	3.0	20.8	13.9	3.0	6.9	2.0
	その他	135	3.7	1.5	4.4	5.9	3.0	2.2	3.0	4.4	2.2	4.4	1.5
	ないと思われる	948	1.3	0.7	0.7	1.4	2.6	0.3	2.3	1.5	0.7	0.6	0.4
	不明	978	1.6	0.3	0.3	1.1	0.8	0.2	1.5	0.7	0.4	0.4	0.1

		合計	虐待により生じたと思われる被虐待児の現在の精神症状									
			何ごとにも自信が持てない、自分は悪い子だと思う	落ち込み、意欲低下	引きこもり、不登校	飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用	ゲームやインターネットへの依存	明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動悸、息切れめまい、失声など）	その他	ないと思われる	不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）	無回答
生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況	全体	7,376	1.4	1.9	3.6	0.4	1.7	1.0	1.9	58.9	12.1	1.8
	経済的な困難	978	1.9	3.3	7.4	1.3	3.9	1.6	2.7	44.4	7.5	1.3
	不安定な就労	467	2.1	5.4	6.4	1.1	3.6	0.6	2.8	44.3	4.9	1.3
	ひとり親家庭	1,790	2.7	4.1	6.0	1.2	3.0	1.9	2.5	49.2	8.5	1.2
	非血縁の親子関係	390	3.3	2.8	5.1	1.0	2.8	3.3	1.8	44.6	7.2	1.3
	DV	1,292	2.7	2.3	5.8	0.5	2.9	1.8	2.3	51.5	10.1	0.8
	夫婦間不和	2,584	2.2	2.7	5.4	0.5	2.5	1.1	2.1	55.1	7.7	0.9
	夫婦間以外の家族間の不和	594	2.5	4.7	7.1	0.8	4.2	1.7	3.2	46.5	7.1	1.2
	養育者の別居又は離婚	1,332	2.7	4.7	6.8	0.8	2.8	2.5	2.4	45.3	7.1	0.5
	親族、近隣、友人等からの孤立	162	3.7	7.4	11.1	2.5	4.9	4.9	4.9	34.0	4.9	1.2
	若年出産	267	2.6	1.5	4.5	0.4	3.4	0.4	2.2	42.7	14.2	1.1
	育児疲れ	641	3.4	2.3	6.6	0.9	5.6	1.6	3.3	45.6	6.1	0.3
	育児に嫌悪感、拒否感情	208	5.8	4.8	8.7	1.9	6.3	0.5	1.4	37.0	3.4	0.0
	狭い又は劣悪な住環境	227	0.9	4.0	11.0	0.4	10.1	1.8	3.1	40.5	6.2	0.9
	ひんぱんな転居	217	3.7	1.4	5.5	0.0	5.1	1.4	2.3	38.2	8.8	0.5
	病気や障害を持つ家族の世話	118	4.2	8.5	15.3	1.7	5.1	3.4	1.7	46.6	7.6	0.8
	きょうだいが、現在又は過去に虐待を受けた	782	3.1	2.6	5.2	1.0	4.3	1.4	2.8	51.5	7.0	1.2
	アルコールや薬物を乱用する人がいた	271	1.1	1.1	8.5	3.0	3.7	2.2	5.2	47.6	3.3	1.1
	精神障害のある人又はその疑いのある人がいた	766	1.8	2.7	8.1	1.6	4.3	2.1	1.8	51.6	4.7	0.4
	自殺（未遂）者がいた	91	2.2	2.2	4.4	2.2	1.1	3.3	5.5	52.7	4.4	2.2
	家族で刑務所に入った人がいた	101	2.0	3.0	7.9	2.0	5.0	4.0	2.0	36.6	6.9	2.0
	その他	135	1.5	4.4	3.7	0.0	1.5	1.5	12.6	57.8	8.9	0.0
	ないと思われる	948	0.5	0.6	0.6	0.1	0.5	0.1	0.8	84.8	1.7	2.1
	不明	978	0.4	0.5	1.2	0.3	0.3	0.5	1.0	47.4	41.2	1.8

図表 116 子どもの精神症状と家庭・家族の状況のクロス

小括

生育歴上の要因は、全体の6割にあたる事案で「ある」とされ、その中でも上位の「発達障害又は疑い」「精神発達の遅れや知的障害又はその疑い」は、「男児」の割合が高いが、虐待重症度の違いなく出現し、課題が認識され対応の整理や環境調整が進む学齢期以降になるまで上昇し続けることが示された。続く「問題行動あり」や「保護者との分離体験」は、いずれも年齢の上昇に比例して増加する一方、これらに続く「予期しない妊娠・計画しない妊娠」は、出生前に遡る「こどもの存在」自体に係るテーマであり、出現は乳幼児期がピークで、ひとたび発生すれば「生命の危険」に至る可能性が高まることが推察された。

生育歴において経験された家庭・家族状況としては、「夫婦間不和」「DV」等の家族内不和、「ひとり親」「別居・離婚」等養育環境上の事情などが上位となっており、年齢の大小を問わず長期にわたって、要因となり得ることが示された。そのような中であって、「児童本人からの相談」には、「夫婦間不和」「DV」よりも「ひとり親」「別居・離婚」の方が結びつきやすく、要因により子どもからの発信やそれをキャッチする環境に差異を生じる可能性のあることが推察された。また、同居人からの虐待については、様々な家庭環境上の困難な要因と結びついて発生の可能性を高めやすいこと、その背景には「育児に嫌悪感・拒否感情」があること、これが「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」の発生を高めているが、「性的虐待」については「嫌悪感・拒否感情」の著しい高まりは見られず、孤立しがちな家庭環境の中で発生しやすいことが推察された。この、孤立しやすい環境は、この他にも虐待が発生した時に重篤化を招きやすく、「生命の危険」に至らせる可能性を高めることが示された。

虐待により生じたと思われる児童の精神症状については、約6割の子どもには「ないと思われる」とされたが、受理後数カ月の調査時点の状況であり、長期的経過や、こどもの置かれた環境の変化などにより、今後出現する場合もあると推察される。

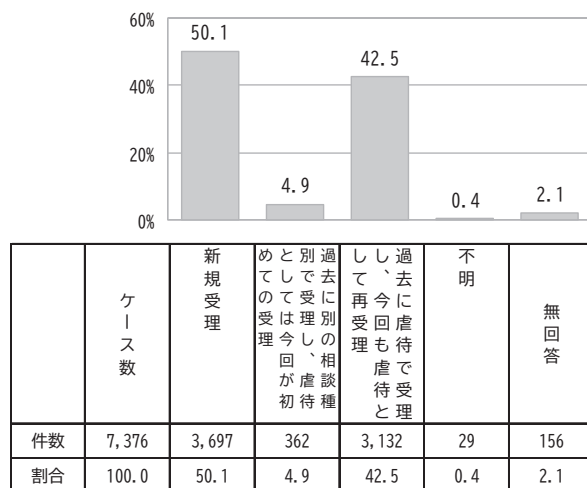
精神症状が「ある」とされたものについて、男女差に加え年齢により症状の現れ方に変化が生じることが示唆された。乳幼児期に始まる「泣き」「怒り」等の感情表現や対人距離の取り方、落ち着きのなさなど行動面での表出は、学齢期をこえて大人への反抗、暴言・暴力等の行動化として激しくなる一方、自尊感情の傷つきなどが見られるようになり、思春期以降様々な依存や乱用、犯罪行為、あるいは恒常的な不定愁訴などに至ることが推察された。

【IV】 児童相談所の対応について

22. このケースの受理について

(1) 単純集計

「新規受理」が 50.1%であり、「過去に虐待で受理し今回も虐待として再受理」したケースが 42.5%であった。



図表 117 受理の状況について

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「新規受理」が 61.1%であり、さらに「前回は虐待として受理し今回も虐待として再受理」が 31.8%だった。今回調査では、新規受理が 10 ポイント強減っており、再受理が 10 ポイント強増えていた。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と受理状況のクロス

ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)では、「過去に虐待で受理し今回も虐待として再受理」が「新規受理」を上回っていた。性的虐待、心理的虐待(主としてDV目撃を除く)、心理的虐待(主としてDV目撃)の3種別では、平成30年調査に比べて、新規受理が10ポイント以上減少し、再受理が10ポイント以上増加していた。

	合計	新規受理	過去に別の相談種別で虐待で受理し、今回も虐待として再受理	過去に虐待で受理し、今回も虐待として再受理	不明	無回答
全体	7,376	50.1	4.9	42.5	0.4	2.1
身体的虐待	1,829	50.7	7.2	39.5	0.2	2.4
ネグレクト(3を除く)	1,013	44.9	5.5	46.2	1.0	2.4
ネグレクト(同居人等による虐待の放置)	106	51.9	3.8	40.6	0.0	3.8
性的虐待	107	58.9	5.6	34.6	0.0	0.9
心理的虐待(6を除く)	1,872	48.9	4.6	44.0	0.5	1.9
心理的虐待(主としてDV目撃)	2,423	52.5	3.2	42.4	0.2	1.7

図表 118 虐待種別と受理の状況の関連(%)

イ 虐待重症度と受理状況のクロス

中度虐待では、「過去に虐待で受理し今回も虐待として再受理」した事例の比率が「新規受理」を上回っていた。「生命の危険あり」の事例でも、再受理が 3 割近くあり、「過去に別の相談種別で受理し、虐待としては今回が初めての受理」が 12.0%と比率が高かった。

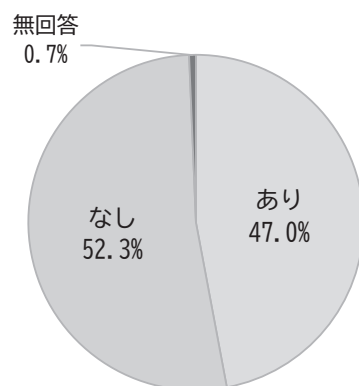
	合計	新規受理	過去に別の相談種別で受理し、虐待としては今回が初めての受理	過去に虐待で受理し、今回も虐待として再受理	不明	無回答
全体	7,376	50.1	4.9	42.5	0.4	2.1
虐待の危険あり	654	55.0	6.4	36.5	0.8	1.2
軽度虐待	4,826	51.2	4.6	42.1	0.1	2.0
中度虐待	1,428	44.4	5.2	48.2	0.1	2.2
重度虐待	258	50.0	6.6	40.7	1.2	1.6
生命の危険あり	25	56.0	12.0	28.0	0.0	4.0
不明	105	55.2	1.0	30.5	10.5	2.9

図表 119 虐待の重症度別の受理の状況の関連 (%)

23. 子どもとの面接の有無

(1) 単純集計

「子どもとの面接を行った」事例は 47.0%と過半数に達していなかった。「面接を行わなかった」事例が 52.3%であった。



	ケース数	あり	なし	無回答
件数	7,376	3,470	3,858	48
割合	100.0	47.0	52.3	0.7

図表 120 子どもとの面接の有無

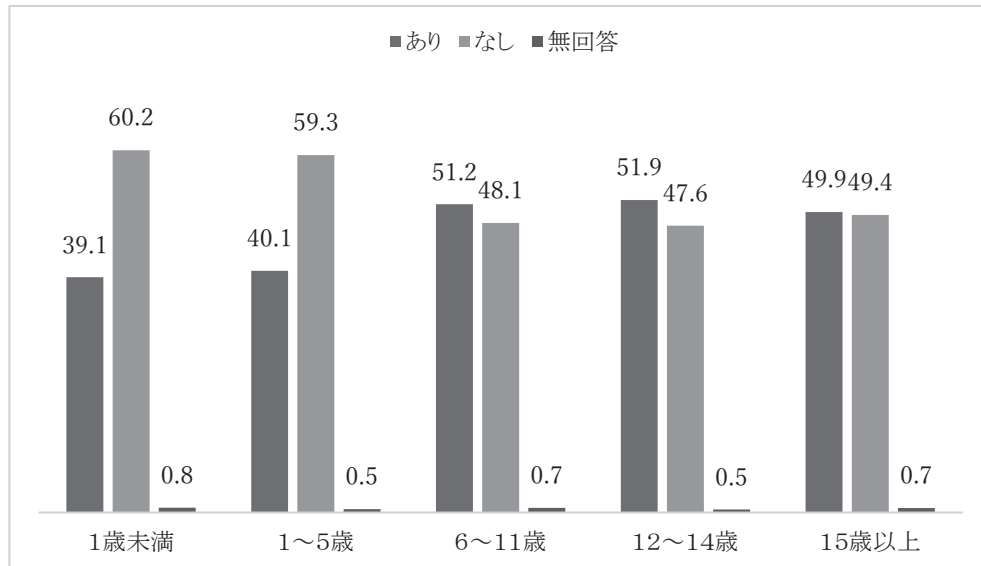
【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、子どもとの面接回数を質問している。「面接なし」の事例が 49.8%であったので、今回調査では、「子どもと面接を行わなかった」事例の割合が若干増加している。

(2)クロス集計

ア 年齢別の面接の有無

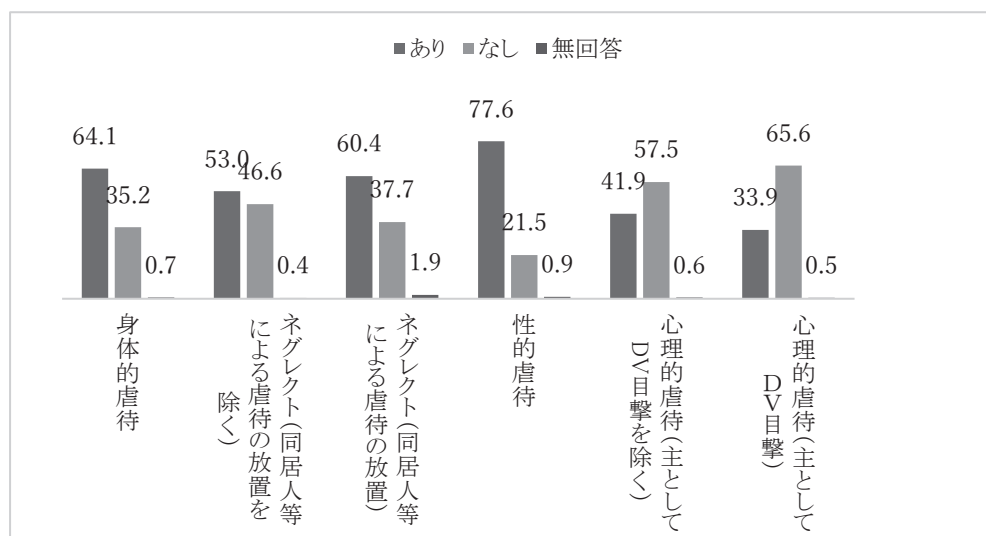
年齢階層別に子どもとの面接の有無をクロスすると、1 歳未満と 1～5 歳未満で「面接なし」の比率の方が高かった。



図表 121 年齢階層別の子どもとの面接の有無 (不明を除く)

イ 虐待種別と子どもとの面接の有無

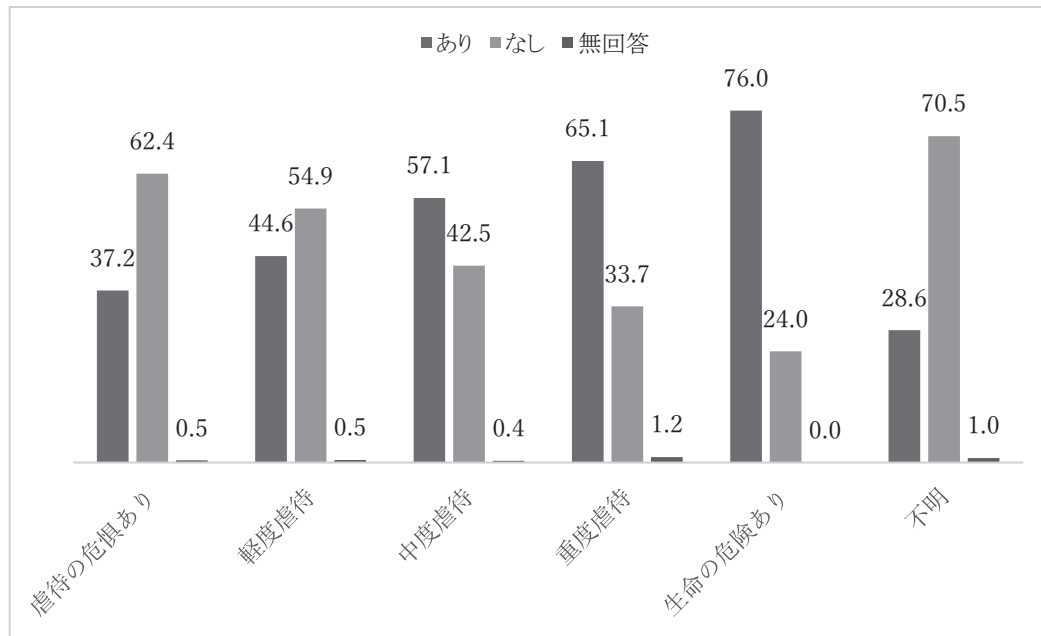
虐待種別と子どもとの面接の有無をクロスすると、性的虐待では「面接あり」が 77.6%と高く、心理的虐待(主として DV 目撃を除く)と心理的虐待(主として DV 目撃)では「面接なし」の比率が高かった。特に主として DV 目撃の事例での「面接なし」の比率が 65.6%と高かった。DV 目撃による心理的虐待相談では子どもとの面接を行っていない傾向が見られる。平成 30 年調査でも、両種別で「面接なし」の比率が高くなっていたが、今回調査では両種別での「面接なし」の比率が 20 ポイント以上増加していた。



図表 122 虐待種別と子どもとの面接の有無

ウ 虐待重症度別の子どもとの面接の有無

虐待の重症度と子どもとの面接の有無をクロスすると、「虐待の危惧あり」、「軽度虐待」で面接なしの比率の方が高く、重症度が高くなるほど子どもとの面接ありの比率が高くなっていた。ただ、「生命の危険あり」の事例でも 24.0%の事例で子どもと面接していなかった。

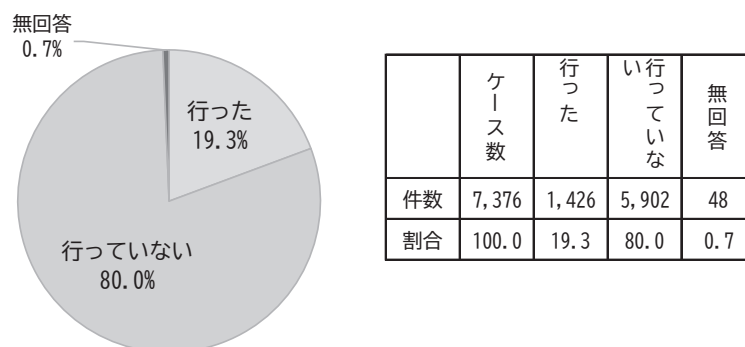


図表 123 虐待重症度別の子どもとの面接の有無

24. 児童心理司と子どもとの面接の有無

(1) 単純集計

児童心理司が子どもと面接を行った事例は 19.3%であった。



図表 124 児童心理司と子どもとの面接の有無

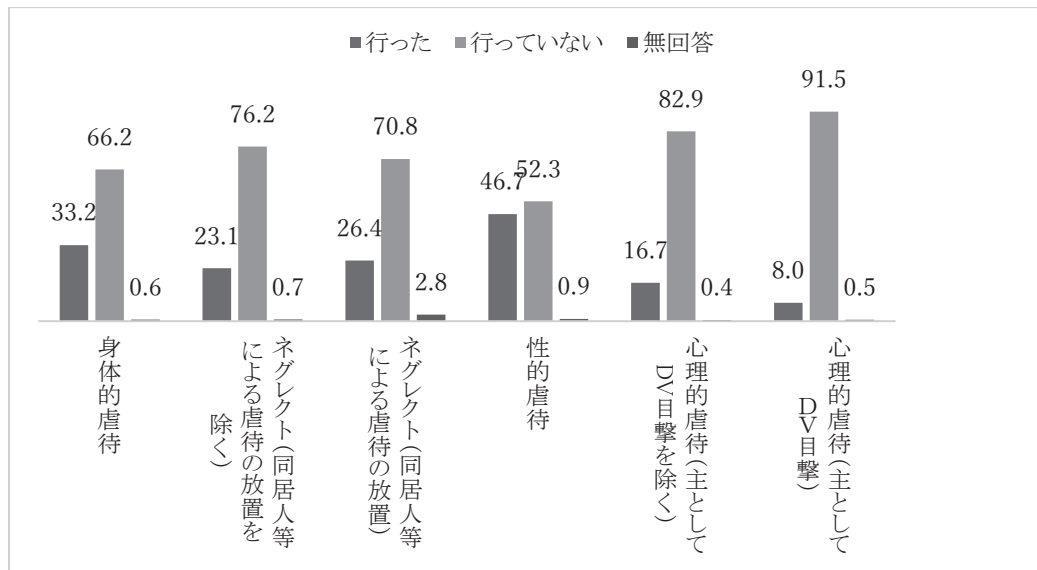
【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査で児童心理司が子どもと面接した割合は、「行った」が 18.9%、「行っていない」が 80.3%であり、今回調査とはほぼ同様の結果であった。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と児童心理司による子どもとの面接の有無

いずれの種別でも「児童心理司と子どもとの面接を行っていない」事例の方が多いが、性的虐待では、「児童心理司が子どもと面接を行った」事例が46.7%と高くなっていた。一方で、心理的虐待で「児童心理司が子どもと面接しなかった」比率が高く、特に主としてDV目撃では91.5%で行っていなかった。平成30年調査でも同様の傾向が見られていたが、性的虐待に関しては、平成30年調査では70.0%で面接を行っていたので、今回調査では性的虐待についてのみ、行った事例の比率が大幅に減っていた。

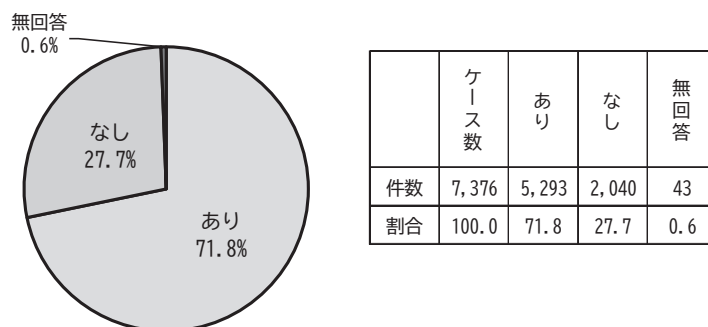


図表 125 虐待種別と児童心理司による子どもとの面接の有無

25. 保護者との面接の有無

(1)単純集計

保護者との面接は71.8%の事例で行っており、27.7%の事例では行っていない。Q23の子どもとの面接よりは面接を行った比率が高かった。



図表 126 保護者との面接の有無

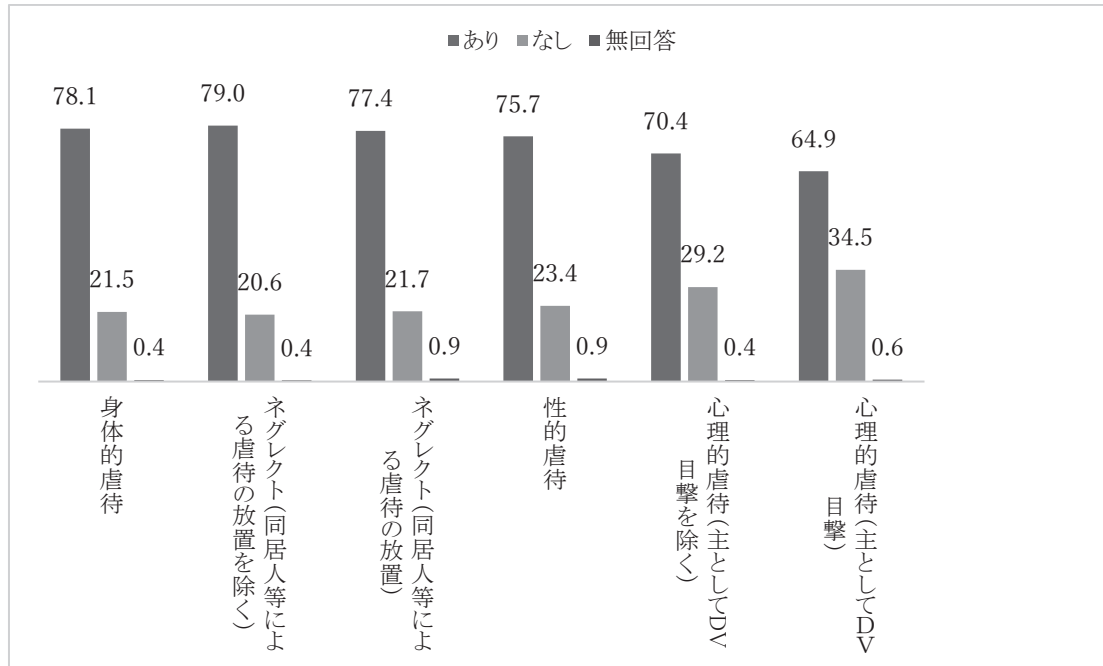
【平成30年調査との比較】

平成30年調査では、保護者との面接回数を質問していた。その結果「面接なし」の割合は28.7%であった。今回調査とほぼ同じ結果であった。

(2)クロス集計から

ア 虐待種別と保護者との面接の有無

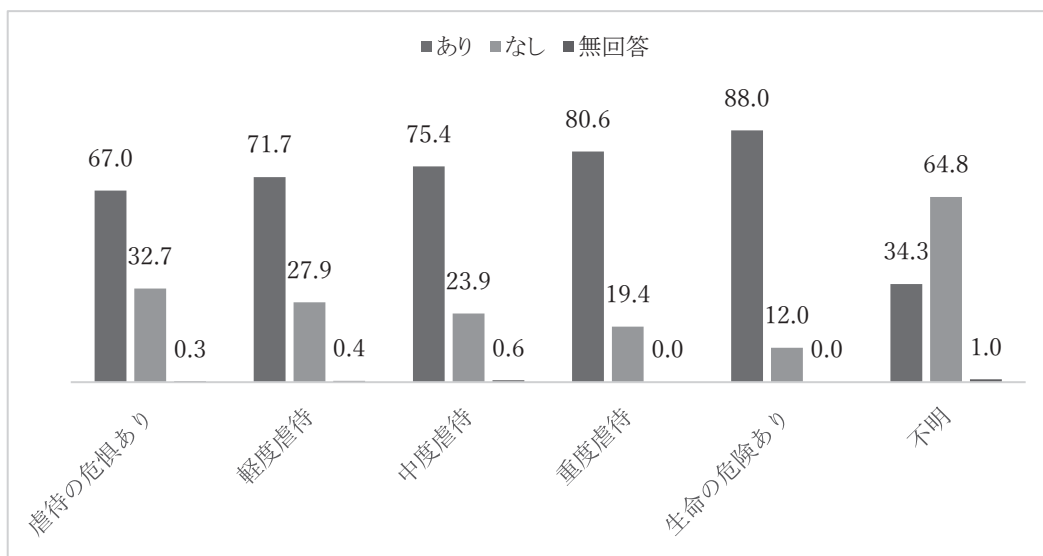
虐待種別と保護者との面接の有無をクロスすると、ネグレクト(同居人による虐待の放置を除く)が最も高い割合で「保護者との面接を行って」おり 79.0%だった。一方で心理的虐待(主として DV 目撃)で「保護者との面接を行った」割合が最も低く、64.9%だった。



図表 127 虐待種別と保護者との面接の有無

イ 重症度と保護者との面接の有無

虐待の重症度が高くなるほど「保護者と面接を行った」比率が高く、重症度が低くなるほど、「面接を行わなかった」比率が高かった。ただし、生命の危険ありでも 12.0%で保護者との面接を行っていないかった。

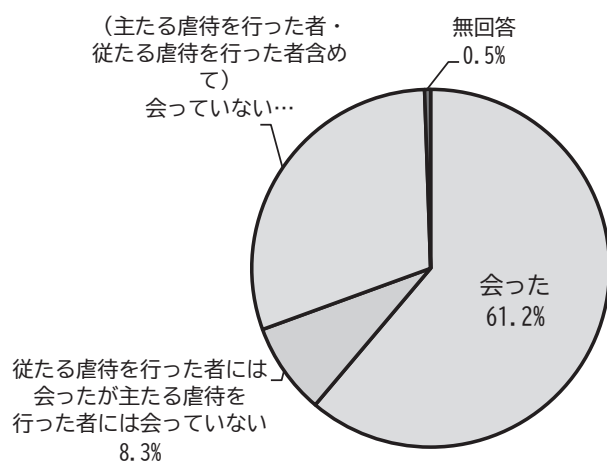


図表 128 虐待の重症度と保護者との面接の有無

26. 主たる虐待者との面接の有無

(1) 単純集計

「主たる虐待者に会った」比率は 61.2%であった。一方、「主たる虐待者・従たる虐待者ともに会っていない」比率が 30.0%、「従たる虐待者に会ったが主たる虐待者には会っていない」比率が 8.3%であった。



	ケース数	会った	会ったが主たる虐待者には会っていない虐待者には会った	会ったが主たる虐待者には会っていない虐待者には会っていない	無回答
件数	7,376	4,512	610	2,214	40
割合	100.0	61.2	8.3	30.0	0.5

図表 129 主たる虐待者との面接の有無

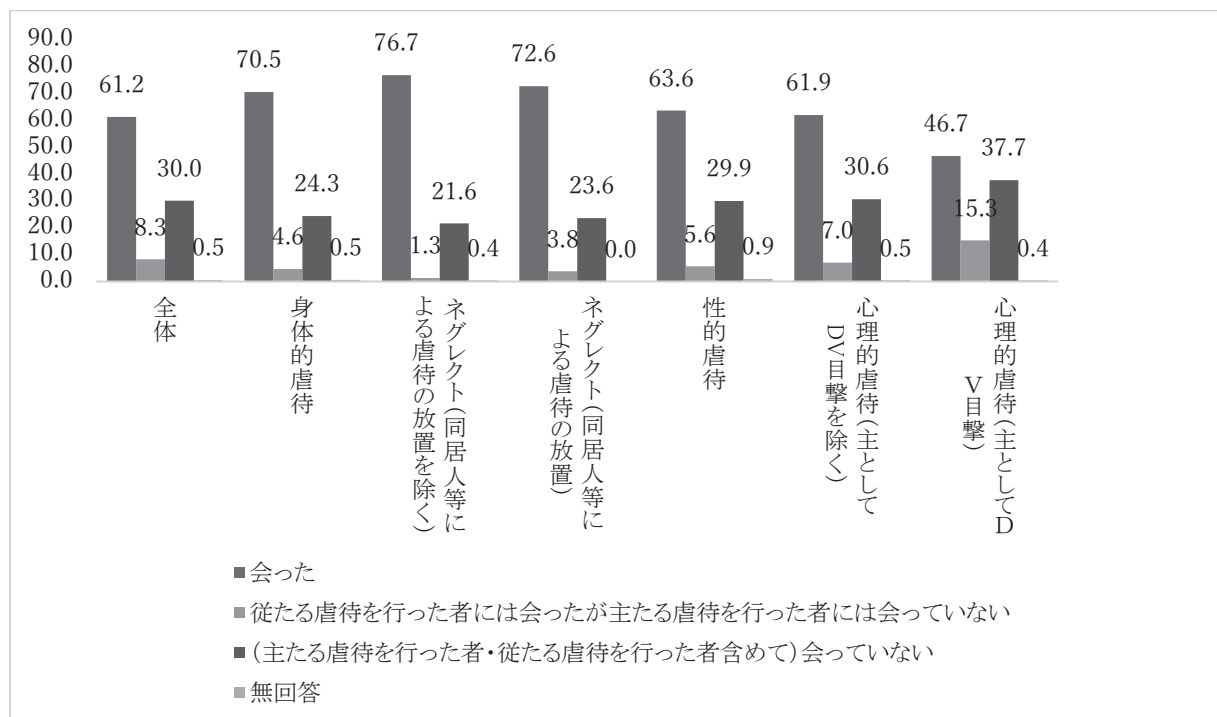
【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「会った」事例が 55.0%、「従たる虐待者には会ったが主たる虐待者には会っていない」事例が 10.0%、「会っていない」事例が 34.3%であり、今回調査では主たる虐待者に面接した事例の割合が増加していた。

(2) クロス集計から

ア 虐待種別と主たる虐待者への面接の有無

虐待種別ごとに主たる虐待者への面接の有無を見ると、ネグレクト(同居人による虐待の放置を除く)で「会った」事例の比率が最も高く 76.7%であり、心理的虐待(主として DV 目撃)で最も低く 46.7%だった。心理的虐待(主として DV 目撃)では、従たる虐待者に「会ったが主たる虐待者には会っていない」比率が他の虐待種別に比べて高く 15.3%だった。平成 30 年調査では、心理的虐待(主として DV 目撃)で「会った」事例が 37.9%であったので、この種別での主たる虐待者との面接ありが 10 ポイント近く増加していた。

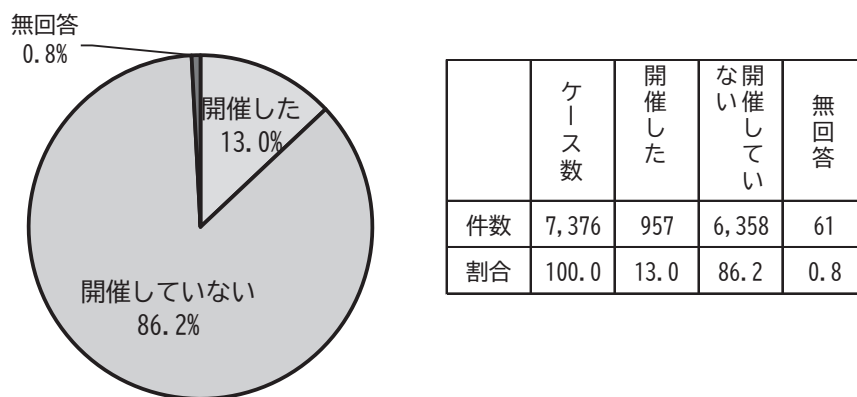


図表 130 虐待種別と主たる虐待者への面接の有無

27. 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議開催の有無

(1) 単純集計

要保護児童対策地域協議会の「個別ケース検討会議を開催した」事例は 13.0%であった。86.2%の事例では開催していなかった。



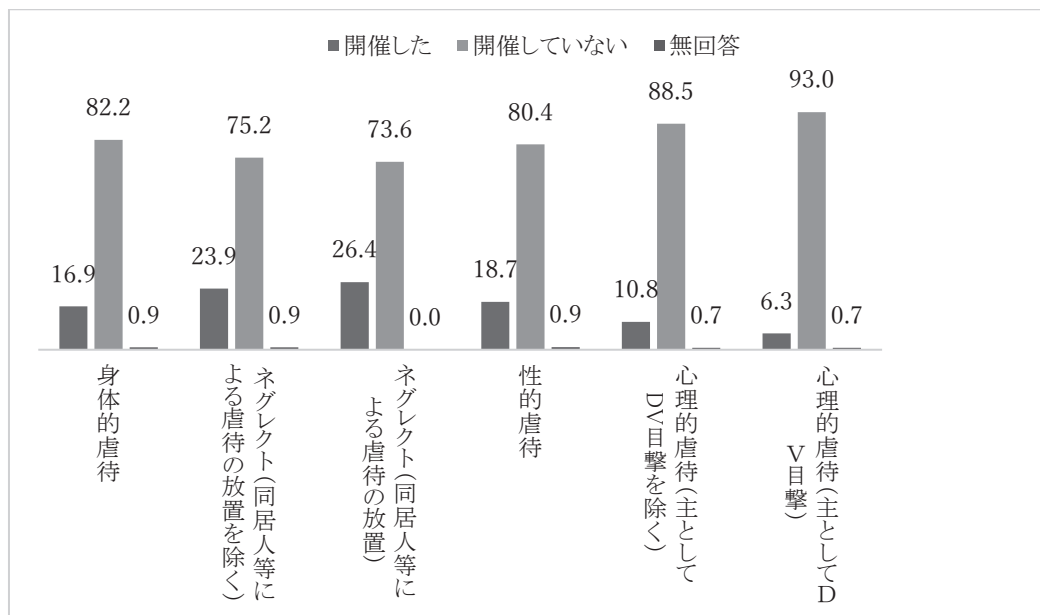
図表 131 個別ケース検討会議開催の有無

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、開催した割合が 15.0%であったので、若干割合が減少した。なお、平成 25 年調査では開催した割合が 21.2%であったので、調査ごとに減少している。

(2)クロス集計

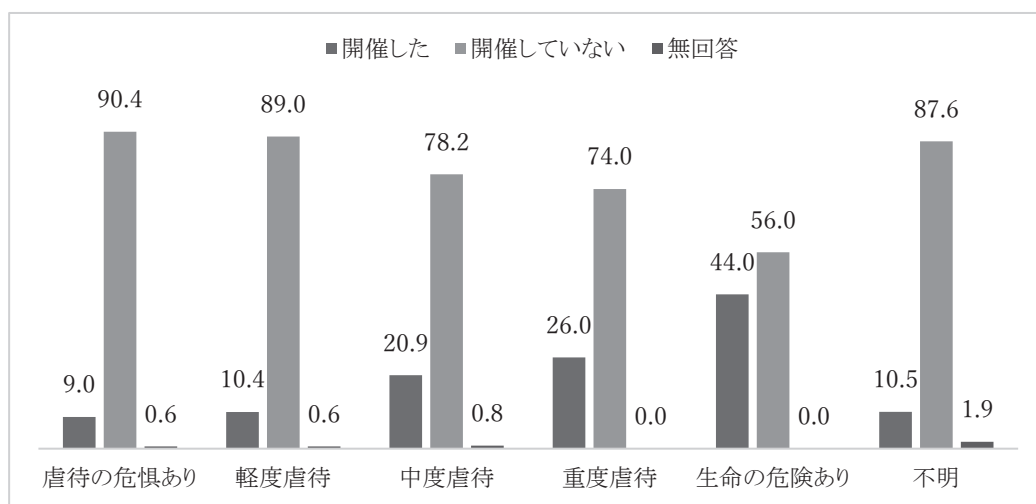
ア 虐待種別と個別ケース検討会議開催の有無



図表 132 虐待種別と個別ケース検討会議開催の有無

ネグレクト(同居人等による虐待の放置)とネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)では「個別ケース検討会議を開催した」割合が、それぞれ 26.4%、23.9%と比較的高かったが、心理的虐待(主としてDV目撃)と心理的虐待(主としてDV目撃を除く)では開催比率が低く、それぞれ 6.3%と 10.8%だった。なお、平成 30 年調査では、性的虐待で 28.8%開催しており、この種別での開催割合が大きく減少した。

イ 虐待の重症度と個別ケース検討会議開催の有無



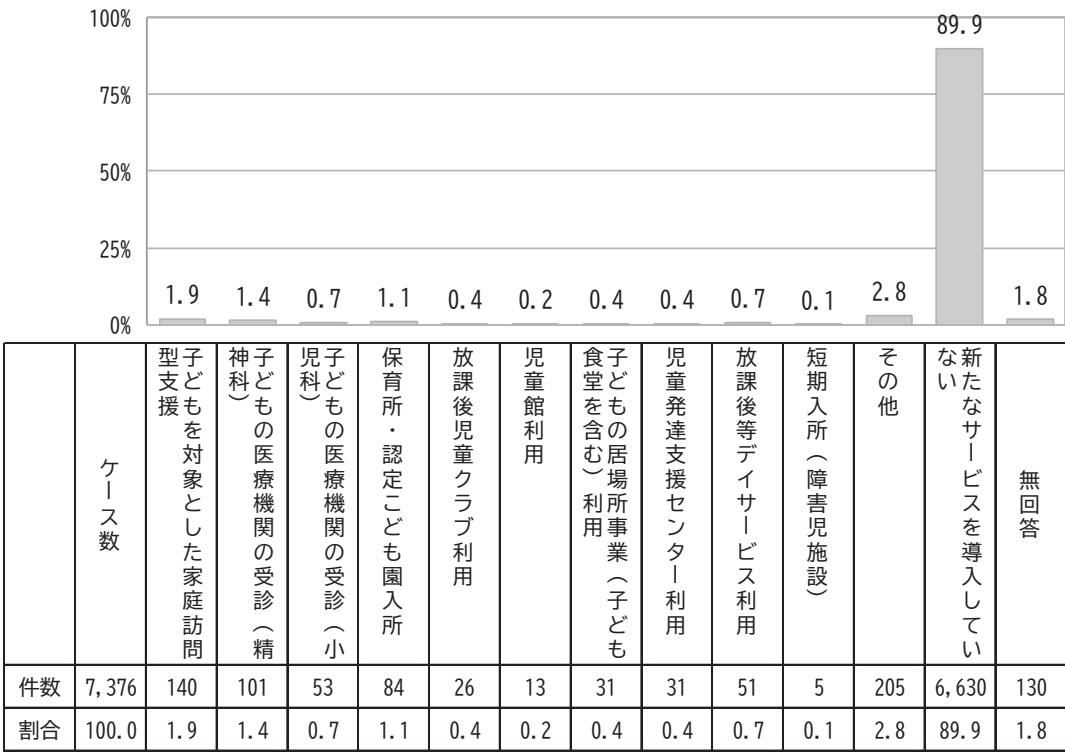
図表 133 虐待重症度と個別ケース検討会議開催の有無

虐待の重症度が高くなるほど、個別ケース検討会議の開催比率が高くなっていた。ただし、生命の危機ありでも開催していない比率の方が高かった。

28. 子どもに対する地域の具体的サービスの導入

(1) 単純集計

相談受理後に子どもに対して地域の具体的なサービスを導入したかどうかについての質問では、89.9%の事例で「サービスを導入していなかった」。いずれのサービスも少数ではあるが、導入の比率が高いサービスとしては、「子どもを対象とした家庭訪問型支援」が1.9%、「子どもの精神科医療機関の受診」が1.4%、「保育所・認定こども園入所」が1.1%の順だった。



図表 134 子どもに対する地域の具体的サービスの有無

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、子どもと保護者へのサービス導入について設問を分けずに聞いているため、比較結果は次の項目で触れる。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と子どもへの具体的なサービスの導入

	合計	子どもを 対象とし た家庭訪 問型支援	子どもの 医療機関 の受診 (精神 科)	子どもの 医療機関 の受診 (小児 科)	保育所・ 認定こ ども園入所	放課後児 童クラブ 利用	児童館利 用	子どもの 居場所事 業(子ども 食堂を含 む)利用	児童発達 支援セン ター利用	放課後等 デイサー ビス利用	短期入所 (障害児 施設)	その他	新たな サービス を導入し ていない	無回答
全体	7,376	140	101	53	84	26	13	31	31	51	5	205	6,630	130
	100.0	1.9	1.4	0.7	1.1	0.4	0.2	0.4	0.4	0.7	0.1	2.8	89.9	1.8
身体的虐待	1,829	43	55	16	12	8	4	9	15	20	3	66	1,586	31
	100.0	2.4	3.0	0.9	0.7	0.4	0.2	0.5	0.8	1.1	0.2	3.6	86.7	1.7
ネグレクト(3を除く)	1,013	45	17	24	36	10	3	2	6	13	1	46	850	15
	100.0	4.4	1.7	2.4	3.6	1.0	0.3	0.2	0.6	1.3	0.1	4.5	83.9	1.5
ネグレクト(同居人等*による虐待の	106	1	2	2	0	2	0	0	0	1	0	16	83	1
	100.0	0.9	1.9	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	15.1	78.3	0.9
性的虐待	107	0	4	1	1	0	1	1	0	1	0	3	92	4
	100.0	0.0	3.7	0.9	0.9	0.0	0.9	0.9	0.0	0.9	0.0	2.8	86.0	3.7
心理的虐待(6を除く)	1,872	19	14	6	13	3	4	11	4	10	0	39	1,735	30
	100.0	1.0	0.7	0.3	0.7	0.2	0.2	0.6	0.2	0.5	0.0	2.1	92.7	1.6
心理的虐待(主としてDV目撃)	2,423	31	9	3	22	3	1	8	6	5	1	35	2,264	44
	100.0	1.3	0.4	0.1	0.9	0.1	0.0	0.3	0.2	0.2	0.0	1.4	93.4	1.8

図表 135 虐待種別と子どもへの具体的なサービスの導入

ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)では、「子どもを対象とした家庭訪問型支援」の比率が 4.4%と比較的高く、「保育所・認定こども園入所」も 3.6%と比較的高かった。性的虐待では、「子どもの精神科医療機関の受診」の比率が 3.7%と比較的高く、身体的虐待でも「子どもの精神科医療機関の受診」が 3.0%と比較的高かった。

イ 虐待の重症度と子どもへの具体的なサービスの導入

	合計	子どもを 対象とし た家庭訪 問型支援	子どもの 医療機関 の受診 (精神 科)	子どもの 医療機関 の受診 (小児 科)	保育所・ 認定こ ども園入所	放課後児 童クラブ 利用	児童館利 用	子どもの 居場所事 業(子ども 食堂を含 む)利用	児童発達 支援セン ター利用	放課後等 デイサー ビス利用	短期入所 (障害児 施設)	その他	新たな サービス を導入し ていない	無回答
全体	7,376	140	101	53	84	26	13	31	31	51	5	205	6,630	130
	100.0	1.9	1.4	0.7	1.1	0.4	0.2	0.4	0.4	0.7	0.1	2.8	89.9	1.8
虐待の危機あり	654	10	12	6	15	4	2	2	4	4	0	12	582	14
	100.0	1.5	1.8	0.9	2.3	0.6	0.3	0.3	0.6	0.6	0.0	1.8	89.0	2.1
軽度虐待	4,826	82	46	18	46	9	5	21	15	22	4	103	4,428	82
	100.0	1.7	1.0	0.4	1.0	0.2	0.1	0.4	0.3	0.5	0.1	2.1	91.8	1.7
中度虐待	1,428	37	28	19	13	10	5	6	12	22	1	61	1,246	13
	100.0	2.6	2.0	1.3	0.9	0.7	0.4	0.4	0.8	1.5	0.1	4.3	87.3	0.9
重度虐待	258	9	12	5	6	1	0	2	0	2	0	14	212	2
	100.0	3.5	4.7	1.9	2.3	0.4	0.0	0.8	0.0	0.8	0.0	5.4	82.2	0.8
生命の危険あり	25	0	1	3	2	0	1	0	0	1	0	1	17	0
	100.0	0.0	4.0	12.0	8.0	0.0	4.0	0.0	0.0	4.0	0.0	4.0	68.0	0.0
不明	105	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	12	84	7
	100.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4	80.0	6.7

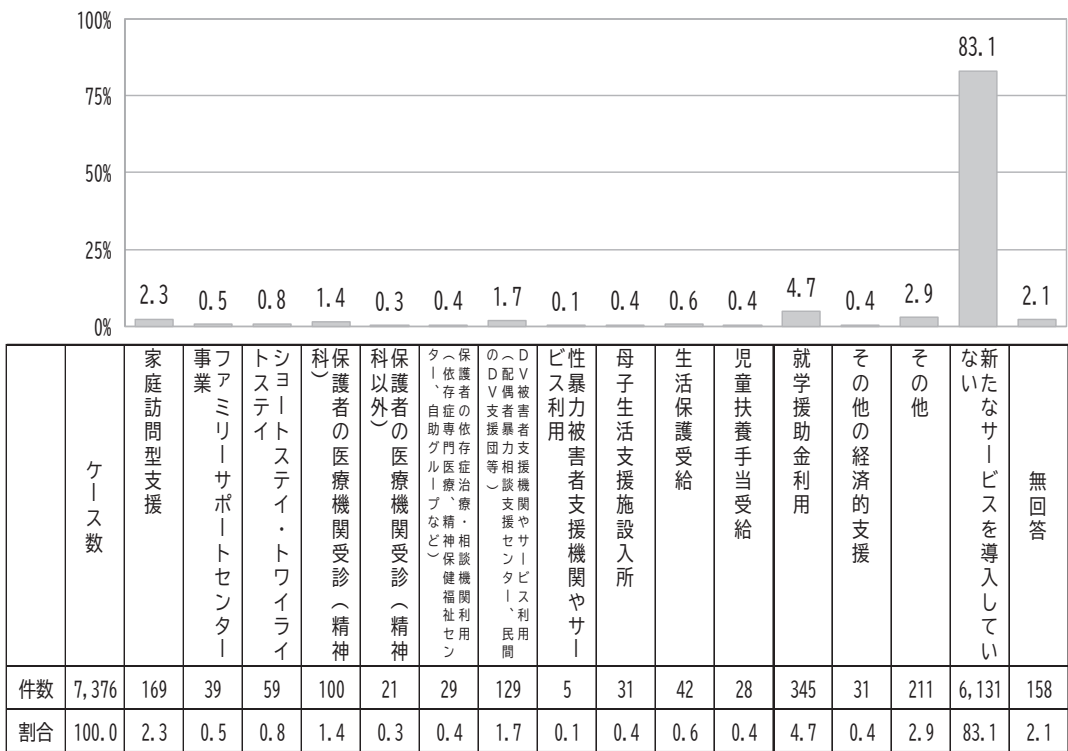
図表 136 虐待重症度と子どもへの具体的なサービスの導入

生命の危機ありでは「子どもの小児科医療機関受診」が12.0%と高かった。重度虐待では、「子どもの精神科医療機関受診」が4.7%、「子どもを対象とした家庭訪問型支援」が3.5%と高かった。

29. 保護者への地域の具体的なサービスの導入

(1) 単純集計

保護者への地域の具体的なサービスの導入では、「新たなサービスを導入していない」事例が83.1%と多かった。導入が多かった事例としては、「就学援助金利用」が4.7%、「家庭訪問型支援」が2.3%、「DV被害者支援機関やサービス利用」が1.7%だった。「その他」における自由回答としては、訪問看護の利用、児童家庭支援センターの支援、市町村の女性相談の紹介、学校のスクールカウンセラーの利用などがあげられていた。



図表 137 保護者への地域の具体的なサービスの導入

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、保護者・子どもに対して導入された具体的なサービスとして一体で尋ねており、また選択肢にも相違があるため直接の比較は困難である。ただし、「サービスを導入していない」比率は平成 30 年調査では 81.3%であったため、今回調査では若干増加している。個々の選択肢で同一の項目を比較すると、就学援助金利用の割合が増加しており(0.1%→4.7%)、保護者の精神科医療機関受診(3.0%→1.4%)や生活保護受給(2.1%→0.6%)で減少が見られた。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と保護者への具体的なサービスの導入

	合計	家庭訪問型支援	ファミリーサポートセンター事業	ショートステイ・トワイライトステイ	保護者の医療機関受診（精神科）	保護者の医療機関受診（精神科以外）	保護者の依存症治療・相談機関利用（依存症専門医療、精神保健福祉センター、自助グループなど）	DV被害者支援機関やサービス利用（配偶者暴力相談支援センター、民間のDV支援団等）	性暴力被害者支援機関やサービス利用	母子生活支援施設入所	生活保護受給	児童扶養手当受給	就学援助金利用	その他の経済的支援	その他	新たなサービスを導入していない	無回答
全体	7,376	169	39	59	100	21	29	129	5	31	42	28	345	31	211	6,131	158
	100.0	2.3	0.5	0.8	1.4	0.3	0.4	1.7	0.1	0.4	0.6	0.4	4.7	0.4	2.9	83.1	2.1
身体的虐待	1,829	46	6	18	30	10	7	31	0	4	4	2	93	3	68	1,492	46
	100.0	2.5	0.3	1.0	1.6	0.5	0.4	1.7	0.0	0.2	0.2	0.1	5.1	0.2	3.7	81.6	2.5
ネグレクト（3を除く）	1,013	58	16	23	27	3	5	7	0	4	19	7	48	19	37	778	20
	100.0	5.7	1.6	2.3	2.7	0.3	0.5	0.7	0.0	0.4	1.9	0.7	4.7	1.9	3.7	76.8	2.0
ネグレクト（同居人等*による虐待の）	106	2	0	2	2	0	0	1	0	0	1	0	8	0	3	87	1
	100.0	1.9	0.0	1.9	1.9	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	0.0	7.5	0.0	2.8	82.1	0.9
性的虐待	107	0	0	0	0	0	0	8	2	0	2	0	6	0	3	85	5
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	1.9	0.0	1.9	0.0	5.6	0.0	2.8	79.4	4.7
心理的虐待（6を除く）	1,872	34	11	5	19	5	9	23	3	3	3	2	73	6	51	1,604	35
	100.0	1.8	0.6	0.3	1.0	0.3	0.5	1.2	0.2	0.2	0.2	0.1	3.9	0.3	2.7	85.7	1.9
心理的虐待（主としてDV目撃）	2,423	27	6	11	22	3	8	59	0	20	13	17	116	3	48	2,068	46
	100.0	1.1	0.2	0.5	0.9	0.1	0.3	2.4	0.0	0.8	0.5	0.7	4.8	0.1	2.0	85.3	1.9

図表 138 虐待種別と保護者への具体的なサービスの導入の関連

身体的虐待では、「就学援助金利用」が4.7%と高く、ネグレクト（同居人等による虐待の放置を除く）では、「家庭訪問型支援」が5.7%、「就学援助金利用」が4.7%と高かった。また、ネグレクト（同居人等の虐待の放置）では、「就学援助金利用」が7.5%と高かった。さらに、性的虐待では、「DV被害者支援機関やサービス利用（配偶者暴力相談支援センター、民間のDV支援団等）」が7.5%と高かった。

イ 虐待の重症度と保護者への具体的なサービスの導入

	合計	家庭訪問型支援	ファミリーサポートセンター事業	ショートステイ・トワイライトステイ	保護者の医療機関受診（精神科）	保護者の医療機関受診（精神科以外）	保護者の依存症治療・相談機関利用（依存症専門医療、精神保健福祉センター、自助グループなど）	DV被害者支援機関やサービス利用（配偶者暴力相談支援センター、民間のDV支援団等）	性暴力被害者支援機関やサービス利用	母子生活支援施設入所	生活保護受給	児童扶養手当受給	就学援助金利用	その他の経済的支援	その他	新たなサービスを導入していない	無回答
全体	7,376	169	39	59	100	21	29	129	5	31	42	28	345	31	211	6,131	158
	100.0	2.3	0.5	0.8	1.4	0.3	0.4	1.7	0.1	0.4	0.6	0.4	4.7	0.4	2.9	83.1	2.1
虐待の危険あり	654	25	2	8	8	3	1	4	0	4	0	2	38	1	21	532	14
	100.0	3.8	0.3	1.2	1.2	0.5	0.2	0.6	0.0	0.6	0.0	0.3	5.8	0.2	3.2	81.3	2.1
軽度虐待	4,826	77	23	32	42	7	14	72	2	19	21	22	218	18	113	4,109	101
	100.0	1.6	0.5	0.7	0.9	0.1	0.3	1.5	0.0	0.4	0.4	0.5	4.5	0.4	2.3	85.1	2.1
中度虐待	1,428	50	6	13	40	7	12	39	1	7	12	4	69	10	59	1,128	19
	100.0	3.5	0.4	0.9	2.8	0.5	0.8	2.7	0.1	0.5	0.8	0.3	4.8	0.7	4.1	79.0	1.3
重度虐待	258	12	7	5	6	2	0	11	2	1	5	0	12	2	8	201	4
	100.0	4.7	2.7	1.9	2.3	0.8	0.0	4.3	0.8	0.4	1.9	0.0	4.7	0.8	3.1	77.9	1.6
生命の危険あり	25	2	0	0	2	2	1	1	0	0	4	0	0	0	0	19	0
	100.0	8.0	0.0	0.0	8.0	8.0	4.0	4.0	0.0	0.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.0	0.0
不明	105	3	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0	6	0	9	79	7
	100.0	2.9	1.0	1.0	1.9	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	8.6	75.2	6.7

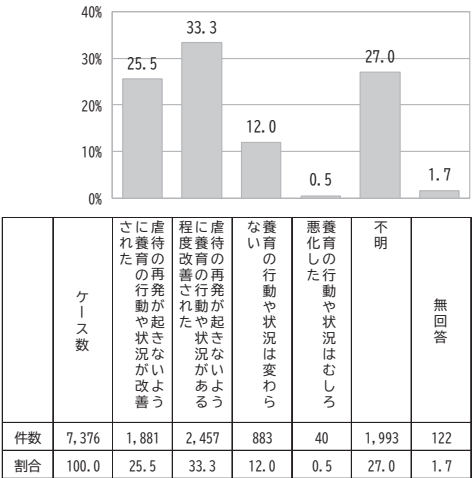
図表 139 虐待重症度と保護者への具体的なサービスの導入の関連

生命の危機ありの事例では、「生活保護受給」が 16.0%と高く、次いで「家庭訪問型支援」、「保護者の精神科医療機関受診」、「保護者の精神科以外の医療機関受診」がそれぞれ 8.0%と高かった。

30. 調査時点での支援後の保護者の状況

(1) 単純集計

受理時と比較して調査時点での保護者の状況について調査した質問では、「保護者の状況が改善された」事例が 25.5%、「ある程度改善された」事例が 33.3%となっており、両者を合わせると過半数を超えていた。「保護者の状況が変わらない」事例は 12.0%で、「悪化した」事例は 0.5%だった。一方で「保護者の状況が不明」の事例が 27.0%あった。



図表 140 調査時点での支援後の保護者の状況

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「養育行動や状況が改善」が 34.1%、「ある程度改善」が 42.7%、「変わらない」が 20.1%、「むしろ悪化」が 0.5%、「無回答」2.7%であった。今回調査では平成 30 年調査にはなかった「不明」という選択肢があったため、その比率が 27.0%と高くなった。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と支援後の保護者の状況について

	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況が改善された	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況がある程度改善された	養育の行動や状況は変わらない	養育の行動や状況はむしろ悪化した	不明	無回答
身体的虐待	27.3	37.9	10.7	0.4	21.9	1.9
ネグレクト（同居人等による虐待の放置を除く）	25.5	30.7	18.0	1.5	22.8	1.6
ネグレクト（同居人等による虐待の放置）	28.3	21.7	18.9	1.9	26.4	2.8
性的虐待	34.6	39.3	8.4	0.0	16.8	0.9
心理的虐待（主としてDV目撃を除く）	22.8	35.6	11.9	0.3	28.1	1.3
心理的虐待（主としてDV目撃）	25.8	29.6	10.4	0.5	32.2	1.6

図表 141 虐待種別と支援後の保護者の状況の関連

性的虐待で「保護者の養育の行動や状況が改善された」比率が 34.6%と高かった。また、「ある程度改善された」も 39.3%と高くなっていた。身体的虐待では「ある程度改善された」が 37.9%と高かった。一方で、ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)とネグレクト(同居人等による虐待の放置)では、「養育の状況や行動は変わらない」比率がそれぞれ 18.0%、18.9%と比較的高かった。

イ 虐待重症度と支援後の保護者の状況について

	合計	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況が改善された	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況がある程度改善された	養育の行動や状況は変わらない	養育の行動や状況はむしろ悪化した	不明	無回答
全体	7,376	1,881	2,457	883	40	1,993	122
	100.0	25.5	33.3	12.0	0.5	27.0	1.7
虐待の危惧あり	654	189	174	96	1	184	10
	100.0	28.9	26.6	14.7	0.2	28.1	1.5
軽度虐待	4,826	1,236	1,684	493	26	1,309	78
	100.0	25.6	34.9	10.2	0.5	27.1	1.6
中度虐待	1,428	351	473	222	8	353	21
	100.0	24.6	33.1	15.5	0.6	24.7	1.5
重度虐待	258	67	80	44	4	62	1
	100.0	26.0	31.0	17.1	1.6	24.0	0.4
生命の危険あり	25	9	7	6	0	3	0
	100.0	36.0	28.0	24.0	0.0	12.0	0.0
不明	105	8	13	13	0	69	2
	100.0	7.6	12.4	12.4	0.0	65.7	1.9

図表 142 虐待重症度と支援後の保護者の状況の関連

生命の危機ありでは、「保護者の養育の行動や状況が改善された」比率が 36.0%と高かった。また、生命の危機ありでは「養育の行動や状況が変わらない」でも 24.0%と比較的比率が高かった。

ウ 子どもが属する世帯の経済状況と支援後の保護者の状況について

	合計	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況が改善された	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況がある程度改善された	養育の行動や状況は変わらない	養育の行動や状況はむしろ悪化した	不明	無回答
全体	7,376	1,881	2,457	883	40	1,993	122
	100.0	25.5	33.3	12.0	0.5	27.0	1.7
生活保護法による被保護世帯	514	96	186	127	7	93	5
	100.0	18.7	36.2	24.7	1.4	18.1	1.0
特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	302	59	135	59	0	44	5
	100.0	19.5	44.7	19.5	0.0	14.6	1.7
課税世帯	3,915	1,196	1,458	435	17	754	55
	100.0	30.5	37.2	11.1	0.4	19.3	1.4
不明	2,316	453	579	208	15	1,034	27
	100.0	19.6	25.0	9.0	0.6	44.6	1.2

図表 143 子どもが属する世帯の経済状況と支援後の保護者の状況の関連

課税世帯では、「養育の行動や状況が改善された」比率が 30.5%と高かった。生活保護法による非保護世帯では、「養育の行動や状況は変わらない」比率が 24.7%と比較的高かった。特別区民税または市町村民税の非課税世帯では「ある程度改善された」事例の比率が 44.7%と高かった。

エ 虐待を行った保護者の精神障害や知的障害の有無と支援後の保護者の状況

	合計	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況が改善された	虐待の再発が起きないように養育の行動や状況がある程度改善された	養育の行動や状況は変わらない	養育の行動や状況はむしろ悪化した	不明	無回答
全体	7,376	1,881	2,457	883	40	1,993	122
	100.0	25.5	33.3	12.0	0.5	27.0	1.7
精神障害・知的障害やその疑いがある	1,399	255	616	271	10	232	15
	100.0	18.2	44.0	19.4	0.7	16.6	1.1
精神障害・知的障害やその疑いはない	3,615	1,174	1,309	371	16	698	47
	100.0	32.5	36.2	10.3	0.4	19.3	1.3
不明	2,273	430	516	230	14	1,046	37
	100.0	18.9	22.7	10.1	0.6	46.0	1.6

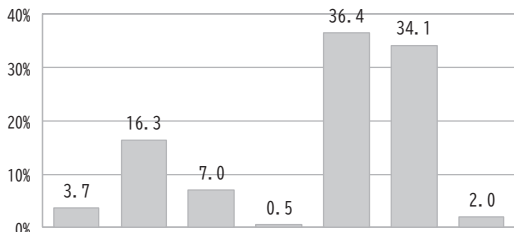
図表 144 虐待を行った保護者の精神障害等の有無と支援後の保護者の状況の関連

精神障害・知的障害やその疑いがない事例では、「養育の行動や状況が改善された」事例の比率が 32.5%と比較的高かった。精神障害・知的障害やその疑いがある事例では、「ある程度改善された」事例が 44.0%と高く、「変わらない」事例の比率も 19.4%と比較的高かった。

31. 支援後の子どもの心身のダメージについて

(1) 単純集計

「受理時にダメージがあったが、改善がはっきりと認められる」事例が 3.7%、「ある程度改善された」事例が 16.3%、「改善はない又はあまりない」事例が 7.0%、「悪化した」事例は 0.5%で、「受理時にもともとダメージはなかった」事例が 36.4%であった。なお「不明」という回答が 34.1%あった。



ケース数	件数	割合
認められ改善がはっきりとあつた	272	3.7
た受理時にダメージ改善があつた	1,203	16.3
また受理時に改善はないが又あつた	516	7.0
た受理時に悪化した	37	0.5
で受理時にダメージはなかった(又とは不明)	2,686	36.4
不明	2,518	34.1
無回答	144	2.0

図表 145 支援後の子どもの心身のダメージについて

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「改善がはっきりと認められる」事例が 5.0%、「ある程度改善した」事例が 17.7%、「改善がない又はあまりない」事例が 5.7%、「悪化した」事例が 0.2%であった。また、「受理時にもともとダメージがなかった」事例は 44.1%で、「不明」が 26.4%であった。今回調査では、「改善がはっきりと認められる」事例と「ある程度改善された」事例の比率が若干減少した。また、「もともとダメージがなかった」事例が 7.7 ポイント減少し、「不明」が 7.7 ポイント増加した。

(2)クロス集計

ア 虐待の重症度と子どもの心身のダメージ(%)

	合計	受理時に ダメージ があった が、改善 がはっき りと認め られる	受理時に ダメージ があった が、ある 程度改善 された	受理時に ダメージ があった が、改善 はない又 はあまり ない	受理時に ダメージ があった が、悪化 した	受理時に もともと ダメージ はなかつ た (又は 明確でな かった)	不明	無回答
全体	7,376	3.7	16.3	7.0	0.5	36.4	34.1	2.0
虐待の危機あり	654	2.8	8.4	2.9	0.0	49.8	34.1	2.0
軽度虐待	4,826	3.3	14.5	5.7	0.3	39.5	34.7	1.9
中度虐待	1,428	5.2	23.5	12.0	0.9	25.0	32.1	1.3
重度虐待	258	4.3	34.9	14.3	2.7	19.0	24.0	0.8
生命の危険あり	25	16.0	20.0	8.0	4.0	36.0	16.0	0.0
不明	105	1.0	10.5	1.9	0.0	13.3	69.5	3.8

図表 146 虐待の重症度と子どもの心身のダメージの関連

生命の危機あり事例では、「子どもの心身のダメージの改善がはっきりと認められる」事例の割合が相対的に高かった。中度虐待と重度虐待では、「ある程度改善された」、及び「改善がない又はあまりない」事例の割合が相対的に高かった。

イ 子どもの心身のダメージと児童心理司との面接の有無(%)

	合計	受理時に ダメージ があった が、改善 がはっき りと認め られる	受理時に ダメージ があった が、ある 程度改善 された	受理時に ダメージ があった が、改善 はない又 はあまり ない	受理時に ダメージ があった が、悪化 した	受理時に もともと ダメージ はなかつ た (又は 明確でな かった)	不明	無回答
全体	7,376	3.7	16.3	7.0	0.5	36.4	34.1	2.0
行った	1,426	7.4	34.0	16.1	1.4	25.4	14.4	1.3
行っていない	5,902	2.8	12.1	4.8	0.3	39.2	39.1	1.7

図表 147 子どもの心身のダメージと児童心理司との面接の有無

児童心理司が子どもと面接を行った事例では、「改善がはっきりと認められる」事例や「ある程度改善された」事例の比率が相対的に高かった。一方で、児童心理司が面接を行っていない事例では、「もともと子どもにダメージはなかった」及び子どもの心身のダメージは「不明」である事例の割合が高かった。

ウ 子どもの心身のダメージと一時保護の有無(%)

	一時保護 を行い、 解除した	現在一時 保護中で ある	一時保護 は行って いない	無回答
全体	10.2	1.6	86.7	1.5
受理時にダメージがあったが、改善がはっきりと認められる	29.8	1.8	67.6	0.7
受理時にダメージがあったが、ある程度改善された	23.3	2.9	72.8	1.0
受理時にダメージがあったが、改善はない又はあまりない	24.2	6.4	68.4	1.0
受理時にダメージがあったが、悪化した	10.8	29.7	56.8	2.7
受理時にもともとダメージはなかった（又は明確でなかった）	6.0	0.4	92.2	1.4
不明	3.9	0.8	94.3	1.1

図表 148 子ども心身のダメージと一時保護の有無の関連

「受理時に子どもにダメージがあったが、悪化した」事例では、現在一時保護中の割合が 29.7%と高かった。

エ 子ども心身のダメージと虐待を行った者の児相の援助に対する態度(%)

	働きかけ に応じる	当初は働 きかけに 応じな かった が、現在 は応じる	当初は働 きかけに 応じてい たが、現 在は応じ ない	働きかけ に応じな い	その他	無回答
全体	65.6	4.3	4.0	5.8	17.8	2.5
受理時にダメージがあったが、改善がはっきりと認められる	76.1	5.9	2.9	1.5	12.5	1.1
受理時にダメージがあったが、ある程度改善された	73.7	5.5	4.5	3.1	11.6	1.6
受理時にダメージがあったが、改善はない又はあまりない	61.4	7.4	8.3	7.2	14.7	1.0
受理時にダメージがあったが、悪化した	51.4	2.7	16.2	16.2	10.8	2.7
受理時にもともとダメージはなかった（又は明確でなかった）	69.1	4.7	4.1	5.2	15.5	1.4
不明	59.2	2.6	2.9	7.7	24.3	3.4

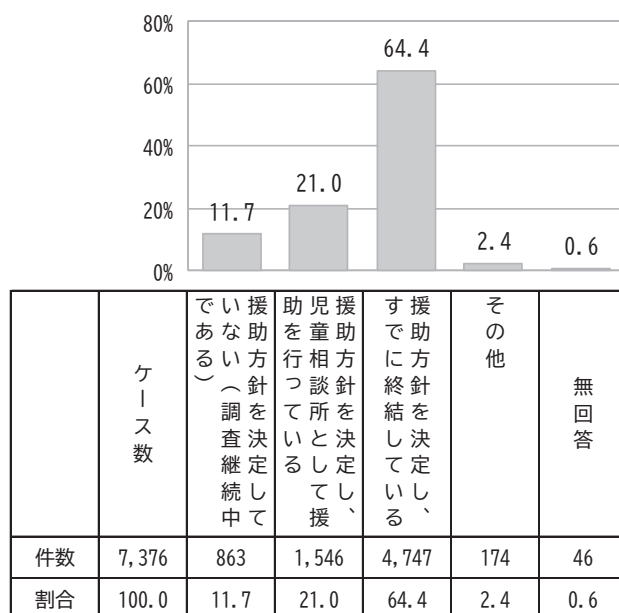
図表 149 子ども心身のダメージと虐待を行った者の児相の援助に対する態度の関連

子どもの心身のダメージの「改善がはっきりと認められる」事例は、「保護者が児相の働きかけに応じる」割合が高く、子どもの心身のダメージが「悪化した」事例では、「働きかけに応じる」割合が相対的に低かった。また「悪化した」事例では、「当初は働きかけに応じていたが現在は応じない」または「働きかけに応じない」事例の割合が相対的に高かった。

32. 調査時点でのケースの取り扱い状況について

(1) 単純集計

調査時点(10月1日時点)でのケースの取り扱い状況では、援助方針を決定してすでに終結している事例が64.4%、援助方針を決定して児童相談所として援助を行っている事例が21.0%、調査継続中のケースが11.7%であった。



図表 150 調査時点でのケースの取り扱い状況

【平成30年調査との比較】

平成30年調査では、終結している事例が68.9%、援助中の事例が22.0%、調査中の事例が6.6%であった。今回調査では調査中の事例の割合が増大していた。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と調査時点でのケースの取り扱い状況(%)

	合計	援助方針を決定していない(調査継続中)	援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている	援助方針を決定し、すでに終結している	その他	無回答
全体	7,376	863	1,546	4,747	174	46
身体的虐待	1,829	12.7	28.5	55.8	2.2	0.7
ネグレクト(3を除く)	1,013	13.6	31.9	52.1	2.1	0.3
ネグレクト(同居人等による虐待の放置)	106	17.0	36.8	42.5	3.8	0.0
性的虐待	107	8.4	49.5	41.1	0.0	0.9
心理的虐待(6を除く)	1,872	10.7	19.2	66.6	2.8	0.6
心理的虐待(主としてDV目撃)	2,423	10.8	10.1	76.4	2.2	0.5

図表 151 虐待種別と調査時点でのケースの取り扱い状況

ネグレクト(同居人等による虐待の放置)で調査継続中の事例の割合が相対的に高く、性的虐待で現在援助を行っている事例の割合が 49.5%と高かった。心理的虐待(主として DV 目撃)では、すでに終結している割合が 76.4%と高かった。また、心理的虐待(DV 目撃を除く)でも終結している割合が 66.6%と高かった。

イ 虐待の重症度と現在の取り扱い状況(%)

	合計	援助方針 を決定し ていない (調査継続 中である)	援助方針 を決定 し、児童 相談所と して援助 を行って いる	援助方針 を決定 し、すで に終結し ている	その他	無回答
全体	7,376	11.7	21.0	64.4	2.4	0.6
虐待の危惧あり	654	12.8	15.0	67.3	4.3	0.6
軽度虐待	4,826	11.2	16.6	69.7	1.8	0.6
中度虐待	1,428	12.0	32.9	52.5	2.2	0.4
重度虐待	258	10.5	50.8	36.0	2.7	0.0
生命の危険あり	25	16.0	60.0	24.0	0.0	0.0
不明	105	24.8	12.4	51.4	9.5	1.9

図表 152 虐待の重症度と調査時点でのケースの取り扱い状況の関連

虐待の重症度が高いほど、援助中の事例の割合が相対的に高くなっていた。また、虐待の重症度が低いほど、終結している事例の割合が相対的に高くなっていた。生命の危機あり事例では、調査中の事例の割合が相対的に高かった。

ウ 現在の取り扱い状況と虐待を行った者の児相の援助に対する態度

	合計	働きかけ に応じる	当初は働 きかけに 応じな かった が、現在 は応じる	当初は働 きかけに 応じてい たが、現 在は応じ ない	働きかけ に応じな い	その他	無回答
全体	7,376	4,840	318	298	425	1,311	184
	100.0	65.6	4.3	4.0	5.8	17.8	2.5
援助方針を決定していない (調査継続中である)	863	456	58	57	108	164	20
	100.0	52.8	6.7	6.6	12.5	19.0	2.3
援助方針を決定し、児童相談 所として援助を行っている	1,546	1,095	87	117	70	166	11
	100.0	70.8	5.6	7.6	4.5	10.7	0.7
援助方針を決定し、すでに終 結している	4,747	3,191	164	119	221	926	126
	100.0	67.2	3.5	2.5	4.7	19.5	2.7
その他	174	81	9	4	24	52	4
	100.0	46.6	5.2	2.3	13.8	29.9	2.3

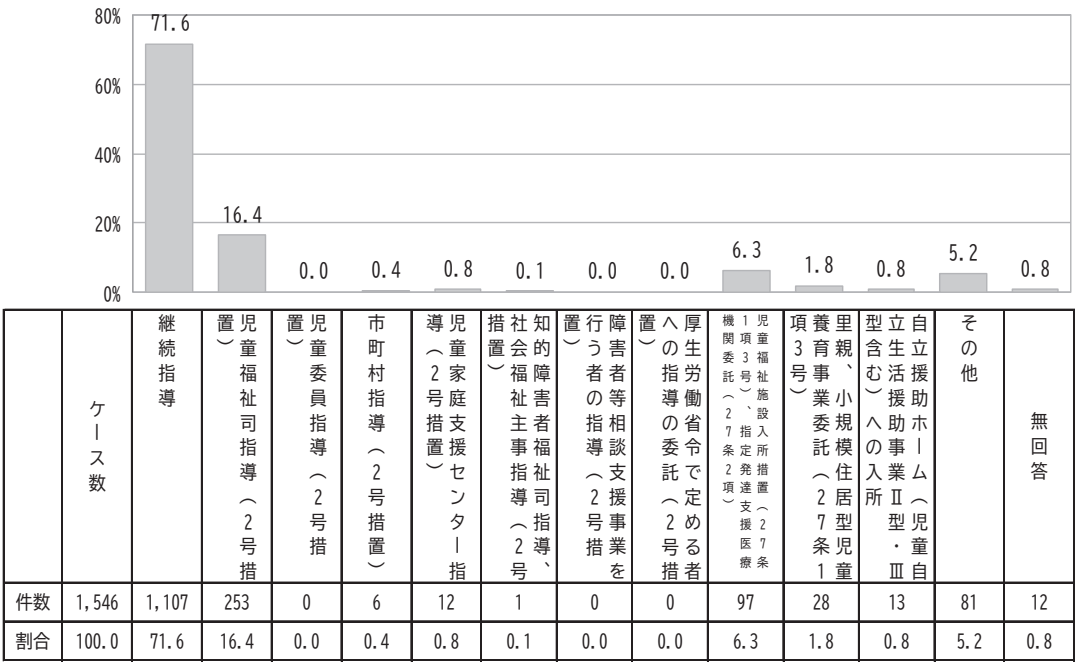
図表 153 現在の取り扱い状況と虐待を行った者の児相の援助に対する態度の関連

調査継続中の事例では、虐待を行った者が児相の働きかけに応じない比率が相対的に高く、援助中の事例と終結している事例では、働きかけに応じる比率が相対的に高かった。

32-1. 児相が行っている援助(調査時点で援助中の事例)

(1) 単純集計

調査時点で児相が援助を行っている事例では、継続指導が 71.6%と最も多く、次いで児童福祉司指導(2号措置)が 16.4%だった。また、児童福祉施設入所措置・指定発達支援医療機関委託は 6.3%、里親・小規模住居型児童養育事業委託は 1.8%であった。なお、その他の回答で自由記述を見ると、助言指導、一時保護中という回答が見られたため、本来は前問で終結又は調査中として回答する事例が本問でのその他の回答の中に含まれていたと思われる。



図表 154 児童が行っている援助

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、継続指導が 68.8%、児童福祉施設入所措置・指定発達支援医療機関委託が 15.0%、児童福祉司指導が 13.3%、里親・小規模住居型児童養育事業委託が 2.6%であったので、今回調査では児童福祉施設入所措置・児童発達支援医療機関委託の事例が大幅に減少し、在宅指導が増加していた。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と児相が行っている援助

	合計	継続指導	児童福祉 司指導 (2 号措置)	児童委員 指導 (2号 措置)	市町村指 導 (2号措 置)	児童家庭 支援セン ター指導 (2号措 置)	知的障害 者福祉司 指導、社 会福祉主 事指導 (2 号措置)	障害者等 相談支援 事業を行 う者の指 導 (2号措 置)	厚生労働 省令で定 める者へ の指導の 委託 (2号 措置)	児童福祉 施設入所 措置 (27 条1項3 号)、指 定発達支 援医療機 関委託 (27条2 項)	里親、小 規模住居 型児童養 育事業委 託 (27条1 項3号)	自立援助 ホーム (児童自 立生活援 助事業Ⅱ 型・Ⅲ型 含む)へ の入所	その他	無回答
全体	1,546	1,107	253	0	6	12	1	0	0	97	28	13	81	12
	100.0	71.6	16.4	0.0	0.4	0.8	0.1	0.0	0.0	6.3	1.8	0.8	5.2	0.8
身体的虐待	522	377	85	0	0	5	0	0	0	32	6	6	32	0
	100.0	72.2	16.3	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	6.1	1.1	1.1	6.1	0.0
ネグレクト (3を除く)	323	207	63	0	0	1	1	0	0	40	14	1	15	2
	100.0	64.1	19.5	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	12.4	4.3	0.3	4.6	0.6
ネグレクト (同居人等による虐待の置)	39	26	6	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	2
	100.0	66.7	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	5.1	0.0	0.0	5.1
性的虐待	53	28	24	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0
	100.0	52.8	45.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	3.8	1.9	0.0	0.0
心理的虐待 (6を除く)	360	264	43	0	3	6	0	0	0	19	4	4	25	6
	100.0	73.3	11.9	0.0	0.8	1.7	0.0	0.0	0.0	5.3	1.1	1.1	6.9	1.7
心理的虐待 (主としてDV目撃)	245	203	31	0	3	0	0	0	0	2	0	1	9	1
	100.0	82.9	12.7	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.4	3.7	0.4

図表 155 虐待種別と児相が行っている援助の関連

心理的虐待(主として DV 目撃)では、継続指導が 82.9%と比率が高く、性的虐待では、児童福祉司指導が 45.3%と他の虐待種別に比較して比率が高かった。また、ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)では児童福祉施設等入所措置が 12.4%と他の虐待種別に比較して比率が高かった。

イ 虐待の重症度と児相が行っている援助

	合計	継続指導	児童福祉 司指導 (2 号措置)	児童委員 指導 (2号 措置)	市町村指 導 (2号措 置)	児童家庭 支援セン ター指導 (2号措 置)	知的障害 者福祉司 指導、社 会福祉主 事指導 (2 号措置)	障害者等 相談支援 事業を行 う者の指 導 (2号措 置)	厚生労働 省令で定 める者へ の指導の 委託 (2号 措置)	児童福祉 施設入所 措置 (27 条1項3 号)、指 定発達支 援医療機 関委託 (27条2 項)	里親、小 規模住居 型児童養 育事業委 託 (27条1 項3号)	自立援助 ホーム (児童自 立生活援 助事業Ⅱ 型・Ⅲ型 含む)へ の入所	その他	無回答
全体	1,546	1,107	253	0	6	12	1	0	0	97	28	13	81	12
	100.0	71.6	16.4	0.0	0.4	0.8	0.1	0.0	0.0	6.3	1.8	0.8	5.2	0.8
虐待の危機あり	98	69	11	0	0	2	0	0	0	3	0	0	13	0
	100.0	70.4	11.2	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	13.3	0.0
軽度虐待	803	642	74	0	5	2	0	0	0	18	4	5	52	10
	100.0	80.0	9.2	0.0	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0	2.2	0.5	0.6	6.5	1.2
中度虐待	470	310	111	0	1	7	0	0	0	50	17	4	10	1
	100.0	66.0	23.6	0.0	0.2	1.5	0.0	0.0	0.0	10.6	3.6	0.9	2.1	0.2
重度虐待	131	60	45	0	0	1	1	0	0	19	5	4	6	0
	100.0	45.8	34.4	0.0	0.0	0.8	0.8	0.0	0.0	14.5	3.8	3.1	4.6	0.0
生命の危険あり	15	6	4	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0
	100.0	40.0	26.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	6.7	0.0	0.0	0.0
不明	13	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	61.5	53.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 156 虐待の重症度と児相が行っている援助との関連

軽度虐待では継続指導が 80.0%と比率が高く、重度虐待では、児童福祉司指導が 34.4%と相対的に比率が高かった。また、生命の危機ありでは児童福祉施設等入所措置が 40.0%と比率が高かった。

ウ 子どもが属する世帯の経済状況と児相が行っている援助

	合計	継続指導	児童福祉司指導 (2号措置)	児童委員指導 (2号措置)	市町村指導 (2号措置)	児童家庭支援センター指導 (2号措置)	知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 (2号措置)	障害者等相談支援事業を行う者の指導 (2号措置)	厚生労働省令で定める者への指導の委託 (2号措置)	児童福祉施設入所措置 (27条1項3号)、指定発達支援医療機関委託 (27条2項)	里親、小規模住居型児童養育事業委託 (27条1項3号)	自立援助ホーム (児童自立生活援助事業Ⅱ型・Ⅲ型含む) への入所	その他	無回答
全体	1,546	1,107	253	0	6	12	1	0	0	97	28	13	81	12
	100.0	71.6	16.4	0.0	0.4	0.8	0.1	0.0	0.0	6.3	1.8	0.8	5.2	0.8
生活保護法による被保護世帯	200	126	37	0	0	3	1	0	0	26	2	4	10	5
	100.0	63.0	18.5	0.0	0.0	1.5	0.5	0.0	0.0	13.0	1.0	2.0	5.0	2.5
特別区民税又は市町村民税の非課税世帯 (を除く)	82	54	16	0	0	1	0	0	0	9	7	0	2	0
	100.0	65.9	19.5	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	11.0	8.5	0.0	2.4	0.0
課税世帯	837	581	148	0	3	5	0	0	0	46	12	9	55	4
	100.0	69.4	17.7	0.0	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0	5.5	1.4	1.1	6.6	0.5
不明	354	288	42	0	3	2	0	0	0	15	5	0	11	2
	100.0	81.4	11.9	0.0	0.8	0.6	0.0	0.0	0.0	4.2	1.4	0.0	3.1	0.6

図表 157 子どもが属する世帯の経済状況と児相が行っている援助の関連

生活保護法による非保護世帯と非課税世帯において、児童福祉施設等入所措置の比率が相対的に高くなっていた。

エ 虐待を行った者の精神障害・知的障害の有無と児相が行っている援助

	合計	継続指導	児童福祉司指導 (2号措置)	児童委員指導 (2号措置)	市町村指導 (2号措置)	児童家庭支援センター指導 (2号措置)	知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 (2号措置)	障害者等相談支援事業を行う者の指導 (2号措置)	厚生労働省令で定める者への指導の委託 (2号措置)	児童福祉施設入所措置 (27条1項3号)、指定発達支援医療機関委託 (27条2項)	里親、小規模住居型児童養育事業委託 (27条1項3号)	自立援助ホーム (児童自立生活援助事業Ⅱ型・Ⅲ型含む) への入所	その他	無回答
全体	1,546	1,107	253	0	6	12	1	0	0	97	28	13	81	12
	100.0	71.6	16.4	0.0	0.4	0.8	0.1	0.0	0.0	6.3	1.8	0.8	5.2	0.8
精神障害・知的障害やその疑いがある	467	315	93	0	0	4	1	0	0	53	5	6	19	6
	100.0	67.5	19.9	0.0	0.0	0.9	0.2	0.0	0.0	11.3	1.1	1.3	4.1	1.3
精神障害・知的障害やその疑いはない	764	554	126	0	4	5	0	0	0	33	14	4	44	2
	100.0	72.5	16.5	0.0	0.5	0.7	0.0	0.0	0.0	4.3	1.8	0.5	5.8	0.3
不明	299	227	33	0	2	3	0	0	0	11	7	2	18	3
	100.0	75.9	11.0	0.0	0.7	1.0	0.0	0.0	0.0	3.7	2.3	0.7	6.0	1.0

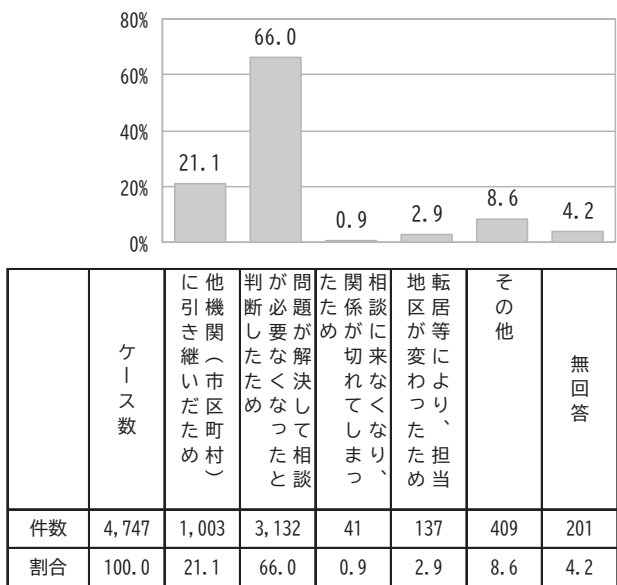
図表 158 虐待を行った者の精神障害・知的障害の有無と児相が行っている援助の関連

虐待を行った者に精神障害・知的障害やその疑いがある事例では、児童福祉施設等入所措置の事例の比率が相対的に高かった。

32-2. 終結した理由

(1) 単純集計

調査時点で援助方針を決定しすでに終結している事例でその終結理由を聞いた。問題が解決して相談が必要なくなったと判断した事例が 66.0%、他機関(市区町村)に引き継いだ事例が 21.1%となっていた。その他の回答の自由記載を見ると、「保護者の指導の受け入れが良好であるため」「別件で相談受理したため」「父母の分離が図られたため」「所属機関に見守りを依頼したため」「児童が特定できないため」「児相からの連絡に応じないため」「18 歳に到達したため」「きょうだい受理のため」などの理由があげられていた。



図表 159 終結した理由

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、問題が解決して相談の必要がなくなると判断した事例が 60.0%、他機関に引き継いだため 27.1%、転居等により担当地区が変わったため 3.0%、相談に来なくなり、関係が切れてしまったため 1.1%、その他が 9.0%であった。今回調査では、相談が必要なくなると判断した事例の割合が増加し、多機関に引き継いだ事例の割合が減少していた。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と終結した理由

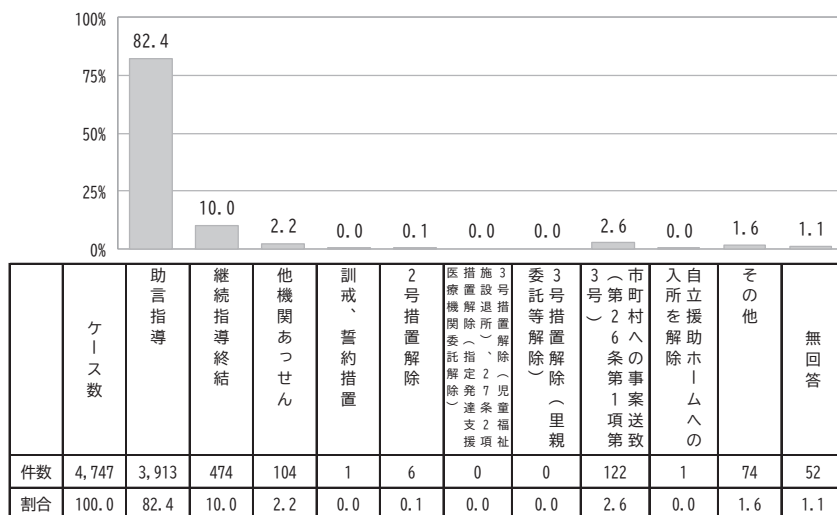
	合計	他機関 (市区町 村)に引 き継いだ ため	問題が解 決して相 談が必要 なくなっ たと判断 したため	相談に来 なくな り、関係 が切れて しまった ため	転居等に より、担 当地区が 変わった ため	その他	無回答
全体	4,747	21.1	66.0	0.9	2.9	8.6	4.2
身体的虐待	1,021	19.5	68.9	2.0	1.5	8.8	4.2
ネグレクト(3を除く)	528	30.9	56.3	0.0	3.4	12.1	2.1
ネグレクト(同居人等による虐待の置)	45	40.0	44.4	0.0	11.1	6.7	0.0
性的虐待	44	20.5	52.3	0.0	13.6	13.6	2.3
心理的虐待(6を除く)	1,247	20.9	66.4	1.0	1.4	8.7	4.7
心理的虐待(主としてDV目撃)	1,850	18.9	67.9	0.5	4.1	7.4	4.7

図表 160 虐待種別と終結した理由お関連(%)

虐待種別ごとに見ると、ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)とネグレクト(同居人等による虐待の放置)では、多機関に引き継いだためという理由が相対的に高かった。身体的虐待と心理的虐待(主としてDV目撃を除く)、心理的虐待(主としてDV目撃)では、相談が必要なくなったと判断した事例の比率が相対的に高かった。また、ネグレクト(同居人等による虐待の放置)と性的虐待では、転居等により担当地区が変わったためという理由の比率が相対的に高かった。

32-3. 相談終結の形

援助方針を決定して相談終結した事例の終結の形を聞いた質問では、助言指導が82.4%と最も多かった。次に継続指導終結が10.0%だった。市町村への事案送致は2.6%だった。



図表 161 相談終結の形

【平成30年調査との比較】

平成30年調査では、助言指導が82.4%、継続指導終結が10.5%、市町村への事案送致が2.5%、他機関あつせんが2.1%と、今回調査とほぼ同じ結果だった。

小括

(1) 受理の状況について

虐待該当事例 7,376 ケースの受理の状況を見ると、新規受理が 50.9%であるのに対して、虐待を主訴とした再受理(前回も虐待として受理)が 42.5%と新規受理に迫る割合を占めていた。これは平成 30 年調査に比べると、新規受理が 10 ポイント強減少し、虐待再受理 ケースが 10 ポイント強増加していた。

これを虐待種別ごとに見ると、性的虐待、心理的虐待(主として DV 目撃を除く)、心理的虐待(主として DV 目撃)の 3 種別で、平成 30 年調査に比べて新規受理が 10 ポイント以上減少し、再受理が 10 ポイント以上増加していた。これらの事例で再受理が多くなっている傾向にあり、どのような背景から再受理が増加しているのか検討が必要である。

(2) 子どもや保護者との面接について

子どもとの面接を 52.3%の事例で行っていない。子どもの年齢階層別にみると、1 歳未満と 1～5 歳未満で面接なしの事例が面接ありの事例を上回っていた。虐待種別で見ると、心理的虐待(主として DV 目撃)の事例で面接していない比率が 65.6%と高かった。DV 目撃による心理的虐待相談では子どもとの面接を行っていない傾向が見られる。しかも平成 30 年調査と比較すると、心理的虐待(主として DV 目撃を除く)、心理的虐待(主として DV 目撃)の 2 種別で面接していない比率が 20 ポイント以上増加していた。これらの事例では、子どもとの面接が必要ないと判断しているか、件数の多さのために面接をせずに周辺情報によりアセスメントを行っている可能性がある。その適否については検討が必要と言えよう。

児童心理司が子どもと面接した比率は 19.3%であった。特に心理的虐待(主として DV 目撃)では 91.5%で行っていなかった。この種別では児童心理司が面接しないことが全国的な傾向と言える。十分な子どものアセスメントにつなげられているのかどうか検証が求められると考える。なお、性的虐待に関しても、児童心理司が子どもと面接した比率が平成 30 年調査より 20 ポイント以上減少していた。心理的ケアがより求められる虐待種別であるが、この背景についても検証が必要である。

保護者との面接は子どもよりは多く 71.8%で行っていた。しかしここでも、心理的虐待(主として DV 目撃)では保護者と面接を行った比率が 64.9%と低くなっていた。この種別での面接の困難性がうかがえる結果だが、同時にこの種別の件数の多さから周辺情報で終結している傾向がうかがえ、そのアセスメント結果の正確性については検証が必要と考える。

主たる虐待者との面接については、61.2%で行っていた。ただし心理的虐待(主として DV 目撃)では面接した事例が 46.7%と低くなっていた。また同種別では、従たる虐待者に 会ったが主たる虐待者に会っていない比率が 15.3%だった。平成 30 年調査と比較してこの種別で面接した事例が 10 ポイント近く増加してはいたが、主たる虐待者と面接を行うことが徹底されるように、対応の充実が求められると言えよう。

(3) 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議開催について

個別ケース検討会議が開催されたケースは 13.0%だった。前回調査よりも若干減っていた。ネグレクト(同居人等による虐待の放置)では 26.4%で行われていたが、心理的虐待(主として DV 目撃)では 6.3%であった。実施率の低さから、地域の関係機関と十分な情報共有の基に支援方針を検討できているかどうか懸念される。

(4) 子どもと保護者への地域の具体的なサービスの導入について

今回調査では前回調査と異なり、子どもと保護者それぞれについて異なる選択肢でサービス導入状況について質問した。その結果、サービスを導入していない事例が、子どもで 89.9%、保護者で 83.1%であった。

いずれのサービスも少数ではあるが、子どもでは「子どもを対象とした家庭訪問型支援」が 1.9%、「子どもの精神科医療機関の受診」が 1.4%、「保育所・認定こども園入所」が 1.1%の順だった。保護者では「就学援助金利用」が 4.7%、「家庭訪問型支援」が 2.3%、「DV 被害者支援機関やサービス利用」が 1.7%の順に多かった。前回調査に比べて就学援助金利用が増加していたのが特徴であった。この質問では、在宅指導ケースに限定して、サービス導入の傾向を精査してみる必要があると考える。また、サービス導入の効果についてもさらに検討してみたい。

(5) 子どもと保護者の改善状況について

相談受理時に子どもに見られたダメージの改善状況については、「受理時にダメージがあったが、改善がはっきりと認められる」事例が 3.7%、「ある程度改善された」事例が 16.3%、「改善はない又はあまりない」事例が 7.0%、「悪化した」事例は 0.5%であった。「受理時にもともとダメージはなかった」事例が 36.4%把握されており、「不明」という回答が 34.1%あった。子どもと面接した比率が低いと、もともと子どもの状況がアセスメントできていない事例が多いことがわかる。前回平成 30 年調査と比較すると、「改善がはっきりと認められる」事例と「ある程度改善された」事例の比率が若干減少した。また、「不明」が 7.7 ポイント増加していた。

児童心理司が子どもと面接を行った事例では、「改善がはっきりと認められる」事例や「ある程度改善された」事例の比率がやや高く、児童心理司が面接を行っていない事例では、「もともと子どもにダメージはなかった」及び子どもの心身のダメージは「不明」である事例の割合が高かった。今後は児童心理司の面接ができる体制をどのように構築するかが課題であると思われる。また、虐待を行った者が児相の働きかけに応じる事例で子どものダメージの改善度が高く、応じない事例で悪化した事例の比率が高かった。子どもの状況改善のために、虐待を行った者と児相との関係づくりを丁寧に行うことが求められていると考える。

保護者の改善状況については、「保護者の状況が改善された」事例が 25.5%、「ある程度改善された」事例が 33.3%となっており、両者を合わせると過半数を超えていた。一方で「保護者の状況が不明」の事例が 27.0%あった。保護者との面接を行っていない事例も見られるため、保護者の状況がアセスメントできていないと思われる。クロス集計結果からは、家庭の経済的背景や保護者の有する精神障害・知的障害の状況によって、改善状況に差異が見られていた。家庭背景を踏まえながら支援を検討していくことが求められると言えよう。

(6) 児相での現在の取り扱い状況

調査時点(10 月 1 日時点)でのケースの取り扱い状況では、援助方針を決定してすでに終結している事例が 64.4%、援助方針を決定して児童相談所として援助を行っている事例が 21.0%、調査継続中のケースが 11.7%であった。平成30年調査と比べると、終結事例の比率が低下し、調査中の事例の比率が増加していた。

虐待種別ごとに見ると、性的虐待で現在援助を行っている事例の割合が 49.5%と高かった。一方で、心理的虐待(主として DV 目撃)では、すでに終結している割合が 76.4%と高く、心理的虐

待(主として DV 目撃を除く)でも終結している割合が 66.6%と高かった。心理的虐待では短期で終わっている傾向が見られる。

援助中の事例の援助方針を見ると、継続指導が 71.6%と最も多く、次いで児童福祉司指導(2号措置)が 16.4%だった。また、児童福祉施設入所措置・指定発達支援医療機関委託は 6.3%、里親・小規模住居型児童養育事業委託は 1.8%であった。継続指導が主流となっていることがわかる。虐待重症度とクロスすると、軽度虐待で継続指導の比率が高く、重度虐待で児童福祉司指導の比率が高かった。児童家庭支援センター指導委託、市町村指導委託は数ケースにとどまっていた。

なお、平成30年調査と比べると、今回調査では児童福祉施設入所措置・児童発達支援医療機関委託の事例が大幅に減少し、在宅指導が増加していた。地域の支援資源と連携協働して、在宅での支援を強化できているとすれば肯定的な評価ができる可能性がある。一方で、社会的養護の枠が不足しており、在宅での支援に移らざるを得ない状況があるとすれば、課題としてとらえなければならない。

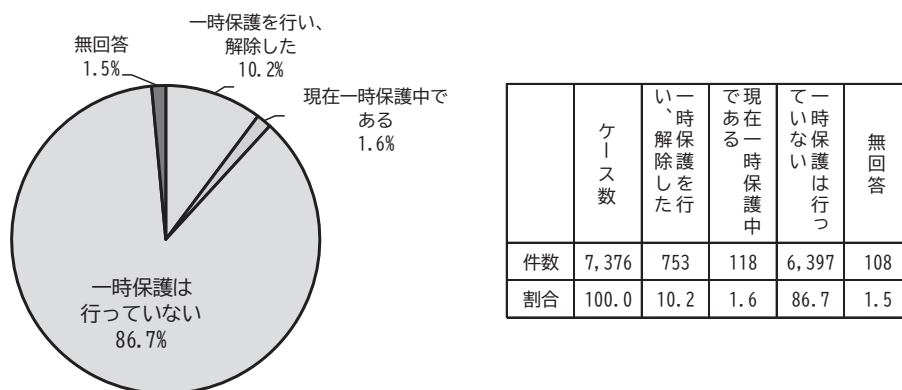
調査時点で終結している事例の終結の形を聞くと、助言指導が 82.4%と高く、次いで継続指導終結が 10.0%だった。市町村への事案送致は 2.6%だった。市町村への送致はまだ多く行われていないが、終結した理由の質問に対して、他機関に引き継いだためという事例が 21.1%あったので、送致という形ではなく市町村に主担当機関が移されている事例が多いと思われる。

【V】一時保護について

33. 一時保護の実施

(1) 単純集計

Q6 において「虐待あり」又は「不明(回答時点で虐待の有無が認定できていないケース)」と回答した 7,376 人のうち、一時保護の実施(「一時保護を行い、解除した」「現在一時保護中」)は 11.8% であり、「一時保護を行っていない」が 86.7%と大半を占めた。



図表 162 一時保護の有無

【平成 25 年度、30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では一時保護の実施は 13.4%(「一時保護を行った」12.7%、「一時保護中」0.7%)、平成 25 年度調査では一時保護実施は 21.6%(「一時保護を行った」20.5%、「一時保護中」1.1%)であり、一時保護実施の割合は減少傾向にある。

(2) クロス集計

ア 受理時の年齢と一時保護の有無のクロス集計

「12～14 歳」「15 歳以上」は一時保護実施の割合が相対的にやや高く、「1～5 歳」は一時保護を行っていない割合が僅かに高かった。

		Q33 一時保護の有無				
		合計	一時保護を行 い、解除した	現在一時保護 中である	一時保護は 行っていない	無回答
全体		7,376	753	118	6,397	108
		100.0	10.2	1.6	86.7	1.5
Q2 受理時の年齢	1 歳未満	384	42	7	332	3
		100.0	10.9	1.8	86.5	0.8
	1 ～ 5 歳	2,206	173	35	1,960	38
		100.0	7.8	1.6	88.8	1.7
	6 ～ 11 歳	2,696	277	39	2,342	38
		100.0	10.3	1.4	86.9	1.4
	12 ～ 14 歳	1,226	153	22	1,033	18
		100.0	12.5	1.8	84.3	1.5
	15 歳以上	824	104	15	697	8
		100.0	12.6	1.8	84.6	1.0
	不明	8	0	0	8	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0

図表 163 受理時の年齢と一時保護の有無のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「12～14 歳」は一時保護実施の割合が高く、「1～5歳」は一時保護を行っていない割合が高くなっており、今回調査と概ね同様の傾向が見られた。

イ 市区町村からの送致と一時保護のクロス集計

市区町村から「送致」を受けたケースのうち一時保護の実施は 50.7%であり、全体の一時保護実施の割合 11.8%と比べてもかなり高い割合を示した。

		合計	Q33 一時保護の有無			
			一時保護を行い、解除した	現在一時保護中である	一時保護は行っていない	無回答
	全体	7,376	753	118	6,397	108
		100.0	10.2	1.6	86.7	1.5
Q4-2 市区町村からの送致でしたか	はい	146	68	6	71	1
		100.0	46.6	4.1	48.6	0.7
	いいえ	341	82	13	244	2
		100.0	24.0	3.8	71.6	0.6
	不明	3	0	0	1	2
		100.0	0.0	0.0	33.3	66.7

図表 164 市区町村からの送致と一時保護の有無のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「送致」を受けたケースのうち一時保護の実施は 67.0%であり、今回調査では「送致」を受けて一時保護に至る割合に減少が見られる。

ウ 虐待種別と一時保護の有無のクロス集計

一時保護の実施は、「性的虐待」の 46.8%が約5割と最も高く、「ネグレクト(同居人による虐待放置)」(23.6%)、「ネグレクト」(21.1%)、「身体的虐待」(20.6%)は約2割、「心理的虐待」(7.5%)、「心理的虐待(DV目撃)」(2.7%)については1割に満たない低い割合になっていた。

		合計	Q33 一時保護の有無			
			一時保護を行い、解除した	現在一時保護中である	一時保護は行っていない	無回答
	全体	7,376	753	118	6,397	108
		100.0	10.2	1.6	86.7	1.5
Q7 最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	339	39	1,422	29
		100.0	18.5	2.1	77.7	1.6
	ネグレクト (3を除く)	1,013	177	36	795	5
		100.0	17.5	3.6	78.5	0.5
	ネグレクト (同居人等*による虐待の放置)	106	20	5	78	3
		100.0	18.9	4.7	73.6	2.8
	性的虐待	107	45	5	57	0
		100.0	42.1	4.7	53.3	0.0
	心理的虐待 (6を除く)	1,872	119	19	1,706	28
		100.0	6.4	1.0	91.1	1.5
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	51	14	2,320	38
		100.0	2.1	0.6	95.7	1.6

図表 165 虐待種別と一時保護の有無のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

「性的虐待」について一時保護を実施した割合が高く、「心理的虐待」「心理的虐待(DV 目撃)」について一時保護を実施した割合が低いところは、平成 30 年度調査と同様の傾向であるが、平成 30 年度調査では今回調査と違い「身体的虐待」「ネグレクト」「ネグレクト(同居人による虐待放置)」も一時保護を実施した割合が高い傾向を示していた。

エ 虐待重症度と一時保護の有無のクロス集計

虐待重症度が高くなるほど一時保護を実施した割合が高くなる傾向が示された。「虐待の危惧あり」「軽度虐待」については一時保護を実施していない割合が高く9割を超える。「中度虐待」では一時保護の実施が 23.8%「重度虐待」では 46.1%、「生命の危機あり」では 72.0%という結果だった。

		Q33 一時保護の有無				
		合計	一時保護を行い、解除した	現在一時保護中である	一時保護は行っていない	無回答
Q8 虐待の重症度	全体	7,376	753	118	6,397	108
		100.0	10.2	1.6	86.7	1.5
	虐待の危惧あり	654	29	1	612	12
		100.0	4.4	0.2	93.6	1.8
	軽度虐待	4,826	306	37	4,407	76
		100.0	6.3	0.8	91.3	1.6
	中度虐待	1,428	288	51	1,079	10
		100.0	20.2	3.6	75.6	0.7
	重度虐待	258	97	22	139	0
		100.0	37.6	8.5	53.9	0.0
	生命の危険あり	25	16	2	7	0
		100.0	64.0	8.0	28.0	0.0
	不明	105	12	2	87	4
		100.0	11.4	1.9	82.9	3.8

図表 166 虐待重症度と一時保護の有無のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

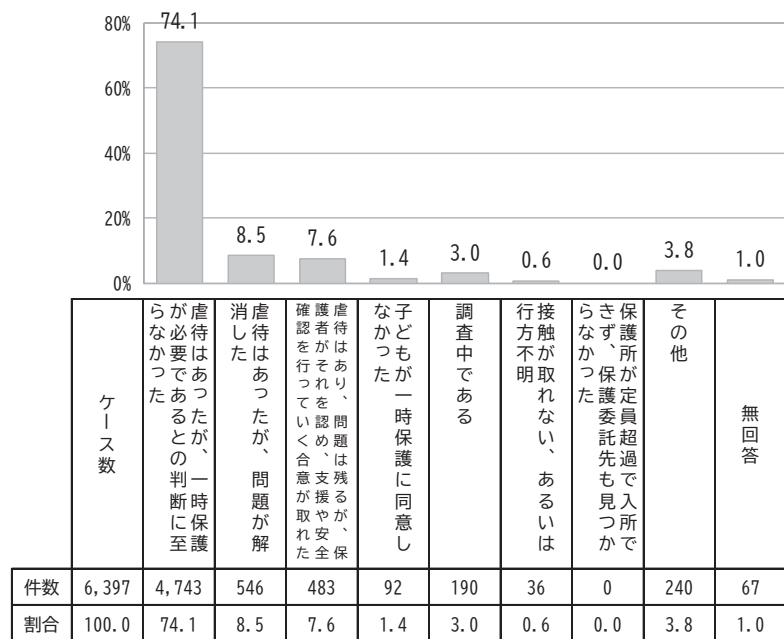
平成 30 年度調査でも、虐待重症度が高くなるほど一時保護を実施した割合が高くなっており、今回調査と同様の傾向が示されていた。

34. 一時保護を行わなかった理由

(1) 単純集計

一時保護を行わなかった理由としては「虐待はあったが、一時保護が必要であるとの判断に至らなかった」が 74.1%と最も高い割合を示した。また「虐待はあったが、問題が解消した」は 8.5%、「虐待はあり問題は残るが保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた」が 7.6%であった。これらを合わせた約9割については大きな問題はないと判断されて一時保護を実施しなかったと言える。

一方「子どもが一時保護に同意しなかった(1.4%)」や「接触が取れない、あるいは行方不明(0.6%)」など、深刻な事例が含まれている可能性があるケースも一定数見られた。また「保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つからなかった」との回答は0ケースであった。



図表 167 一時保護を行わなかった理由

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「虐待はあったが、一時保護が必要なほど重篤ではない」が突出して高く、割合は低いものの「虐待はあったが、保護者が認め、支援や安全確認を行っていく合意がとれた」、「虐待はあったが、問題が解消した」がそれに続いており、今回調査と概ね同様の傾向が示されていた。

(2)クロス集計

ア 受理時の年齢と一時保護を行わなかった理由のクロス集計

「虐待はあったが問題は解消した」は他の年代と比べて「1 歳未満」(13.3%)での割合が相対的に高くなっていた。「子どもが同意しなかった」は「12～14 歳」(3.1%)、「15 歳以上」(3.4%)で低年齢カテゴリーよりも高い割合を示した。

＊平成 30 年度調査では、年齢とのクロス集計は行わなかったため比較は無し。

			Q34 一時保護を行わなかった理由									
		合計	虐待はあったが、一時保護が必要であるとの判断に至らなかった	虐待はあったが、問題が解消した	虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた	子どもが一時保護に同意しなかった	調査中である	接触が取れない、あるいは行方不明	保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つからなかった	その他	無回答	
		6,397	4,743	546	483	92	190	36	0	240	67	
		100.0	74.1	8.5	7.6	1.4	3.0	0.6	0.0	3.8	1.0	
Q2 受理時の年齢	全体	332	230	44	27	0	11	2	0	13	5	
		100.0	69.3	13.3	8.1	0.0	3.3	0.6	0.0	3.9	1.5	
	1～5歳	1,960	1,481	175	148	2	60	6	0	66	22	
		100.0	75.6	8.9	7.6	0.1	3.1	0.3	0.0	3.4	1.1	
	6～11歳	2,342	1,729	195	198	34	60	15	0	88	23	
		100.0	73.8	8.3	8.5	1.5	2.6	0.6	0.0	3.8	1.0	
	12～14歳	1,033	780	76	69	32	32	6	0	29	9	
		100.0	75.5	7.4	6.7	3.1	3.1	0.6	0.0	2.8	0.9	
	15歳以上	697	513	54	41	24	24	5	0	28	8	
		100.0	73.6	7.7	5.9	3.4	3.4	0.7	0.0	4.0	1.1	
	不明	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

図表 168 受理時の年齢と一時保護を行わなかった理由のクロス表

イ 虐待種別と一時保護を行わなかった理由のクロス集計

「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」「心理的虐待(DV 目撃)」では割合に違いはあるものの、理由の上位3つは全体の傾向と同じであった。「性的虐待」は回答数が少ないため明確なことは言えないが、「一時保護が必要との判断に至らなかった」「支援や安全確認の合意が取れた」の割合が全体平均の半分程度と低く、「問題が解消した」「子どもが同意しなかった」「調査中」の割合が高い傾向が見られた。「ネグレクト(同居人による虐待放置)」も「子どもが同意しなかった」の割合が比較的高かった。

		Q34 一時保護を行わなかった理由									
		合計	虐待はあったが、一時保護が必要であるとの判断に至らなかった	虐待はあったが、問題が解消した	虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた	子どもが一時保護に同意しなかった	調査中である	接触が取れない、あるいは行方不明	保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つからなかった	その他	無回答
全体		6,397	4,743	546	483	92	190	36	0	240	67
		100.0	74.1	8.5	7.6	1.4	3.0	0.6	0.0	3.8	1.0
Q7 最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,422	1,004	105	151	40	50	6	0	52	14
		100.0	70.6	7.4	10.6	2.8	3.5	0.4	0.0	3.7	1.0
	ネグレクト(3を除く)	795	557	61	74	8	25	14	0	53	3
		100.0	70.1	7.7	9.3	1.0	3.1	1.8	0.0	6.7	0.4
	ネグレクト(同居人等*による虐待の放置)	78	51	4	5	5	3	0	0	8	2
		100.0	65.4	5.1	6.4	6.4	3.8	0.0	0.0	10.3	2.6
	性的虐待	57	20	7	2	9	4	2	0	10	3
		100.0	35.1	12.3	3.5	15.8	7.0	3.5	0.0	17.5	5.3
	心理的虐待(6を除く)	1,706	1,296	112	119	23	52	6	0	77	21
		100.0	76.0	6.6	7.0	1.3	3.0	0.4	0.0	4.5	1.2
	心理的虐待(主としてDV目撃)	2,320	1,803	257	130	7	53	7	0	39	24
		100.0	77.7	11.1	5.6	0.3	2.3	0.3	0.0	1.7	1.0

図表 169 虐待種別と一時保護を行わなかった理由のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査と比較すると、今回調査では「性的虐待」において「子どもが同意しなかった」の割合が高くなっている。「心理的虐待」「DV目撃」では「重篤ではない」、「身体的虐待」「ネグレクト」では「支援の合意が取れた」の割合が高いところは、今回調査と概ね同様の傾向が示されていた。

ウ 虐待重症度と一時保護を行わなかった理由のクロス集計

「虐待の危惧あり」は「問題が解消した」「調査中」の割合が、「中度虐待」は「支援や安全確認の合意が取れた」の割合が相対的に高かった。「重度虐待」で「その他」が一定の割合を占めているが、具体的には親族宅等への避難や虐待者の逮捕等であった。

		Q34 一時保護を行わなかった理由									
		合計	虐待はあったが、一時保護が必要であるとの判断に至らなかった	虐待はあったが、問題が解消した	虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた	子どもが一時保護に同意しなかった	調査中である	接触が取れない、あるいは行方不明	保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つからなかった	その他	無回答
全体		6,397	4,743	546	483	92	190	36	0	240	67
		100.0	74.1	8.5	7.6	1.4	3.0	0.6	0.0	3.8	1.0
Q8 虐待の重症度	虐待の危惧あり	612	401	74	27	5	42	8	0	47	8
		100.0	65.5	12.1	4.4	0.8	6.9	1.3	0.0	7.7	1.3
	軽度虐待	4,407	3,372	386	332	45	103	20	0	104	45
		100.0	76.5	8.8	7.5	1.0	2.3	0.5	0.0	2.4	1.0
	中度虐待	1,079	797	67	105	35	25	1	0	41	8
		100.0	73.9	6.2	9.7	3.2	2.3	0.1	0.0	3.8	0.7
	重度虐待	139	93	6	12	7	2	2	0	16	1
		100.0	66.9	4.3	8.6	5.0	1.4	1.4	0.0	11.5	0.7
	生命の危険あり	7	4	1	1	0	0	0	0	1	0
		100.0	57.1	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
	不明	87	29	9	1	0	11	5	0	30	2
		100.0	33.3	10.3	1.1	0.0	12.6	5.7	0.0	34.5	2.3

図表 170 虐待重症度と一時保護を行わなかった理由のクロス表

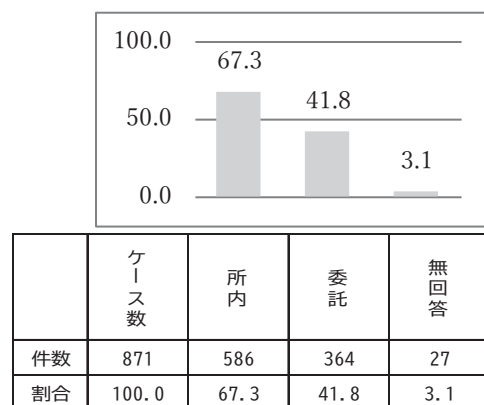
【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「虐待の危惧あり」については「重篤ではない」の報告頻度が高かったが、今回調査ではそれに相当する「一時保護が必要との判断に至らない」の割合が減少し、「問題が解消した」に移行していた。また「重度虐待」について「支援の合意が取れた」の報告頻度が高かったが、今回調査では「一時保護が必要との判断に至らない」の割合が高く報告された。

35-1. 一時保護の場所

(1) 単純集計(複数回答)

一時保護を行った 871 人のうち、児童相談所内での一時保護は 67.3% (586 人)、一時保護委託は 41.8% (364 人)であり、所内での一時保護の割合が高かった。



図表 171 一時保護の場所

【平成 25 年度調査、30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「所内」64.8%、「委託」31.6%、平成 25 年度調査では「所内」71.1%、「委託」28.1%であった。今回は複数回答であるため単純比較はできないが、「委託」の割合は増加傾向にあるとも言える。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と一時保護の場所のクロス集計

「ネグレクト(同居人による虐待放置)」(88.0%)と「性的虐待」(90.0%)は所内での一時保護の割合が約9割と高かった。「ネグレクト」(53.1%)と「心理的虐待」(48.6%)は一時保護委託が5割前後であり、他種別と比べて高い割合を示した。

		Q35-1 一時保護の場所			
		合計	所内	委託	無回答
全体		871	586	364	27
		100.0	67.3	41.8	3.1
Q7 最も主たる虐待種別	身体的虐待	378	280	137	4
		100.0	74.1	36.2	1.1
	ネグレクト (3を除く)	213	127	113	5
		100.0	59.6	53.1	2.3
	ネグレクト (同居人等*による虐待の放置)	25	22	9	0
		100.0	88.0	36.0	0.0
	性的虐待	50	45	12	0
		100.0	90.0	24.0	0.0
	心理的虐待 (6を除く)	138	78	67	9
		100.0	56.5	48.6	6.5
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	65	33	26	8
		100.0	50.8	40.0	12.3

図表 172 虐待種別と一時保護の場所のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「身体的虐待」「ネグレクト(同居人による虐待放置)」は所内、「ネグレクト」は委託の割合が高く、今回調査と概ね同様の傾向が見られた。

イ 虐待重症度と一時保護の場所のクロス集計

「中度虐待」は所内での一時保護が 72.9%と相対的に高かった。「生命の危険あり」のみ割合が逆転しており、一時保護委託の方が 77.8%と高くなっていた。

		合計	Q35-1 一時保護の場所		
			所内	委託	無回答
全体		871	586	364	27
		100.0	67.3	41.8	3.1
Q8 虐待の重症度	虐待の危機あり	30	17	14	1
		100.0	56.7	46.7	3.3
	軽度虐待	343	223	133	15
		100.0	65.0	38.8	4.4
	中度虐待	339	247	139	7
		100.0	72.9	41.0	2.1
	重度虐待	119	78	56	3
		100.0	65.5	47.1	2.5
	生命の危険あり	18	7	14	0
		100.0	38.9	77.8	0.0
不明		14	11	3	0
		100.0	78.6	21.4	0.0

図表 173 虐待重症度と一時保護の場所のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

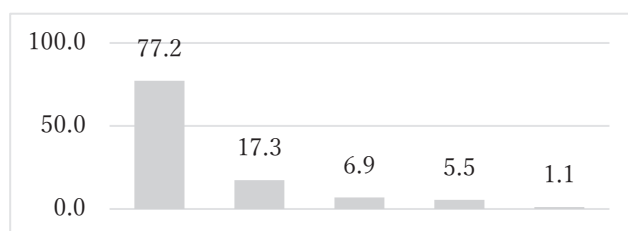
平成 30 年度調査では「中度虐待」で所内、「生命の危険あり」で委託の割合が高く、今回調査と同様の傾向が見られた。

35-2. 一時保護委託先

(1) 単純集計(複数回答)

一時保護委託先としては施設が 77.2%と大半を占め、里親は 17.3%、医療機関は 6.9%であった。

※また平成 30 年度は一時保護委託先に関する調査は行わなかったため比較は無し。



	ケース数	施設	里親	医療機関	その他	無回答
件数	364	281	63	25	20	4
割合	100.0	77.2	17.3	6.9	5.5	1.1

図表 174 一時保護委託先

(2)クロス集計

ア 受理時の年齢と一時保護委託先のクロス集計

「1歳未満」は「施設」と「医療機関」、「1～5歳」は「里親」、「6～11歳」は「施設」、「12～14歳」は「里親」の割合が、それぞれ相対的に高い傾向が見られた。

		合計	Q35-2 一時保護委託先				
			施設	里親	医療機関	その他	無回答
	全体	364	281	63	25	20	4
		100.0	77.2	17.3	6.9	5.5	1.1
Q2 受理時の年齢	1歳未満	44	36	6	8	1	0
		100.0	81.8	13.6	18.2	2.3	0.0
	1～5歳	118	91	27	5	2	1
		100.0	77.1	22.9	4.2	1.7	0.8
	6～11歳	110	91	15	5	5	2
		100.0	82.7	13.6	4.5	4.5	1.8
	12～14歳	48	31	12	2	7	1
		100.0	64.6	25.0	4.2	14.6	2.1
	15歳以上	41	31	2	4	5	0
		100.0	75.6	4.9	9.8	12.2	0.0
	不明	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 175 受理時の年齢と一時保護委託先のクロス表

イ 虐待重症度と一時保護委託先のクロス集計

「虐待の危惧あり」「重度虐待」は「施設」、「軽度虐待」「中度虐待」は「里親」、「生命の危険あり」は「医療機関」への一時保護委託の割合が相対的に高かった。

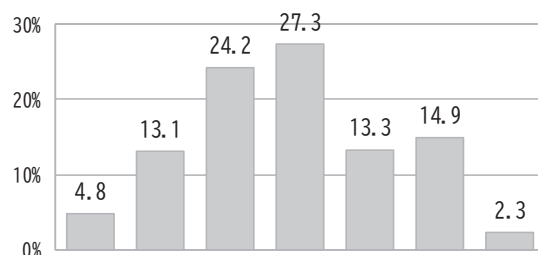
		合計	Q35-2 一時保護委託先				
			施設	里親	医療機関	その他	無回答
	全体	364	281	63	25	20	4
		100.0	77.2	17.3	6.9	5.5	1.1
Q8 虐待の重症度	虐待の危惧あり	14	12	2	0	0	0
		100.0	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0
	軽度虐待	133	102	22	3	12	1
		100.0	76.7	16.5	2.3	9.0	0.8
	中度虐待	139	104	27	6	8	3
		100.0	74.8	19.4	4.3	5.8	2.2
	重度虐待	56	49	5	8	0	0
		100.0	87.5	8.9	14.3	0.0	0.0
	生命の危険あり	14	10	2	6	0	0
		100.0	71.4	14.3	42.9	0.0	0.0
	不明	3	1	1	2	0	0
		100.0	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0

図表 176 虐待重症度別一時保護委託先

35-3. 一時保護期間

(1)単純集計

1週間以内(「1日」「2日～7日」)は2割弱(17.9%)、1か月未満(1週間以内に加えて「8日～1か月未満」)は約4割(42.1%)、2か月未満(1か月未満に加えて「1か月～2か月未満」)は約7割(69.4%)であった。2か月超過(「2か月～3か月未満」「3か月以上」)は約3割(28.2%)であった。



	ケース数	1日	2日～7日	8日～1か月	1か月～2か月	2か月～3か月	3か月以上	無回答
件数	871	42	114	211	238	116	130	20
割合	100.0	4.8	13.1	24.2	27.3	13.3	14.9	2.3

図表 177 一時保護期間

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では保護日数実数を調査しており、30 日未満は 42.4%、30－60 日は 23.4%、60－90 日は 11.5%、90－120 日は 6.5%、120 日以上も 6.5%であった。調査方法が異なるため単純比較はできないが、今回調査では 1 か月を超える割合が僅かに増加しているとも言える。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と一時保護期間のクロス集計

回答数が少ない項目もあり明確なことは言えないが、「身体的虐待」「心理的虐待」「心理的虐待 (DV 目撃)」は2か月未満の割合が相対的に高く、「ネグレクト」「ネグレクト (同居人による虐待放置)」「性的虐待」は2か月以上の割合が相対的に高く、長期化する傾向が見られた。

		Q35-3 保護した期間 [調査時点での保護期間]							
		合計	1日	2日～7日	8日～1か月未満	1か月～2か月未満	2か月～3か月未満	3か月以上	無回答
Q7 最も主たる虐待種別	全体	871	42	114	211	238	116	130	20
		100.0	4.8	13.1	24.2	27.3	13.3	14.9	2.3
	身体的虐待	378	17	58	101	108	42	48	4
		100.0	4.5	15.3	26.7	28.6	11.1	12.7	1.1
	ネグレクト (3を除く)	213	10	29	35	61	32	45	1
		100.0	4.7	13.6	16.4	28.6	15.0	21.1	0.5
	ネグレクト (同居人等*による虐待の放置)	25	0	1	5	8	5	6	0
		100.0	0.0	4.0	20.0	32.0	20.0	24.0	0.0
	性的虐待	50	4	1	12	16	7	10	0
		100.0	8.0	2.0	24.0	32.0	14.0	20.0	0.0
	心理的虐待 (6を除く)	138	9	15	38	34	19	17	6
		100.0	6.5	10.9	27.5	24.6	13.8	12.3	4.3
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	65	2	10	20	10	11	4	8
		100.0	3.1	15.4	30.8	15.4	16.9	6.2	12.3

図表 178 虐待種別と一時保護期間のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査でも「性的虐待」の一時保護日数は平均 67.7 日と2か月を超え、「ネグレクト」も平均 52.3 日と比較的長い日数を示していた。「DV 目撃」は平均 35.1 日、「心理的虐待」は平均 39.3 日と保護日数が比較的短く、今回調査と同様の傾向が見られた。「ネグレクト (同居人による虐待放置)」は今回調査とは違い、平均 36.9 日と短い保護日数になっていた。

イ 虐待重症度と一時保護期間のクロス集計

回答数が少ない項目もあり明確なことは言えないが、「中度虐待」「重度虐待」「生命の危険あり」は保護日数が2か月以上になる割合が相対的に高く、特に「重度虐待」「生命の危険あり」では2か月以上が4割を超えた。一方、「虐待の危惧あり」の約半数は1週間以内となっており保護日数が短い傾向を示した。「軽度虐待」は1か月以内が約5割、2か月以内が約8割という傾向であった。

		Q35-3 保護した期間〔調査時点での保護期間〕							
		合計	1日	2日～7日	8日～1か月未満	1か月～2か月未満	2か月～3か月未満	3か月以上	無回答
Q8 虐待の重症度	全体	871	42	114	211	238	116	130	20
		100.0	4.8	13.1	24.2	27.3	13.3	14.9	2.3
	虐待の危惧あり	30	5	10	4	7	2	1	1
		100.0	16.7	33.3	13.3	23.3	6.7	3.3	3.3
	軽度虐待	343	22	59	102	89	24	32	15
		100.0	6.4	17.2	29.7	25.9	7.0	9.3	4.4
	中度虐待	339	12	35	68	99	57	66	2
		100.0	3.5	10.3	20.1	29.2	16.8	19.5	0.6
	重度虐待	119	0	9	29	29	27	24	1
		100.0	0.0	7.6	24.4	24.4	22.7	20.2	0.8
	生命の危険あり	18	0	0	6	4	5	3	0
		100.0	0.0	0.0	33.3	22.2	27.8	16.7	0.0
	不明	14	3	1	2	6	0	2	0
		100.0	21.4	7.1	14.3	42.9	0.0	14.3	0.0

図表 179 虐待重症度と一時保護期間のクロス表

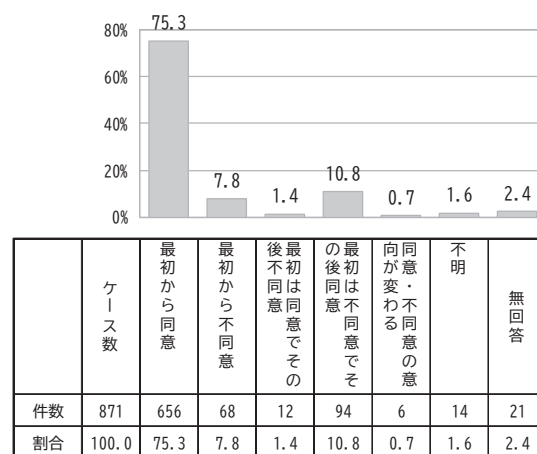
【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では各グループ内で日数のばらつきの大きさはあったものの、「虐待の危惧あり」は平均 35.9 日、「軽度虐待」は平均 32.7 日「中度虐待」は平均 52.7 日、「重度虐待」は平均 67.7 日、「生命の危機あり」は平均 44.1 日であった。

35-4. 保護者の一時保護への同意の有無

(1) 単純集計

「最初から同意」は 75.3%、「最初は不同意でその後同意」が 10.8%と、同意を得られたケースが合計 86.1%であった。「最初から不同意」7.8%、「最初は同意でその後不同意」1.4%、「意向が変わる」0.7%と、明確な同意が得られないケースは約1割であった。



図表 180 保護者の一時保護への同意の有無

【平成 25 年度、30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「最初から同意」66.1%、「その後同意」15.9%と同意を得られたのは合計 82.0%、平成 25 年度調査では「最初から同意」58.5%、「途中から同意」17.0%、合計 75.5%であり、同意が得られる割合、特に「最初から同意」を得られる割合は徐々に増加している。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と保護者の同意の有無のクロス集計

回答数が少ない項目があり明確なことは言えないが、「ネグレクト(同居人による虐待放置)」は「最初から同意」が 56.0%と他種別よりも相対的に低く、「最初は不同意でその後同意」が 28.0%と相対的に高い傾向を示した。

		合計	Q35~4 保護者の一時保護への同意の有無						
			最初から同意	最初から不同意	最初は同意でその後不同意	最初は不同意でその後同意	同意・不同意の意向が変わる	不明	無回答
全体		871	656	68	12	94	6	14	21
		100.0	75.3	7.8	1.4	10.8	0.7	1.6	2.4
Q7 最も主たる虐待種別	身体的虐待	378	299	30	3	38	1	3	4
		100.0	79.1	7.9	0.8	10.1	0.3	0.8	1.1
	ネグレクト（3を除く）	213	154	18	3	29	0	8	1
		100.0	72.3	8.5	1.4	13.6	0.0	3.8	0.5
	ネグレクト（同居人等*による虐待の置）	25	14	3	0	7	1	0	0
		100.0	56.0	12.0	0.0	28.0	4.0	0.0	0.0
	性的虐待	50	36	6	2	6	0	0	0
		100.0	72.0	12.0	4.0	12.0	0.0	0.0	0.0
	心理的虐待（6を除く）	138	104	10	2	13	0	3	6
		100.0	75.4	7.2	1.4	9.4	0.0	2.2	4.3
心理的虐待（主としてDV目撃）	65	48	1	2	1	4	0	9	
	100.0	73.8	1.5	3.1	1.5	6.2	0.0	13.8	

図表 181 虐待種別と保護者の同意の有無のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「ネグレクト(同居人による虐待放置)」の「最初から同意」は 78.0%と比較的高く、今回の調査とは違う傾向を示していた。また「性的虐待」では「その後同意」が 33.0%と相対的に高く、「最初から同意」が 45.5%と低かったが、今回調査では「最初から同意」の割合が増加した。

イ 虐待重症度と保護者の同意の有無のクロス集計

虐待重症度が重くなると「最初から同意」する割合が相対的に低い傾向にあり、「重度虐待」65.5%、「生命の危険あり」61.1%であった。また「生命の危険あり」は、「その後同意」が 33.3%であり他に比べて高い傾向を示した。

		合計	Q35~4 保護者の一時保護への同意の有無						
			最初から同意	最初から不同意	最初は同意でその後不同意	最初は不同意でその後同意	同意・不同意の意向が変わる	不明	無回答
	全体	871	656	68	12	94	6	14	2
		100.0	75.3	7.8	1.4	10.8	0.7	1.6	2.2
Q8 虐待の重症度	虐待の危機あり	30	21	2	1	4	0	1	
		100.0	70.0	6.7	3.3	13.3	0.0	3.3	3.3
	軽度虐待	343	272	23	2	25	0	6	1
		100.0	79.3	6.7	0.6	7.3	0.0	1.7	4.4
	中度虐待	339	261	27	9	34	0	4	
		100.0	77.0	8.0	2.7	10.0	0.0	1.2	1.2
	重度虐待	119	78	14	0	23	4	0	
		100.0	65.5	11.8	0.0	19.3	3.4	0.0	0.0
	生命の危険あり	18	11	1	0	6	0	0	
		100.0	61.1	5.6	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	不明	14	8	0	0	2	1	3	
		100.0	57.1	0.0	0.0	14.3	7.1	21.4	

図表 182 虐待重症度と保護者の同意の有無のクロス表

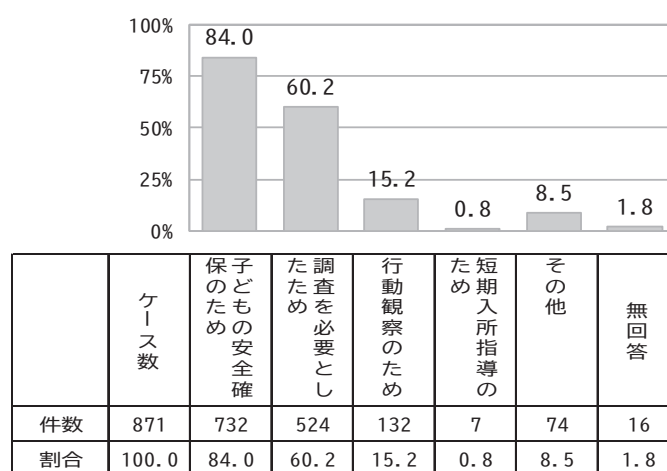
【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「最初から同意」の割合は「中度虐待」64.8%、「重度虐待」61.4%、「生命の危機あり」31.3%であり、今回の調査では「中度虐待」「生命の危険あり」で「最初から同意」の割合が増加した。「生命の危機あり」の「その後同意」が 37.5%と相対的に高く、今回の調査と概ね同様の傾向が見られた。

35-5. 一時保護を行った理由

(1) 単純集計(複数回答)

一時保護を行った理由としては「子どもの安全確保」が 84.0%と最も高く、「調査を必要としたため」60.2%、「行動観察のため」15.2%が続いた。「その他」の具体的な理由としては、児童の帰宅拒否や保護者からの養育困難の訴え等があげられていた。



図表 183 一時保護を行った理由

【平成 25 年度、30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「子どもの安全確保」86.1%、「調査を必要としたため」45.4%であり、平成 25 年度調査では「子どもの安全のため」が8割を超え、「調査を必要としたため」も 3 割を超えていた。理由上位の傾向は同様だが「調査を必要としたため」の割合が徐々に増加している。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と一時保護を行った理由のクロス集計

「子どもの安全確保」は全種別で割合が高いが、「心理的虐待(DV 目撃)」では約7割と相対的にやや低い傾向を示した。「身体的虐待」は「行動観察のため」が約2割と相対的にやや高かった。「ネグレクト(同居人による虐待放置)」と「性的虐待」は「調査を必要としたため」が相対的にやや高い傾向を示した。「その他」の具体的内容を見ると、「身体的虐待」では警察からの身柄付通告や児童本人の希望等、「ネグレクト」では入院等による保護者不在、「心理的虐待(DV 目撃)」では児童本人の希望や保護者のレスパイト等があげられていた。

		合計	Q35-5 一時保護を行った理由					無回答
			子どもの安全 確保のため	調査を必要と したため	行動観察 のため	短期入所指導 のため	その他	
全体		871	732	524	132	7	74	16
		100.0	84.0	60.2	15.2	0.8	8.5	1.8
Q7 最も主たる 虐待種別	身体的虐待	378	323	223	72	3	30	4
		100.0	85.4	59.0	19.0	0.8	7.9	1.1
	ネグレクト（3を除く）	213	180	120	26	3	17	1
		100.0	84.5	56.3	12.2	1.4	8.0	0.5
	ネグレクト（同居人等* による虐待の放置）	25	19	19	3	0	5	0
		100.0	76.0	76.0	12.0	0.0	20.0	0.0
	性的虐待	50	46	36	6	0	0	0
		100.0	92.0	72.0	12.0	0.0	0.0	0.0
	心理的虐待（6を除く）	138	118	93	19	1	6	3
		100.0	85.5	67.4	13.8	0.7	4.3	2.2
	心理的虐待（主として DV目撃）	65	45	32	6	0	16	7
		100.0	69.2	49.2	9.2	0.0	24.6	10.8

図表 184 虐待種別と一時保護を行った理由のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査でも今回調査と概ね同様の傾向が見られ、「身体的虐待」で「行動観察のため」が相対的に高く、「性的虐待」で「子どもの安全確保」と「調査を必要としたため」が高い傾向にあること、「心理的虐待（DV 目撃）」で「子どもの安全確保」がやや低い傾向を示していた。

イ 虐待重症度と一時保護を行った理由のクロス集計

全ての重症度で「子どもの安全確保」が最も高かった。「重度虐待」は「調査を必要としたため」の割合が相対的に高かった。

		合計	Q35-5 一時保護を行った理由について					
			子どもの安全 確保のため	調査を必要と したため	行動観察 のため	短期入所指導 のため	その他	無回答
	全体	871	732	524	132	7	74	16
		100.0	84.0	60.2	15.2	0.8	8.5	1.8
Q8 虐待の重症度	虐待の危惧あり	30	23	14	4	0	4	1
		100.0	76.7	46.7	13.3	0.0	13.3	3.3
	軽度虐待	343	273	196	51	1	39	12
		100.0	79.6	57.1	14.9	0.3	11.4	3.5
	中度虐待	339	287	209	58	6	23	1
		100.0	84.7	61.7	17.1	1.8	6.8	0.3
	重度虐待	119	112	84	16	0	7	1
		100.0	94.1	70.6	13.4	0.0	5.9	0.8
	生命の危険あり	18	18	11	1	0	0	0
		100.0	100.0	61.1	5.6	0.0	0.0	0.0
	不明	14	12	8	1	0	1	0
		100.0	85.7	57.1	7.1	0.0	7.1	0.0

図表 185 虐待重症度と一時保護を行った理由のクロス表

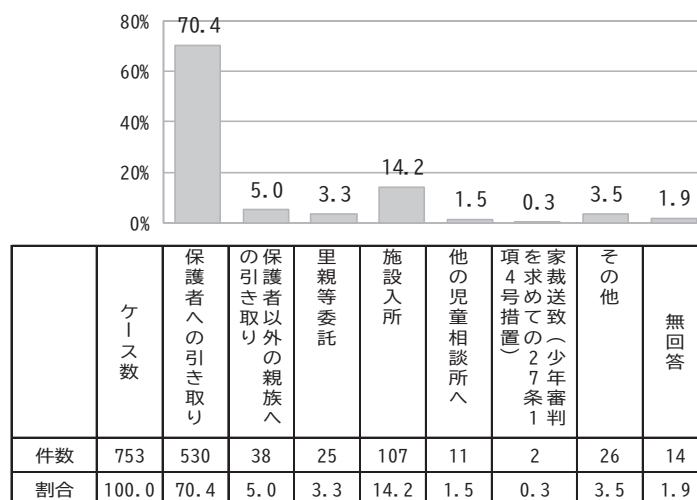
【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「重度虐待」で「調査を必要としたため」の頻度が高かったのは今回と同様であるが、割合は 54.1%から今回調査では 70.6%と増加している。

36. 一時保護終了時の解除の理由

(1) 単純集計

一時保護終了時の解除理由は「保護者への引き取り」が 70.4%と最も高く、次が「施設入所」14.2%であった。「保護者以外の親族への引き取り」は 5.0%、「里親等委託」は 3.3%に留まった。



図表 186 一時保護解除の理由

【平成 25 年度、30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査では「保護者への引き取り」62.3%、「施設入所」21.7%、平成 25 年度調査では「保護者への引き取り」56.0%、「施設入所」33.6%であり、徐々に「保護者への引き取り」の割合が増加し、「施設入所」の割合が減少している。「里親等委託」は平成 30 年度調査でも今回調査と同じ 3.3%であった。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と一時保護解除の理由のクロス集計

「身体的虐待」と「心理的虐待(DV 目撃)」は「保護者への引き取り」が相対的に高く、「ネグレクト」は「施設入所」が相対的に高い傾向を示した。「性的虐待」は「保護者への引き取り」の割合が低く、「その他」の割合が高いが、具体的理由は殆どが虐待者との分離であった。

		Q35-5 一時保護を行った理由について						
		合計	子どもの安全確保のため	調査を必要としたため	行動観察のため	短期入所指導のため	その他	無回答
	全体	871	732	524	132	7	74	16
		100.0	84.0	60.2	15.2	0.8	8.5	1.8
Q8 虐待の重症度	虐待の危惧あり	30	23	14	4	0	4	1
		100.0	76.7	46.7	13.3	0.0	13.3	3.3
	軽度虐待	343	273	196	51	1	39	12
		100.0	79.6	57.1	14.9	0.3	11.4	3.5
	中度虐待	339	287	209	58	6	23	1
		100.0	84.7	61.7	17.1	1.8	6.8	0.3
	重度虐待	119	112	84	16	0	7	1
		100.0	94.1	70.6	13.4	0.0	5.9	0.8
	生命の危険あり	18	18	11	1	0	0	0
		100.0	100.0	61.1	5.6	0.0	0.0	0.0
	不明	14	12	8	1	0	1	0
		100.0	85.7	57.1	7.1	0.0	7.1	0.0

図表 187 虐待種別と一時保護解除の理由のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査で「ネグレクト」は「施設入所」「里親委託」が、「ネグレクト(同居人による虐待放置)」「心理的虐待(DV 目撃)」は「保護者への引き取り」が相対的に高いなど、全体的な傾向は今回の調査と同様であった。「身体的虐待」で「施設入所」となる割合は 23.5%から今回調査では 11.8%と半減した。

イ 虐待重症度と一時保護解除の理由のクロス集計

「虐待の危惧あり」「軽度虐待」は「保護者への引き取り」が約8割と高いが、以下、重症度が高まると「保護者への引き取り」の割合は減少する。「中度虐待」は「里親等委託」「施設入所」といった社会的養護が選択される割合は約2割、「重度虐待」では社会的養護が選択される割合が約3割となる。「生命の危険あり」は「保護者への引き取り」と「施設入所」の割合が同じ 43.6%であった。

		Q36 一時保護解除の理由								
		合計	保護者への 引き取り	保護者以外の 親族への 引き取り	里親等委託	施設入所	他の 児童相談所へ	家裁送致 (少年審判を 求めている27条 1項4号措置)	その他	無回答
全体		753	530	38	25	107	11	2	26	14
		100.0	70.4	5.0	3.3	14.2	1.5	0.3	3.5	1.9
Q8 虐待の重症度	虐待の危惧あり	29	23	0	0	3	1	0	2	0
		100.0	79.3	0.0	0.0	10.3	3.4	0.0	6.9	0.0
	軽度虐待	306	254	17	3	22	3	1	1	5
		100.0	83.0	5.6	1.0	7.2	1.0	0.3	0.3	1.6
	中度虐待	288	190	11	17	50	3	0	13	4
		100.0	66.0	3.8	5.9	17.4	1.0	0.0	4.5	1.4
	重度虐待	97	52	8	5	23	0	1	5	3
		100.0	53.6	8.2	5.2	23.7	0.0	1.0	5.2	3.1
	生命の危険あり	16	7	1	0	7	0	0	1	0
		100.0	43.8	6.3	0.0	43.8	0.0	0.0	6.3	0.0
	不明	12	3	0	0	1	4	0	4	0
		100.0	25.0	0.0	0.0	8.3	33.3	0.0	33.3	0.0

図表 188 虐待重症度と一時保護解除の理由のクロス表

【平成 30 年度調査との比較】

平成 30 年度調査でも一時保護解除理由の傾向は今回の調査と概ね同様であった。

小括

分析対象とした 7,376 ケースのうち、一時保護の実施は 11.8%(871 ケース)であった。平成 25 年度調査の 21.6%、平成 30 年度調査の 13.4%から一時保護実施の割合は更に減少しているが、これは虐待相談件数の増加による比率の問題とも考えられる。一時保護期間については1か月未満が約4割、2か月未満は約7割、2か月超過は約3割であり、平成 30 年度調査と比べても大きな変化は見られない。

虐待種別で見ると「性的虐待」は一時保護の実施が約5割と比較的割合が高く、期間も長期化する傾向が見られた。虐待重症度との関係では「重度虐待」では約5割、「生命の危険あり」では約7割に一時保護を実施しており、どちらも約4割が保護期間が2か月以上と長期化する傾向が見られた。

この傾向は一時保護実施の理由として「子どもの安全確保」が最も高く8割を超えていることとも一致していると考えられる。理由の2番目である「調査を必要としたため」の割合は平成 25 年度調査で約3割、平成 30 年度調査では 45.4%だったが、今回調査では 60.2%と大幅に増加した。

一時保護の場所については児童相談所内が 67.3%と高い割合を示したが、一時保護委託の割合は過去の調査から増加傾向が見られた(平成 25 年度調査で 28.1%、平成 30 年度調査で 31.6%、今回調査では 41.8%)。一時保護委託先としては施設が 77.2%と最も多く、里親、医療機関がそれに続いた。

一時保護を実施したケースの 86.1%からは保護者の同意が得られたとの回答であった。特に「最初から同意」を得られた割合は平成 25 年度調査で 58.5%、平成 30 年度調査で 66.1%、今回調査で 75.3%と増加傾向が見られた。

一時保護解除の理由としては「保護者への引き取り」が最も高く 70.4%であったが、平成 25 年度調査の 56.0%、平成 30 年度調査の 62.3%から更に増加した。一方で「施設入所」は平成 25 年度調査の 33.6%、平成 30 年度調査の 21.7%からも減少し今回調査では 14.2%であった。

一時保護を行わなかった 6,397 ケースについて見ると、その理由は「虐待はあったが、一時保護が必要との判断に至らなかった」が約 3/4 と大半を占めた。ただし「性的虐待」のみ「一時保護が必要との判断に至らなかった」との回答割合は低く、「問題が解消した」「子どもが同意しなかった」の割合が高かった。

一時保護理由の「調査目的」の増加や保護者が「最初から同意」する割合の増加、また一時保護後に「保護者への引き取り」となる割合の増加等から推察すると、保護者の同意を得て、一時保護で子供の安全を確保した上で必要な調査・診断を行い、環境調整や支援に対する合意を得て、家族が地域で安全に生活するためのケースワークが進んできていると考えることもできるだろう。

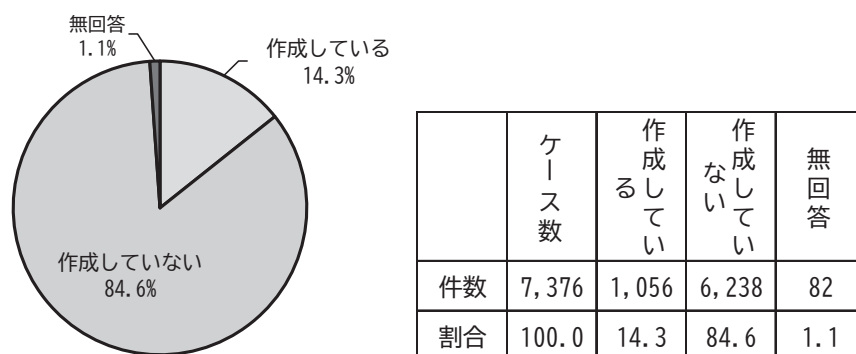
一時保護の実施や保護期間等について、児童の特徴や家族の状況、一時保護解除後の援助方針等との関連があるかどうかなど、更なる調査分析が望まれる。

【VI】 このケースに対する援助内容について

37. 子どもと家族に対する援助プランについて

(1) 単純集計

「(援助プランを)作成している」が 14.3%、「作成していない」が 84.6%であった。



図表 189 子どもと家族に対する援助プランについて

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では「作成している」が 13.1%であり、今回調査では、「作成している」割合が、わずかながら増加していた。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と子どもと家族に対する援助プランのクロス

援助プランを作成している割合は、平成 30 年の調査では、同居人虐待放置、ネグレクト、性的虐待の順に多かったが、今回調査では、性的虐待、同居人虐待放置、ネグレクトの順であった。近年、性暴力に関する社会的な認知も高まっている中で、児相においても、心理司が担う援助として、性的虐待に対する心理教育や、TF-CBT などのプログラムも認知されてきている影響もあると思われる。

		合計	Q37子どもと家族に対する援助プランについて		
			作成している	作成していない	無回答
	全体	7,376	14.3	84.6	1.1
Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	18.8	79.5	1.7
	ネグレクト（3を除く）	1,013	21.8	77.9	0.3
	ネグレクト（同居人等*による虐待の放置）	106	23.6	75.5	0.9
	性的虐待	107	30.8	68.2	0.9
	心理的虐待（6を除く）	1,872	12.2	86.5	1.3
	心理的虐待（主としてDV目撃）	2,423	8.4	90.9	0.7

図表 190 虐待種別と援助プランのクロス

イ 虐待重症度と子どもと家族に対する援助プランのクロス

援助プランを作成している割合は、「生命の危険あり」で 52.0%、重度虐待で 35.3%と、重症度が高いほど、援助プランを作成していた。

		合計	Q37子どもと家族に対する援助プランについて		
			作成している	作成していない	無回答
全体		7,376	14.3	84.6	1.1
Q8虐待の重症度について 評定してください	虐待の危惧あり	654	6.9	92.4	0.8
	軽度虐待	4,826	11.0	88.1	0.9
	中度虐待	1,428	25.1	73.5	1.4
	重度虐待	258	35.3	64.3	0.4
	生命の危険あり	25	52.0	48.0	0.0
	不明	105	4.8	91.4	3.8

図表 191 虐待重症度と援助プランのクロス

ウ 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と援助プランのクロス

「行為も虐待も認めない」「虐待を認めて、援助を求めている」事例では、「(援助プランを)作成している」割合が高く、「虐待を認めているが、援助を求めているない」事例では「作成していない」割合が高かった。

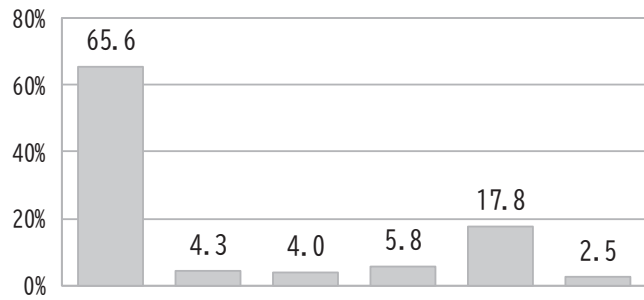
		合計	Q37子どもと家族に対する援助プランについて		
			作成している	作成していない	無回答
全体		7,376	14.3	84.6	1.1
Q18受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方	行為も虐待も認めない	396	24.5	74.7	0.8
	行為は認めるが、虐待は認めない	712	16.7	82.9	0.4
	虐待を認めているが、援助は求めているない	2,901	10.2	88.6	1.2
	虐待を認めて、援助を求めている	1,731	24.1	75.3	0.6
	虐待を認めないが、援助は求めている	110	22.7	77.3	0.0
	不明	1,313	5.7	93.5	0.8

図表 192 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と援助プランのクロス

38. 虐待を行った者の児相の援助に対する態度

(1) 単純集計

「働きかけに応じる」が 65.6%と過半数を超え、「当初は働きかけに応じなかったが、現在は応じる」4.3%を加えると、70%近くが応じる態度を示していた。



	ケース数	働かけに 應じる	はじ 当初は 働かけ に 應じた が、 現在 は 應じて いない	当初は 働かけ に 應じて いた が、 現在 は 働かけ に 應じて いない	働かけ に 應じて いない	その他	無 回 答
件数	7,376	4,840	318	298	425	1,311	184
割合	100.0	65.6	4.3	4.0	5.8	17.8	2.5

図表 193 虐待を行った者の児相の援助に対する態度

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査では、無回答が 58.4%と過半数を超えていたため、無回答を除いたもので比較する必要があるが、前回は無回答を除くと「働かけに應じる」が 60.2%で、今回は 65.6%と増加していた。

(2)クロス集計

ア 児童本人からの申し出による通告と児相の援助に対する態度のクロス

児童本人からの申し出による通告であるか否かによらず、働かけに應じる割合は、6 割を超えていた。「当初は働かけに應じなかったが、現在は應じる」のみ、児童児童本人からの申し出の割合が、わずかに高かった。

		Q38虐待を行った者の児相の援助に対する態度						
		合計	働かけ に 應じる	当初は働 かけに 應じな かった が、現在 は 應じる	当初は働 かけに 應じてい たが、現 在は 働かけ に 應じて いない	働かけ に 應じな い	その他	無回答
	全体	7,376	4,840	318	298	425	1,311	184
		100.0	65.6	4.3	4.0	5.8	17.8	2.5
Q4-1 Q4で「3. 児童本人」以外を選択した場合で、当該通告元は児童本人からの申し出を受けて通告していますか	はい	955	655	51	45	46	140	18
		100.0	68.6	5.3	4.7	4.8	14.7	1.9
	いいえ	5,258	3,449	222	220	319	916	132
		100.0	65.6	4.2	4.2	6.1	17.4	2.5
	不明	514	329	10	10	34	123	8
		100.0	64.0	1.9	1.9	6.6	23.9	1.6

図表 194 児童本人からの通告と援助に対する虐待者の態度

イ 虐待種別と児相の援助に対する態度のクロス

身体的虐待、ネグレクト、同居人虐待放置、心理的虐待は、「働きかけに応じる」が 60%台であったが、性的虐待のみが 50%台だった。性的虐待の加害者は、虐待を認めないことも多く、非加害親は児相の働きかけに応じても、加害親は応じない場合も少なくないため、他の虐待に比べ、児相からの働きかけの難しさを反映していた。

		合計	Q38虐待を行った者の児相の援助に対する態度					
			働きかけ に応じる	当初は働 きかけに 応じな かった が、現在 は応じる	当初は働 きかけに 応じてい たが、現 在は応じ ない	働きかけ に応じな い	その他	無回答
Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別	全体	7,376	4,840	318	298	425	1,311	184
		100.0	65.6	4.3	4.0	5.8	17.8	2.5
	身体的虐待	1,829	1,214	76	85	103	309	42
		100.0	66.4	4.2	4.6	5.6	16.9	2.3
	ネグレクト（3を除く）	1,013	677	62	38	69	148	19
		100.0	66.8	6.1	3.8	6.8	14.6	1.9
	ネグレクト（同居人等*による虐待の放置）	106	71	3	8	2	20	2
		100.0	67.0	2.8	7.5	1.9	18.9	1.9
	性的虐待	107	61	6	2	2	34	2
		100.0	57.0	5.6	1.9	1.9	31.8	1.9
	心理的虐待（6を除く）	1,872	1,203	92	70	116	334	57
		100.0	64.3	4.9	3.7	6.2	17.8	3.0
	心理的虐待（主としてDV目撃）	2,423	1,597	78	95	132	464	57
		100.0	65.9	3.2	3.9	5.4	19.1	2.4

図表 195 虐待種別と虐待者の援助に対する態度のクロス

ウ 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と援助に対する態度のクロス

「虐待を認めて援助を求めている」「虐待を認めないが、援助は求めている」「虐待を認めているが、援助は求めていない」は、いずれも「働きかけに応じる」報告が多かったが、「行為も虐待も認めない」「行為は認めるが、虐待は認めない」態度を示した虐待者は、「働きかけに応じない」報告が多かった。虐待として認めない養育者に対して、どのように働きかけていくかについて今後の検討が必要と思われる。

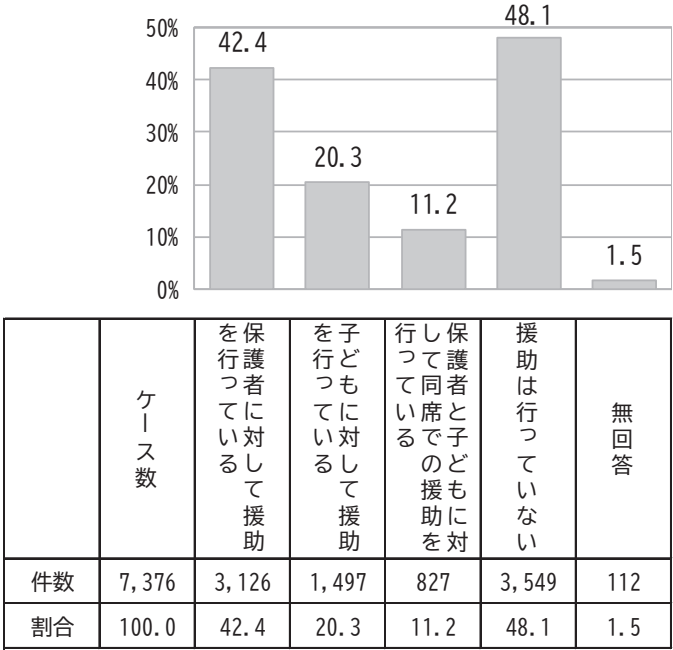
		合計	Q38虐待を行った者の児相の援助に対する態度					
			働きかけ に応じる	当初は働 きかけに 応じな かった が、現在 は応じる	当初は働 きかけに 応じてい たが、現 在は応じ ない	働きかけ に応じな い	その他	無回答
Q18受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方	全体	7,376	4,840	318	298	425	1,311	184
		100.0	65.6	4.3	4.0	5.8	17.8	2.5
	行為も虐待も認めない	396	202	29	38	64	60	3
		100.0	51.0	7.3	9.6	16.2	15.2	0.8
	行為は認めるが、虐待は認めない	712	376	82	52	93	105	4
		100.0	52.8	11.5	7.3	13.1	14.7	0.6
	虐待を認めているが、援助は求めている	2,901	2,172	128	133	121	295	52
		100.0	74.9	4.4	4.6	4.2	10.2	1.8
	虐待を認めて、援助を求めている	1,731	1,500	54	38	20	94	25
		100.0	86.7	3.1	2.2	1.2	5.4	1.4
	虐待を認めないが、援助は求めている	110	85	1	5	5	14	0
		100.0	77.3	0.9	4.5	4.5	12.7	0.0
	不明	1,313	381	16	28	117	702	69
		100.0	29.0	1.2	2.1	8.9	53.5	5.3

図表 196 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と援助に対する態度

39. 児相による援助の状況について

(1) 単純集計

「保護者に対して援助」が 42.4%、「子どもに対して援助」が 20.3%、「保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」が 11.2%であった。



図表 197 児相による援助の状況

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査と比較すると、保護者に対する援助は 20.3 ポイント、子どもに対する援助は 9.4 ポイント、保護者と子ども同席での援助は 5.0 ポイントと、いずれも倍増していた。このように保護者及び子どもに対する援助が増えているのは、令和 4 年児童福祉法改正に伴い、親子再統合支援事業が都道府県の事業として新たに規定され、外部機関への委託を含めて、親子関係再構築支援のためのプログラムに関する補助が始まっている影響もあると思われる。

(2)クロス集計

ア 受理時の年齢と援助の状況のクロス

援助を行っている事例のうち、「子どもに対して援助を行う」割合は、12-14 歳、15 歳以上、6-11 歳の順で多かった。援助を行っていない割合は、15 歳以上、1-5 歳の順で多かった。

		合計	Q39児相による援助の状況について				
			保護者に対して援助を行っている	子どもに対して援助を行っている	保護者と子どもに対して同席での援助を行っている	援助は行っていない	無回答
	全体	7,376	3,126	1,497	827	3,549	112
		100.0	42.4	20.3	11.2	48.1	1.5
Q2受理時の年齢	1 歳未満	384	165	34	46	185	4
		100.0	43.0	8.9	12.0	48.2	1.0
	1 ～ 5 歳	2,206	909	268	241	1,116	32
		100.0	41.2	12.1	10.9	50.6	1.5
	6 ～ 11 歳	2,696	1,191	635	318	1,249	42
		100.0	44.2	23.6	11.8	46.3	1.6
	12 ～ 14 歳	1,226	532	340	140	570	20
		100.0	43.4	27.7	11.4	46.5	1.6
	15 歳以上	824	315	216	82	408	10
		100.0	38.2	26.2	10.0	49.5	1.2
	不明	8	0	0	0	8	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

図表 198 受理時の年齢と援助の状況のクロス

イ 虐待種別と援助の状況のクロス

身体的虐待、ネグレクト(同居人等による虐待放置を除く)では、「保護者に対して援助」が多く、性的虐待では「保護者に対して援助」「子どもに対して援助」いずれも高い割合を示していた。

		合計	Q39児相による援助の状況について				
			保護者に対して援助を行っている	子どもに対して援助を行っている	保護者と子どもに対して同席での援助を行っている	援助は行っていない	無回答
	全体	7,376	3,126	1,497	827	3,549	112
		100.0	42.4	20.3	11.2	48.1	1.5
Q7虐待の種別 _最も主たる虐待種別	身体的虐待	1,829	844	570	254	763	32
		100.0	46.1	31.2	13.9	41.7	1.7
	ネグレクト (3を除く)	1,013	470	245	150	434	5
		100.0	46.4	24.2	14.8	42.8	0.5
	ネグレクト (同居人等*による虐待の置)	106	43	40	16	44	3
		100.0	40.6	37.7	15.1	41.5	2.8
	性的虐待	107	66	52	18	30	1
		100.0	61.7	48.6	16.8	28.0	0.9
	心理的虐待 (6を除く)	1,872	754	320	191	943	29
		100.0	40.3	17.1	10.2	50.4	1.5
	心理的虐待 (主としてDV目撃)	2,423	938	266	195	1,326	37
		100.0	38.7	11.0	8.0	54.7	1.5

図表 199 虐待種別と援助の状況のクロス

ウ 虐待の重症度と援助に対する態度のクロス

虐待の重症度が高まると、「保護者に対する援助」「子どもに対する援助」いずれも高い割合を示していた。「生命の危険あり」では、「同席での援助」は少ない傾向が認められた。

		合計	Q39児相による援助の状況について				
			保護者に対して援助を行っている	子どもに対して援助を行っている	保護者と子どもに対して同席での援助を行っている	援助は行っていない	無回答
	全体	7,376	3,126	1,497	827	3,549	112
		100.0	42.4	20.3	11.2	48.1	1.5
Q8虐待の重症度について、 評定してください	虐待の危機あり	654	239	74	45	384	7
		100.0	36.5	11.3	6.9	58.7	1.1
	軽度虐待	4,826	1,962	829	505	2,419	72
		100.0	40.7	17.2	10.5	50.1	1.5
	中度虐待	1,428	712	437	218	558	20
		100.0	49.9	30.6	15.3	39.1	1.4
	重度虐待	258	142	118	48	72	2
		100.0	55.0	45.7	18.6	27.9	0.8
	生命の危険あり	25	18	12	3	3	0
		100.0	72.0	48.0	12.0	12.0	0.0
	不明	105	18	10	4	79	2
		100.0	17.1	9.5	3.8	75.2	1.9

図表 200 虐待の重症度と援助の状況のクロス

エ 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と援助の状況のクロス

「行為も虐待も認めない」「虐待を認めているが援助を求めない」ケースでは、「援助をおこなっていない」割合が高く、援助に関する動機づけの低い養育者への対応をどうすべきか、課題として考えられた。

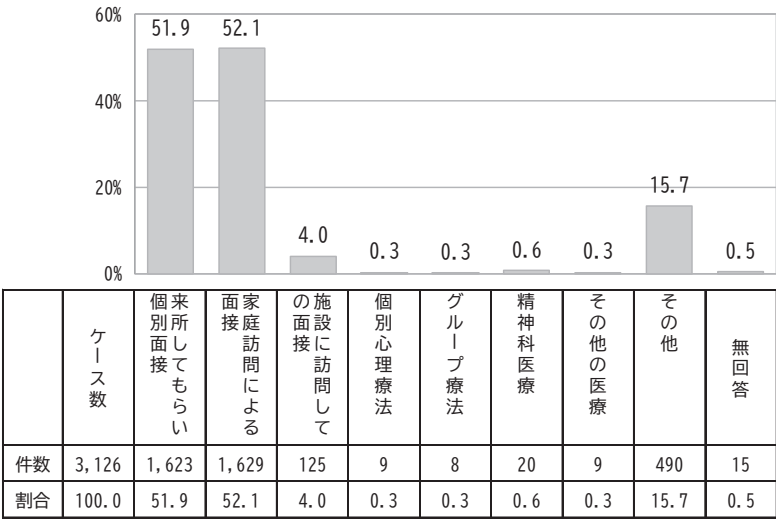
		合計	Q39児相による援助の状況について				
			保護者に対して援助を行っている	子どもに対して援助を行っている	保護者と子どもに対して同席での援助を行っている	援助は行っていない	無回答
	全体	7,376	3,126	1,497	827	3,549	112
		100.0	42.4	20.3	11.2	48.1	1.5
Q18受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方	行為も虐待も認めない	396	187	126	43	170	5
		100.0	47.2	31.8	10.9	42.9	1.3
	行為は認めるが、虐待は認めない	712	354	206	83	290	2
		100.0	49.7	28.9	11.7	40.7	0.3
	虐待を認めているが、援助は求めている	2,901	1,088	397	253	1,576	46
		100.0	37.5	13.7	8.7	54.3	1.6
	虐待を認めて、援助を求めている	1,731	1,058	558	341	480	21
		100.0	61.1	32.2	19.7	27.7	1.2
	虐待を認めないが、援助は求めている	110	58	41	15	39	0
		100.0	52.7	37.3	13.6	35.5	0.0
	不明	1,313	298	134	74	895	14
		100.0	22.7	10.2	5.6	68.2	1.1

図表 201 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方と援助の状況のクロス

39-1. 保護者への援助の実施方法

(1) 単純集計

「家庭訪問による面接」52.1%、次いで「来所してもらい個別面接」51.9%を実施しているケースが多かった。「その他」は 15.7%であったが、その内容は、電話での状況確認や助言、市町村役場や保健センターなど関係機関の場所を借りた面接などで、交通の利便性を考慮し、来所や訪問が困難な場合に、さまざまな設定で援助を試みている状況が反映されていた。



図表 202 保護者への援助の実施方法

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「家庭訪問による面接」58.4%、「来所してもらい個別面接」53.3%で、今回の調査と同様の傾向が見られた。

(2) クロス集計

ア 虐待種別と保護者に対する援助のクロス

ネグレクトでは、「家庭訪問による面接」の割合が高かった。

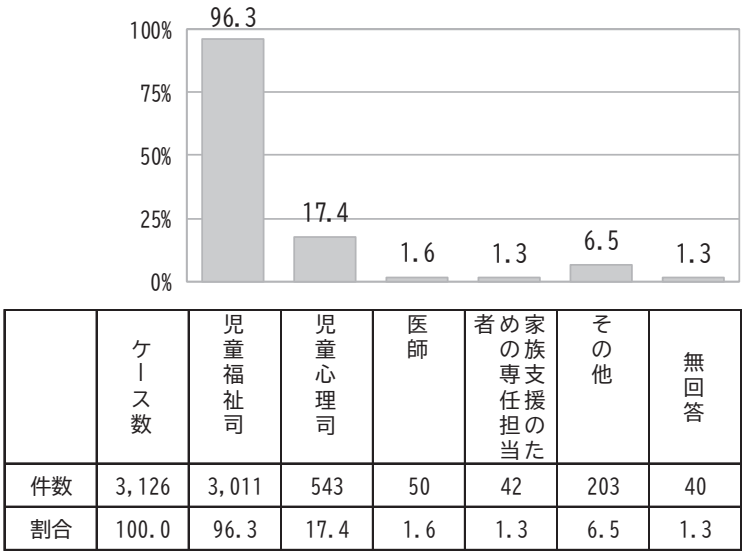
			Q39-1Q39で「1. 保護者に対して援助を行っている」を選択した方にお尋ねします保護者への援助の実施方法								
		合計	来所してもらい個別面接	家庭訪問による面接	施設に訪問しての面接	個別心理療法	グループ療法	精神科医療	その他の医療	その他	無回答
Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別	全体	3,126	1,623	1,629	125	9	8	20	9	490	15
		100.0	51.9	52.1	4.0	0.3	0.3	0.6	0.3	15.7	0.5
	身体的虐待	844	500	415	38	5	7	5	8	96	7
		100.0	59.2	49.2	4.5	0.6	0.8	0.6	0.9	11.4	0.8
	ネグレクト（3を除く）	470	241	318	32	1	0	3	0	53	1
		100.0	51.3	67.7	6.8	0.2	0.0	0.6	0.0	11.3	0.2
	ネグレクト（同居人等*による虐待の放置）	43	33	23	0	2	0	0	0	1	1
		100.0	76.7	53.5	0.0	4.7	0.0	0.0	0.0	2.3	2.3
	性的虐待	66	48	33	2	0	0	0	1	6	0
		100.0	72.7	50.0	3.0	0.0	0.0	0.0	1.5	9.1	0.0
	心理的虐待（6を除く）	754	387	397	26	1	0	5	0	104	1
		100.0	51.3	52.7	3.4	0.1	0.0	0.7	0.0	13.8	0.1
	心理的虐待（主としてDV目撃）	938	409	434	27	0	1	7	0	230	5
		100.0	43.6	46.3	2.9	0.0	0.1	0.7	0.0	24.5	0.5

図表 203 虐待種別と保護者に対する援助のクロス

39-2. 保護者援助における児童相談所での対応者

(1) 単純集計

「児童福祉司」96.3%と圧倒的に多く、次いで「児童心理司」17.4%であった。



図表 204 保護者援助における児童相談所での対応者

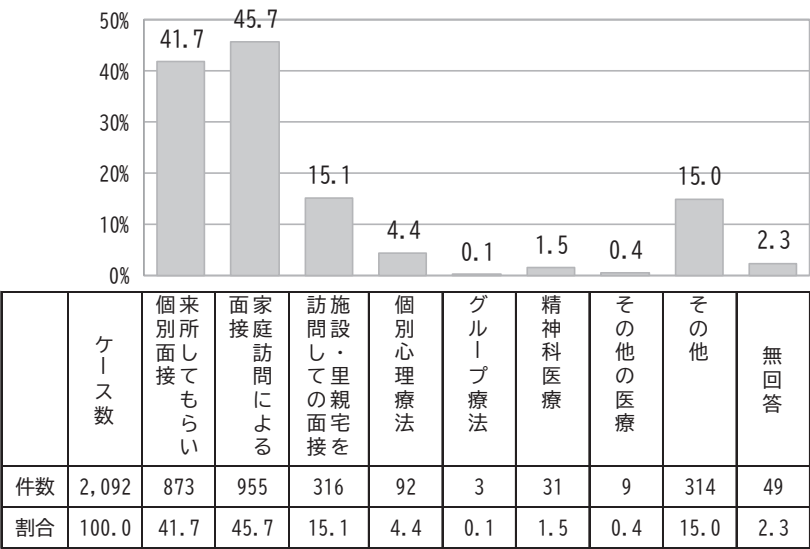
【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年度調査では、「児童福祉司」87.7%、「児童心理司」30.2%であり、今回の調査では、「児童心理司」の減少が見られた。

39-3. 子どもへの援助の実施方法

(1) 単純集計

「家庭訪問による面接」45.7%、次いで「来所してもらい個別面接」41.7%、「施設に訪問しての面接」15.7%となっていた。



図表 205 子どもへの援助の実施方法

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「家庭訪問による面接」41.3%、「来所してもらい個別面接」37.9%「施設に訪問しての面接」27.1%であったが、今回調査では、来所面接の割合が増加していた。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と子どもに対する援助のクロス

ネグレクトと心理的虐待(主として DV 目撃)は、「家庭訪問による面接」の割合が高かった。

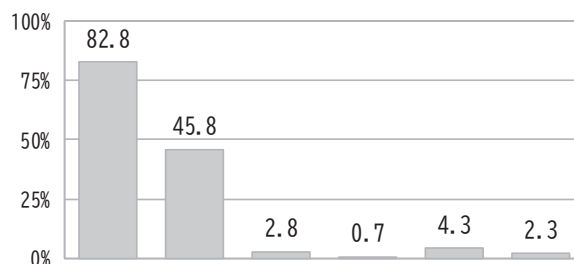
			Q39～3Q39で「2. 子どもに対して援助を行っている」「3. 保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」を選択した方にお尋ねします子どもへの援助の実施方法								
		合計	来所してもらい個別面接	家庭訪問による面接	施設・里親宅を訪問しての面接	個別心理療法	グループ療法	精神科医療	その他の医療	その他	無回答
Q7虐待の種別 最も主たる虐待種別	全体	2,092	873	955	316	92	3	31	9	314	49
		100.0	41.7	45.7	15.1	4.4	0.1	1.5	0.4	15.0	2.3
	身体的虐待	737	344	305	114	41	1	9	5	111	19
		100.0	46.7	41.4	15.5	5.6	0.1	1.2	0.7	15.1	2.6
	ネグレクト(3を除く)	350	114	171	83	26	0	11	3	52	10
		100.0	32.6	48.9	23.7	7.4	0.0	3.1	0.9	14.9	2.9
	ネグレクト(同居人等*による虐待の放置)	47	23	17	8	4	0	0	0	14	2
		100.0	48.9	36.2	17.0	8.5	0.0	0.0	0.0	29.8	4.3
	性的虐待	60	36	22	10	1	0	4	0	13	0
		100.0	60.0	36.7	16.7	1.7	0.0	6.7	0.0	21.7	0.0
	心理的虐待(6を除く)	471	203	196	70	13	1	4	1	69	11
		100.0	43.1	41.6	14.9	2.8	0.2	0.8	0.2	14.6	2.3
	心理的虐待(主としてDV目撃)	421	151	238	30	7	1	3	0	55	7
		100.0	35.9	56.5	7.1	1.7	0.2	0.7	0.0	13.1	1.7

図表 206 虐待種別と子どもに対する援助及び保護者と子ども同席援助のクロス

39-4. 子どもへの援助における児童相談所での対応者

(1)単純集計

「児童福祉司」82.8%、「児童心理司」45.8%が多くのケースの対応を行っていた。



	ケース数	児童福祉司	児童心理司	医師	者め家の族専支任援助の当た	その他	無回答
件数	2,092	1,732	958	58	14	90	48
割合	100.0	82.8	45.8	2.8	0.7	4.3	2.3

図表 207 子どもへの援助における児童相談所での対応者

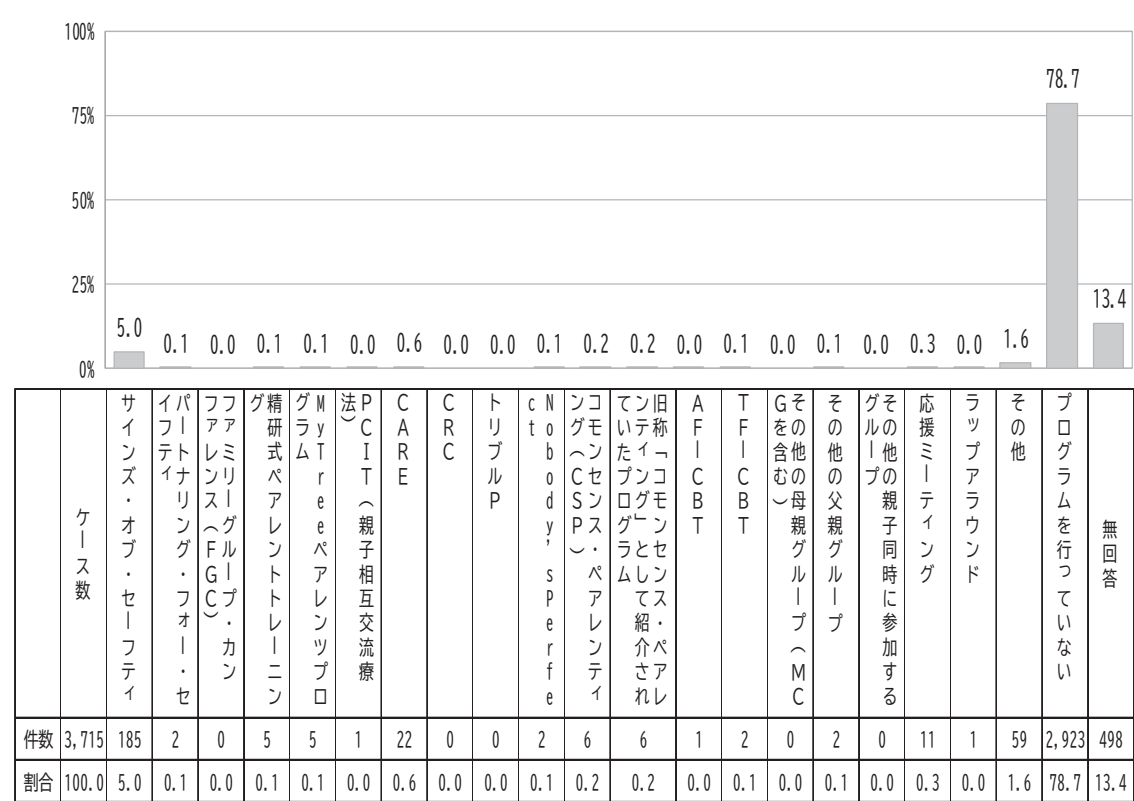
【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「児童福祉司」86.0%、「児童心理司」59.3%で、「児童心理司」の割合が減少していた。

40. 保護者、子ども、保護者と子ども(同席)へ実施したプログラム

(1)単純集計

「プログラムを行っていない」ケースが、78.7%を占めていた。実施されたプログラムでは、「サインズ・オブ・セーフティ」が 5.0%と最も多かった。



図表 209 保護者・子どもに実施したプログラム

【平成 30 年調査との比較】

平成 30 年調査では、「プログラムを行っていない」ケースが多数を占めていたほか、「サインズ・オブ・セーフティ」が最も多く、今回調査でも同様の傾向が見られた。

(2)クロス集計

ア 虐待種別と実施したプログラムのクロス表

プログラムを実施した割合が非常に低いので慎重な解釈が必要だが、「サインズ・オブ・セーフティ」は、身体的虐待、心理的虐待に実施されていた。CARE は、身体的虐待、心理的虐待、心理的虐待(DV 目撃)と幅広く種別で実施されていた。

		合計	Q7虐待の種別_最も主たる虐待種別						
			身体的虐待	ネグレクト(3を除く)	ネグレクト(同居人等による虐待の放置)	性的虐待	心理的虐待(6を除く)	心理的虐待(主としてDV目撃)	無回答
	全体	7,376	24.8	13.7	1.4	1.5	25.4	32.8	0.4
Q40保護者、子ども、保護者と子ども(同席)に行ったプログラムやアプローチがあれば選んでください	サインズ・オブ・セーフティ	185	42.7	17.8	2.2	2.7	29.7	4.9	0.0
	パートナーリング・フォー・セイフティ	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	ファミリーグループ・カンファレンス(FGC)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	精研式ペアレントトレーニング	5	40.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0
	My Tree ペアレンツプログラム	5	20.0	60.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	P C I T (親子相互交流療法)	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C A R E	22	36.4	9.1	0.0	4.5	27.3	22.7	0.0
	C R C	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	トリプルP	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	Nobody's Perfect	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	コモンセンス・ペアレンティング(CSP)	6	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	旧称「コモンセンス・ペアレンティング」として紹介されていたプログラム	6	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	A F - C B T	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	T F - C B T	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の母親グループ(MCGを含む)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の父親グループ	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	その他の親子同時に参加するグループ	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	応援ミーティング	11	36.4	9.1	18.2	0.0	18.2	18.2	0.0
	ラップアラウンド	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	59	23.7	8.5	5.1	1.7	30.5	30.5	0.0
	プログラムを行っていない	2,923	27.7	15.1	1.3	1.9	24.8	28.9	0.4
	無回答	498	21.9	17.7	2.0	2.8	19.3	36.1	0.2

図表 210 虐待種別と実施プログラムのクロス

イ 虐待の重症度と実施したプログラムのクロス

「サインズ・オブ・セーフティ」「精研式ペアレントトレーニング」は、軽度虐待、中等度虐待での実施が多く、「TF-CBT」「その他の父親グループ」は重度虐待に実施されていた。

		合計	Q8虐待の重症度 について、評価してください						
			虐待の危 惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危 険あり	不明	無回答
	全体	7,376	654	4,826	1,428	258	25	105	80
		100.0	8.9	65.4	19.4	3.5	0.3	1.4	1.1
Q40保護者、子ども、保護者と子ども（同席）に行ったプログラムやアプローチがあれば選んでください	サインズ・オブ・セーフティ	185	6	107	56	14	2	0	0
		100.0	3.2	57.8	30.3	7.6	1.1	0.0	0.0
	パートナリング・フォー・セーフ	2	0	1	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	ファミリーグループ・カンファレン	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	精研式ペアレントトレーニング	5	0	3	2	0	0	0	0
		100.0	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	My Tree ペアレンツプログラム	5	0	0	5	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	P C I T（親子相互交流療法）	1	0	0	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C A R E	22	0	16	3	3	0	0	0
		100.0	0.0	72.7	13.6	13.6	0.0	0.0	0.0
	C R C	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	トリプルP	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	Nobody's Perfect	2	0	1	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	コモンセンス・ペアレンティング(C	6	0	3	1	2	0	0	0
		100.0	0.0	50.0	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	旧称「コモンセンス・ペアレンティ	6	1	1	1	2	0	1	0
		100.0	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0
	A F - C B T	1	0	1	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	T F - C B T	2	0	0	0	2	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	その他の母親グループ(MC Gを含	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の父親グループ	2	0	0	0	2	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	その他の親子同時に参加するグルー	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	応援ミーティング	11	1	3	6	1	0	0	0
		100.0	9.1	27.3	54.5	9.1	0.0	0.0	0.0
	ラップアラウンド	1	0	0	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	59	4	21	33	0	0	0	1
		100.0	6.8	35.6	55.9	0.0	0.0	0.0	1.7
	プログラムを行っていない	2,923	192	1,890	643	142	17	19	20
		100.0	6.6	64.7	22.0	4.9	0.6	0.7	0.7
	無回答	498	59	293	105	19	2	4	16
		100.0	11.8	58.8	21.1	3.8	0.4	0.8	3.2

図表 211 虐待重症度と実施したプログラムのクロス

ウ 子どもが属する世帯の経済状況と実施プログラムのクロス

「サインズ・オブ・セーフティ」は、課税世帯が 66.5%で、生活保護世帯は 5.9%であった。その他のプログラムでは、実施した割合が非常に低いので慎重な解釈が必要だが、生活保護世帯に対して、「パートナーリング・フォー・セーフ」「PCIT」が実施されていた。

		Q12子どもが属する世帯の経済状況について					
		合計	生活保護 法による 被保護世 帯	特別区民 税又は市 町村民税 の非課税 世帯（を 除く）	課税世帯	不明	無回答
	全体	7,376	7.0	4.1	53.1	31.4	4.5
Q40保護者、子ども、保護者と子ども（同席）に行ったプログラムやアプローチがあれば選んでください	サインズ・オブ・セーフティ	185	5.9	4.3	66.5	21.6	1.6
	パートナーリング・フォー・セーフティ	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	ファミリーグループ・カンファレンス（FGC）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	精研式ペアレントトレーニング	5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	My Tree ペアレンツプログラム	5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	PCIT（親子相互交流療法）	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	CARE	22	0.0	0.0	90.9	4.5	4.5
	CRC	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	トリプルP	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	Nobody's Perfect	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	コモンセンス・ペアレンティング（CSP）	6	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	旧称「コモンセンス・ペアレンティング」として紹介されていたプログラム	6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	AF-CBT	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	TF-CBT	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	その他の母親グループ（MCGを含む）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の父親グループ	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	その他の親子同時に参加するグループ	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	応援ミーティング	11	0.0	9.1	63.6	27.3	0.0
	ラップアラウンド	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	その他	59	8.5	5.1	52.5	30.5	3.4
	プログラムを行っていない	2,923	9.4	3.9	57.3	25.2	4.2
	無回答	498	5.8	5.0	52.4	31.1	5.6

図表 212 子どもが属する世帯の経済状況と実施プログラムのクロス

小括

ケースごとの援助内容に関して、援助プランを作成しているケースの比率は、平成 30 年調査の結果に比べ、わずかな増加にとどまっていたが、虐待を行った者の児相の援助に対する態度の項目では、「(児相の)働きかけに応じる」が 65.6%と過半数を超え、「当初は働きかけに応じなかったが、現在は応じる」4.3%を加えると、70%近くが、児相の働きかけに応じる態度を示していた。

この変化は、虐待加害者逮捕の報道などから、児童虐待に関する社会的関心が集まる中で、養育者も、児相の働きかけに応じるべきと考える傾向にあると思われる。また児相側も、保護者支援において、暴力や叱責に代わるペアレンティングスキルの提示など、援助内容を具体的に養育者に示せるようになってきた成果とも考えられる。特に、援助プランを作成している事例の割合は、虐待種別で見ると、今回の調査では性的虐待が最も多く、児相の心理司が担う援助として、性的虐待をはじめとするトラウマに関する心理教育や、TF-CBT などエビデンスに基づくプログラムの有効性が認知されてきたと思われる。

一方で、受理時点での虐待を行った者の虐待についての考え方の項目で見ると、「行為も虐待も認めない」「行為は認めるが、虐待は認めない」態度を示した虐待者は、「働きかけに応じない」報告が多く、虐待として認めず、援助を受ける動機づけも乏しい養育者に対して、どのように働きかけていくかなど、養育者の援助方法に対する動機づけは、今後も重要な課題と思われる。

また児相の人員配置が手厚くなる中で、児相における親子への援助の状況は、「保護者に対して援助」が 42.4%、「子どもに対して援助」が 20.3%、「保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」が 11.2%で、平成 30 年調査と比較すると、いずれも増加していた。この変化は、令和 4 年児童福祉法改正に伴い、親子再統合支援事業が都道府県の事業として新たに規定され、外部機関への委託を含めて、親子関係再構築支援の取り組みが推奨されている影響も大きいと思われる。

一方で、保護者及び子どもに対する援助に関して、児相における担当者は、児童福祉司の割合が圧倒的に多く、児童心理司が担当する割合は、平成 30 年調査よりも減少していたほか、援助として何らかのプログラムを「実施していない」との回答が 78.7%と大多数を占めていたことから、保護者と子どもに対する援助に関して、心理司の専門性を活かした介入を導入することが未だ難しい現状も示された。

これらの結果からは、平成 30 年調査の時点に比べ、近年は、トラウマインフォームドケアの概念が急速に広まり、多くの傷つきを抱えた子どもと、その養育者に対して、事例に合わせた援助プランが求められているものの、多忙を極める現場では、援助プランの立案と実践には、未だ様々な課題があると考えられた。

IV 考察

2018 年(平成 30 年)に「児童相談所の実態に関する調査」(主任研究者森田展彰)の一環として「虐待ケースに関する児童相談所への悉皆調査によるケース分析」(以下、平成 30 年調査)が行われて 6 年が経過した。今回 2024 年(令和 6 年)調査は全国児童相談所長会主体で実施され、全国の児童相談所の皆さまにご協力を頂いた。日々の相談対応で忙しい中にもかかわらず、詳細な調査にご回答いただいたことに対してまずは感謝申し上げたい。

今回の調査結果は、前回調査結果と同様の傾向が見られる一方で、いくつかの点で変化が見られていた。今後さらに詳細な分析を行う予定であるが、現段階での調査結果概要を以下に示して、今後の課題を提示したい。

1. 機関調査

全国の児童相談所の虐待相談対応体制について基本的な状況を調査した。

まず、児童福祉司と児童心理司の配置では、前回平成 30 年調査に比べ、児童福祉司数は 91.6%増となり、児童心理司数は 120.4%増となっていた。前回調査と今回調査の間で、児童相談所の人員配置において大幅な増員が図られてきたことがわかる。ただ、児童福祉司に対する児童心理司の割合では、前回調査に続いて 50%を割っており、児童心理司の人員増は引き続き課題となっていると言える。

児童相談所内の専任部署体制では、虐待対応専任部署の設置率が 53.3%であり、前回調査とほぼ同率で設置状況に大きな変化は見られない。一方で家族支援専任部署の設置率は 29.8%であり、前回調査より若干設置率が増加した。近年の児童福祉法改正等を受けて、家族支援に関する組織的な取り組みがより重視されてきている現れだと言える。

保護者支援プログラムは 72.8%の児童相談所で実施されており、前回調査よりも 11 ポイント増加した。これも親子関係再構築支援が意識的に取り組まれるようになってきていることの現れと考える。このうち民間団体と連携して実施している割合は 31.0%であった。また、ソーシャルワークにおけるアプローチ方法としてサインズ・オブ・セーフティを活用している児童相談所は、一部のケースで実施している児童相談所を含めると 70.7%に上った。家族との関係性を構築しながらソーシャルワークを展開することが全国の児童相談所で意識的に行われるようになっていいると考えられる。

2. 被虐待児童調査(ケース調査)

全国 235 児童相談所から、調査期間中の受理事例 9,240 ケースの回答が得られた。そのうち、虐待ありとされた 6,883 ケースと不明(回答時点で虐待の有無が認定できていないケース)とされた 493 例、併せて 7,376 ケースを虐待ケースとしての分析対象とした。前回調査では、5 月 14 日から 5 月 30 日の 2 週間に受理した事例 7,636 ケースのうち 6,300 ケースを虐待ケースとして分析対象とした。今回の調査期間は 12 日間であり、前回調査期間 17 日間よりも 5 日少ないが、受理ケースは 1,604 ケース、虐待ケースは 1,076 ケース増加した。

(1) 相談を受理した子どもの年齢について

受理した子どもの年齢は、6～11 歳が最も多かった。前回調査では、1～5 歳が最も多く、順位が入れ替わった。また、12～14 歳、15 歳以上の割合が増加しており、全体に年齢層が高くなってきていると言える。児童本人が通告経路の事例は、15 歳以上で比率が高くなっており、また、通告してきた機関が子ども本人からの申し出を受けて通告した比率も 12 歳以上で高くなっていた。年齢層の高い子どもからの発信が増大しており、それにともない相談対応に求められる視点やスキルが変化してきていると考えられる。このことは一時保護所での対応や社会的養護における対応の困難度にかかわってきている可能性がある。なお、年齢層別に虐待種別を見ると、1 歳未満と 1～5 歳では、心理的虐待(主としてDV目撃)の比率が高いが、6 歳以上では身体的虐待の比率が高く、年齢層が高いほどその比率が増大していた。

上記と関連していると考えられることとして、虐待を行った者の年齢においても、前回調査に比べて 20 代の比率が低下し 50 代の比率が増大しており、平均年齢は 37.4 歳から 38.9 歳に上がっていた。

(2) 通告経路について

警察からの通告が 49.6%であり、前回調査よりさらに比率が増えた。2 番目に多いのが近隣知人であるが前回調査よりは比率が下がった。一方で学校からの通告比率が若干増大していた。

通告経路別に虐待の有無を見ると、児童家庭支援センター、警察及び保健所・保健センターでは虐待ありが 90%を超えていた。一方で、近隣知人、民生・児童委員・主任児童委員からの通告は虐待非該当が 30%を超えていた。全体での虐待非該当率は 11.7%であり、前回調査よりも比率が低下している。

通告経路と虐待種別の関係を見ると、虐待を行った本人、児童本人、市区町村こども家庭センター、保健所・保健センター、保育所・認定こども園、学校、児童館等では身体的虐待が 40%前後を占めていた。一方で、警察からの通告は半分が心理的虐待(主としてDV目撃)であった。児童本人、近隣知人、児童発達支援センター等では心理的虐待(主としてDV目撃を除く)の比率が高く、医療機関ではネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)の比率が高かった。通告経路による気づきの相違が虐待種別の相違となって現れている。

通告経路別に虐待重症度を見ると、保健所・保健センターで生命の危険ありの比率が高く、医療機関で重度虐待の比率が高かった。一方で警察からの通告は 7 割が軽度虐待であり、虐待を行った本人、児童本人からの通告も軽度虐待が 7 割前後を占めていた。近隣知人からの通告は、虐待の危険ありと軽度虐待を合わせて 8 割近い比率となっていた。警察、近隣知人からの通告事例は軽度事例の比率が高いのは前回調査と同様であった。

(3) 子ども本人からの申し出について

今回の調査では新たな調査項目として、子ども本人からの申し出がどの程度を占めていたかを質問した。すなわち通告経路が児童本人以外の場合に、その通告は子ども本人からの申し出を受けて行われたかどうかを尋ねたものである。

それによると、子ども本人からの申し出を受けて行った通告は 11.5%を占めていた。年齢層別にみると 12～14 歳で 20.0%、15 歳以上では 24.5%となっていた。通告経路別に見ると、児童館で

は 83.3%と高く、学校で 38.0%、放課後等デイサービスで 26.3%、幼稚園で 20.7%、放課後児童クラブで 20.0%、保育所・認定こども園で 19.2%と、子どもの所属機関での比率が高かった。こうした機関では子どもとの関係性の中で子どもの声を把握することができるという重要性があらためて明確になったと言えよう。

(4) 児童相談所から市区町村への直接送致について

今回の新たな調査項目として、児童相談所で受理したものの児童相談所では調査せずに、直ちに市区町村に送致したかどうかについて尋ねた。児童相談所と市区町村の役割分担の中で、こうした取り扱いが進められている自治体があることから全体としての傾向を把握しようとしたものである。

それによると児童相談所から市区町村へ直ちに送致した事例は 9.4%であった。特定の自治体に集中して多く見られていた。市区町村へ送致した事例を通告経路別に見ると、近隣知人からの通告ではそうした取り扱いが 14.7%、警察からの通告で 11.3%と高かった。これらの通告経路は軽度虐待の比率が高く、そのことが児童相談所の判断に影響しているものと思われる。

なお、機関調査では、市町村送致に関する具体的なルールがあると回答した児童相談所は 51.5%であった。

(5) 虐待重症度について

虐待の重症度については、軽度虐待が 65.4%と最も高かった。前回調査と比べると、虐待の危険ありが 10 ポイント低下し、中度虐待も 5 ポイント低下した。一方で軽度虐待が 18 ポイント増大していた。重度虐待と生命の危険ありはほとんど変化がなかった。重症度の高い事例の比率に変化はないが、軽度虐待の割合が増大したという結果であった。

男女別にみると、中度虐待またはそれよりも軽度の事例では男子が多く、重度虐待及び生命の危険あり事例では女子が多い。特に生命の危険ありでは、女子の方が 8 ポイント高い結果だった。また、在学状況と比べると、家庭にいる乳幼児の事例では虐待の危険ありも比率が高いが、重度虐待と生命の危険ありでも比率が相対的に他の区分よりも高かった。家庭にいる乳幼児、そして女子での重症度の高い事例への着目が必要だと思われる。

(6) 虐待を行った者の状況や家庭・家族の状況について

虐待を行った者の就労状況や子どもが養育されている家庭・家族の状況については、これまでの調査と比較して変化が見られた。

まず、虐待を行った者の就労状況について、正規雇用が 51.2%を占めており、前回調査よりも 6 ポイント、さらに前々回平成 25 年調査と比べると 16 ポイント増加していた。非正規雇用、家事専念の比率は前回調査よりも低下した。これと関連する可能性があることとして、虐待を行った者が実父の比率が、前回調査よりも 2 ポイント、平成 25 年調査よりも 8 ポイント増えていたが、虐待を行った者が実父である事例の比率が増えている以上に正規雇用が増大していた。

こうした変化は、子どもが養育されている家庭・家族の状況の変化にもみられている。前回調査から、被虐待児童が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況の質問項目を、ACEs

(Adverse childhood experiences:小児期逆境体験)研究の質問項目を取り込んだ上で、従来の質問項目も合わせた形で質問している。

その結果、夫婦間不和が 35.0%で最も多く、次にひとり親家庭が 24.3%、養育者の別居又は離婚が 18.1%と続いた。前回調査では上位二つは同様だが 3 番目が DV で 24.0%あった。そして前回調査に比べて、夫婦間不和は 2 ポイント増、ひとり親家庭は 2 ポイント減であった。今回調査では、DV が 17.5%に低下していた。

さらに、経済的な困難は 16.8%から 13.3%に、不安定な就労が 8.6%から 6.3%に、非血縁の親子関係(前回調査ではステップファミリーという選択肢)が 11.4%から 5.3%に、親族・近隣・友人等からの孤立が 3.7%から 2.2%に減少していた。

なお、平成 25 年調査は選択肢が異なるものの、虐待者の心身の状態が 32.2%と最も多く、次に経済的な困難が 26.0%、ひとり親家庭が 24.2%と続いており、夫婦間不和は 21.0%であった。この 10 年の間で、被虐待児童が生育期において経験した家庭・家族の状況に変化が見られることがわかる。

総じて、経済的な困難の比率の減少、夫婦間不和の比率の増加が大きく、また、不安定な就労、親族・近隣・友人等からの孤立、非血縁の親子関係といった項目の減少が見られる。前回と今回については、DVの比率の減少が見られた。虐待の背景にある家族の困難が、従来の経済的な困難を中心とした複合的課題から夫婦間の問題に移ってきているように思われる。

こうした家庭状況の変化は、虐待種別の割合変化と連動している可能性がある。今回調査での割合は、心理的虐待(主としてDV目撃)が最も多く 32.8%であり、次に心理的虐待(主としてDV目撃を除く)、3 番目に身体的虐待という順番であった。平成 30 年調査の虐待種別割合構成は今回調査とはほぼ同じであったが、今回はネグレクトの割合が若干減少していた。ところが平成 25 年調査では身体的虐待が最も多く 32.7%であり、次にネグレクト(虐待放置以外)が多く、心理的虐待(DV目撃)は 4 番目で 16.7%であった。背景となっている家庭状況の変化が虐待種別構成の変化として現れている可能性がある。なお、それぞれの要因は他の要因と絡み合っているため、相互の関連性をさらに詳しく見ることで、家庭の状況についてより詳細な把握が可能となると思われる。今後の課題としたい。

ところで、虐待種別と家庭・家族の状況のクロスを見ると、ネグレクトでは、経済的な困難の比率が高く、ネグレクト(同居人等による虐待の放置)で 33.0%、ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)で 28.6%と高く把握されていた。またひとり親家庭は、ネグレクト(同居人等による虐待の放置)で 50%を超えていた。両虐待種別では他の家族状況の項目も一様に比率が高い。ネグレクト事例では経済的困難を中心とした複合的な課題が家族の背景にあることは変わっていないと考えられる。

また、生命の危険ありでは経済的な困難とひとり親家庭の比率が 36.0%と高く、中度虐待では、DVと夫婦間不和及び養育者の別居又は離婚といった家族関係の問題の比率が高い。ここでも重症度の高い事例で、複合的な困難を抱える家庭が多いことが想定される。

この項の最後に触れておきたいのは、虐待を行った者の生育歴について不明が 63.1%に上っていたことである。虐待の相談対応における家族支援では、保護者の育ってきた経過やこれまでたどってきた人生そしてその思いを聴かせていただき、その深い理解の基に支援のあり方を共に

考えていくことが求められる。現状では十分な聞き取りを行えていないことが考えられ、保護者からの聴き取りについてどのように充実を図っていくか、今後の検討が必要だと思われる。

(7) 受理及び面接について

虐待ケースとして分析対象とした事例について、新規受理は 50.1%であり、前回調査から 10 ポイント減少していた。また、過去に虐待で受理して、今回も虐待として再受理した事例が 42.5%であり、前回調査から 10 ポイント増えていた。再受理の比率が高い虐待種別は、ネグレクト(同居人等による虐待の放置を除く)と心理的虐待(主として DV 目撃を除く)であった。また、性的虐待、心理的虐待(主として DV 目撃を除く)、心理的虐待(主として DV 目撃)での新規受理減少、再受理増加が著しかった。中断はあるものの継続してかかわっている事例が多いと思われる。児相がいったん終結して市区町村対応となり、再度市区町村からの連絡で相談対応を再開している可能性もある。あるいは、前回受理による相談対応が十分に行えないままに終結になっていた可能性も考えられる。

次に、児相の相談対応における子どもと保護者との面接について見てみよう。子どもと面接を行った事例は 47.0%であり、半数に達していない。年齢層では 1 歳未満と 1～5 歳で面接を行っていない事例の方が多い。また、心理的虐待(主として DV 目撃)では 65.6%が実施しておらず、心理的虐待(主として DV 目撃を除く)でも 57.5%で実施していない。

さらに児童心理司による子どもとの面接について見ると、行った事例は 2 割に達しなかった。性的虐待での児童心理司による面接実施率は高かったが、それでも面接を行っていない事例の方が多かった。しかも、前回調査よりも性的虐待での児童心理司面接率が 20 ポイント以上減少していた。児童心理司が子どもと会えていない現状が明らかになったと言える。児童心理司の増員が図られてきたが、それでも児童心理司が適切に機能することができる体制が整備されていないことが考えられる。児童心理司が子どもと十分に面接を行えるような体制をいかに構築していくかが課題となっていると思われる。

保護者との面接は、27.7%の事例で行っていない。主たる虐待者との面接の有無を尋ねた質問では、会った比率は 6 割あったが、主たる虐待を行った者・従たる虐待を行った者ともにあっていない比率が 3 割であった。前回調査よりも主たる虐待を行った者に会った比率が微増しているが、虐待を行った者に面接を確実に行えるように引き続き検討する必要がある。

(8) 一時保護の実施について

虐待ケースとして分析対象とした事例のうち、一時保護を行った事例は 11.8%であった。前回調査では 13.4%、前々回調査では 21.6%であり、調査ごとに比率が低下している。子どもの年齢層別にみると、12～14 歳、15 歳以上で一時保護実施割合が相対的に高かった。これらの年齢層では、子ども本人からの申し出を受けて通告された比率が高く、子ども本人が一時保護を求めている可能性がある。

一時保護を行わなかった理由では、虐待はあったが一時保護が必要であるとの判断に至らなかった比率が 74.1%であった。子どもが一時保護に同意しなかった比率は 1.4%だったが、12～14 歳、15 歳以上では相対的に高かった。前述と矛盾するようではあるが、年齢層が高い子どもの事例で一時保護に結び付かない事例が見られている。性的虐待で子どもが一時保護に同意しな

かった比率が 15.8%と高い。こうした事例での対応に児童相談所では様々な工夫が行われているものと思われる。

一時保護に関する傾向の中で特筆すべきこととして、保護者の同意の有無を挙げたい。保護者が最初から同意した比率が 75.3%と高く、最初は不同意でその後同意も含めると 86.1%に達した。最初から同意は前回調査に比べて 9 ポイント増であり、さらに前々回調査に比べると 17 ポイント増である。特に重症度別での生命の危険あり事例で、前回調査に比べて 30 ポイント増であった。

保護者による同意が増えていることと関連する可能性がある項目として、虐待を行った者の虐待についての考え方について見てみたい。今回調査では、虐待を認めて援助を求めている事例が 23.5%で、虐待を認めない事例は全体で 16.6%であった。前回調査では、虐待を認めない事例が 21.4%、前々回調査では 30.8%であり、調査ごとに減少している。虐待否認事例の割合が低下してきていることがうかがえる。

一時保護における調査保護について見てみよう。一時保護を行った理由（複数回答）が調査を必要としたためという事例は 60.2%であった。同じ項目が前回調査では 45.4%であり、前々回調査では選択肢が異なるものの 33.2%であった。調査保護が着実に増えていることがわかる。法改正等による環境が整ってきて、調査保護に積極的に取り組めるようになってきたと考えられる。

一時保護解除時の理由では、保護者への引き取りが 70.4%と高かった。この比率もまた、前回調査では 62.3%、前々回調査では 56.0%であり、調査ごとに増大している。また、里親等委託・施設入所は合わせて 17.5%であったが、前回調査は 25.0%、前々回調査は 35.6%であり、この比率も調査ごとに減少している。保護者への引き取りが増え、社会的養護の割合が減ってきている。地域機関との連携による支援が充実されて家庭での養育を支えることが可能となってきたとすれば積極的に評価できるが、社会的養護の枠が不足して措置が困難な状況がある、あるいは措置の同意を取ることが難しくなっていることが背景にあるとすれば、地域資源不足やソーシャルワーク力の問題として状況の打開が求められる。後者の課題があるとすれば、先に触れた再受理割合が増大していることと関連している可能性もある。これらの背景について調査からは詳細を把握できないが、上記のような両面からの評価ができるのではないだろうか。

(9) 児童相談所による援助内容について

子どもや保護者に対する児童相談所の援助については、前回調査に比べて保護者に対する援助が 20 ポイント、子どもに対する援助が 9 ポイント、保護者と子ども同席での援助が 5 ポイントそれぞれ増えていた。総じて援助が良く行われるようになっていることがわかる。

ただ、保護者援助における児童相談所での対応者では、児童福祉司は 96.3%であったが、児童心理司は 17.4%に過ぎなかった。前回調査では児童心理司が 30.2%対応しており比率の低下が見られた。また、子どもへの援助では、児童心理司が 45.8%と高くなるが、前回調査では 59.3%であり、比率の低下が見られた。このように児童心理司が援助に十分に関与できていない状況が見られる。児童心理司が面接を行った事例では、子どもの心身のダメージが改善された及びある程度改善された事例が 40%を超えていた。すでに述べた通り、児童心理司の増員と、児童心理司が果たすべき役割の見直しが求められていると考える。

保護者や子どもに対して実施したプログラムについては、未実施が 78.7%と実施率が高くはなかった。親子関係再構築支援の充実が求められ、保護者支援プログラムについてもさまざまな手

法の普及が進められてはいるが、実際には必ずしも積極的に活用されていない可能性がある。親子関係再構築支援は必ずしも保護者支援プログラムを活用することだけが求められるのではないが、支援する上で必要と思われる場合には、子どもと保護者と対話を繰り返しながら、その有効性の理解を求め、プログラムにつなげていくソーシャルワーク力が必要となる。このようなソーシャルワーク力が児童相談所の現状の中で十分に機能しているかどうか検証が必要と考える。

虐待対応が単に注意喚起として終わるのではなく、子どもと保護者の困難を理解し、その家族歴や成育歴情報を豊富に収集したアセスメントを通して、必要な地域サービスや改善プログラムにつなげていくことがなされなければならない。そしてその取り組みでは、子どもや家族を主体にしながらともに考えていく姿勢が求められる。こうした対応が不十分な場合、いったん終結したとしても再受理につながっていることも想定されるのではないだろうか。

(10) 子どもと保護者の改善度について

保護者の改善度については、養育行動や状況が改善した事例とある程度改善された事例を合わせると6割近かった。しかし前回調査と比較すると、両事例ともに9ポイント減であった。今回調査では改善度が不明とする回答が27.0%に及んでおり、先述の保護者と面接を行っていない事例割合に近い。保護者と十分に面接して状況を把握することができていないことが想定される。

子どもの心身のダメージが改善した事例は、改善がはっきりと認められる事例とある程度改善された事例を合わせて20.0%であった。改善度は前回調査に比べて若干減少した。子どもの改善が認められる事例では、保護者が児童相談所の働きかけに応じる割合が高い。一方で、子どもの心身のダメージが悪化した事例で保護者が児童相談所の働きかけに当初は応じていたが現在は応じない事例と働きかけに応じない事例の比率が高かった。保護者との丁寧な関係づくりが子どもの回復のためにも求められていると言えるだろう。なお、子どもの心身のダメージが悪化した事例は現在一時保護中の事例の比率が29.7%と高かった。一時保護を必要とする子どもに対する支援の困難性がうかがえる結果だと思われる。

(11) 児童相談所が行っている援助について

調査時点(10月1日時点)でのケースの取り扱いについては、すでに終結している事例が64.4%と多かった。前回調査に比べて調査継続中の比率が高くなっていた。

援助を行っている事例は21.0%であったが、そのうちでは継続指導が71.6%、児童福祉司指導が16.4%となっていた。児童福祉司指導がとられている比率が低いことがわかる。さらに、児童福祉施設入所措置・指定発達支援医療機関委託及び里親・小規模児童養育事業委託を合わせると8.1%であり、前回調査に比べると10ポイント近く減少していた。社会的養護での支援が減少しており在宅での支援が増大している結果であった。この点については一時保護解除の理由のところで述べたことと同様に両面からの指摘ができるとと思われる。

以上述べてきたように、今回調査では前回までの調査と比較して、保護者の虐待否認事例が減少し、一時保護の同意を得られる比率と一時保護後の家庭引き取りの比率が増え、社会的養護の枠内での支援事例比率が減少していた。これは、保護者への働きかけを丁寧に行い、調査目的の保護への理解を得、支援関係を構築しながら地域関係機関とも連携し、在宅での支援への理解を得たソーシャルワークが進んできていると評価することも可能であろう。一方で、子どもへの面接や

特に児童心理司による面接が行われた比率が減少していることや、具体的な支援サービスあるいは保護者支援プログラムにつなげた事例が少ないことが課題として挙げられる。

この他、本考察では触れなかった子どもの生育歴や虐待により生じたと思われる子どもの精神症状などの調査結果について、さらに検討して今後の支援のポイントを探ることが必要だと考える。

本調査研究では、2 年目に今回の調査結果をさらに詳細に分析することとしている。本稿はその第 1 報となるものである。児童相談所の皆さまからのご意見をいただきながら引き続き検討を続けていきたい。

最後に、詳細な調査にご回答いただき貴重な資料をご提供いただいた全国の児童相談所の皆さまにあらためて心から感謝を申し上げたい。

資料編

令和6年度全国児童相談所長会定例調査
「児童相談所の相談体制のあり方に関する調査」
調査結果報告書

令和6年度 児童相談所 機関調査票

令和6年度 被虐待児童調査(ケース票)

令和6年度 児童虐待相談のケース分析に関する調査 児童相談所 機関調査票

●回答の締切は令和6年11月8日（金）です

●回答方法とセル色の説明

	単数回答、選択肢番号を直接記載あるいはプルダウン
	複数回答、あてはまる選択肢番号を記載
	数字を記載
	文字を記載、記載内容のすべてがセル内に表示されなくても、記載内容は保存されています

↓ここから質問が始まります。

Q1 都道府県・政令市・児童相談所設置市名

Q2 児童相談所名

Q3 回答者役職名・氏名・連絡先・メールアドレス

※記載内容について確認をさせていただく場合があるため、ご氏名や連絡先等のご記載をお願いします。
※なお、この情報は本調査の目的のためだけに使用します。

役職名		電話番号	
氏名		メールアドレス	

Q4 今年度の貴児童相談所の相談体制について伺います。

4-1. 以下の各職種の人数をお答えください。

※2024年4月1日現在の実配置人数。いずれもS V及び会計年度任用職員を含む。

職種	人数	左の内、虐待相談に 関与している職員の内数
児童福祉司		
児童心理司		
相談員		

4-2. 虐待対応専任部署設置の有無

	当てはまる 番号を入れる
--	-----------------

1. 有 2. 無

4-3. 家族支援専任部署設置の有無（親子関係再構築支援専任部署を含む）

	当てはまる 番号を入れる
--	-----------------

1. 有 2. 無

Q5 アセスメントシートの利用について伺います。虐待相談対応の際に、個々のケースの判断においてアセスメントシートを活用していますか。

※アセスメントシートとは、児童相談所の対応レベルを判断するための目安として使用されているもので、こども家庭庁の「子ども虐待対応の手引き」に示されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」や、その他自治体が定めて共通シートとして使用しているアセスメントシートのこと。

1. すべてのケースで活用している
2. ケースにより活用する場合と活用しない場合がある
3. 活用していない

当てはまる
番号を入れる

Q6 保護者支援プログラム（親子関係再構築支援のためのプログラムを含む）の実施状況について伺います。

※保護者支援プログラムとは、特定の手順に基づく手法や自治体独自に開発した手法などの専門的な援助方法のことを指します。

6-1. 保護者支援プログラム実施の有無

1. 有
2. 無

当てはまる
番号を入れる

6-2. 以下の設問は6-1で「1.有」と回答された児童相談所に伺います。実施しているプログラム名を下記の選択肢からすべて選んで回答してください。

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2, 3のように記載)

↓「16.その他」を選んだ場合、具体的にお書きください。

- | | |
|---|------------------------------|
| 1. 精研式ペアレントトレーニング | 10. A F-C B T |
| 2. My Treeペアレンツプログラム | 11. T F-C B T |
| 3. P C I T（親子相互交流療法） | 12. その他の母親グループ
(M C Gを含む) |
| 4. C A R E | 13. その他の父親グループ |
| 5. C R C | 14. その他の親子同時に参加するグループ |
| 6. トリプルP | 15. 応援ミーティング |
| 7. Nobody's Perfect | 16. その他 |
| 8. コモンセンス・ペアレンティング（C S P） | |
| 9. 旧称「コモンセンス・ペアレンティング」
として紹介されていたプログラム | |

6-3. 上記プログラム実施における市区町村との連携の有無

※複数のプログラムを実施している場合、1つでも連携しているプログラムがあれば有と回答してください。

1. 有
2. 無

当てはまる
番号を入れる

6-4. 6-3で「1.有」の場合、どのプログラムで具体的にどのように連携されていますか。

プログラム番号	具体的連携方法

6-5. 上記プログラムの実施における民間団体との連携の有無

※複数のプログラムを実施している場合、1つでも連携しているプログラムがあれば有と回答してください。

1. 有

2. 無

当てはまる
番号を入れる

6-6. 6-5で「1.有」の場合、どのプログラムで具体的にどのように連携されていますか。

プログラム番号	具体的連携方法

Q7 貴児童相談所のソーシャルワークにおける家族に対するアプローチ方法について、以下1)～4)の考え方を組織的に導入されていますか。

1. 組織的に導入している
2. 組織的に導入していないが、一部のケースで実施している
3. 実施していない

当てはまる
番号を入れる

1) サインズ・オブ・セイフティ

2) パートナリング・フォー・セイフティ

3) ファミリーグループ・カンファレンス (FGC)

4) ラップアラウンド

5) その他家族とともに歩むアプローチを導入されている場合、具体的にお書きください。

Q8 市町村送致に関する具体的なルール（貴自治体全体としての市町村送致に関する考え方及び方法に関する取り決めや合意事項）はありますか。

1. 有

2. 無

当てはまる
番号を入れる

～ご協力をいただきありがとうございました～

令和6年度 児童虐待相談のケース分析に関する調査 被虐待児童調査(ケース票)

【ケース調査の留意点】

この調査票は、令和6年5月13日（月）から5月24日（金）までの間に全国の児童相談所で児童虐待相談として受理（再受理を含む）した全事例（全ケース）を対象に、事例（ケース）ごとに担当された児童福祉司の方にご記入いただくものです。

※事例（ケース）ごとに、この調査票を使用してください。

【本調査の目的】

児童相談所が受理した児童虐待相談事例について、その特徴や背景を明らかにするとともに、受理後の対応及び援助経過を調査し、児童相談所の児童虐待対応の現状を把握します。また、全国児童相談所長会が5年に1回実施してきているこれまでの児童虐待相談事例調査と比較することで、現在の児童虐待相談事例の特徴及び児童相談所の援助内容の変化を把握します。

それらをもって、今後の子どもや家庭への援助方法や虐待予防のあり方を検討する上で役立てることを目的として実施します。

【調査の構成】

質問は全部で40問であり、構成は以下のとおりとなっています。

項目によっては枝番号による追加質問があります。

- I. 被虐待児童について ⇒ Q1～Q12
- II. 虐待を行った者について ⇒ Q13～Q18
- III. 虐待の要因、結果について ⇒ Q19～Q21
- IV. 児相の対応について ⇒ Q22～Q32
- V. 一時保護について ⇒ Q33～Q36
- VI. このケースに対する援助内容について ⇒ Q37～Q40

●回答の締切は令和6年11月8日（金）です

●回答方法とセル色の説明

	単数回答、選択肢番号を直接記載あるいはプルダウン
	複数回答、あてはまる選択肢番号を記載
	数字を記載
	文字を記載、記載内容のすべてがセル内に表示されなくても、記載内容は保存されています

↓ここから質問が始まります

都道府県・政令市・児童相談所設置市名

児童相談所名

事例（ケース）番号＊

＊事例（ケース）番号は、各児童相談所で回答事例に1番から番号をつけてください

以降、質問文における児童相談所は「児相」という表記で統一しています

I.被虐待児童について(受理時点の状況)

Q1 性別

(番号は1つ)

1. 男 2. 女 3. どちらでもない

Q2 受理時の年齢

年齢

か月

*0歳のみ月齢を記載してください

Q3 在学状況等

(番号は1つ)

1. 家庭にいる乳幼児
2. 幼稚園・保育所その他の保育施設
3. 小学校
4. 中学校
5. 高校
6. その他
7. 不明

(児相への通告)

Q4 虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか

(番号は1つ)

↓「27.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 1. 虐待を行った本人 | 14. 放課後等デイサービス |
| 2. その他の家族・親族 | 15. 学習塾等の学校外の教育機関 |
| 3. 児童本人 | 16. 児童発達支援センター |
| 4. 近隣知人 | 17. 里親 |
| 5. 民生・児童委員・主任児童委員 | 18. 児童家庭支援センター |
| 6. 市区町村こども家庭センター
又は市区町村の児童相談部門 | 19. その他の児童福祉施設 |
| 7. 保健所・保健センター | 20. 医療機関 |
| 8. 福祉事務所 | 21. 警察 |
| 9. 保育所・認定こども園 | 22. 家庭裁判所 |
| 10. 幼稚園 | 23. 子ども食堂などの民間の居場所 |
| 11. 学校 | 24. NPO等民間団体が開設する電話相談 |
| 12. 児童館 | 25. 地域子育て支援拠点 |
| 13. 放課後児童クラブ | 26. 当該の児童相談所職員 |
| | 27. その他 |

Q4-1 Q4で「3.児童本人」以外を選択した場合、当該通告元は児童本人からの申出を受けて通告していますか

(番号は1つ)

1. はい 2. いいえ 3. 不明

Q4-2 Q4で「6.市区町村こども家庭センター又は市区町村の児童相談部門」を選択した場合、そのケースは市区町村からの送致でしたか

(番号は1つ)

1. はい 2. いいえ 3. 不明

Q5 このケースは市区町村が初期調査や安全確認を行うことが適していると判断し、児相では調査等を行わずにただちに市区町村に送致しましたか

(番号は1つ)

1. はい 2. いいえ

↓
Q5で「1.はい」の場合、ここまでの入力を保存してこのケースの回答を終了してください
「2.いいえ」の場合は継続してください

Q6 実際にこのケースに虐待はありましたか

(番号は1つ)

1. 虐待あり
2. 不明 (回答時点で虐待の有無が認定できていないケース)
3. 調査の結果、虐待があったと確認できなかった

Q6で「3. 調査の結果、虐待があったと確認できなかった」の場合、ここまでの入力を保存してこのケースの回答を終了してください
それ以外の場合は継続してください

Q7 虐待の種別について

重複する場合は、主たる種別から順に各1つだけ回答、重複がなければ主たる種別のみに回答し、【B】では「ない」を選んでください

【A】最も主たる虐待種別

(番号は1つ)

【B】2番目に占めている虐待種別

(番号は1つ)

1. 身体的虐待
2. ネグレクト (3を除く)
3. ネグレクト (同居人等*による虐待の放置)
→ Q7-1へ
4. 性的虐待
5. 心理的虐待 (6を除く)
6. 心理的虐待 (主としてDV目撃)

*同居人等とは、保護者以外の同居人又は自宅に出入りする第3者

Q7-1 Q7で「3.ネグレクト (同居人等による虐待の放置)」を選択した方にお尋ねします

①実際に虐待を行った同居人とは誰ですか

児童本人との続柄又は関係性をご記入ください

②Q7-1①の人物が行った虐待の種別は何ですか〔複数回答可〕

1. 身体的
2. 性的
3. 心理的
4. ネグレクト

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2, 3のように記載)

Q8 虐待の重症度 について、別表Ⅱ【★】を参照し、評価してください

(番号は1つ)

別表Ⅱ【★】
※虐待の重症度基準
についてはコチラ

1. 虐待の危惧あり
2. 軽度虐待
3. 中度虐待
4. 重度虐待
5. 生命の危機あり
6. 不明

※リンクが効かない場合は別表Ⅱのシートを指定してください

- Q9** 被虐待児童の家族構成（受理時点で同居している人）について、判明している家族構成員すべてをご回答ください〔複数回答可、不明の場合は16を回答、必ず1つには回答〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「15.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|---------|------------------------|
| 1. 実父 | 9. 実のきょうだい |
| 2. 継父 | 10. 義理のきょうだい（異父・異母を含む） |
| 3. 養父 | 11. 祖父（実・義理を含む） |
| 4. 内縁の夫 | 12. 祖母（実・義理を含む） |
| 5. 実母 | 13. おじ |
| 6. 継母 | 14. おば |
| 7. 養母 | 15. その他 |
| 8. 内縁の妻 | 16. 不明 |

- Q10** 乳幼児健康診査の受診状況について、【A】【B】に回答してください

* 未就学児のみ回答してください

- | | | | |
|-------------|----------------------|---------|--|
| 【A】 1歳6ヶ月健診 | <input type="text"/> | (番号は1つ) | 1. 受診した（可能性が高い）
2. 受診していない（可能性が高い）
3. 年齢未到達
4. 不明 |
| 【B】 3歳児健診 | <input type="text"/> | (番号は1つ) | |

- Q11** 母子健康手帳の交付について * 未就学児のみ回答してください

- | | | |
|----------------------|---------|-----------------------------|
| <input type="text"/> | (番号は1つ) | 1. あり 2. なし 3. 不明 |
|----------------------|---------|-----------------------------|

* 母子手帳をなくした場合は「1.あり」と回答してください

- Q12** 被虐待児童が属する世帯の経済状況について

- | | | |
|----------------------|---------|--|
| <input type="text"/> | (番号は1つ) | 1. 生活保護法による被保護世帯
2. 特別区民税又は市町村民税の非課税世帯
(1.を除く)
3. 課税世帯
4. 不明 |
|----------------------|---------|--|

Ⅱ.虐待を行った者について

※虐待を行った者が複数いる場合は、主な者2人について主たる者を【A】に、従たる者を【B】に記入してください。従たる者がいない場合は「いない」をプルダウンしてください

※虐待によって子どもに一番深刻な影響を与えている者を「主たる者」と判断してください

- Q13** 虐待を行った者の続柄等

- | | | |
|----------|----------------------|--|
| 【A】 主たる者 | <input type="text"/> | 1. 実父
2. 継父
3. 養父
4. 内縁の夫 → Q13-1へ
5. 実母 → Q13-2～3へ
6. 継母
7. 養母
8. 内縁の妻 → Q13-1へ
9. 実のきょうだい
10. 義理のきょうだい
(異父・異母を含む)
11. 祖父（実・義理を含む）
12. 祖母（実・義理を含む）
13. おじ
14. おば
15. その他
16. 不明 |
| 【B】 従たる者 | <input type="text"/> | |

(【A】【B】それぞれ番号は1つ)

【B】 従たる者がいない場合は「いない」をプルダウンしてください

↓「15.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

Q13-1 Q13で「4.内縁の夫」「8.内縁の妻」を選択した方にお尋ねします

被虐待児と同居していますか

(番号は1つ)

1. 同居 2. 非同居 3. 不明

Q13-2 Q13で「5.実母」を選択した方にお尋ねします

妊婦健康診査の状況について

* 未就学児のみ回答してください

(番号は1つ)

1. 受けた 2. 受けていない 3. 不明

Q13-3 Q13で「5.実母」を選択した方にお尋ねします

出産時の状況について

* 未就学児のみ回答してください

(番号は1つ)

1. 通常に病院等で出産
2. 病院等への飛び込み出産
3. 自宅分娩
4. その他
5. 不明

Q14以降は、【A】主たる虐待を行った者のことをお答えください

Q14 虐待を行った者の年齢（受理時）

歳

* 不明の場合は、不明と記入してください

Q15 虐待を行った者の就労状況（受理時）

(番号は1つ)

1. 正規雇用（自営を含む）
2. 非正規雇用（パート等）
3. 内職
4. 家事専念（他に就労中の家族がいる場合）
5. 無職（4. 家事専念を除く）
6. 学生
7. その他
8. 不明

Q16 調査時（10月1日）における虐待を行った者の精神障害・知的障害やその疑いの有無

(番号は1つ)

1. 精神障害・知的障害やその疑いがある
→ **Q16-1～2へ**
2. 精神障害・知的障害やその疑いはない
3. 不明

Q16-1 Q16で「1.精神障害・知的障害やその疑いがある」を選択した方にお尋ねします

精神障害・知的障害やその疑いに対する調査時の治療・相談状況

(番号は1つ)

1. 治療・相談をしている
2. 治療・相談したが中断している
3. 治療していないと思われる
4. 不明

Q16-2 Q16で「1.精神障害・知的障害やその疑いがある」を選択した方にお尋ねします

精神障害・知的障害やその疑いの種類〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「10.その他の依存症又はその疑い」を選んだ場合は具体的にご記入ください

↓「11.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 統合失調症やその類縁疾患又はその疑い | 7. 発達障害又はその疑い |
| 2. 感情障害・うつ症状又はその疑い | 8. アルコール使用障害又はその疑い |
| 3. 不安障害・強迫性障害又はその疑い | 9. 薬物使用障害又はその疑い |
| 4. P T S D ・適応障害又はその疑い | 10. その他の依存症又はその疑い |
| 5. パーソナリティ障害又はその疑い | 11. その他 |
| 6. 知的障害又はその疑い | 12. 不明 |

Q17 主な虐待を行った者自身の生育時（18歳未満）の状況や体験

〔複数回答可、あてはまるものが1つもない場合は18、不明の場合は19を選択〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 両親とも死亡 | 12. 虐待を行った者の両親の別居又は離婚 |
| 2. ひとり親家庭 | 13. 虐待を行った者の生育家庭におけるDV |
| 3. 非血縁の親子関係 | 14. 虐待を行った者の生育家庭に |
| 4. 施設入所歴 | アルコールや薬物を乱用する人がいた |
| 5. 養子経験・里親委託歴 | 15. 虐待を行った者の生育家庭に精神障害の |
| 6. 生活保護受給家庭 | ある人がいた又はその疑いのある人がいた |
| 7. 虐待を行った者の親からの心理的虐待 | 16. 虐待を行った者の生育家庭に |
| 8. 虐待を行った者の親からの身体的虐待 | 自殺既遂又は未遂をした人がいた |
| 9. 虐待を行った者の親からの性的虐待 | 17. 虐待を行った者の生育家庭に刑務所 |
| 10. 虐待を行った者の親からの | に入った人がいた |
| 情緒的ネグレクト | 18. ないと思われる |
| 11. 虐待を行った者の親からの | 19. 不明 |
| 物理的ネグレクト | |

Q18 受理時点の虐待を行った者の虐待についての考え方

(番号は1つ)

1. 行為も虐待も認めない
2. 行為は認めるが、虐待は認めない
3. 虐待を認めているが、援助は求めている
4. 虐待を認めて、援助を求めている
5. 虐待を認めないが、援助は求めている
6. 不明

Ⅲ.虐待の要因、結果について

Q19 被虐待児童の生育歴等の状況〔複数回答可、ない場合は12、不明の場合13を選択〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「11.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 予期しない妊娠・計画
しない妊娠 | 8. 精神発達の遅れや知的障害又はその疑い |
| 2. 未熟児、低体重児 | 9. 発達障害又は疑い
(自閉症スペクトラム障害、ADHD、学習障害など) |
| 3. 双胎児、多胎児 | 10. 問題行動あり |
| 4. 出生時の長期入院 | 11. その他 |
| 5. 保護者との分離体験 | 12. ないと思われる |
| 6. 身体発達の遅れや障害 | 13. 不明 |
| 7. 病弱・慢性疾患 | |

Q20 被虐待児童が生育歴において経験したと思われる家庭・家族の状況

〔複数回答可、ない場合は22、不明の場合は23を選択〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「21.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 経済的な困難 | 14. ひんぱんな転居 |
| 2. 不安定な就労 | 15. 病気や障害を持つ家族の世話 |
| 3. ひとり親家庭 | 16. きょうだいが、今回の虐待を行った者
から現在又は過去に虐待を受けた |
| 4. 非血縁の親子関係 | 17. アルコールや薬物を乱用する人がいた |
| 5. DV | 18. 精神障害のある人又は
その疑いのある人がいた |
| 6. 夫婦間不和 | 19. 自殺（未遂）者がいた |
| 7. 夫婦間以外の家族間の不和 | 20. 家族で刑務所に入った人がいた |
| 8. 養育者の別居又は離婚 | 21. その他 |
| 9. 親族、近隣、友人等からの孤立 | 22. ないと思われる |
| 10. 若年出産 | 23. 不明 |
| 11. 育児疲れ | |
| 12. 育児に嫌悪感、拒否感情 | |
| 13. 狭い又は劣悪な住環境 | |

Q21 虐待により生じたと思われる被虐待児童の現在の精神症状

〔複数回答可、ない場合は19、不明の場合は20を選択〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「18.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

1. 虐待を行った者や特定の人、物、状況等に怯えることがある
2. 親の虐待を思い出させる場面や人、物を避ける
3. 表情が乏しい、感情表現が少ない、無反応、フリーズ
4. 感情が変化しやすい、泣き方怒り方が激しくおさまりにくい
5. 粗暴、暴言暴力、物に当たる
6. 寝付けない、夜中に何度も目覚める、朝起きられない、悪夢を見る
7. 落ち着きがない、集中が続かない、多動傾向
8. ちょっかいを出す、ベタベタする、他児への威圧や攻撃、大人への反抗、助けを求めないなど対人関係の問題がある
9. 自分を痛めつける、死にたいなどの言動がある
10. 万引き、金銭持出（カード無断使用含む）、火遊びなどがある
11. 年齢不相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける
12. 何ごとにも自信が持てない、自分は悪い子だと思う
13. 落ち込み、意欲低下
14. 引きこもり、不登校
15. 飲酒、薬物、風邪薬や咳止めなど市販薬・処方薬等の乱用
16. ゲームやインターネットへの依存
17. 明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動悸、息切れ、めまい、失声など）
18. その他
19. ないと思われる
20. 不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）

IV.児相の対応について

Q22 このケースの受理の状況について（受理時）

(番号は1つ)

1. 新規受理
2. 過去に別の相談種別で受理し、虐待としては今回が初めての受理
3. 過去に虐待で受理し、今回も虐待として再受理
4. 不明

【以下は、10月1日現在時点の状況をご回答ください】

（面接状況）

Q23 子どもとの面接の有無

* 一時保護となった場合には、一時保護所職員を除く児相職員とします

(番号は1つ)

1. あり
2. なし

Q24 このケースの相談受理後に、児童心理司による子どもへの面接を行いましたか

(番号は1つ)

1. 行った
2. 行っていない

Q25 保護者との面接の有無

(番号は1つ)

1. あり

2. なし

Q26 このケースの相談受理後に、主たる虐待を行った者に面接しましたか

* 面接に初期調査の家庭訪問も含む

(番号は1つ)

1. 会った
2. 従たる虐待を行った者には会ったが
主たる虐待を行った者には会っていない
3. (主たる虐待を行った者・従たる虐待を
行った者含めて) 会っていない

Q27 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催しましたか

(番号は1つ)

1. 開催した

2. 開催していない

(援助及びその結果)

Q28 相談受理後に、子どもに対して新たに地域の具体的なサービス導入をしましたか〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2, 3のように記載)

↓「11.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

1. 子どもを対象とした家庭訪問型支援
2. 子どもの医療機関の受診（精神科）
3. 子どもの医療機関の受診（小児科）
4. 保育所・認定こども園入所
5. 放課後児童クラブ利用
6. 児童館利用
7. 子どもの居場所事業（子ども食堂を含む）利用
8. 児童発達支援センター利用
9. 放課後等デイサービス利用
10. 短期入所（障害児施設）
11. その他
12. 新たなサービスを導入していない

Q29 相談受理後に、保護者に対して新たに地域の具体的なサービス導入をしましたか〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「13.その他の経済的支援」を選んだ場合は具体的にご記入ください

↓「14.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 1. 家庭訪問型支援 | 8. 性暴力被害者支援機関やサービス利用 |
| 2. ファミリーサポートセンター事業 | 9. 母子生活支援施設入所 |
| 3. ショートステイ・トワイライトステイ | 10. 生活保護受給 |
| 4. 保護者の医療機関受診（精神科） | 11. 児童扶養手当受給 |
| 5. 保護者の医療機関受診（精神科以外） | 12. 就学援助金利用 |
| 6. 保護者の依存症治療・相談機関利用 | 13. その他の経済的支援 |
| （依存症専門医療、精神保健福祉センター、自助グループなど） | 14. その他 |
| 7. DV被害者支援機関やサービス利用 | 15. 新たなサービスを導入していない |
| （配偶者暴力相談支援センター、民間のDV支援団体等） | |

Q30 調査時点（10月1日）の支援後の保護者の状況について、受理時と比較してお答えください

- (番号は1つ)
- | |
|------------------------------------|
| 1. 虐待の再発が起きないように養育の行動や状況が改善された |
| 2. 虐待の再発が起きないように養育の行動や状況がある程度改善された |
| 3. 養育の行動や状況は変わらない |
| 4. 養育の行動や状況はむしろ悪化した |
| 5. 不明 |

Q31 調査時点（10月1日）での支援後の子どもの心身のダメージについて、受理時と比較してお答えください

- (番号は1つ)
- | |
|---------------------------------|
| 1. 受理時にダメージがあったが、改善がはっきりと認められる |
| 2. 受理時にダメージがあったが、ある程度改善された |
| 3. 受理時にダメージがあったが、改善はない又はあまりない |
| 4. 受理時にダメージがあったが、悪化した |
| 5. 受理時にもともとダメージはなかった（又は明確でなかった） |
| 6. 不明 |

Q32 調査時点（10月1日）でのケースの取り扱い状況について、受理時と比較してお答えください

- (番号は1つ)
- | |
|---------------------------------------|
| 1. 援助方針を決定していない(調査継続中である)→Q33へ |
| 2. 援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている → Q32-1へ |
| 3. 援助方針を決定し、すでに終結している →Q32-2～3へ |
| 4. その他 →Q34へ |

Q32-1 Q32で「2. 援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている」と回答された方にお尋ねします

調査時点（10月1日）でどのような援助を行っていますか〔複数回答可〕

（回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2, 3のように記載）

↓「12.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

1. 継続指導 2. 児童福祉司指導（2号措置） 3. 児童委員指導（2号措置） 4. 市町村指導（2号措置） 5. 児童家庭支援センター指導（2号措置） 6. 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導（2号措置） 7. 障害者等相談支援事業を行う者の指導（2号措置） 8. 厚生労働省令で定める者への指導の委託（2号措置） 9. 児童福祉施設入所措置（27条1項3号）、指定発達支援医療機関委託（27条2項） 10. 里親、小規模住居型児童養育事業委託（27条1項3号） 11. 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅱ型・Ⅲ型含む）への入所 12. その他

Q32-2 Q32で「3. 援助方針を決定し、すでに終結している」と回答された方にお尋ねします
相談が終結した理由をお答えください〔複数回答可〕

（回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2, 3のように記載）

↓「5.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

1. 他機関（市区町村）に引き継いだため 2. 問題が解決して相談が必要なくなったと判断したため 3. 相談に来なくなり、関係が切れてしまったため 4. 転居等により、担当地区が変わったため 5. その他

Q32-3 Q32で「3. 援助方針を決定し、すでに終結している」と回答された方にお尋ねします
どのような形で終結しましたか

（番号は1つ）

↓「10.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

1. 助言指導 2. 継続指導終結 3. 他機関あっせん 4. 訓戒、誓約措置 5. 2号措置解除 6. 3号措置解除（児童福祉施設退所）、 27条2項措置解除（指定発達支援医療機関委託解除） 7. 3号措置解除（里親委託等解除） 8. 市町村への事案送致（第26条第1項第3号） 9. 自立援助ホームへの入所を解除 10. その他

V. 一時保護について

Q33 このケースの一時保護の有無

(番号は1つ)

1. 一時保護を行い、解除した → Q35、Q36へ
2. 現在一時保護中である → Q35へ
3. 一時保護は行っていない → Q34へ

Q34 Q33で「3.一時保護は行っていない」と回答された方にお尋ねします
一時保護を行わなかった理由について

(番号は主なものの1つ)

↓「8.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

1. 虐待はあったが、一時保護が必要であるとの判断に至らなかった
2. 虐待はあったが、問題が解消した
3. 虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた
4. 子どもが一時保護に同意しなかった
5. 調査中である
6. 接触が取れない、あるいは行方不明
7. 保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つからなかった
8. その他

Q35 Q33で「1.一時保護を行い、解除した」「2.現在一時保護中である」と回答された方にお尋ねします

Q35-1 どこで一時保護を行いましたか〔複数回答可〕

(回答例→選択肢1と2の場合は 1、2 又は 1, 2のように記載)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 所内 | 2. 委託 |
|-------|-------|

Q35-2 一時保護委託された場合、委託先をお答えください〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2, 3のように記載)

↓「4.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|-------|---------|
| 1. 施設 | 3. 医療機関 |
| 2. 里親 | 4. その他 |

Q35-3 保護した期間〔調査時点での保護期間〕

(番号は1つ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 1日 | 4. 1か月～2か月未満 |
| 2. 2日～7日 | 5. 2か月～3か月未満 |
| 3. 8日～1か月未満 | 6. 3か月以上 |

Q35-4 保護者の一時保護への同意の有無

(番号は1つ)

- | |
|------------------|
| 1. 最初から同意 |
| 2. 最初から不同意 |
| 3. 最初は同意でその後不同意 |
| 4. 最初は不同意でその後同意 |
| 5. 同意・不同意の意向が変わる |
| 6. 不明 |

Q35-5 一時保護を行った理由について〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「5.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 子どもの安全確保のため | 4. 短期入所指導のため |
| 2. 調査を必要としたため | 5. その他 |
| 3. 行動観察のため | |

Q36 Q33で「1.一時保護を行い、解除した」と回答された方にお尋ねします

一時保護終了時の一時保護解除の理由について

* 虐待を行った保護者との分離を条件に他方の保護者が引き取った場合は「7.その他」に記入してください

(番号は1つ)

↓「7.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | |
|------------------------------|
| 1. 保護者への引き取り |
| 2. 保護者以外の親族への引き取り |
| 3. 里親等委託 |
| 4. 施設入所 |
| 5. 他の児童相談所へ |
| 6. 家裁送致（少年審判を求めている27条1項4号措置） |
| 7. その他 |

VI. このケースに対する援助内容について

Q37 子どもと家族に対する援助プランについて

* 援助プランとは、児相の支援方針を具体化したものとして援助の具体的な方法やスケジュールなどを保護者に対して示したもの。文書化されているかどうかは問わない

(番号は1つ) 1. 作成している 2. 作成していない

Q38 虐待を行った者の児相の援助に対する態度

(番号は1つ)

1. 働きかけに応じる
2. 当初は働きかけに応じなかったが、現在は応じる
3. 当初は働きかけに応じていたが、現在は応じない
4. 働きかけに応じない
5. その他

Q39 児相による援助の状況について〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 保護者に対して援助を行っている → Q39-1～2へ |
| 2. 子どもに対して援助を行っている → Q39-3～4へ |
| 3. 保護者と子どもに対して同席での援助を行っている → Q39-3～4へ |
| 4. 援助は行っていない |

↓
「4.援助は行っていない」の場合、ここまでの入力を保存してこのケースの回答を終了してください

Q39-1 Q39で「1.保護者に対して援助を行っている」を選択した方にお尋ねします

保護者への援助の実施方法〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「8.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 来所してもらい個別面接 | 5. グループ療法 |
| 2. 家庭訪問による面接 | 6. 精神科医療 |
| 3. 施設に訪問しての面接 | 7. その他の医療 |
| 4. 個別心理療法 | 8. その他 |

Q39-2 Q39で「1.保護者に対して援助を行っている」を選択した方にお尋ねします

保護者への援助では、誰が対応しましたか〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「5.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|----------|------------------|
| 1. 児童福祉司 | 4. 家族支援のための専任担当者 |
| 2. 児童心理司 | 5. その他 |
| 3. 医師 | |

Q39-3 Q39で「2.子どもに対して援助を行っている」「3.保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」を選択した方にお尋ねします

子どもへの援助の実施方法〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「8.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 来所してもらい個別面接 | 5. グループ療法 |
| 2. 家庭訪問による面接 | 6. 精神科医療 |
| 3. 施設・里親宅を訪問しての面接 | 7. その他の医療 |
| 4. 個別心理療法 | 8. その他 |

Q39-4 Q39で「2.子どもに対して援助を行っている」「3.保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」を選択した方にお尋ねします

子どもへの援助では、誰が対応しましたか〔複数回答可〕

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「5.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|----------|------------------|
| 1. 児童福祉司 | 4. 家族支援のための専任担当者 |
| 2. 児童心理司 | 5. その他 |
| 3. 医師 | |

Q40 保護者、子ども、保護者と子ども（同席）に行ったプログラムやアプローチがあれば選んでください〔複数回答可〕

*プログラムとは、特定の手順に基づく手法や自治体独自に開発した手法などの専門的な援助方法のこと

*アプローチとは、家族とともに歩むソーシャルワークの方法論のこと

(回答例→選択肢2と3の場合は 2、3 又は 2、3のように記載)

↓「20.その他」を選んだ場合は具体的にご記入ください

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. サインズ・オブ・セーフティ | 12. 旧称「コモンセンス・ペアレンティング」
として紹介されていたプログラム |
| 2. パートナリング・フォー・セイフティ | 13. A F—C B T |
| 3. ファミリーグループ・カンファレンス
(F G C) | 14. T F—C B T |
| 4. 精研式ペアレントトレーニング | 15. その他の母親グループ(MC Gを含む) |
| 5. My Tree ペアレンツプログラム | 16. その他の父親グループ |
| 6. P C I T (親子相互交流療法) | 17. その他の親子同時に参加するグループ |
| 7. C A R E | 18. 応援ミーティング |
| 8. C R C | 19. ラップアラウンド |
| 9. トリブルP | 20. その他 |
| 10. Nobody's Perfect | 21. プログラムを行っていない |
| 11. コモンセンス・ペアレンティング(C S P) | |

Q40-1 児相以外が行っている「保護者、子ども、保護者と子ども」へのプログラムやアプローチを活用している場合、具体的な機関名・プログラムやアプローチ名をご記入ください

具体的な機関名	具体的なプログラムやアプローチ名

☆このケースの質問は、以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。
他のケースがある場合は、次の調査票に切り替えてから引き続きご回答をお願いいたします。

～ご協力をいただきありがとうございました～

別表Ⅱ※虐待の重症度基準について（こちらの基準を参照して評価してください）

虐待の重症度	基 準
5. 生命の危機あり	「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの
4. 重度虐待	今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもので、一時的分離、第三者による訪問指導、入院等が必要なもの ①継続的に医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある） ②生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない ③明らかな性行為がある。強制的に性的描写や性的交渉を見せている ④家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている ⑤日常的に夫婦間あるいはその他の家族（子どものきょうだいを含む）に対する暴言・暴力、あるいは自傷行為がある養育環境 ⑥日常的に子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、きょうだいとの極端な差別を行っている
3. 中度虐待	継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもので、一時保護や児童福祉司指導等の継続した関与が必要なもの ①今までに慢性的なあざや傷跡ができるような身体的暴力を受けていたり、長期間にわたって、養育を放棄・怠慢していたために、人格形成や情緒の問題が起こりそうである ②現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強が人格形成に危惧される ③親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存など）があり、子どもの世話ができない ④乳児を長期間大人のいない家に置き去りにしている ⑤性器を見せたり、着衣の上から触ったり、性行為やアダルトビデオの鑑賞を無配慮に子どもが見える状況で行っている ⑥夫婦間あるいはその他の家族（子どものきょうだいを含む）に対する暴言・暴力、あるいは自傷行為がある養育環境であるが、頻回ではない（数か月に1回程度） ⑦子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、きょうだいとの極端な差別を行っているが、日常的ではなく、頻回ではない
2. 軽度虐待	実際に子どもへの暴力・暴言・拒絶などがあり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもので、継続指導等のある程度継続した関与が必要なもの ①外傷が残るほどではない暴力 ②子どもの健康問題を起すほどではないが「養育の放棄・怠慢」傾向がある（例：子どもの世話が嫌で、時々ミルクを上げないことがある） ③子どもに対して卑猥な言葉を発している。アダルト雑誌などを無造作に子どもの目に触れるところに放置している ④夫婦喧嘩など配偶者間の不和が見られる養育環境である ⑤言葉による威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、きょうだいとの差別を行っているが一時的
1. 虐待の危惧あり	暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」「かわいく思えない」等の子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、又は状況等からその恐れがあるもので、助言による指導等が必要なもの

全 児 相 （通巻第 1 1 6 号 別冊）

令和 7 年 9 月発行

編集・発行 全国児童相談所長会事務局
(東京都児童相談センター事業課)
東京都新宿区北新宿 4-6-1
電 話 03(5937)2306(直通)

印 刷 東京都同胞援護会事業局
東京都墨田区両国 4-1-8
電 話 03(5669)0261(代)



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

